

平成28年度版

柏市環境白書

柏市環境部環境政策課

目 次

平成28年度版 柏市環境白書のあらまし	1
I 環境の監視	1
1 大気	1
2 水質	1
3 騒音・振動	1
II 環境保全に係る施策	1
1 総合的な環境保全施策	1
2 地域環境の保全施策	2
第1部 総説	5
第1章 柏市の概況	6
1 位置、地形及び気象	7
2 人口	7
3 土地利用と都市計画	9
4 下水道計画	9
第2章 環境行政の概況	10
第1節 環境部の組織	10
1 環境行政の体制	10
2 環境政策課の事務分掌	10
3 環境行政の推移	11
第3章 環境施策の推進	15
第1節 基本的施策の推進	15
1 新しい環境施策	15
2 最近の環境問題への取組	15
第2節 環境関連条例の整備	18
1 柏市環境基本条例	18
2 柏市地球温暖化対策条例	18
3 柏市環境保全条例	18
4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例	18
5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	18
6 環境関連条例の体系	18
第3節 柏市環境基本計画	19
1 計画の基本的事項	19
2 望ましい未来像	20
3 施策の方向性	20
4 計画の推進方針	20
5 実施事業	21
第4節 環境マネジメントシステムの推進	25
I 柏市の取り組み	25
1 環境マネジメントシステムの概要	25

2	府内の体制	2 5
3	環境目標及び達成状況	2 6
4	教育・訓練実施状況	3 2
5	外部環境監査実施状況	3 3
II	柏市内事業所の取組	3 9
	第5節 推進体制	4 3
1	柏市環境審議会	4 3
2	市民参加の促進	4 3
	第4章 公害等に係る苦情相談	4 4
	第1節 概況	4 4
	第2節 発生状況	4 4
1	年度別受付件数	4 4
2	業種別発生件数	4 5
3	用途地域別発生件数	4 6
4	月別受付件数	4 7
	第3節 処理状況	4 7
	第2部 環境の現況と対策	4 9
	第1章 地球環境	5 0
	第1節 概況	5 0
	第2節 地球環境保全に向けた取組	5 0
1	柏市地球温暖化対策計画	5 0
2	柏市地球温暖化対策計画の実施結果	5 2
3	柏市エコアクションプラン	5 4
4	省エネ法及び温対法改正に伴う定期報告書等作成	5 8
5	グリーン購入（柏市グリーン購入調達方針）	5 8
6	事業者への啓発活動	6 0
7	市民・事業者への啓発活動	6 3
	第2章 大気汚染	6 5
	第1節 概況	6 5
1	環境基準	6 6
	第2節 大気汚染の現況	6 8
1	大気環境の監視	6 8
2	環境基準の達成状況	7 0
3	大気環境の状況（常時監視結果）	7 2
4	大気環境の状況（その他の監視結果）	8 3
	第3節 大気汚染の対策	1 0 0
1	発生源の状況	1 0 0
2	発生源の規制	1 0 0
3	緊急時の対策	1 0 2
4	健康被害対策	1 0 4
5	窒素酸化物対策	1 0 4

6 粒子状物質対策	105
第3章 水質汚濁	106
第1節 概況	106
1 水質汚濁防止関係法令	106
2 公用用水域	112
3 地下水汚染	112
4 事業場の規制	112
第2節 水質汚濁の現況	113
1 公用用水域	113
2 地下水汚染	130
第3節 水質汚濁の対策	140
1 事業場の規制	140
2 生活排水対策	144
3 地下水汚染対策	145
第4章 土壤汚染	157
第1節 概況	157
1 土壤汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準	157
第2節 土壤汚染の現況	159
1 指定区域の指定状況等	159
第5章 騒音	160
第1節 概況	160
1 環境基準	161
2 要請限度	163
3 規制基準	164
第2節 騒音の現況	165
1 工場騒音	165
2 特定建設作業	166
3 交通騒音	167
4 自動車騒音面的評価	171
5 近隣騒音	171
6 航空機騒音	171
第3節 騒音の対策	172
1 工場騒音	172
2 特定建設作業	172
3 交通騒音	172
4 近隣騒音	172
5 航空機騒音	172
第6章 振動	173
第1節 概況	173
1 規制基準	174
2 要請限度	174

第2節 振動の現況	175
1 工場振動	175
2 特定建設作業	176
3 交通振動	176
第3節 振動の対策	179
1 工場振動	179
2 特定建設作業	179
3 交通振動	179
第7章 地盤沈下	180
第1節 概況	180
第2節 地盤沈下の現況	180
1 地盤沈下状況	180
2 地下水位状況	180
3 地下水揚水量の状況	181
第3節 地盤沈下の対策	183
1 千葉県環境保全条例による規制	183
2 柏市環境保全条例による規制	183
第8章 悪臭	184
第1節 概況	184
第2節 悪臭の現状	184
1 悪臭苦情の現況	184
第3節 悪臭の対策	184
1 悪臭防止法による規制	184
2 柏市環境保全条例による規制	187
第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度	187
1 6段階臭気強度表示法	187
2 臭気濃度	188
3 臭気指数	188
4 臭気強度と臭気濃度との関係	188
第9章 自然環境	189
第1節 概況	189
第2節 湧水保全事業	189
1 事業概要	189
第3節 自然環境保全	190
1 手賀沼船上探鳥会の実施	190
2 自然環境調査	190
3 柏市生きもの多様性プラン	190
4 自然観察ガイドブック「柏の自然ウォッチング」の発行	198
5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備	198
6 外来種対策	200
7 柏市谷津保全指針	201

第10章 放射線対策	202
第1節 概況	202
第2節 放射線対策事業	202
1 柏市除染実施計画	202
2 市内全域の放射線量測定	203
3 私有地の放射線量測定	204
4 放射線測定器の貸し出し	204
5 町会・自治会等による測定や除染作業等の支援	204
6 放射線対策に係る市の取組	204

平成28年度版 柏市環境白書のあらまし

I 環境の監視

1 大気

- (1) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物については、環境基準を満足しています。
- (2) 光化学オキシダントについては測定を実施している一般大気環境測定3局とも環境基準を超えており、1時間値の環境基準の達成率は93.9%（前年度91.4%）とここ数年は横ばいの傾向にあります。
- (3) ダイオキシン類は6地点で調査を実施し、全地点で環境基準を満足しています。また、経年的に調査している定点測定の3地点では、ほぼ横ばいの状況です。

2 水質

- (1) 水質汚濁の代表的な指標であるBODは大堀川が平成15年度から、大津川は平成17年度から環境基準を満足しています。
- (2) 手賀沼のCODは環境基準を超えており、近年はほぼ横ばいの状態です。
- (3) 下手賀沼のダイオキシンが環境基準を超えて検出されました。
- (4) 地下水調査で、新たに1本の井戸で鉛及び硝酸性窒素が、また別の1本の井戸で硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されました。

3 騒音・振動

- (1) 交通騒音については、国道6号及び16号、常磐自動車道で調査を実施し、国道6号・国道16号ともに全時間帯で環境基準を超え、常磐自動車道では全時間帯で環境基準を満足しました。要請限度については、国道6号は夜間の大部分で、16号は昼間の一部及び夜間全時間帯で基準を超え、常磐自動車道では全時間帯において基準を満足しています。このことは、国道6号及び16号は交通量が多く、大型車の混入率も高いことなどが原因と考えられます。一方、常磐自動車道は、同じような状況であっても防音壁等の防音対策の効果が認められています。
- (2) 交通振動については、国道6号及び16号で調査を実施し、国道6号は全時間帯で要請限度を満足し、国道16号は夜間の一部で基準を超えていました。

II 環境保全に係る施策

1 総合的な環境保全施策

- (1) 柏市環境基本条例に基づき、平成14年度に策定した柏市環境基本計画は、平成21年3月に、旧沼南町との合併等社会的変化をもとに、改訂しました。その後、平成27年度をもってこの計画期間が終了することや国内外の情勢の変化に伴って新たな環境問題が生じることが予測されるなど、本市の環境をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、本計画を改定し、「柏市環境基本計画（第三期）」を策定しました。
- (2) 環境保全に向けた取組を一層推進するため、市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成20年2月にISO14001の認証を更新しました。なお、平成20年3月にISO14001を返上し、本市独自のシステムとして、「KEMS」（柏市環境管理システム）を構築し、平成20年4月より運用しています。
- (3) 環境基本計画の施策の方向性ごとに事業を実施するとともに、平成28年度は第五

次総合計画の実施計画などに沿って 131 事業を環境マネジメントシステムにより進捗管理を行いました。平成 28 年度目標を達成したものは 95 項目となりました。

- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、旧柏市では、平成 12 年度から平成 16 年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」に取り組み、平成 11 年度に対し、平成 16 年度では温室効果ガス排出量 10 % の削減を達成しました。

平成 17 年の旧沼南町との合併後の暫定計画を経て、平成 20 年 4 月には、市役所における CO₂ 排出量を平成 24 年度までに 20 % 以上（平成 19 年度比）削減する目標を掲げた「柏市エコアクションプラン」に改定しました。しかし、平成 24 年度の結果として、CO₂ 排出量は 16.6 % 減となり、目標は達成できませんでした。

この結果を踏まえ、平成 26 年 3 月に、市役所における CO₂ 排出量を平成 32 年度までに 15 % 以上（平成 24 年度比）削減する目標に改定しました。

また、市域の温暖化対策として、平成 18 年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成 19 年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、平成 26 年 3 月には「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

平成 26 年度の市域の温室効果ガス排出量推計値は、約 223 万トンで、平成 2 年度比で 4.1 % 増、前年度比で 1.4 % 増加しました。

- (5) 市と環境保全協定を締結している市内 110 事業所は、自主的に環境保全計画を策定し、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しています。
- (6) 環境学習や研究の拠点として、「かしわ環境ステーション」を平成 17 年度に整備し、市民等を主体としたかしわ環境ステーション運営協議会により運営していましたが、平成 27 年 8 月に NPO 法人化しました。
- (7) 平成 28 年度より、3 年間かけて実施する自然環境調査を「かしわ環境ステーション」に委託して開始しました。

2 地域環境の保全施策

- (1) 柏市は、平成 20 年度より中核市に移行しました。これに伴い、大気汚染防止法の工場関係、ダイオキシン類対策特別措置法の事務、浄化槽法の維持管理の指導、騒音規制法の面的評価等の事務を千葉県から移管され、新たに実施することとなりました。
- (2) 公害発生源の監視のため、大気汚染防止法に基づき 37 事業所及び水質汚濁防止法等に基づき 58 事業所に立入検査を実施しました。その結果、大気汚染防止法に基づく立入検査においては 1 事業所に違反があり指導しました。水質汚濁防止法等に基づく立入検査においては 12 事業所に違反があり指導しました。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却施設 10 施設に立入検査を実施し、10 施設とも違反はありませんでした。
- (4) 市民等から公害に関する苦情が 179 件寄せられ、前年度と比べると、苦情が減少しました。
- (5) 平成 13 年度に整備した名戸ヶ谷湧水ビオトープは、市民により「名戸ヶ谷湧水ビオトープを育てる会」を組織し、ビオトープの活用や管理を実施しています。
- (6) 手賀沼の水質浄化や生活排水の浄化のため、約 3,000 人の市民や小学生を対象

に柏の水辺めぐりを開催し、家庭でできる浄化対策の説明や手賀沼の自然などを説明しました。

(7) 柏市生きもの多様性プラン

平成22年度に柏市の生物多様性を保全・回復させるプランを策定しました。このプランに基づき生物多様性保全の取組を進めています。

第1部 総 説

第1章 柏市の概況

1 位置、地形及び気象

本市は、千葉県の北西部に位置し、平成17年3月28日に沼南町と合併したことにより市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は我孫子市、印西市及び手賀沼、南部は鎌ヶ谷市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接しています。東西の距離は約18.0km、南北の距離は約15.0kmであり、面積は114.90km²です。

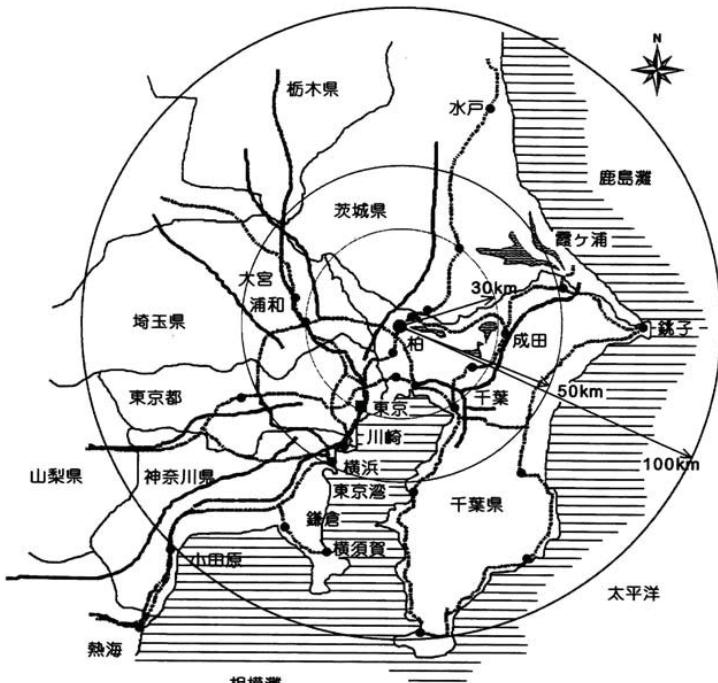
鉄道は、東西にJR東日本・常磐線が乗り入れ、南北に東武鉄道・野田線が通り、南部に北総鉄道・北総線が通っています。また、平成17年8月24日に開業したつくばエクスプレスは、本市の北部を通り市内に二つの駅が設置されています。これらの駅を中心として、沿線地域の土地区画整理事業などのまちづくりと、柏市域の交通を充実させ、沿線地域を活性化する効果が期待されています。道路では東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通って、首都圏の放射・環状両方向の交差部に位置する交通の要になっている他、南部に国道464号線が通っています。

標高は約0～32mのほぼ平坦な地形で、北総台地の中央部に位置し、この台地の中に手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津と呼ばれる侵食谷が入り込んでおり、台地を分断する形となっております。

北部は利根川河川敷や遊水地が広がり、低地を形成しております。

また、手賀沼、大堀川、大津川周辺には、斜面林や谷津田が多く存在し、都市化の進む首都圏の中にあって、貴重な環境資源となっています。

気候は、温暖な千葉県の中では、冬の気温が比較的低く、ここ5年間の平均気温は15.7℃であり、最高気温は37.7℃、最低気温は-3.7℃です。



年度別気象の状況

(永楽台測定期)

年度	気温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
平成24年	35.6	-3.7	15.4	74	1,178
平成25年	37.7	-3.4	15.6	74	1,297
平成26年	35.6	-2.8	15.5	75	1,474
平成27年	36.6	-2.7	16.1	75	1,413
平成28年	37.4	-3.7	15.8	70	1,400

2 人口

昭和29年市政施行時、人口4万人余であった人口は、東京都のベッドタウンとして、急激な人口増加を続け平成元年には30万人を突破しました。

平成17年には、沼南町との合併により新市の人口は約38万人となりました。平成元年頃から人口増加のペースも鈍化していますが、つくばエクスプレスの開業により北部地域総合整備事業等で、穏やかな人口増加が見込まれます。

人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口	世帯数	人口密度 (千km ² 当り)	備考
昭和30年	45,020	8,586	611	国勢調査
昭和35年	63,745	13,678	864	〃
昭和40年	109,237	27,746	1,496	〃
昭和45年	150,635	40,216	2,064	〃
昭和50年	203,065	57,445	2,782	〃
昭和55年	239,198	73,172	3,277	〃
昭和60年	273,128	84,271	3,742	〃
平成2年	305,060	100,359	4,183	〃
平成10年	322,269	116,287	4,420	〃
平成15年	332,690	127,976	4,563	常住人口調査
平成17年	381,016	143,756	3,316	国勢調査
平成18年	384,420	146,859	3,345	常住人口調査
平成19年	388,350	150,782	3,380	常住人口調査
平成20年	397,446	157,926	3,459	常住人口調査
平成21年	398,741	162,946	3,470	常住人口調査
平成22年	404,079	162,301	3,517	常住人口調査
平成23年	405,658	164,389	3,531	常住人口調査
平成24年	404,578	165,375	3,521	常駐人口調査
平成25年	406,395	167,857	3,537	常駐人口調査
平成26年	408,198	170,875	3,553	常駐人口調査
平成27年	414,054	175,479	3,609	国勢調査
平成28年	417,294	178,901	3,637	常駐人口調査

(注) 国勢調査年以外の人口は千葉県毎月常住人口調査結果による。

3 土地利用と都市計画

土地利用の状況は、都市化に伴い農地、山林が減少し宅地が増えました。

また、土地利用の基本となる区域区分制度については昭和45年に市街化区域54%市街化調整区域46%を指定し、さらに昭和48年に市街化区域について用途地域の指定を行いました。

平成8年に市の南部を対象に緑住都市構想、北部を対象に緑園都市構想また、平成12年に中央を対象にライブタウン構想を策定し緑や環境と調和し快適で活力のあるまちづくりを推進しています。

平成11年3月には常磐新線建設に伴う一体型土地区画整理事業による緑園都市構想の推進に向けて、市街化区域を約64%にしました。

平成17年3月28日に沼南町と合併することで市域が拡がり、農用地及び山林が大幅に増加しました。また、市街化区域の割合は47.4%となりました。

今後とも水と緑が豊かな、環境への負荷の少ない環境と共生するまちづくりの推進をすることとしています。

土地利用状況 各年1月1日現在

(単位：千km²)

区分 年度	農用地			宅 地					山林	原野	その他	合計	
	田	畠	小計	住宅	工業	商業	その他の	小計					
平成10年	7.5	10.5	18.0	17.8	1.6	0.6	2.3	22.3	4.7	0.6	27.3	72.9	
平成15年	7.0	9.6	16.6	21.4	1.7	0.5	0.0	23.6	4.1	0.8	27.8	72.9	
平成16年	柏	7.0	9.6	16.6	21.4	1.7	0.5	3.5	27.1	4.1	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.0	7.5	15.5	-	-	-	6.0	5.5	0.1	14.9	42.0	
	全体	15.0	17.1	32.1	-	-	-	33.1	9.6	0.9	39.2	114.9	
平成17年	柏	7.0	9.5	16.5	21.6	1.7	0.5	3.5	27.3	4.0	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.2	7.5	15.7	-	-	-	6.0	5.5	0.1	14.7	42.0	
	全体	15.2	17.0	32.2	-	-	-	33.3	9.5	0.9	39.0	114.9	
平成18年	15.2	16.7	31.9	24.3	2.2	0.7	6.6	33.8	9.4	0.9	38.9	114.9	
平成19年	15.1	16.6	31.7	24.7	2.2	0.7	6.6	34.2	9.1	0.9	39.0	114.9	
平成20年	15.1	16.4	31.5	24.9	2.2	0.7	6.9	34.7	8.8	0.9	39.0	114.9	
平成21年	14.3	16.6	30.9	27.8	2.2	0.8	4.3	35.1	8.4	0.9	39.6	114.9	
平成22年	14.1	16.4	30.5	28.0	2.2	0.8	4.3	35.3	8.3	0.8	40.0	114.9	
平成23年	14.1	16.2	30.3	28.3	2.1	0.8	4.3	35.5	8.2	0.8	40.1	114.9	
平成24年	14.1	16.1	30.2	28.1	2.5	0.9	4.3	35.8	8.1	0.8	40.0	114.9	
平成25年	14.1	16.0	30.1	28.3	2.5	0.9	4.3	36.0	8.0	0.8	40.0	114.9	
平成26年	14.0	15.9	29.9	28.6	2.5	0.9	4.2	36.2	7.9	0.8	40.1	114.9	
平成27年	14.0	15.7	29.7	28.9	2.5	0.8	4.2	36.4	7.8	0.8	40.2	114.9	
平成28年	14.0	15.5	29.5	29.1	2.6	0.8	4.2	36.7	7.7	0.8	40.2	114.9	

(注) 固定資産税概要調書による。沼南については千葉県統計年鑑より。

柏は旧柏市の地域、沼南は旧沼南町の地域

都市計画の決定状況

H29.3.31 現在 面積 : h a

区分	全体		市街化区域内
	面積	構成比(%)	構成比(%)
全市域	11,490	-	-
都市計画区域	11,490	-	-
市街化区域	5,453	47.4	100
内訳			
第1種低層住居専用地域	2,649	23.1	48.6
第2種低層住居専用地域	21	0.2	0.4
第1種中高層住居専用地域	315	2.7	5.8
第2種中高層住居専用地域	15	0.1	0.3
第1種住居地域	1,302	11.3	23.9
第2種住居地域	220	1.9	4.0
準住居地域	167	1.5	3.1
近隣商業	111	1.0	2.0
商業地域	85	0.7	1.6
準工業地域	169	1.5	3.1
工業地域	163	1.4	3.0
工業専用地域	236	2.1	4.3
市街化調整区域	6,037	52.5	-

(注) 総数の単位未満については、四捨五入のため内訳と一致しない。

4 下水道計画

本市の公共下水道事業は、昭和35年に柏駅を中心に単独公共下水道を着手し、昭和42年には十余二工業団地を対象に特定公共下水道を実施しました。

昭和56年から手賀沼流域下水道の供用を開始し、平成3年からは江戸川左岸流域下水道の供用を開始しています。

また、平成11年度から単独公共下水道区域を手賀沼流域下水道に接続し、特定公共下水道についても平成22年度から手賀沼流域下水道へ接続しました。

平成28年度末の処理区域面積は約4,643h a、普及率は90.0%となっています。

下水道普及状況

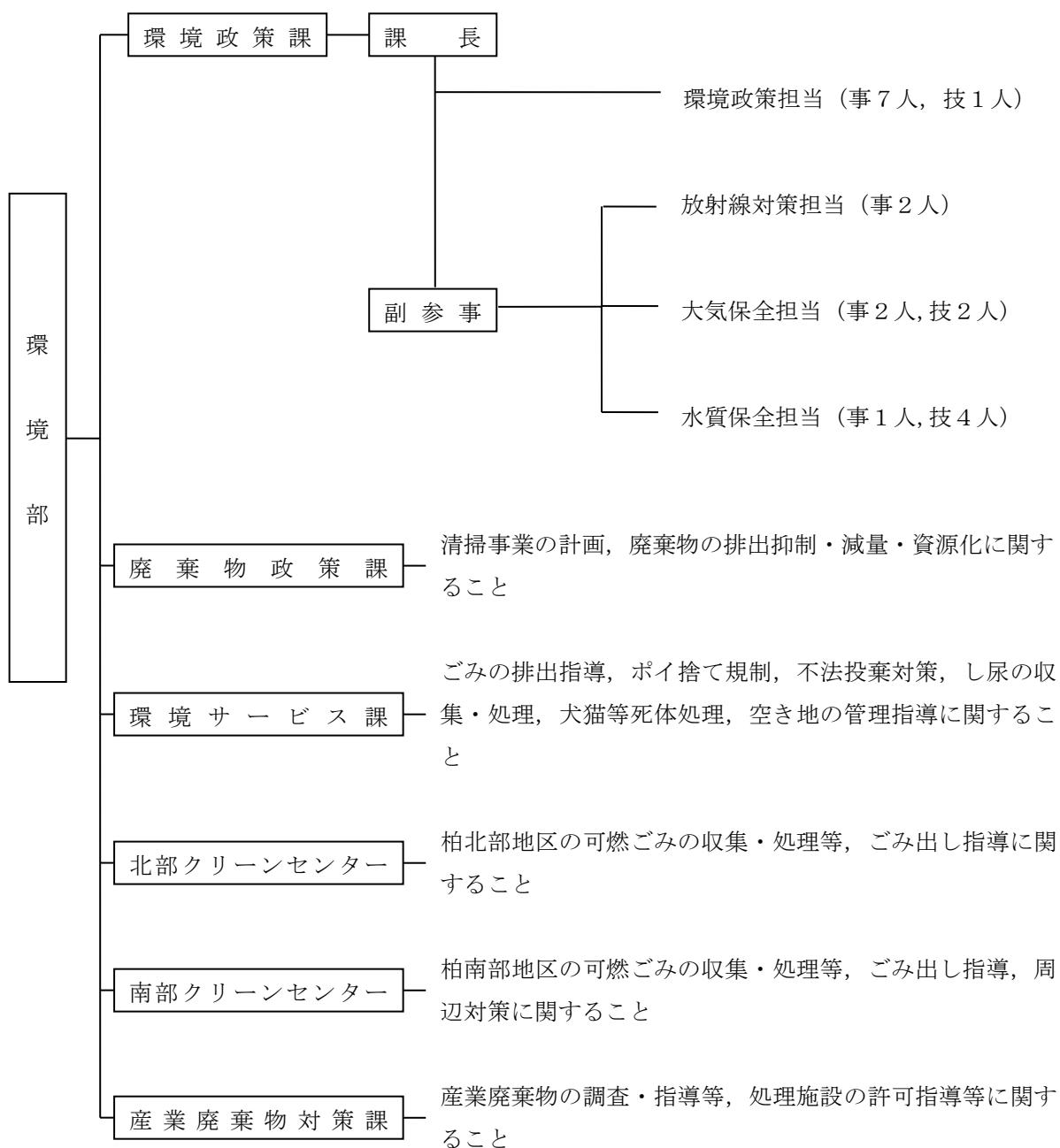
区分	年度				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
処理区域面積(h a)	4,346	4,379	4,521	4,595	4,643
処理区域内世帯数	151,820	154,518	158,651	162,106	165,775
水洗化世帯数	139,965	142,472	144,752	148,090	150,911
普及率(%)	88.1	88.3	89.3	89.6	90.0

第2章 環境行政の概況

第1節 環境部の組織

1 環境行政の体制

(平成28年4月1日現在)



2 環境政策課の事務分掌

- (1) 環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- (2) 自然環境及び生物多様性の保全に関すること
- (3) 地球温暖化対策等に関すること
- (4) 柏市環境管理システムに関すること

- (5) 手賀沼の水質浄化に関すること
- (6) 再生可能エネルギーに関すること
- (7) 柏市環境審議会に関すること
- (8) 放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- (9) 放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- (10) 放射線量の測定及び除染に関すること（公園施設等に係るもの）
- (11) 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること
- (12) 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- (13) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- (14) 柏市環境保全条例、柏市ダイオキシン類発生抑制条例等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること
- (15) 公害苦情処理に関すること
- (16) 水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
- (17) 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること
- (18) 土壤汚染対策法に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- (19) 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可等に関すること
- (20) 千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- (21) 凈化槽法に基づく設置及び維持管理指導に関すること

3 環境行政の推移

昭和 42 年 8 月	公害対策基本法公布施行
昭和 44 年 4 月	騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定 民生部衛生第一課環境衛生係において所掌
昭和 46 年 2 月	民生部衛生第一課に公害係を新設
4 月	機構改革により民生部公害課を新設
6 月	柏市公害対策審議会設置条例を公布施行
10 月	柏市公害対策審議会を発足
昭和 47 年 4 月	機構改革により衛生部が新設され同部の所属となる
7 月	柏市公害防止条例公布
9 月	柏市公害防止条例施行
昭和 48 年 9 月	事務室を本庁舎から柏市都市開発公社ビル内に移転
昭和 52 年 4 月	機構改革により衛生部を環境部に変更
8 月	柏市環境モニター制度を発足

昭和 5 3 年	1 月	振動規制法に基づく事務委任及び地域指定
	6 月	柏市環境保全条例を公布施行
昭和 5 8 年	4 月	機構改革により公害課を環境対策課に課名変更
昭和 5 9 年	4 月	大気汚染防止法第 3 1 条の政令市への指定
昭和 6 1 年	4 月	水質汚濁防止法第 2 8 条の政令市への指定
	5 月	湖沼水質保全特別措置法第 3 1 条の政令市への指定
	5 月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 1 4 条の政令市への指定
昭和 6 2 年	3 月	千葉県公害防止条例施行規則第 2 5 条第一項の事務委任
	1 2 月	柏市アメニティタウン計画策定
昭和 6 3 年	4 月	機構改革により環境対策課を環境保全課に課名変更
	5 月	柏市埋立て等規制条例公布施行
平成 2 年	4 月	柏市環境監視モニター設置要綱廃止
		柏市環境モニター要綱及び柏市家庭排水対策等広域推進協議会の設置要綱改正
平成 3 年	3 月	水質汚濁防止法第 1 4 条の 6 の生活排水対策重点地域に指定
平成 4 年	1 月	悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定
	3 月	水質汚濁防止法第 1 4 条の 8 の生活排水対策推進計画（柏市・みず環境プラン）策定
	1 1 月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく地域指定
平成 5 年	1 1 月	環境基本法公布
平成 6 年	8 月	公害対策審議会を廃止し、環境審議会を設置
平成 7 年	3 月	柏市環境モニター要綱廃止
平成 8 年	4 月	柏市家庭排水対策等広域推進協議会を廃止し、柏市みず環境プラン推進員制度発足
平成 9 年	3 月	柏市環境基本計画策定
	8 月	柏市環境保全協定の締結及び柏市環境保全協議会発足
	7 月	柏市埋立事業規制条例施行
		柏市ダイオキシン類対策検討会設置
平成 10 年	3 月	柏市役所エコオフィスプラン策定
	4 月	柏市埋立事業規制条例公布
平成 11 年	4 月	地球温暖化対策の推進に関する法律施行
	7 月	ダイオキシン類対策特別措置法公布
平成 12 年	4 月	柏市エコアクションプラン（第 1 期）策定
	6 月	循環型社会形成推進基本法公布
平成 13 年	3 月	I S O 1 4 0 0 1 の認証取得
	9 月	柏市環境基本条例制定

		柏市環境保全条例制定
	12月	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定
平成14年	4月	柏市環境保全条例施行規則制定
		柏市ダイオキシン類発生抑制条例施行規則制定
		柏市環境基本条例施行
		柏市環境保全条例施行
		柏市ダイオキシン類発生抑制条例の施行
		柏市環境保全条例（旧）、柏市公害防止条例及び柏市環境審議会条例の廃止
平成15年	2月	土壤汚染対策法施行
	3月	柏市環境基本計画改定
平成16年	2月	市民、事業者、市の環境配慮指針策定
	3月	I S O 1 4 0 0 1 の認証更新
平成17年	3月	柏市、沼南町の合併 新・柏市誕生
	4月	南部クリーンセンター稼動開始
	5月	柏市エコアクションプラン（暫定版）策定
	10月	かしわ環境ステーションを開設
	12月	柏市野積み防止等条例制定
平成18年	3月	柏市野積み防止等条例施行規則制定
	6月	柏市野積み防止等条例施行
平成19年	1月	I S O 1 4 0 0 1 の認証更新
	3月	柏市地球温暖化対策条例制定
	4月	柏市地球温暖化対策条例施行
	5月	柏市エコアクションプラン（第2期）策定
	12月	柏市野積み防止等条例廃止
		柏市有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例制定
平成20年	3月	柏市地球温暖化対策計画策定
		柏市新エネルギービジョン策定
		I S O 1 4 0 0 1 の認証返上
	4月	中核市に移行
		柏市エコアクションプラン改定
		柏市環境マネジメントシステム（K E M S）構築
	7月	柏市低炭素まちづくり要領制定
平成21年	3月	柏市環境基本計画改訂
平成22年	3月	柏市地球温暖化対策基金条例制定
	4月	改正土壤汚染対策法施行
	7月	柏市低炭素まちづくり要領改正
		柏市低炭素まちづくり指針策定
	9月	柏市公共施設省C O ₂ 指針策定

平成 2 3 年	3 月	柏市低公害車普及促進計画改定
	3 月	柏市生きもの多様性プラン策定
	8 月	環境部内に放射線対策室を設置
平成 2 4 年	4 月	柏市地球温暖化対策基金条例廃止
	6 月	改正水質汚濁防止法施行
平成 2 6 年	3 月	第二期柏市地球温暖化対策計画策定
		柏市エコアクションプラン改定
	4 月	機構改革により環境保全課を環境政策課に課名変更
		放射線対策室を課内室へ移行
	5 月	柏市公共施設等低炭素化指針策定
平成 2 7 年	1 2 月	柏市汚染土壤処理業許可等指導要綱制定
平成 2 8 年	2 月	柏市電力の調達に係る環境配慮方針策定
		柏市電力の調達にかかる環境配慮契約実施要領制定
	3 月	柏市環境基本計画（第三期）策定
平成 2 8 年	4 月	放射線対策室を環境政策課放射線対策担当へ移行
	5 月	柏市谷津保全指針策定
		柏市谷津田保全要領制定
平成 2 9 年	1 月	柏市谷津保全指針改定

第3章 環境施策の推進

第1節 基本的施策の推進

1 新しい環境施策

今日の環境保全の課題は、電気やガスなどの消費の増大による地球温暖化や工業の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水などによる水質汚濁、生物多様性の保全など広い範囲にわたり、それぞれが密接に関わっています。

これらの課題に対し、環境への負荷の低減を図るために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

市では南部クリーンセンターの中に、環境保全に関する理解を深め、様々な主体が連携し、協働して環境保全の活動を促進するために、環境の学習や研究の場、環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備しました。平成27年度にはNPO法人となり、市と協力して各種事業を実施しています。

2 最近の環境問題への取組

(1) 低公害自動車の普及

近年の経済活動の発展と生活の豊かさの向上は、自動車の普及による移動・輸送手段の発展によって支えられてきたものです。しかし、その一方で、増えつづける自動車は、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの排出による地球温暖化等環境に大きな影響を与えています。市では、平成14年度に柏市低公害車普及促進計画を策定し、平成27年度末までの低公害車及び低燃費かつ超低排出ガス車の市内導入目標率を55%と定めました。

同計画は、平成27年度末時点で、市内導入率が56.4%に達したことから、目標達成のため終了としましたが、今後も引き続き、地球温暖化対策として低公害車等の普及促進に努めていくこととします。

市内及び柏市の低公害車の普及状況は、次のとおりです。

柏市内における自動車保有台数状況 (平成27年3月31日現在、単位：台)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H27の 低公害車の割合 (%)
自動車保有台数※1	184,742	186,491	188,979	190,673	197,473	
天然ガス自動車	116	104	77	67	53	8.21
ハイブリッド自動車※2	6,338	8,683	11,437	13,675	16,178	
電気自動車 (PHV含む)	32	61	103	164	214	0.108
低燃費かつ超低排出ガスの ガソリン自動車※3	55,036	59,966	59,953	62,375	64,788	32.80
低公害車及び低燃費・排出車 割合(%)	41.0	45.5	49.7	53.1	56.4	

- ※1 千葉県統計年鑑出典（二輪車除く）
 ※2 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。
 ※3 平成17年排出ガス基準50%低減及び75%低減車

公用車における低公害自動車導入状況（平成29年3月31日現在、単位：台）

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
電気自動車		0	0	0	1	0	0
天然ガス自動車		0	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車 ※1		1	0	0	0	0	0
低燃費かつ超低排出ガスのガソリン自動車 ※2		3	6	16	24	19	14
合 計		4	6	16	25	19	14

※1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。

※2 平成17年排出ガス基準75%低減車

(2) ダイオキシン類削減総合対策

平成9年に大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令の改正により、ダイオキシン類が規制物質に指定されました。また、平成12年には、ダイオキシン類対策特別措置法が制定され、総合的な対策や研究が進んでいます。

市では、市内のダイオキシン類の発生抑制と削減を図るため、平成12年度よりダイオキシン類削減総合対策を推進するとともに、平成13年度に「柏市ダイオキシン類発生抑制条例」を制定しました。更に、平成20年度より中核市となり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対する指導も実施しています。

ア 環境調査

(ア) 大気

(p g - T E Q / m³)

地点	調査時期	春	夏	秋	冬	年平均値	環境基準	平成27年度
大室測定局	0.6	0.012	0.013	0.031	0.064	0.030	0.024 0.025 0.023 0.031 0.027 0.037	
永楽台測定局		0.011	0.027	0.026	0.040	0.026		
旭測定局		0.013	0.016	0.037	0.078	0.036		
大津ヶ丘第一小学校		0.018	0.021	0.033	0.067	0.035		
高柳西小学校		0.012	0.017	0.033	0.050	0.028		
藤ヶ谷ふれあいセンター		0.013	0.014	0.030	0.090	0.037		

(イ) 河川・湖沼水

(p g - T E Q / L)

調査時期 地点	春	秋	年平均値	環境基準	平成 27 年度
北柏橋 (大堀川)	0.15	0.097	0.12	1.0	0.11
上沼橋 (大津川)	0.26	0.18	0.22		0.25
染井新橋 (染井入落)	0.64	0.58	0.61		0.47
下手賀沼中央 (下手賀沼)	1.7	1.7	1.7		0.94

(ウ) 底質

(p g - T E Q / g)

調査時期 地点	春	環境基準	平成 27 年度
北柏橋 (大堀川)	2.9	150	2.2
上沼橋 (大津川)	1.5		1.7
染井新橋 (染井入落)	9.5		3.7
下手賀沼中央 (下手賀沼)	13		11

(エ) 地下水

(p g - T E Q / L)

調査時期 地点	秋	環境基準
増尾地区	0.048	1.0
布瀬地区	0.056	

(オ) 土壤

(p g - T E Q / g -dry)

調査時期 地点	春	環境基準	調査指導値
柏の葉小学校	7.3	1,000	250
花野井小学校	1.2		
逆井小学校	0.031		

第2節 環境関連条例の整備

1 柏市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2 柏市地球温暖化対策条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減目標その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

3 柏市環境保全条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講じることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、市民、事業者、本市の責務を明らかにするとともに、ごみ焼却炉の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、ダイオキシン類の発生の抑制を図り、もって市民の健康を保護し良好な生活環境を保全することを目的としています。

5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例

この条例は、大気汚染物質であり、光化学スモッグの発生原因の一つとなっている揮発性有機化合物（シンナー、接着剤等）の排出及び飛散について、各事業所が自主的にその抑制に取り組むよう求めていくものです。

6 環境関連条例の体系

平成14年4月1日に「柏市環境基本条例」「柏市環境保全条例」を施行しました。また、平成19年12月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。現在の環境関連条例の体系は次のとおりです。

柏市環境基本条例

(平成13年9月28日制定)

柏市地球温暖化対策条例

(平成19年3月28日制定)

柏市環境保全条例

(平成13年9月28日制定)

柏市ダイオキシン類発生抑制条例

(平成13年9月28日制定)

柏市揮発性有機化合物の排出及び
飛散の抑制のための取組促進条例

(平成19年12月26日制定)

第3節 柏市環境基本計画

平成14年度に策定した環境基本計画は、平成17年度の旧沼南町との合併及び地球温暖化対策の必要性など社会的変化をもとに、平成20年度に改訂しました。その後も環境問題を巡る国内外の情勢は変化しており、本市の環境政策においても「柏市生きもの多様性プラン（平成23年3月策定）」や「第二期柏市地球温暖化対策計画（平成26年3月策定）」等、様々な実施計画を策定し推進してきました。また、本市のまちづくりの基本となる総合計画として、「柏市第五次総合計画」が平成27年度に策定されました。

これらの状況や平成27年度をもって計画期間が終了することを踏まえ、柏市環境基本計画を改定し、新たな本市の環境施策を取りまとめた「柏市環境基本計画（第三期）」を策定しました。

1 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画とは

「柏市環境条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画です。

(2) 改訂方針

①「柏市第五次総合計画」の部門別計画として、市の環境施策の基本的な考え方等を定める。

②環境分野の個別計画と理念等の主要部分を共有し、環境分野におけるマスター プランとする。

③環境分野に関連する各種計画と連携して、環境の保全等に関する取組を組織横断的に推進する。

④地球温暖化等の広域な環境問題は、国等の方針に合わせながら、可能な限り独自性、先進性のある取組を推進する。

⑤計画の進捗管理は、「柏市環境管理システム（KEMS）」を活用する。

(3) 位置づけ

「柏市第五次総合計画」を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進しました。

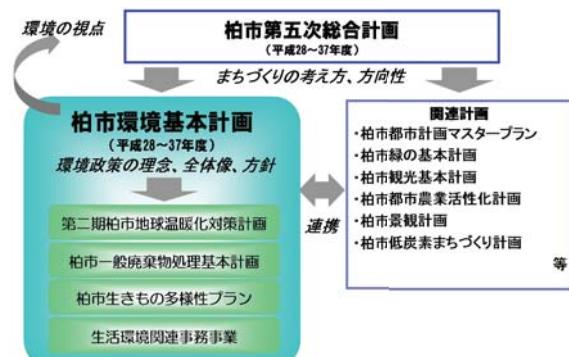
また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。

(4) 計画期間

平成28年度から平成37年度の10年間です。

(5) 対象

「柏市環境条例第2条」に基づき、本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4分野とします。



2 望ましい環境像

本市の環境の保全及び創造において、将来を展望した総合的、長期的な視点に立った望ましい将来像である環境像を、次のように定めます。

「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

すべての市民が、自然とよい関係を永遠（とわ）に保てるよう、共に活動して環境を守り、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、明日の柏を担う人々に伝える、そのようなまちを目指します。

3 施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、本計画の対象範囲の各分野ごとに基本目標を定め、また、全分野に共通するものとして情報発信と協働を位置付けます。

◆ 基本目標 1（自然環境分野）◆

多様な生物が生息できる環境を目指し、豊で魅力ある自然環境の保全に努めます。

◆ 基本目標 2（生活環境分野）◆

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

◆ 基本目標 3（快適環境分野）◆

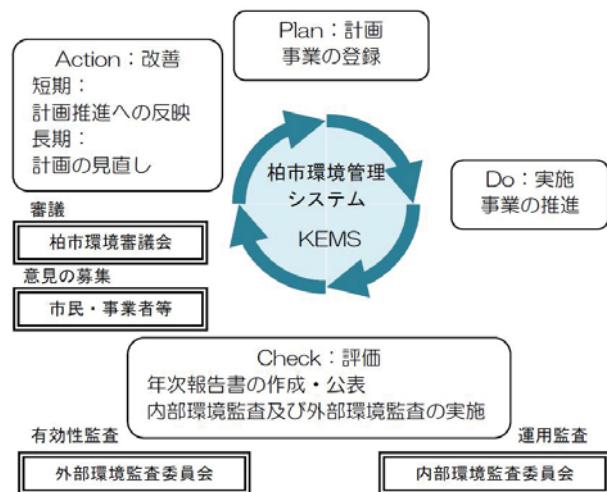
景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。

◆ 基本目標 4（地球環境分野）◆

地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

4 計画の推進

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、「柏市環境管理システム（KEMS）」を用いて、本計画の進捗管理を行います。



5 実施事業

環境基本計画の施策の方向性ごとに事業を実施しました。平成28年度は、柏市第五次総合計画の実施計画に沿って131事業を実施しました。事業の実施状況は、環境報告書として公表し、市民・事業者などから意見を伺い事業の推進に反映させていきます。

基本目標	基本方針	施策の方向性	実施事業
1 自然環境	1-1 水と緑の保全・活用	①農地の多面的機能の再評価	谷津田の保全（生物多様性地域戦略事業）
		②農業環境の維持・拡大	担い手育成総合支援事業 (農業後継者・新規就農者育成事業) 経営改善フォローアップ事業 (農業後継者・新規就農者育成事業) 環境にやさしい農業推進事業 (環境保全型農業直接支援交付金)
		③樹林地や水辺、谷津田の保全	谷津田の保全（生物多様性地域戦略事業） 増尾の森の整備（生物多様性地域戦略事業）
		①生きものの種と生態系の把握	自然環境調査（生物多様性地域戦略事業）
		②生きものが継続して、生息・生育できる環境の保全・再生	重要地区候補地の保全（生物多様性地域戦略事業） 特定外来生物の防除（生物多様性地域戦略事業） 淡水魚貝類種苗放流事業
	1-2 生物多様性の保全・再生	①3R行動の普及・促進	資源品分別・資源化事業 プラスチック分別・資源化事業 生ごみ処理容器等購入補助事業 リサイクルプラザリボン館事業 家具・自転車リサイクル事業 ごみの減量・啓発事業 小型家電の回収（使用済小型家電リサイクル事業） 啓発活動（使用済小型家電リサイクル事業） 出前授業（使用済小型家電リサイクル事業） 立入り指導（事業系一般廃棄物の減量） 3R推進事業所及び3R推進店推奨制度 (事業系一般廃棄物の減量) ドリームフラワープロジェクト事業 ゴミゼロ運動事業 園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 建設副産物の再資源化（環境に配慮した水道事業運営）
		②ごみの適正処理	塵芥処理施設管理運営事業
		③施設の老朽化対策	
		④安全な生活環境の維持	①水質の保全 合併処理浄化槽設置普及事業 水質調査及び水生生物調査（手賀沼浄化対策事業） 手賀沼水質浄化に係る啓発活動（手賀沼浄化対策事業） 手賀沼船上見学会（手賀沼浄化対策事業） 環境中調査（DXN類対策特別措置法の環境監視等） 特定事業所立入検査（DXN類対策特別措置法の環境監視等） 浄化槽の適正管理指導 公共用水域の監視 水質汚濁防止法および湖沼水質保全特別措置法等の立入検査 公共下水道（污水）の整備 水洗化の普及事業

		②大気の保全	常磐自動車道の交通騒音等調査（交通騒音等調査） 国道6号及び16号の交通騒音等調査（交通騒音等調査） 市内幹線道路周辺の交通騒音等調査（交通騒音等調査） 大気汚染防止法の立入検査（ばい煙発生施設） 大気常時監視 有害大気汚染物質モニタリング調査
		③地下水及び土壤の汚染対策	地下水汚染の調査、汚染防止対策
		④化学物質対策、放射線対策	放射線対策事業（給食） 私有地の空間放射線量率測定 空間線量の定期モニタリング 食の安全・安心対策推進事業 放射線対策事業（給食）
		⑤水循環の保全	名戸ヶ谷ビオトープ自然観察会（湧水・ビオトープの活用・管理） 公共下水道（雨水）の整備 流域貯留浸透事業
		⑥環境美化、不法投棄対策	不法投棄対策事業 ばい捨て等防止事業 産業廃棄物不法投棄監視事業 産業廃棄物処理業者指導監督事業 使用済自動車処理業者指導監督事業 P C B 廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業 土砂等の埋立等の規制条例 6国プロジェクト（R O K K O K U P R O J E C T）
		⑦近隣公害対策	公害苦情処理
3 快適環境	3-1 緑と潤いの創出、景観の向上	①緑の創出・保全・活用	施設の緑化（緑化推進事業） 緑のカーテン（緑化推進事業） 緑の羽根募金（緑化推進事業） 市民との協働による緑化・保全事業（人材育成） カシニワ制度の登録推進（市民との協働による緑化・保全事業） 柏リフレッシュ公園整備事業 こんぶくろ池公園整備事業 柏北部区画整理地内公園整備事業 高柳西側区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園内の管理（公園管理事業） あけぼの山公園管理運営事業
		②水と緑を活かした景観の形成	景観普及啓発 暫定整備及び維持管理（こんぶくろ池公園管理事業） 市民との協働による緑化・保全事業（人材育成） カシニワ制度の登録推進（市民との協働による緑化・保全事業）
	3-2 土地の適正な利活用	①土地の荒廃地化防止策の検討	生活環境の整備 公園・緑地・オープンスペースの確保（アクションプランの推進事業） 市民との協働による緑化・保全事業（人材育成） カシニワ制度の登録推進（市民との協働による緑化・保全事業）

	3-3 環境資源の活用	①環境資源の情報整備・発信 観光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 P R活動（こんぶくろ池公園管理事業） 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流の活性化 生物多様性関連事業（環境ステーション事業） 手賀沼アグリビジネスパーク事業（都市農業活性化推進事業）
4 地球環境	4-1 低炭素ライフへの転換	①市民・事業者への啓発・支援 地域ウォークの推進 環境保全協定 環境保全協議会 地球温暖化対策関連事業（環境ステーション事業） 自動車台数調査（低公害車普及促進事業） エコドライブの啓発活動（低公害車普及促進事業） 柏市エコアクションプラン 緑のカーテン普及促進（市民） かしわ環境フェスタ かしわ街エコ推進協議会補助金 柏市エコハウス促進総合補助金 フットパス事業 中小企業融資金事業 柏市建築物環境配慮制度に関する事務事業 理科支援事業 環境学習実践事例集 啓発活動（環境に配慮した水道事業運営） ②新規分野への取組の拡大
	4-2 低炭素まちづくりの推進	①拠点の省エネルギー化 省エネ行動の推進 低公害車の導入（資産管理課） 防犯灯補助金交付事務 エコステーション運営費補助金（低公害車普及促進事業） 土地貸し、屋根貸し 柏市公共施設等低炭素化指針 公共施設のLED化 電力の調達に係る環境配慮契約 低公害車の導入（北部クリーンセンター） 第二清掃工場運転管理委託 柏市商工団体共同施設設置等補助金（街路灯電気料等補助を含む） 公園照明灯のLED化（公園管理事業） 柏駅西口北地区市街地再開発事業 中心市街地活性化事業 柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業 低公害車の導入（下水道維持管理課） 小学校トイレ改修事業 中学校トイレ改修事業 柏の葉小学校（小中連携）整備 (仮称)柏北部中央地区新設中学校整備 低公害低燃費型自動車の導入（環境に配慮した水道事業運営） 低公害車の導入（消防局 警防課）

	②移動支援とネットワークの充実	柏駅周辺まちづくり 10ヵ年計画に基づく事業 乗合ジャンボタクシー運行補助事業 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」運行事業 自転車通行環境整備事業 レンタサイクル事業
4-3 適応策を含めた新たな取組の検討・実施	①気候変動適応策の検討・実施	防災気象情報に関する事業 感染症予防事業 健康危機管理事業 柏市グリーン購入調達方針 ヒートアイランド現象対策

第4節 環境マネジメントシステムの推進

I 柏市の取り組み

1 環境マネジメントシステムの概要

(1) ISO 14001認証取得

市は、環境の保全・創造施策の推進をより効果的なものにするため、また、行政が、率先して継続的な環境保全と改善に取り組むため、平成13年3月2日に、環境マネジメントシステム（以下システムという）の国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

(2) ISO 14001認証返上

平成20年2月に外部審査機関による定期審査を受け、改善指摘事項はなく規格に基づくシステムが適正に運用されていることを受け、平成20年3月末をもって、ISO14001の認証を返上しました。

(3) 独自の環境管理システム

平成20年度4月より、適用範囲を市内の市立学校を含めた全施設を対象として、独自の環境管理システム（Kashiwa Environmental Management System：KEMS）を構築し、運用を開始しました。

KEMSの主な特徴は、文書管理などの簡略化、専門知識を有する市民、事業者による外部監査の実施が上げられます。

2 庁内の体制

KEMSを確立し、推進するために、次の組織を設置しています。

(1) 環境管理総括者（市長）

システムの総責任者として、環境方針の策定やシステムの見直しなどを行います。

(2) 環境管理副総括者（副市長）

総括者を補佐し、総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときにその職務を代理します。

(3) 環境管理責任者（環境部長）

システムの運用責任者として、環境目的及び環境目標の決定やシステムの維持管理を行います。

(4) 地球温暖化対策推進本部

第二期柏市地球温暖化対策計画の推進及び柏市エコアクションプランの目標達成を図るため、柏市地球温暖化対策推進本部を設置します。副市長を本部長、環境部長を副本部長とし、構成員は各部局長等とします。所掌事務は、柏市エコアクションプランの目標達成のために必要な事項、第二期柏市地球温暖化対策計画の推進・検討に関する事項、柏市公共施設等低炭素化指針の推進・検討に関する事項、職場表彰審査に関する事項等です。

(5) 外部監査チーム

外部監査は、環境マネジメントシステムに精通する市内事業者や市民で組織し、システムが適切に運用され、かつ効果的に機能していることを監査します。

平成28年度は、環境審議会委員1名及び有識者2名に依頼しました。

(6) 環境管理事務局

システムを確立、管理するため、必要な調査及び検討等を行います。事務局長には環境政策課長を充て、環境政策課で庶務を処理します。

(7) 環境管理プロジェクトチーム

各環境管理実行部門内における環境管理実務の総合調整等を行います。

3 環境目標及び達成状況

平成28年度の目標値及び実績は次のとおりです。

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
1	省エネ行動の推進	省エネルギー行動を推進するため、ノーギヤードー及びクールビズ・ウォームビズを実施する。	ノーギヤードー実施日数	60日	達成
2	低公害車の導入	公用車の新規購入及び車両の貢換時に、低公害車（水素・電気等）・低燃費車を導入する。	低公害又は低燃費車の導入台数	随時	達成
3	防災気象情報に関する事業	市民が求めている気象情報をタイムリーに提供し、各関係機関との連携を密にして減災に努める。	防災気象情報（HP）へのアクセス件数	130,000件	未達成
4	防犯灯補助金交付事務	町会等が行う防犯灯の設置に要する費用又は防犯灯及び防犯連絡灯であって、補助金の交付申請の日に属する年度の4月1日現在設置されているものの維持に要する費用について補助金を交付する。	防犯灯設置灯数	400灯	達成
5	感染症予防事業	蚊媒介感染症対策として、庁内関係部署連絡会議、サーベイランス（定点における蚊採取調査及び検査）、普及啓発等を行う。	対策会議の開催回数	2回	達成
6	健康危機管理事業	熱中症対策として、啓発資料の配布、HP、twitter等の媒体を利用した周知・啓発、熱中症対策等を行う。	対策会議の開催回数	2回	達成
7	地域ウォーキングの推進	ウォーキングバースポットの発行と、地域でのウォーキング講座や手賀沼ふれあいウォーキング等を開催する。	歩く習慣のない人のウォーキングイベント参加者割合	30%	達成
8	放射線対策事業（給食）	幼稚園及び保育園で実際に提供された給食の放射性物質検査を実施し、安全性を確認する。結果については、園等に掲示し、保護者へ通知する。	放射性物質検出数	0件	達成
9	合併処理浄化槽設置普及事業	くみ取り便所及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う際の設置工事費を補助する。	補助件数	18件	未達成
10	環境保全協定	市内事業者が率先して地球環境に配慮した環境保全行動を実践するよう、柏市環境保全協定を締結する。	新規協定締結事業者数	2社	未達成
11	環境保全協議会	地球温暖化対策の啓発を図るため、環境保全協議会により横断幕を設置する。	横断幕の設置箇所数	3箇所	達成
12	水質調査及び水生生物調査（手賀沼浄化対策事業）	手賀沼流域の市民団体、事業者、行政の協働・連携により、手賀沼流域の湧水、河川の水質調査及び水生生物調査を行う。	調査実施回数	2回	達成
13	手賀沼水質浄化に係る啓発活動（手賀沼浄化対策事業）	手賀沼水質浄化を促進するため、各種イベントに参加し、市民に対して啓発活動を行う。	イベント参加回数	4回	達成
14	手賀沼船上見学会（手賀沼浄化対策事業）	手賀沼水質浄化の啓発として、小学4年生及び市民を対象に手賀沼船上見学会を行う。	見学会の回数	60回	達成
15	名戸ヶ谷ビオトープ自然観察会（湧水・ビオトープの活用・管理）	名戸ヶ谷ビオトープにおいて、市民や地域の小学生を対象に、自然観察会や近隣学校での総合学習を実施する。	自然観察会の実施回数	2回	達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
16	重要地区候補地の保全 (生物多様性地域戦略事業)	柏市生きもの多様性プランで定める生きもの多様性重要地区候補地のカルテ作成及び更新を行う。	カルテ作成・更新箇所数	34箇所	達成
17	特定外来生物の防除 (生物多様性地域戦略事業)	生態系を保全するため、アライグマ、カミツキガメ等の特定外来生物を防除する。	防除件数	適宜	達成
18	谷津田の保全 (生物多様性地域戦略事業)	保全対象谷津にある谷津田の土地所有者と保全協定を締結し、谷津田の保全を行う。	保全協定締結率	2%	達成
19	増尾の森の整備 (生物多様性地域戦略事業)	増尾の森の湿地環境を維持し、ホタルの生息・生育環境を整備するために、井戸の設置工事を行う。	井戸の設置箇所数	1箇所	達成
20	自然環境調査 (生物多様性地域戦略事業)	平成28~30年度の3年間で市内全域の動植物の調査を実施する。また、自然環境調査員のための講座を開催する。	講座の開催回数	1回	達成
21	地球温暖化対策関連事業 (環境ステーション事業)	地球温暖化対策啓発として、エコライフ講座、パネル展等を実施する。	イベント等の開催回数	3回	達成
22	生物多様性関連事業 (環境ステーション事業)	生物多様性の啓発として、柏の自然と生きもの講座・フェスタ等を実施する。	イベント等の開催回数	15回	達成
23	自動車台数調査 (低公害車普及促進事業)	市内における軽自動車を除く低公害・低燃費車を把握するため、自動車台数調査を実施する。	低公害・低燃費車の台数	19,675台	達成
24	エコドライブの啓発活動 (低公害車普及促進事業)	各種イベントに参加し、エコドライブの啓発活動を実施する。	啓発活動回数	3回	達成
25	エコステーション運営費補助金 (低公害車普及促進事業)	天燃ガス充填施設を運営する事業者に対して維持管理経費を補助する。	補助件数	1件	達成
26	土地貸し、屋根貸し	市内小中学校の屋上や公共施設跡地等を太陽光発電設置事業者へ有償で貸し出す。	貸付件数	1件	達成
27	柏市エコアクションプラン	全ての職員が取り組むべき省エネ行動等を示し、公共施設から排出される温室効果ガス排出量を削減する。	温室効果ガス削減率 (平成24年度比)	7.5%	達成
28	柏市公共施設等低炭素化指針	公共施設等の新築及び大規模改修の際に取り組むべき対策・技術を示し、公共施設等の低炭素化を推進する。	指針に基づく施設の新設及び改修件数	適宜	達成
29	柏市グリーン購入調達方針	柏市グリーン購入調達方針を改訂・周知し、環境に配慮した製品等の購入を推進する。	改訂・周知回数	1回	達成
30	緑のカーテン普及促進（市民）	柏市ストップ温暖化サポーターにより「緑のカーテン育て方講習会」を開催し、ゴーヤの苗を配布する。	講習会の参加者数	100人	未達成
31	かしわ環境フェスタ	大人から子供まで楽しみながら学ぶことのできる体験型イベントを実施し、併せて緑のカーテンコンテストの表彰や柏市内における地球温暖化対策の事例等も紹介する。	イベントの参加者数	300人	未達成
32	かしわ街エコ推進協議会補助金	一般社団法人かしわ街エコ推進協議会が実施する「柏市カーボンオフセット事業」を補助する。	イベントにおける事業啓発回数	2回	達成
33	柏市エコハウス促進総合補助金	省エネ・創エネ・蓄エネ・見える化ができる機器を設置する家庭に対して、設置費用を補助する。	補助件数	464件	達成
34	公共施設のLED化	分庁舎など公共施設23施設の蛍光灯をリース方式にてLED化する。	LED化施設数	23施設	達成
35	電力の調達に係る環境配慮契約	「柏市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、電力需給において環境に配慮した新電力(PPS)を導入する。	PPS導入施設数 (指定管理者制度導入施設は除く)	66施設	達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
36	フットバス事業	市民のおでかけ促進、環境保全からまちづくりまで多用な効果を生み出すため、フットバスコースの作成及びイベントを開催する。	イベントの開催回数	2回	達成
37	公害苦情処理	公害苦情に対応し、関係法令等があるものはそれに基づいて問題解決に当たり、それ以外については軽減策を指導する。	指導件数	300件	未達成
38	常磐自動車道の交通騒音等調査（交通騒音等調査）	常磐自動車道における道路騒音について常時監視し、実態の把握を行う。	実態把握	1回	達成
39	国道6号及び16号の交通騒音等調査（交通騒音等調査）	国道6号及び16号における道路騒音、振動を監視し、実態の把握を行う。	実態把握	1回	達成
40	市内幹線道路周辺の交通騒音等調査（交通騒音等調査）	市内の幹線道路周辺の自動車騒音を面的評価し、実態の把握を行う。	実態把握	1回	達成
41	環境中調査（DXN類対策特別措置法の環境監視等）	大気6地点（年4回）、河川水質及び底質4地点（水質は年2回、底質は年1回）、地下水2地点（年1回）、土壌3地点（年1回）において環境中調査を実施する。	環境基準達成率	100%	達成
42	特定事業所立入検査（DXN類対策特別措置法の環境監視等）	ダイオキシン特別措置法に基づく特定事業所について立入検査を実施する。	立入検査件数	9社	未達成
43	大気汚染防止法の立入検査（ばい煙発生施設）	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の立入及び適正管理指導を実施する。	立入検査件数	30件	達成
44	大気常時監視	市内に設置されている測定局において、窒素酸化物等の大気汚染物質を常時測定する。	環境基準達成率	100%	達成
45	有害大気汚染物質モニタリング調査	市内5地点において、年12回大気中の有害物質について調査を実施する。	環境基準達成率	100%	達成
46	浄化槽の適正管理指導	浄化槽清掃時に浄化槽設置者（管理者）に対して、法定検査の受診、定期的な保守点検及び清掃の実施を促す啓発チラシの配布等を行う。	チラシ配布数	6,000部	達成
47	公共用水域の監視	環境基準点等の水質測定及び特定事業場の立入検査を実施し、公共用水域の水質監視を継続する。	環境基準達成率	100%	達成
48	水質汚濁防止法および湖沼水質保全特別措置法等の立入検査	事業場の立入検査を実施し、水質汚濁防止法等の遵守状況を確認すると共に公共用水域の水質保全を図る。	排水基準超過率 立入事業所数	0% 70件	未達成
49	地下水汚染の調査、汚染防止対策	市内の汚染状況について積極的に情報収集を行うとともに、汚染の程度等に応じた対策（除去、監視）を行う。	地下水汚染除去装置設置数	4地点	未達成
50	私有地の空間放射線量率測定	市民からの申し出に基づき、市職員により私有地の空間放射線量率を測定する。	測定件数	30件	未達成
51	空間線量の定期モニタリング	携帯型環境放射線測定器を用いた車載走行及び歩行測定により、市内主要道路及び駅周辺の空間放射線量率を把握し、その結果を公表する。	測定回数	3回	達成
52	資源品分別・資源化事業	家庭から分別のうえで排出される資源品について、品目ごとに圧縮梱包等を行った後、再資源化事業者等に引き渡す等の仕組みの中で、ごみの資源化や減量を推進する。	資源品処理量	20,500 t	未達成
53	プラスチック分別・資源化事業	容器包装リサイクル法の定めに基づき、容器包装プラスチック類の分別収集・異物の選別及び圧縮保管を行った後、国の指定法人へ円滑に引き渡し、その資源化を促進する。	容器包装プラスチック資源化量	4,500 t	達成
54	生ごみ処理容器等購入補助事業	生ごみ処理容器等の購入者に対し購入費の一部を助成することで、購入を促進する。また、助成した者の中から抽出して利用状況等の調査を行い、効果を測定する。	補助件数	100件	未達成
55	リサイクルプラザリボン館事業	市民公益活動団体と連携し、リボン館の内外において各種3R体験教室や講座、講演会、清掃施設見学、関連イベント等を開催する。	講座開催回数	100回	未達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
56	家具・自転車リサイクル事業	リユース啓発の一環として、放置自転車及び粗大ごみとして排出された家具の中から、状態の良いものをリボン館で修理・整備した後、展示・販売を行う。	リサイクル家具 自転車販売台数	60個 120台	未達成
57	ごみの減量・啓発事業	ごみ減量広報紙等による市民や事業者への啓発と併せて、より多くの市民や事業者を巻き込みながら主体的に減量行動を進めていく体制や仕組みの構築を行う。	啓発事業実施回数	3回	達成
58	小型家電の回収 (使用済小型家電リサイクル事業)	市内17箇所に回収ボックスを設置し、家庭から出る使用済み小型家電を回収する。	小型家電回収量	5t	未達成
59	啓発活動 (使用済小型家電リサイクル事業)	市広報や公式ウェブサイト、イベント等において市民への周知を行い、回収量の増加を図る。	広報媒体掲載回数	3回	達成
60	出前授業 (使用済小型家電リサイクル事業)	市内の小学校において、小型家電の回収ボックス設置及び解説を行うことで、体験型の環境教育を提供する。	出前授業における出張回収回数	4回	達成
61	立入り指導 (事業系一般廃棄物の減量)	多量のごみの排出が見込まれる事業者から一定数を抽出し、減量計画書の提出依頼、資源化の実施状況等の聞き取り調査、保管状況等の現地での確認及び指導を行う。	立入り指導件数	10事業所	未達成
62	3R推進事業所及び3R推進店推奨制度 (事業系一般廃棄物の減量)	3Rに積極的に取り組む企業を市が推薦し広報媒体で紹介することで、市民の当該企業の利用による3Rへの貢献と、利用者の増による企業の利益創造の好循環を創出する。	3R推進事業所及び3R推進店推奨制度登録店舗数	30店	未達成
63	ドリームフラワープロジェクト事業	市内小中学校から発生した給食残渣からできた堆肥で育成した苗を、希望する小中学校の花壇に児童が描いたデザインどおり植える。	花壇に苗を植えた小中学校数	12校	未達成
64	ゴミゼロ運動事業	ふるさと協議会、町会、ボランティア団体、企業、商店会などに参加を呼びかけ毎年5月に、市内のぼい捨てごみ等を拾い集める「ゴミゼロ運動」を実施する。	ゴミゼロ運動の開催回数	1回	達成
65	不法投棄対策事業	防止カメラの設置、不法投棄廃棄物の回収及び適正処理、不法投棄対策協議会の開催、警察署との連携、近隣市不法投棄対策情報交換会への参加を実施する。	パトロール及び回収の実施	243日	達成
66	ぼい捨て等防止事業	環境美化を目的に路上喫煙等防止パトロール、柏市内各駅周辺ぼい捨てごみ清掃、啓発物資の配布及び設置等を実施する。	禁煙等強化区域内・外における路上喫煙防止パトロールの実施	243日	達成
67	生活環境の整備	過去に指導等を行った履歴のある土地所有者に対してあき地の適正管理を指導する。あき地の相談に対しては現地調査を行い、土地所有者へ連絡し適正な管理を促す。	事前指導件数	随時	達成
68	塵芥処理施設管理運営事業	柏市清掃工場長期責任委託事業契約に基づき受託者が行う適正な運転管理の履行確認を行う。	履行確認	12回	達成
69	低公害車の導入	公用車の新規購入及び車両の買換え時に、低公害車（水素・電気等）・低燃費車を導入する。	低公害・低燃費車の導入台数 及び割合	1台 100%	達成
70	第二清掃工場運転管理委託	エネルギーを有効利用するため、一般廃棄物の焼却施設として発生した廃熱を活用する。	受託者からの報告回数	12回	達成
71	産業廃棄物不法投棄監視事業	監視パトロールにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止する。不適正堆積等を行う行為者等に対し、産業廃棄物の搬出及び適正処理の指導を行う。	監視パトロールの年間実施回数	350回	達成
72	産業廃棄物処理業者指導監督事業	産業廃棄物処理業に係る許可等を適切に行うとともに、産業廃棄物処理業者に対して産業廃棄物の適正処理について指導・監督を行う。	産業廃棄物処理施設への立入検査件数	21件	達成
73	使用済自動車処理業者指導監督事業	使用済自動車の解体業及び破碎業に係る許可を適切に行うとともに、引取業者、フロン回収業者、解体業業者及び破碎業者に対して使用済自動車の適正処理について指導・監督を行う。	使用済自動車の引取業者及びフロン回収業者に係る登録並びに解体業者及び破碎業者に係る許可の件数	5件	達成
74	P C B廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業	P C B廃棄物を保管している事業者に対してP C B廃棄物の適正な保管及び処理について指導・監督を行う。	P C B廃棄物に係る立入検査の件数	25件	未達成
75	土砂等の埋立等の規制条例	土砂等の埋立て等に係る許可等を適切に行うとともに、埋立事業者に対して埋立事業の適切な施工について指導・監督を行う。	埋立事業許可の申請及び埋立事業届出の件数	10件	達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
76	観光情報等の提供事業	「かしわ観光ガイド」や「かしわ観光マップ」の配布、街中で開催される各種イベントの周知、また観光基本計画をもとに新たな観光資源や周辺施設を観光地化へと繋げる。	柏市への観光入込客数	3,111,000人	達成
77	手賀沼観光振興事業	我孫子市、印西市及び周辺観光施設と連携したスタンプラリーや、手賀沼のスポーツ振興を目的に我孫子市との合同事業としてレンタサイクル事業を実施する。	手賀沼レンタサイクル利用人数 スタンプラリー訪問者数	5,000人 3,400人	未達成 達成
78	中小企業融資資金事業	中小企業者及び創業者が、事業活動を行うための資金を市内金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して低利で融資する。	融資決定件数	200件	未達成
79	柏市商工団体共同施設設置等補助金（街路灯電気料等補助を含む）	商店会等が実施する、共同施設（街路灯、アーチ、駐車場等）の電気料を始め、その整備及び省電力化に伴う修繕等の事業に対して補助金を交付する。	支援件数	55件	達成
80	手賀沼アグリビジネスパーク事業（都市農業活性化推進事業）	道の駅しうなんを核とした農業・観光・レクリエーションのまちづくりを展開することで、手賀沼地域全体の集客、交流促進、活性化を目指す。	道の駅しうなんの来場者数	1,100,000人	達成
81	担い手育成総合支援事業（農業後継者・新規就農者育成事業）	担い手育成総合支援事業として、座学研修(農業大学校)及び実地研修（里親農家）を経て就農生産部会への加入、地域への定着支援を実施する。	新規担い手数	4件	未達成
82	経営改善フォローアップ事業（農業後継者・新規就農者育成事業）	農業経営のビジネス意識を高め、経営の見直しを図るため、経営相談や講習会を実施し、経営力の向上を目指す。	経営相談・講習会数	4件	未達成
83	環境にやさしい農業推進事業（環境保全型農業直接支援交付金）	環境と調和のとれた持続的な農業を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（綠肥、堆肥施用、有機農業等）を行った農業者に交付金を交付する。	実施面積	2,000a	達成
84	食の安全・安心対策推進事業	市職員が直接サンプリングを実施し、検査室において農産物の放射性物質検査を行う。また、検査結果についてホームページや広報などを通じて公表していく。	農産物の検査回数	120検体	達成
85	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業	農協等に集積場を設置して農業用廃プラスチックを回収する。また、協議会で回収した廃プラスチック類を県指定のリサイクルセンターへ運搬し、再生資源化を実施する。	回収量	16t	未達成
86	淡水魚貝類種苗放流事業	手賀沼の水質浄化及び生態系維持を目的とし漁業協同組合が漁業権を持つ河川にヘラブナ等の種苗を放流する。	放流量	180kg	未達成
87	景観普及啓発	都市景観に関する知識の普及を目的としてシンポジウム（まちあるき）等及び景観まちづくりに関する意識の高揚を目的として景観賞を開催する。	景観まちあるきの開催 景観賞の実施	各1回	達成
88	柏市建築物環境配慮制度に関する事務事業	窓口やホームページ等による柏市建築物環境配慮制度の周知及び事例概要を公表する。建築計画の事前協議に伴う環境配慮を誘導する。	届出件数	10件	達成
89	暫定整備及び維持管理（こんぶくろ池公園管理事業）	こんぶくろ池公園（1号近隣公園）における暫定整備及び維持管理活動を実施する。	18.5haの内3.5ha（1号近隣公園）整備率	100%	達成
90	PR活動（こんぶくろ池公園管理事業）	こんぶくろ池公園を広く市民に周知するため、来園者ガイド及び公園のPR活動を実施する。	年度内来園者数	1,500人	達成
91	施設の緑化（緑化推進事業）	開発行為等の緑化基準や緑化ガイドラインを基に緑化推進する。特に、緑化推進重点地区において基本緑化率にプラスして緑化を配置し、街に潤いや彩りのある空間を創出する。	施設緑化面積	15%	未達成
92	緑のカーテン（緑化推進事業）	公共施設に緑化施設を設置することで波及効果を期待すると共に、質の高いモデルとなる様な緑化をする。	緑のカーテンの実施	(5月～9月) 点検4回/月	達成
93	緑の羽根募金（緑化推進事業）	緑の羽根をシンボルに国土の緑化を進めることや緑化意識の向上を期待して、緑の羽根募金を実施する。	(公社)千葉県緑化推進委員会が 指定する目標額	1,141,000円	未達成
94	公園・緑地・オープンスペースの確保（アクションプランの推進事業）	緑を守ることを目標として、公園・緑地・オープンスペースを確保する。	制度による永続性ある緑化率	30%	未達成
95	柏リフレッシュ公園整備事業	市有地化を図るため、借地部の地権者と協議を行い早期に用地取得を進める。	用地取得率	75.5%	達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
96	こんぶくろ池公園整備事業	柏市土地公社が先行取得した用地の買戻しを計画的に推進していく。管理については地域住民との連携の観点から、市民NPOの協力を得ながら、維持管理を実施する。	市公社用地取得率 (仮換地ベース)	82.7%	達成
97	柏北部区画整理地内公園整備事業	周辺住民並びに関係機関等から広く意見を聴き、公園の整備を行う。	公園整備設計箇所数	工事2箇所 設計3箇所	達成
98	市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成)	市民との協働による緑化・保全を推進するため、里山活動入門講座を開催し、緑地保全に携わる人材を育成する。	里山活動人材	5人	達成
99	カシニワ制度の登録推進 (市民との協働による緑化・保全事業)	都市に潤いをもたらす緑のオープンスペースを確保するため、カシニワ制度の登録・普及啓発を推進し、土地所有者や市民をサポートする。	カシニワフェスタの来場者数 カシニワ制度登録件数	15,000人 230件	未達成
100	高柳西側区画整理地内公園整備事業	周辺住民並びに関係機関等から広く意見を聴き、公園の整備を行う。	公園整備設計箇所数	設計2箇所	達成
101	公園整備事業	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な公園施設の更新を行う。	都市公園の遊具施設改修	30基	未達成
102	公園内の管理 (公園管理事業)	公園内の清掃、遊具等施設及び植物の管理により、安全・安心かつ快適な公園環境を維持する。	公園数	672箇所	達成
103	公園照明灯のLED化 (公園管理事業)	公園照明灯の現況調査及びLED化されていない照明灯をリース方式によりLED化する。	LED化公園照明灯数	1,203灯	達成
104	あけぼの山公園管理運営事業	指定管理者制度による管理・運営を実施。事業として、お茶会、茶道講習会、四つ目垣講習会、里山講座を行う。	茶道教室・里山講座の開催回数	各1回	達成
105	柏駅周辺まちづくり10カ年計画に基づく事業	歩行者優先の道路ネットワークを形成し、街全体の歩行者の回遊性を向上させ、各「通り」沿いに魅力のある施設の立地を誘導し、広がりを持った魅力と多様性のある市街地を形成する。	ワークショップの開催回数	3回	達成
106	柏駅西口北地区市街地再開発事業	地球温暖化対策として、良好な都市環境の形成、ヒートアイランド現象の抑制など低炭素型都市づくりを推進するため、市街地再開発事業の事業化を目指している準備組合の活動を支援する。	西口北地区における理事会の参加回数	月1回	達成
107	中心市街地活性化事業	中心市街地活性化協議会等のまちづくり活動に関わる団体等に対して、各種補助制度等を活用しながらまちづくりを進める。	運営会議の開催回数	2回	達成
108	柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業	市街地再開発事業に併せて、多様な都市機能の複合化と機能・建物の更新により、環境負荷に配慮した低炭素型まちづくりを検討し支援する。	整備率	100%	達成
109	6国プロジェクト（ROKKOKU PROJECT）	柏駅西口周辺地区における良好な生活環境の形成、回遊性の向上等を図るため、国道6号地下道空間において、柏駅の西口周辺地区的関係者が主となり活動するものを支援する。	地域住民との地下道清掃回数	3箇所 各2回 計6回	達成
110	乗合ジャンボタクシー運行補助事業	乗合ジャンボタクシーの運行計画を策定するとともに、運行事業者に対し、限度額を定めた上で運行経費を補助する。	ジャンボタクシー利用者数	41,350人	達成
111	予約型相乗りタクシー「カシワニクル」運行事業	公共交通空白・不便地域内において日常生活交通（買い物や通院等の移動）を確保を目的に運行しており、運行システムの運営、予約受付並びに運行業務を委託している。	カシワニクル利用者数	5,860人	達成
112	自転車通行環境整備事業	柏市自転車総合計画に位置付けた整備計画対象路線の中から、先行整備する3つのモデル路線の仕様部分（構造等）を検討した上で、整備を進めていく。	自転車通行環境整備を実施した距離	1.35km	未達成
113	レンタサイクル事業	撤去自転車をリサイクルし、1台の自転車を複数の人が利用できるシステムを構築し、通勤や通学以外の様々な目的に対応した移動手段の提供を行う。	利用種別レンタサイクル台数	1月利用：380件 1日利用：8,650件	達成
114	ヒートアイランド現象対策	雨水の利用の促進のため、透水性舗装による歩道整備を実施する。	透水性舗装面積	280m ²	達成
115	公共下水道（雨水）の整備	計画的な雨水管整備（大堀川右岸第7号-2雨水幹線整備）。浸水被害が多発している地区での早急な雨水幹線整備（大堀川右岸第8排水区整備（豊四季、今谷上町地区））。	都市浸水対策達成率	21.3%	達成

番号	登録事業名	事業内容	目標		達成状況
			指標	目標値	
116	公共下水道（汚水）の整備	人口普及率が8割を超えていたが、未普及地区の整備が課題となっているため、社会資本総合整備計画（計画期間H28～32）に基づく国からの交付金をもとに公共下水道を整備する。	人口普及率	90.5%	未達成
117	水洗化の普及事業	水洗化普及員による下水道未接続家屋等に対する普及活動を行う。	下水道接続件数	90件 (訪問件数約3,000件の3%)	達成
118	低公害車の導入	公用車の新規購入及び車両の買換え時に、低公害車（水素・電気等）・低燃費車を導入する。	低公害・低燃費車の導入台数及び割合	1台 100%	達成
119	流域貯留浸透事業	下流域での浸水被害の防止及び雨水の地下への浸透による水環境を改善するため、開発行為の雨水の流出について抑制指導する。	指導及び検査回数	随時	達成
120	手賀沼エコマラソン大会	実行委員会と連携して手賀沼エコマラソンの円滑な開催のための準備と周知を行う。一般応募に先立ち、地元優先枠を設けて募集する。（エントリーのインターネットによる一元化）	エントリー数	9,000人	達成
121	小学校トイレ改修事業	市内小学校のトイレ改修の際に、人感センサー、LED照明及び節水型便器等省エネ機器を導入する。	学校数 トイレの箇所数	10校 11系統	達成
122	中学校トイレ改修事業	市内中学校のトイレ改修の際に、人感センサー、LED照明及び節水型便器等省エネ機器を導入する。	学校数 トイレの箇所数	8校 11系統	未達成
123	柏の葉小学校（小中連携）整備	柏市公共施設等低炭素化指針に基づき、太陽光発電設備をはじめとした低炭素化技術を導入する。	学校数	1校 (29年度末)	未達成
124	（仮称）柏北部中央地区新設中学校整備	柏市公共施設等低炭素化指針に基づき、太陽光発電設備をはじめとした低炭素化技術を導入する。	学校数	1校 (29年度末)	未達成
125	放射線対策事業（給食）	年間を通じ食材検査及び提供食あるごと検査を行い、結果については学校への通知及びホームページで公表する。また、学校給食センター分は全食検査を毎週行う。	柏市オフィシャルホームページにおける検査結果の公表回数	月1回	達成
126	理科支援事業	児童生徒の理科実験・観察への興味関心を高めるよう、小中学校に理科教育支援員を配置し、実験・観察の質的向上を図る。また、学習成果の発表の場として小中学校科学展を企画・運営する。	科学展の開催回数	1回	達成
127	環境学習実践事例集	市内小中学校全校の環境学習実践事例をとりまとめ、環境学習実践事例集をホームページに掲載する。	環境学習実践事例集の掲載回数	1回	達成
128	低公害低燃費型自動車の導入 (環境に配慮した水道事業運営)	低公害低燃費型自動車を導入（今後の車両の買換え時には電気自動車等エコカーの購入を促進する）	低公害・低燃費車の導入台数及び割合	1台 100%	達成
129	建設副産物の再資源化 (環境に配慮した水道事業運営)	再資源化への取組みの促進（工事で発生した建設副産物の再利用を図る。再資源化施設へ搬出することによりリサイクルの促進に努める）	建設副産物の再資源化率	100%	達成
130	啓発活動 (環境に配慮した水道事業運営)	職員各自の環境配慮意識啓発の促進（昼休みの消灯はもとより蛍光灯の間引きなどにより省電力化に努める。）	照明の間引率	30~40%	達成
131	低公害車の導入	公用車の新規購入及び車両の買換え時に、低公害車（水素・電気等）・低燃費車を導入する。	低公害・低燃費車の導入台数及び割合	6台 4.6%	達成

4 教育・訓練実施状況

システムを推進するために、職場研修及び特定業務従事者研修を実施しました。

研修名	対象者	回数	参加人数
職場研修	各所属職員	随時	3647名
委託業者従業員研修	委託業者従業員	随時	592名
特定業務従事者研修	特定業務従事者	随時	32名

5 外部環境監査実施状況

柏市環境管理システムが、適切に実施、維持されているかを外部の監査員の監査を受けました。

外部環境監査は、環境審議会委員1名及び有識者2名により、実施されました。

平成28年度の外部環境監査の結果は、次のとおりです。

項目	内 容
監査日	平成29年2月7日（火）
監査の目的	KEMSの有効性の確認
意見及び提言	<p>今回のKEMS外部環境監査は、聴取監査3部署（環境政策課、スポーツ課、地域支援課）及び現地監査3か所（旭町近隣センター、しこだ保育園、柏中学校）において、システム規定事項の実施状況及び有効性、環境負荷低減への取組状況、前回外部環境監査指摘事項への取組状況、システム改善の必要性などについて確認を行うとともに、各部署の事業や業務と環境改善の係わりや、行政機関として市民や事業者への環境マインド、環境配慮行動についての働きかけなどの聴取を行いました。</p> <p>1. 環境政策課（環境管理事務局）</p> <p>前回監査の提言13項目については、全5部署において真摯に受け止めていただき、全項目について対応が終了していることを確認しました。</p> <p>KEMSに規定された事項（事務事業登録・報告、温室効果ガス排出量報告、法的要件遵守、研修、監査、システム見直しなど）は、監査の範囲内では適切に実施されています。この結果、「柏市環境基本計画(第三期)」「第二期柏市地球温暖化対策計画」「柏市エコアクションプラン」「柏市公共施設等低炭素化指針」等に基づく環境配慮事業が環境方針に沿って進められ、市施設及び市域の環境負荷低減に寄与しており、KEMSの有効性を確認しました。</p> <p>KEMS本編（第9版）の大幅な変更点は、事務事業登録方法と実績報告であり、行政改革推進課事務事業管理とKEMS事務事業管理の重複の軽減を意図したシステム改善が行われていて評価されます。この結果、各部署の事務量は軽減されていますが、事務局の事務量は大幅に増加していることが今後の課題であり、継続的な改善が望れます。</p> <p>KEMS事務事業登録方法については、事務局が行政改革推進課事務事業から「柏市環境基本計画(第三期)」「第二期柏市地球温暖化対策計画」などに係わる事業を抽出して「KEMS事務事業一覧表を作成」し、各部署がこれに追加変更を行うシステムに変更していますが、その効果として、登録件数が平成27年度81件から、平成28年度は124件となり大幅に増加しています。しかし各部署からの独自目標の追加登録は5件であり、次の段階では通常業務</p>

に関連する独自目標などの更に幅広い活動が望まれます。

平成27年度の運用実績はKEMS事務事業登録81項目中、65項目(80%)において目標が達成され成果をあげていますが、更なる向上を期待します。尚、目標未達項目については、規定されている通りに「KEMS事務事業目標未達事由報告書」により未達事由、改善策等が報告されています。

市施設全体の温室効果ガス排出量については、柏市エコアクションプランにおいて平成24年度を基準に、平成25年度から32年度の施設分類毎の削減目標値がKEMS本編5章に追加され、目標が明確化されています。平成27年度目標5.6%削減(平成24年度比)及び平成32年度目標15%以上削減(同)に対し、平成27年度実績は、清掃施設、公園施設の運転方法変更や第一水源地の運用停止などにより、11%削減(対前年比4.1%削減)となり全体としては良好に推移しています。個別にみると平成27年度は15施設中、目標達成が6施設、未達成が9施設で過半数の施設が未達成であり、今後の改善を期待します。

評価できる事項は以下のとおりです。

ア システムの継続的改善

KEMS事務事業登録方法と実績報告方法を変更して「柏市環境基本計画(第三期)」「第二期柏市地球温暖化対策計画」などの整合性の向上を図り、登録分野・件数を大幅に拡大するとともに、各部署の事務量を軽減しています。

イ 内部環境監査

KEMS規定事項のみならず、「その他の積極的な取組み」についても聴取・記録して水平展開が行われていて良好です。継続してKEMS事務事業の対象になる部署の活動を引き出すように指導をお願いします。

ウ 市民啓発

市民などへの環境マインド、環境行動についての働きかけは、「かしわ環境フェスタ2016」「緑のカーテンコンテスト」などとともに「エコカ一体験&展示会2016」「フットパス&景観まちあるき」などの新たなイベントが企画開催され、それらが柏市のホームページで発信されていて良好です。

エ 職場表彰

「環境配慮を加味した入札によるPPS導入」「照明LED化的リース方式一括導入による早期省エネ実現」が実施され、それらの事業が評価され、表彰されていて良好です。

提言事項は以下のとおりです。

ア システムの継続的改善

KEMS 事務事業管理のために行政改革推進課事務事業管理データを更に活用できるように、行政改革推進課及び同様のニーズを持つ他部署と連携して、柏市の経営システムの全体最適化への継続的な検討をお願いします。

イ KEMS 本編改訂時の留意点

今回 KEMS 本編が大幅に改訂される中で、「運用管理のイメージ図」から具体的な文書名や書式名が削除され、「10章システム見直し」から見直しに必要な具体的資料名が削除されていますが、KEMS 本編は多部署がよりどころとするものであり、改訂時に内容を正確に継承する観点から、当初の意図も考慮して削除箇所を検討されることを推奨します。

ウ 環境方針

「柏市環境基本計画(第三期)」の4つの分野目標に合わせるために環境方針の基本方針から「(5)市民協働」を削除した結果、環境教育及び県や近隣市との連携などの記載が失われてしまいました。環境学習は、「柏市環境基本計画(第三期)」の3章2節(3)や重点プロジェクトに記載されている内容ですので、環境方針の basic 理念などへの記載の検討をお願いします。

エ 法的要件事項の周知

法的要件事項の遵守については、「平成27年度 KEMS 法的要件事項確認表」「平成28年度法的要件事項登録表」により確認しましたが、聴取において該当施設等の管理は施設担当部署により行なわれているものの、自部署にどのような特定施設があるのかなどについての把握不足が見受けられましたので、庁内説明会、内部環境監査などを通じて更なる周知をお願いします。

KEMS は246部署という広範囲に亘る大規模なシステムですが、多業務を行いつつ少人数でシステムを回している事務局の方々の熱意と努力に敬意を表するとともに、監査時に終始真摯に対応していただいたことに感謝いたします。

2. スポーツ課

KEMS に事業登録している手賀沼エコマラソンについて伺いました。

生涯啓発、環境啓発、健康、まちづくり、スポーツ振興として開催し、5回目から「エコ」がついて今年22回目、全国マラソン大会100選に選ばれています。今年の参加者は9000人で柏市民は3000人、昨年は2000人だったが市民枠を増やしました。参加者に配布するパンフレットに、環境啓発の文章を記載し子どもが描いた環境ポスターの優秀作を掲載しています。

また、ビジョンとしての「よみがえる手賀沼」のぼりを400本

とアドバルーンもあげています。

会場までは公共交通機関の利用の徹底、我孫子駅からは無料バスを運行し茨城方面からの来場者に対応しています。前日はスタッフ総出でゴミ拾いを行っています。会場のゴミについては各出展者が回収し終わった後も確認するがほぼ落ちていませんでした。

提言事項は以下のとおりです。

ア　たくさんの組織や人が関わり大変なところもあると思いますが、いろいろな可能性を秘めたイベントだと思いますので今後もより啓発の場所として、更に、参加者や来場者がエコに参加できる仕組みなど検討をお願いします。

イ　「親子でロコモ」というイベントで、親子と手賀沼の今と昔で対比させる環境学習を通じて環境保全の啓発に役立つというお話がありました。今後形になるよう検討をお願いします。

ウ　新春マラソンやスポーツドリームなど集客の多いイベントで、環境保護、保全、エコな情報を発信するなど環境政策課やストップ温暖化サポートーや地域環境団体などと協力し合って行うことの検討をお願いします。

3. 地域支援課

KEMS運用状況としては理解が深く良好です。施設管理として柏市内近隣センターの運用がありますが年数回に及ぶ所長会議の中、又は掲示板を利用して環境配慮に有効な内容があれば情報を展開するなど工夫がなされているのが聴き取れました。

KEMS事務事業登録されている防犯灯の整備に関しても進捗管理が十分になされていて良好です。

提言事項は以下のとおりです。

ア　近隣センターを新設される際の事業者選定では、環境配慮した工事を行う事業者であることも選定条件に入れていただきますよう、検討をお願いします。

4. 旭町近隣センター

KEMS運用状況としては理解が深く良好です。エコアクションプラン実績把握が十分になされており水道蛇口の管理からエアコンの管理、その他環境配慮に尽くせる施設内の工夫がなされておりました。また、ふるさと協議会とのコミュニティーが図れています。共有スペースでの使用品などが手作りにて設置されている備品を拝見する限り、市民利用者と共に活動をされていると感じました。

ただ、柏市防災拠点再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し

て設置された太陽光発電に関しては、利用スペースから一見できるものがなく少し残念な感じを覚えました。

5. しこだ保育園

照明をLEDに平成28年3月に替えて削減状況は良好です。

各部屋に温湿度計をつけて管理し節電しています。夏は遮光カーテンを使用し冬も扇風機を回して部屋の中の空気を循環させています。ティッシュペーパーは1/2にカットして使用し、裏紙も使用しています。夏はグリーンカーテンをして収穫したものは用務員が料理して職員みんなで食べていてコミュニケーションのひとつとなっています。また、トイレットペーパーの使用量、水を流す量も決まっていてふきんを洗う時はバケツを使用し手を洗う石鹼に独自のストッパーをつけるなど、節水、節電等の取り組みの様子がよくわかりました。

野菜を育てたり、2才児クラスはゴーヤのカーテンと一緒に植えたり、地域の人や世代間交流などで実体験を大切に進めています。またゴミの分別も先生たちが中心にしっかりと行っていることが分かりました。

提言事項は以下のとおりです。

ア 保育目標に「自分で考え行動する子ども」とありますので、より実体験の場として可能なクラスは、ゴミ箱の工夫を行うなど、子どもたちが自分で考えて行動できるような環境を作っていただくよう検討をお願いします。

6. 柏中学校

緑豊かな広い敷地と70年の伝統を誇る中学校で、緊急避難所併設の体育館などが特徴になっています。

環境教育については、年間指導計画に基づき、国語、理科、家庭科、保健体育などの各教科の中で計画・実施されるとともに、風プラン（環境、人権、国際理解などの分野における講演会活動）にも取り入れられ、良好に進められています。

地域連携については、学校区内の小学校との連携や地域の会（ゆいの会）との交流などが積極的に行われ、六国プロジェクト、落ち葉ボランティア、校内空中庭園の植栽管理など様々な環境活動が協働して進められていて良好です。

情報発信については、柏中学校のホームページに様々な情報が掲示されていますが、「今日の一枚」のページに環境も含め日々の学校の様子が分かり易く発信されていて良好です。

法的要件事項の遵守については、劇物の保管管理、理科実験廃液の処分、給食残渣の処分、PCB保管などが適切に行われているこ

とを確認しました。環境施設（グリーストラップ、空調機等）の管理は施設担当部署が実施していることを確認しましたが、自部署にどのような特定施設（騒音、振動）があるのか、「平成28年度法的
要求事項登録表」などにより再度確認をお願いします。

提言事項は以下のとおりです。

ア 環境教育は広範囲に亘っていますので、E S D（持続可能な開
発のための教育）も含め教科間の連携、協力も検討されることを推
奨します。

II 柏市内事業所の取組

以下の事業所が ISO 14001 及びエコアクション21の認証を取得して、環境配慮に取り組んでいます。

- (1) ISO 14001 [(財) 日本適合性認定協会 (JAB) ホームページより検索]

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	1997年 8月	住友林業 株式会社 住宅事業本部 柏支店	末広町14-1	農業,林業,漁業,化学薬品,化学製品及び繊維,建設
2	1998年12月	株式会社 ローソン	事業所及び市内全店舗	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
3	1998年12月	東洋ガラス 株式会社 千葉工場	新十余二1-1	非金属鉱物製品
4	1999年12月	東洋鋼板グループ 柏センター	新十余二6番1号	基礎金属,加工金属製品,機械、装置
5	2000年 3月	イチカワ 株式会社 柏工場	柏市根戸200番地	織物,繊維製品
6	2000年 4月	株式会社 吉野家	事業所及び市内全店舗	食料品,飲料,タバコ,ホテル,レストラン
7	2000年 7月	日立造船 株式会社 機械事業本部 柏工場	新十余二11	機械,装置,建設,その他専門的サービス
8	2001年 2月	株式会社 高島屋 柏店	末広町3-16	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
9	2001年 4月	株式会社 ウッドワン 柏営業所	北柏1-10-19	木材,木製品
10	2001年 7月	イオンクレジットサービス 株式会社 柏支店	柏市末広町5番19号 第12閑ロビル6階	金融,保険,不動産,賃貸
11	2001年 8月	イオンマーケット 株式会社 豊四季店	柏市豊四季台4-1-103-113	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
12	2002年 7月	株式会社 東京設計事務所 東葛飾事務所	亀甲台町1-6-2	エンジニアリング,研究開発
13	2002年 11月	株式会社 ヒメノ 東京本社 通信部 柏事務所	豊四季269-71	建設
14	2002年 12月	都機工 株式会社 柏支店	大山台1-4-12	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
15	2002年 12月	株式会社 稲葉製作所 千葉営業所	金山1000番地	基礎金属,加工金属製品
16	2003年 2月	浮ヶ谷グループ 浮ヶ谷興産 有限会社	豊四季字笹原379-6	輸送,倉庫,通信,金融,保険,不動産、賃貸,その他社会的・個人的サービス
17	2003年 8月	パウダーテック 株式会社 本社・柏工場	十余二217番地	化学薬品,化学製品及び繊維,基礎金属,加工金属製品
18	2004年 2月	KDDI 株式会社 日本通信エンジニアリング	大青田750	輸送,倉庫,通信

		サービス株式会社 柏センター		
19	2004年 4月	ト一イン 株式会社 柏工場	新十余二16番地1	パルプ,紙、紙製品,印刷業,ゴム製品、プラスチック製品,その他専門的サービス
20	2004年 7月	グローバル電子 株式会社 商品センター	柏市高田字上野台子 1400-1	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
21	2004年 8月	株式会社 ケイハイ 東葛支店	柏1304-1	非金属鉱物製品,機械、装置,建設,卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業,輸送,倉庫,通信
22	2004年 9月	新日本建設 株式会社 北関東支店	あけぼの4-1-3	建設,エンジニアリング,研究開発
23	2004年10月	株式会社 クリーンシステム 関東支店	新十余二7-8	再生業,建設,その他社会的・個人的サービス
24	2004年12月	旭化成アドバンス 株式会社 柏 P・D・C	十余二庚塚276	ゴム製品,プラスチック製品,卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
25	2005年 7月	ナガセテクノサービス 株式会社 商品センター	十余二337	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業,輸送,倉庫,通信
26	2005年 9月	摺津金属工業 株式会社 沼南工場	風早2-2-7	基礎金属,加工金属製品
27	2005年 9月	株式会社 花園サービス	松ヶ崎576	その他社会的・個人的サービス
28	2005年10月	和研薬 株式会社 株式会社 薬研社 柏営業所	根戸386-15	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
29	2005年11月	フルタカ電気 株式会社 東関東物流センター	明原3-3-14	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
30	2006年 1月	兼松サステック 株式会社 技術ソリューション部	柏の葉五丁目4-6 東葛テクノプラザ406	木材,木製品,建設
31	2006年 3月	株式会社 合人社計画研究所 柏営業所	柏6-1-1	建設,エンジニアリング,研究開発,その他専門的サービス
32	2006年 4月	千代田鉱碎 株式会社	風早2-3-6	再生業
33	2006年 5月	株式会社 アクト・ツーワン 柏支店	柏3-9-21	金融,保険,不動産、賃貸,その他専門的サービス
34	2006年 6月	味の素物流 株式会社 流通事業部 柏流通営業所, 関東エース物流 株式会社 千葉営業所	藤ヶ谷1823	輸送,倉庫,通信,その他社会的・個人的サービス

35	2006年11月	株式会社 京二 千葉営業所	中央1-9-1	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
36	2007年 1月	株式会社 桂紙業 藤ヶ谷営業所	藤ヶ谷545	その他社会的・個人的サービス
37	2007年11月	ナラサキ産業 株式会社 東関東営業所	柏2-6-7	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
38	2008年 9月	ティケイ 株式会社 千葉中央支社	末広町5-1	その他専門的サービス
39	2008年 9月	スズトクホールディングス 株式会社 メタルリサイクル 株式会社 (MR)千葉営業所	風早1-9-3	再生業,その他社会的・個人的サービス
40	2009年 2月	SOMPO ビジネスソリューションズ 株式会社 株式会社 アオキオートサービス	逆井1248-1	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
41	2009年 4月	国立大学法人 千葉大学 柏の葉キャンパス	柏の葉6-2-1	教育
42	2009年 6月	日西物流 株式会社 千葉営業所	東1-2-44	輸送,倉庫,通信
43	2009年 9月	日本総合住生活 株式会社 千葉北支店	豊四季台2-1-105-101	建設,金融,保険,不動産,賃貸
44	2010年 2月	岡本硝子 株式会社	十余二380	非金属鉱物製品,電気的及び光学的装置
45	2010年11月	協和工業 株式会社 千葉事業所	風早1丁目10-11	建設
46	2010年12月	株式会社 ボイス 柏厚生総合病院	篠籠田617	その他専門的サービス
47	2011年 3月	株式会社 東栄住宅 柏営業所	根戸482-8	建設
48	2012年 7月	京葉興業 株式会社 有限会社 いなり建設 京葉興業 株式会社	増尾4-11-11	建設
49	2012年11月	株式会社 ジャパンビバレッジ東京 柏支店	正連寺462-4	再生業,卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
50	2013年 5月	昱 株式会社 東葛営業所	豊四季341	建設
51	2015年 7月	日立造船 株式会社 機械事業本部	新十余二11	機械,装置
52	2016年 12月	株式会社 伊藤園 柏支店	吉野沢1-7	卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業

(2) エコアクション21

[(財)持続性推進機構（IPSS）ホームページより検索]

エコアクション21は「環境マネジメントシステム」の規格で、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく、事業者のための認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	2004年11月	柏プラネット(柏市廃棄物処理業協業組合、株式会社エコプラザ)	新十余二7-8	廃棄物処理・リサイクル業
2	2004年11月	柏市再生資源事業協業組合	十余二384-212	廃棄物処理・リサイクル業
3	2007年1月	沼南廃棄物処理協業組合	大島田154-3	廃棄物処理・リサイクル業
4	2007年7月	株遠藤製作所	高田1116-43	金属・加工金属製品等製造業
5	2007年12月	山本産業㈱	大青田380-383	廃棄物処理・リサイクル業
6	2010年7月	ALL保険プラザ㈱	北柏3-5-4	金融業・保険業
7	2010年9月	株キーストンインターナショナル	逆井13-27	卸売業・小売業
8	2011年4月	株大山清運	松ヶ崎363-1	廃棄物処理業・リサイクル業
9	2011年7月	株アゼータ柏	松葉町7-34-1	卸売業・小売業
10	2012年4月	株ヒートテック	豊上町14-6	機械・装置等製造業
11	2017年3月	伊藤ハム株式会社 加工食品事業本部 生産本部	根戸1-3	食品・飲料・たばこ等製造業
12	2017年7月	株式会社真工業	布施964-5	建設業・設備工事業

(3) KES [特定非営利活動法人KES環境機構ホームページより検索]

KESは「環境マネジメントシステム」の規格で、「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」が策定した「環境マネジメントシステム・スタンダード」に基づく、中小企業に取り組みやすい認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	2008年1月	株ナノテック	高田1064	金属の表面研磨処理加工

第5節 推進体制

1 柏市環境審議会

柏市環境基本条例に基づき、柏市環境審議会を設置しています。

組織は、学識経験者6名、市民6名（市民団体の代表者を含む。以下同じ。）、農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者6名、計18名の委員で構成します。

2 市民参加の促進

(1) 柏市環境審議会

柏市環境審議会委員に市民6人を委嘱し、市民意見の環境保全施策等への反映を図っています。

(2) 名戸ヶ谷ビオトープを育てる会

名戸ヶ谷ビオトープを育てる会は、平成15年2月に発足し、市民が中心となり、多様な動植物が生息できる場とともに、生き物をとおして自然を学ぶ場となるよう様々な活動を行っています。

(3) 柏市地球温暖化対策条例の制定

条例の制定にあたり、市民との対話の機会として「ストップ！地球温暖化 意見交換会」やシンポジウム等を開催し、その意見を条例に反映しました。

(4) NPO法人かしわ環境ステーション

南部クリーンセンターの中に、環境学習・研究や環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として環境学習研究施設「かしわ環境ステーション」を整備しました。

平成17年8月には市民、大学等の研究者からなる「かしわ環境ステーション運営協議会」が設立され、環境ステーションの運営にあたっています。柏市では「柏市環境基本計画」に基づいて、環境保全施策を実施してきましたが、これまでの手賀沼の水質汚濁、排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増加による生活環境の悪化などの地域環境問題から地球温暖化対策や生物多様性対策などの地球環境問題へ重点施策が変遷してきています。よって、平成22年に運営に係る基本的な方針について、見直しを行い、平成23年から地球温暖化対策部会と生物多様性部会の二部会で運営することとなりました。地球温暖化対策部会では地球温暖化防止に関する施策の検討、生物多様性部会では自然観察会などの環境学習プログラムの提供などを行っています。

平成27年8月にNPO法人化し、「NPO法人かしわ環境ステーション」になりました。

(5) ストップ温暖化サポーター事業

市民と協働で温暖化対策を推進するために、平成21年度に市民からサポーターを公募し、市民が中心となって、柏市ストップ温暖化サポーター事業（SOS事業）を行っています。

第4章 公害等に係る苦情相談

第1節 概況

本市によせられる公害苦情は、最近では工場を発生源とする産業型の公害苦情よりも、近郊の建設業系事業場やサービス業の店舗、家庭生活を発生源とする都市生活型の公害苦情が増加する傾向にあります。特にダイオキシンについて、その毒性による健康被害が社会問題として大きな関心を持たれていることから、野焼き等のごみ焼却行為によって発生するばい煙・悪臭の苦情が非常に多くなってきています。

本市では公害苦情処理にあたり、法令等の規制対象となっているものは規制・指導をしていますが、そうでない場合についても、原因者に発生源の対策を講じてもらえるよう、よく説明して協力をお願いしています。

問題の解決にあたり、まずは当事者同士がよく話し合い、そして、住民一人ひとりが周りの人に迷惑をかけないよう気を配ることが大切です。

第2節 発生状況

1 年度別受付件数

平成28年度中に本市によせられた公害苦情は179件ありました。公害の種類別に苦情の件数をみると、大気汚染76件(42.5%), 騒音72件(40.2%), 悪臭19件(10.6%)の順となっています。

公害苦情受付件数の年度別推移（単位：件）

種類\年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
典型7公害	大気汚染	168	133	117	96	77
	水質汚濁	10	2	4	7	6
	土壤汚染	0	1	0	0	0
	騒音	62	42	55	72	59
	振動	14	12	20	6	9
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	41	38	45	53	29
典型7公害以外	19	12	14	19	11	0
合計	314	240	255	253	191	179

2 業種別発生件数

平成28年度の公害苦情を業種別にみると、建設業が41件（22.9%）と最も多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害							その他 苦情	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
1 農業		5	0	0	3	0	0	2	0	10
2 林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 建設業		10	2	0	29	0	0	0	0	41
6 製造業		8	0	0	5	0	0	2	0	15
7 電気・ガス・熱供給・水道業		1	0	0	2	0	0	0	0	3
8 運輸・通信業		0	0	0	2	0	0	0	0	2
9 卸売・小売業・飲食店		0	0	0	11	0	0	4	0	15
10 サービス業		8	2	0	10	0	0	3	0	23
11 公務		1	0	0	0	0	0	0	0	1
12 家庭生活		33	1	0	3	0	0	1	0	38
13 事務所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 道路		0	0	0	3	1	0	0	0	4
15 空地		0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 公園		0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 神社・寺院等		0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 不明		10	6	0	4	0	0	7	0	27
合計		76	11	0	72	1	0	19	0	179

3 用途地域別発生件数

平成28年度の公害苦情を用途地域別にみると、住居系の公害苦情が110件（61.5%）と最も多く、市街化調整区域が41件(22.9%)の順に公害苦情の件数が多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害							その他苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
市街化区域	第一種低層住居専用地域	31	3	0	22	1	0	7	0	64
	第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種層中高層住居専用地域	1	1	0	4	0	0	0	0	6
	第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種住居地域	14	2	0	20	0	0	4	0	40
	第二種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準住居地域	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	近隣商業地域	1	0	0	2	0	0	1	0	4
	商業地域	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	準工業地域	2	0	0	3	0	0	0	0	5
	工業地域	4	0	0	4	0	0	1	0	9
	工業専用地域	1	1	0	0	0	0	4	0	6
市街化調整区域		21	4	0	14	0	0	2	0	41
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		76	11	0	72	1	0	19	0	179

4 月別受付件数

平成28年度の公害苦情を月別にみると、平成28年12月に受けた公害苦情件数が24件（13.4%）と最も多くなっています。

業種・発生場所	公害の種類	典型7公害							その他苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成28年	4月	4	0	0	7	0	0	4	0	15
	5月	8	0	0	8	0	0	2	0	18
	6月	6	2	0	8	1	0	1	0	18
	7月	6	0	0	6	0	0	2	0	14
	8月	8	0	0	7	0	0	1	0	16
	9月	6	3	0	6	0	0	4	0	19
	10月	5	0	0	8	0	0	3	0	16
	11月	6	1	0	1	0	0	0	0	8
	12月	12	1	0	10	0	0	1	0	24
平成29年	1月	3	1	0	3	0	0	1	0	8
	2月	9	2	0	4	0	0	0	0	15
	3月	3	1	0	4	0	0	0	0	8
合計		76	11	0	72	1	0	19	0	179

第3節 処理状況

本市では、柏市環境保全条例に基づき公害苦情の相談を受付しており、公害苦情受付後、早急に現地調査・事情聴取等を行い、状況の把握とともに適切な指導・助言に努めています。

近年、ダイオキシン類による環境汚染が社会的に大きな関心を持たれていますから、ごみ焼却時の苦情が多く寄せられています。

平成14年4月からは柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づき、法律で例外的に許されたごみ焼却であっても、周辺の生活環境が著しく損なわれるような場合には、その焼却をやめるよう指導しています。

平成28年度の公害苦情179件のすべてが年度内に解決しました。

第2部 環境の現況と対策

第1章 地球環境

第1節 概況

「地球温暖化」，「生物多様性の保全」，「オゾン層の破壊」，「有害廃棄物の越境移動」，「開発途上国の公害問題」など，地球環境問題は，将来の世代にも影響を及ぼす人類共通の課題であり，世界各国と手を携えて取り組むべき問題となっています。

これらの問題は，人間の活動によって人為的にもたらされたものであり，また，それぞれの問題は相互に関連しています。地球環境問題を解決するためには，大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムや生活様式そのものを変えていかなければなりません。私たちは，地球環境問題が深刻化している現状を認識し，一人ひとりの具体的な行動を積み重ねていくことが重要です。

本市では，平成19年3月に，「柏市地球温暖化対策条例」を制定し，また，平成20年3月には，「柏市地球温暖化対策計画」及び「柏市新エネルギービジョン」を策定しました。そして，平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定し，地球温暖化対策を推進しています。

第2節 地球環境保全に向けた取組

1 柏市地球温暖化対策計画

(1) 概要

平成19年3月に制定した「柏市地球温暖化対策条例」に基づき，本市の地域特性や都市・産業構造等を考慮し，具体的で実効性が高いCO₂削減対策を計画的かつ総合的に実施するため，「柏市地球温暖化対策計画」を平成20年3月に策定しました。そして，平成24年度で短期前期目標年次が終了したことと，平成23年3月に発生した東日本大震災によって我が国のみならず，世界のエネルギー事情が大きく変化したことを受け，平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

(2) 計画期間と目標

京都議定書の目標期間は平成24年度で終了したため，今後の温暖化対策の対象期間とCO₂排出量の削減目標は，我が国の削減目標や柏市が従来取り組んできた削減目標を踏まえ，以下のように設定しました。

対象年次	排出量削減目標
～平成32(2020)年度	平成17(2005)年度比3.8%以上

(3) 目標達成に向けた具体的な取組

ア エネルギーを賢く使う街

市民・事業者・柏市が高い環境意識を持って行動している街を目指します。

(ア) エネルギーの見える化の推進

スマートメーター及び環境家計簿の普及，スマートグリッドの展開など

(イ) 省エネルギー

公共施設のLED化，CASE柏，柏市公共施設等低炭素化指針など

(ウ) 創エネルギー

未利用地や公共施設への発電設備導入，柏市エコハウス促進総合補助金など

イ 緑と自然を活かす街

街中に緑や自然が調和しており、気候変動に備えた住みやすい街を目指します。

(ア) 緑の保全と整備

カシニワ制度、里山保全、緑地保全など

(イ) 農地の保全と活用

体験農園、エコファーマー制度、農地の扱い手づくりと産業力の強化など

(ウ) ヒートアイランド対策

緑のカーテン、打ち水、屋上緑化、壁面緑化など

(エ) ごみの少ない街

3R活動推進による廃棄物削減、生ごみ処理容器補助など

ウ 健康で生きがいのある街

充実した社会活動環境があり、外出により温室効果ガスを抑制する街を目指します。

(ア) 出かけるための魅力づくり

お出かけ促進、自然環境の保護とフットパスの設定、駅周辺整備など

(イ) 環境にやさしく、健康的な移動手段

公共交通利用促進、自転車利用促進、エコドライブの推進、カーシェアリング、動線整備による賑わい向上など

エ 世代を超えて学びあう街

各主体が知見を共有するとともに、次世代への教育を行っている街を目指します。

(ア) 環境学習講座

ストップ温暖化サポーターの出前講座、かしわ環境ステーションによる環境学習、リボン館でのリサイクル講座の開講など

(イ) 研究機関、市との連携

東京大学との木質バイオマス研究など

オ エコで活性化する街

温暖化対策が新たな環境ビジネスの創造、地域の活性化につながる街を目指します。

(ア) 企業の省エネ・創エネ支援

省エネ・創エネ機器導入時の低金利融資制度など

(イ) 環境配慮行動

グリーン購入調達方針に基づく配慮、各種省エネ機器普及促進など

(ウ) 地産地消・地販地消

食を通じた地域とのつながりと農業の振興など

2 柏市地球温暖化対策計画の実施結果

(1) 柏市域における温室効果ガス排出状況

柏市域における平成2年度から平成26年度の部門別温室効果ガス排出量は表のとおりです。

平成26年度の温室効果ガス排出量は、合計で2,230.6千t-CO₂となり、前年度と比較して、1.4%増加しました。前年度と比較すると、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門において排出量が増加し、一方、産業部門、民生家庭部門において減少しています。

表 柏市域における部門別温室効果ガス排出量（単位：千t-CO₂）

部門/年度	H2 (1990)	H17 (2005)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
産業	1,123.0	811.7	600.4	598.0	455.4	449.8	527.7
民生家庭	274.0	405.6	480.4	515.9	576.8	560.4	548.4
民生業務	259.2	362.9	452.9	513.6	543.5	578.1	558.0
運輸	440.1	560.2	505.0	562.0	523.8	535.7	519.7
廃棄物	40.1	45.4	50.6	54.3	67.3	71.5	73.4
代替フロン類	2.9	3.2	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4
合計	2,139.3	2,189.0	2,092.5	2,247.1	2,170.1	2,198.9	2,230.6

※合計は、各部門ごとに小数点以下第2位で四捨五入した値を合算したものです。

※電力の排出係数は、東京電力株式会社の各年度の実排出係数を用いています。

※代替フロン類は、平成2年度の排出量に平成7年度の排出量を組み込んでいます。

(2) 「第二期柏市地球温暖化対策計画」に基づく平成28年度の重点施策

ア 柏市エコハウス促進総合補助金

住宅の「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」「見える化」を総合的に補助しました。

○受付期間：平成28年4月1日（金）～平成29年2月28日（火）

（単位：件・千円）

メニュー	件数	金額
エコ窓改修	69	5,094
太陽光発電設備	270	17,221
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	100	10,000
エネルギー管理システム（HEMS）	35	350
定置用リチウムイオン蓄電池システム	43	4,300
電気自動車充給電設備	2	100
太陽熱利用システム	5	250
合計	524	37,315

イ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

「千葉県公共施設再生可能エネルギー等導入支援補助金」を活用し、防災拠点となる近隣センター2箇所に太陽光発電設備と蓄電池を設置しました。

対象施設	旭町近隣センター、高柳近隣センター
設置設備	太陽光発電設備：5 kW 蓄電池 : 10 kWh

ウ 公共施設へのLED照明の導入

分庁舎や近隣センター等22施設に約5,100本のLED照明をリース方式により導入しました。

3 柏市エコアクションプラン

(1) 概要

柏市役所は行政機関であるとともに、市内の一事業所として、地球温暖化対策や省エネ・省資源の取り組みを進めています。

これまで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、旧柏市では平成12年度から平成16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」（第1期）に取り組み、温室効果ガスを平成11年度比で10%削減を達成しました。

また、旧沼南町との合併により、平成17、18年度を暫定期間とした「柏市エコアクションプラン（暫定版）」により、新市での基礎データの収集を行いました。

引き続き、温暖化対策の推進を図るため、「柏市エコアクションプラン（第2期）」を平成19年5月に、「柏市エコアクションプラン」を平成20年4月に改定しました。さらに、「第二期柏市地球温暖化対策計画」策定に伴い、平成25年度に改定を行いました。

(2) 計画期間

平成26年度から平成32年度までの7年間

(3) 対象範囲

柏市及び東葛中部地区総合開発事務組合の全ての施設と組織（新設施設を含む）

(4) 削減目標

温室効果ガス排出量の15%以上削減

基準年度（平成24年度）排出量	33,464 t-CO ₂
最終年度（平成32年度）目標	基準年度15%以上削減

(5) 具体的取組

- ア 施設設備に係る取組…冷暖房の効率的な使用（冷房時28℃、暖房時20℃設定）、クールビズ・ウォームビズの導入、照明機器の適正管理など
- イ 事務に係る取組…OA機器の適正管理、グリーン購入の推進、3Rの活動など
- ウ 自動車に係る取組…低公害車への更新、アイドリングストップ、エコドライブの励行
- エ その他…マイ箸の使用

(6) 総括

平成28年度における温室効果ガス排出量については前年比5.0%の減、平成24年度比15.4%の減、総量では28,308 t-CO₂となりました。消費電力量については、平成24年度比12.4%の減となりました。

震災による電力不足から省エネ意識が高まり、各施設ごとの電気使用量を見ると減少傾向にあります。

新たな目標の達成に向けて、人の活動による省エネ対策（ソフト面）だけでなく施設整備を含めた（ハード面）における省CO₂対策の強化に取り組んでいかなければなりません。

(7) 取組状況

ア 取組結果

柏市エコアクションプラン 実態調査結果表
(柏市施設全体)

項目	単位	28年度 通年	27年度 通年	24年度 通年	対前年 削減量	対前年 削減比	対基準年 削減量	対基準年 削減比
電気使用量	kWh	46,020,057	46,189,938	52,755,250	-169,881	-0.4	-6,735,193	-12.8
電気使用による温室効果ガス排出量(A)	Kg-CO2	21,030,260	22,626,471	24,478,436	-1,596,211.2	-7.1	-3,448,176	-14.1
水使用量	m3	899,515	892,894	992,448	6,621	0.7	-92,934	-9.4
都市ガスとCNG使用量	m3	2,239,064	2,170,518	2,454,342	68,546	3.2	-215,278	-8.8
LPGガス使用量	m3	117,074	119,151	127,299	-2,077	-1.7	-10,225	-8.0
ガソリン使用量	L	260,147	242,137	254,043	18,010	7.4	6,104	2.4
軽油使用量	L	200,047	231,603	206,521	-31,556	-13.6	-6,474	-3.1
灯油使用量	L	286,412	277,063	387,555	9,348	3.4	-101,143	-26.1
燃料使用による温室効果ガス排出量(B)	Kg-CO2	7,277,393	7,161,346	8,985,742	116,047	1.6	-1,708,349	-19.0
温室効果ガス総量(A)+(B)	Kg-CO2	28,307,653	29,787,818	33,464,178	-1,480,164	-5.0	-5,156,525	-15.4

イ 施設別実績

(7) 電気使用量 (単位:kWh, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)		1,476,480	1,984,908	1,990,978	-508,428	-25.6	-514,498	-25.8
2 近隣センター		1,628,423	1,377,608	1,405,939	250,815	18.2	222,484	15.8
3 保育園		1,180,061	1,211,105	1,231,335	-31,044	-2.6	-51,274	-4.2
4 学校		11,127,786	11,039,366	10,906,021	88,420	0.8	221,765	2.0
5 医療施設		3,687,374	3,046,223	2,974,415	641,151	21.0	712,959	24.0
6 福祉・教育施設		708,183	697,978	649,061	10,205	1.5	59,122	9.1
7 清掃施設		6,870,483	5,777,976	10,887,057	1,092,507	18.9	-4,016,574	-36.9
8 市民利用施設		1,924,228	2,622,117	1,994,307	-697,889	-26.6	-70,079	-3.5
9 公園等		2,277,065	2,898,924	3,503,000	-621,859	-21.5	-1,225,935	-35.0
10 水道部		9,836,402	10,137,038	11,871,421	-300,636	-3.0	-2,035,019	-17.1
11 消防施設		1,534,645	1,558,695	1,517,376	-24,050	-1.5	17,269	1.1
12 事務組合		1,705,142	1,714,598	1,717,366	-9,456	-0.6	-12,224	-0.7
13 事務所等		298,184	249,024	288,416	49,160	19.7	9,768	3.4
14 沿南庁舎		435,099	401,466	445,481	33,633	8.4	-10,382	-2.3
15 体育施設		1,330,502	1,472,912	1,373,077	-142,410	-9.7	-42,575	-3.1
	計	46,020,057	46,189,938	52,755,250	-169,881	-0.4	-6,735,193	-12.8

(イ) 電気使用による温室効果ガス排出量 (単位:kg-CO2, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)		713,718	943,490	923,814	-229,772	-24.4	-210,096	-22.7
2 近隣センター		814,212	695,692	652,356	118,519	17.0	161,856	24.8
3 保育園		590,031	611,608	571,339	-21,578	-3.5	18,691	3.3
4 学校		5,373,648	5,066,327	5,060,394	307,321	6.1	313,254	6.2
5 医療施設		1,843,687	1,538,343	1,380,129	305,344	19.8	463,558	33.6
6 福祉・教育施設		352,688	352,479	301,164	209	0.1	51,523	17.1
7 清掃施設		1,853,887	2,917,878	5,051,594	-1,063,991	-36.5	-3,197,708	-63.3
8 市民利用施設		959,755	1,318,349	925,358	-358,594	-27.2	34,397	3.7
9 公園等		1,065,256	1,397,301	1,625,392	-332,045	-23.8	-560,136	-34.5
10 水道部		4,918,201	5,119,204	5,508,339	-201,003	-3.9	-590,138	-10.7
11 消防施設		767,323	787,141	704,062	-19,818	-2.5	63,260	9.0
12 事務組合		852,571	865,872	796,858	-13,301	-1.5	55,713	7.0
13 事務所等		149,092	125,757	133,825	23,335	18.6	15,267	11.4
14 沿南庁舎		158,376	155,094	206,703	3,282	2.1	-48,327	-23.4
15 体育施設		617,817	731,937	637,108	-114,119	-15.6	-19,290	-3.0
	計	21,030,260	22,626,471	24,478,436	-1,596,211	-7.1	-3,448,176	-14.1

※排出係数は、当該年度における電気事業者別実排出係数を使用

(イ) 水使用量

(単位:m3, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	25,426	25,520	27,309	-94	-0.4	-1,883	-6.9
2	近隣センター	11,626	10,462	13,096	1,164	11.1	-1,470	-11.2
3	保育園	83,915	91,546	89,690	-7,631	-8.3	-5,775	-6.4
4	学校	540,420	538,089	584,752	2,331	0.4	-44,332	-7.6
5	医療施設	48,647	43,171	46,096	5,476	12.7	2,551	5.5
6	福祉・教育施設	36,463	33,305	38,167	3,158	9.5	-1,704	-4.5
7	清掃施設	43,541	48,369	47,677	-4,828	-10.0	-4,136	-8.7
8	市民利用施設	11,887	13,035	14,415	-1,148	-8.8	-2,528	-17.5
9	公園等	36,203	23,971	24,423	12,232	51.0	11,780	48.2
10	水道部	4,249	4,562	5,284	-313	-6.9	-1,035	-19.6
11	消防施設	18,352	18,840	24,205	-488	-2.6	-5,853	-24.2
12	事務組合	5,789	5,984	34,812	-195	-3.3	-29,023	-83.4
13	事務所等	2,293	2,184	2,542	109	5.0	-249	-9.8
14	沼南庁舎	3,685	3,528	3,885	157	4.5	-200	-5.1
15	体育施設	27,019	30,328	36,095	-3,309	-10.9	-9,076	-25.1
	計	899,515	892,894	992,448	6,621	0.7	-92,934	-9.4

(エ) 都市ガスとCNGの使用量

(単位:m3, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	80,921	122,888	145,721	-41,967	-34.2	-64,800	-44.5
2	近隣センター	99,439	85,716	99,161	13,723	16.0	278	0.3
3	保育園	109,638	107,330	118,598	2,308	2.2	-8,960	-7.6
4	学校	668,339	669,121	708,382	-782	-0.1	-40,043	-5.7
5	医療施設	328,423	256,232	343,736	72,191	28.2	-15,313	-4.5
6	福祉・教育施設	151,058	145,916	155,287	5,142	3.5	-4,229	-2.7
7	清掃施設	152,529	159,241	411,463	-6,712	-4.2	-258,934	-62.9
8	市民利用施設	145,306	155,290	133,264	-9,984	-6.4	12,042	9.0
9	公園等	454	441	263	13	2.9	191	72.6
10	水道部	15,966	15,146	14,694	820	5.4	1,272	8.7
11	消防施設	180,970	158,362	11,912	22,608	14.3	169,058	1419.2
12	事務組合	228,925	228,656	231,763	269	0.1	-2,838	-1.2
13	事務所等	9,500	6,655	11,119	2,845	42.7	-1,620	-14.6
14	沼南庁舎	31,916	29,843	40,830	2,073	6.9	-8,914	-21.8
15	体育施設	35,680	29,681	28,148	5,999	20.2	7,532	26.8
	計	2,239,064	2,170,518	2,454,342	68,546	3.2	-215,278	-8.8

(オ) LPガス使用量

(単位:m3, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	1,883	178	183	1,704	955.9	1,700	931.0
2	近隣センター	138	161	201	-23	-14.2	-63	-31.3
3	保育園	5,624	5,671	5,907	-48	-0.8	-283	-4.8
4	学校	83,970	85,369	92,059	-1,399	-1.6	-8,090	-8.8
5	医療施設	19	19	0	0	0.0	19	-
6	福祉・教育施設	9,553	9,803	9,789	-250	-2.5	-236	-2.4
7	清掃施設	687	3,550	8,744	-2,863	-80.6	-8,057	-92.1
8	市民利用施設	29	24	35	5	23.0	-6	-17.4
9	公園等	1,120	1,235	1,257	-115	-9.3	-136	-10.8
10	水道部	51	0	48	51	-	3	6.7
11	消防施設	476	497	528	-21	-4.2	-52	-9.9
12	事務組合	12,979	12,317	8,056	662	5.4	4,923	61.1
13	事務所等	399	184	355	215	117.2	44	12.2
14	沼南庁舎	0	0	0	0	-	0	-
15	体育施設	147	144	139	4	2.7	9	6.5
	計	117,074	119,151	127,299	-2,077	-1.7	-10,225	-8.0

(カ) ガソリン使用量

(単位:L, %)

	区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1	本庁・分室(ISO部署)	112,203	72,954	82,979	39,249	53.8	29,224	35.2
2	近隣センター	0	1,964	1,894	-1,964	-100.0	-1,894	-100.0
3	保育園	0	0	0	0	-	0	-
4	学校	1,278	1,564	2,384	-286	-18.3	-1,106	-46.4
5	医療施設	3,730	13,483	13,696	-9,753	-72.3	-9,966	-72.8
6	福祉・教育施設	12,044	15,551	13,159	-3,507	-22.6	-1,115	-8.5
7	清掃施設	2,625	3,432	6,197	-807	-23.5	-3,572	-57.6
8	市民利用施設	0	964	1,574	-964	-100.0	-1,574	-100.0
9	公園等	2,866	3,611	2,266	-745	-20.6	601	26.5
10	水道部	9,454	8,572	12,249	882	10.3	-2,795	-22.8
11	消防施設	106,017	97,183	88,013	8,834	9.1	18,004	20.5
12	事務組合	7,481	7,341	8,169	140	1.9	-688	-8.4
13	事務所等	846	2,745	4,136	-1,899	-69.2	-3,290	-79.5
14	沼南庁舎	1,602	12,773	17,328	-11,171	-87.5	-15,726	-90.8
15	体育施設	0	0	0	0	-	0	-
	計	260,147	242,137	254,043	18,010	7.4	6,104	2.4

(キ) 軽油使用量

(単位:L, %)

区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	11,794	2,723	4,899	9,071	333.1	6,895	140.7
2 近隣センター	0	0	0	0	-	0	-
3 保育園	0	0	0	0	-	0	-
4 学校	14,515	17,592	15,570	-3,077	-17.5	-1,055	-6.8
5 医療施設	1,536	1,270	2,904	266	20.9	-1,368	-47.1
6 福祉・教育施設	3,037	3,137	4,619	-100	-3.2	-1,582	-34.2
7 清掃施設	116,609	134,607	108,306	-17,998	-13.4	8,303	7.7
8 市民利用施設	12	34	66	-22	-64.7	-54	-81.8
9 公園等	600	790	0	-190	-24.1	600	-
10 水道部	2,921	3,500	3,966	-579	-16.5	-1,045	-26.3
11 消防施設	48,758	49,759	49,793	-1,001	-2.0	-1,035	-2.1
12 事務組合	0	0	0	0	-	0	-
13 事務所等	265	18,191	16,398	-17,926	-98.5	-16,133	-98.4
14 沼南庁舎	0	0	0	0	-	0	-
15 体育施設	0	0	0	0	-	0	-
計	200,047	231,603	206,521	-31,556	-13.6	-6,474	-3.1

(ケ) 灯油使用量

(単位:L, %)

区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	0	0	0	0	-	0	-
2 近隣センター	583	0	0	583	-	583	-
3 保育園	2,530	4,308	8,115	-1,778	-41.3	-5,585	-68.8
4 学校	174,805	180,173	217,448	-5,368	-3.0	-42,643	-19.6
5 医療施設	0	0	0	0	-	0	-
6 福祉・教育施設	8,978	11,123	10,527	-2,145	-19.3	-1,549	-14.7
7 清掃施設	86,851	68,711	130,757	18,140	26.4	-43,906	-33.6
8 市民利用施設	232	294	332	-62	-21.1	-100	-30.1
9 公園等	161	73	156	88	120.5	5	3.2
10 水道部	0	0	0	0	-	0	-
11 消防施設	0	0	0	0	-	0	-
12 事務組合	0	0	8,000	0	-	-8,000	-100.0
13 事務所等	272	382	220	-110	-28.8	52	23.6
14 沼南庁舎	0	0	0	0	-	0	-
15 体育施設	12,000	12,000	12,000	0	0.0	0	0.0
計	286,412	277,063	387,555	9,348	3.4	-101,143	-26.1

(ケ) 燃料使用による温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO2, %)

区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	486,193	456,944	506,266	29,249	6.4	-20,073	-4.0
2 近隣センター	223,616	196,313	204,536	27,303	13.9	19,079	9.3
3 保育園	267,664	267,086	276,419	578	0.2	-8,755	-3.2
4 学校	2,218,239	2,246,214	2,288,585	-27,976	-1.2	-70,346	-3.1
5 医療施設	745,344	615,985	741,078	129,358	21.0	4,266	0.6
6 福祉・教育施設	469,251	480,864	460,237	-11,613	-2.4	9,014	2.0
7 清掃施設	870,809	899,222	2,630,936	-28,413	-3.2	-1,760,128	-66.9
8 市民利用施設	324,728	349,499	272,878	-24,771	-7.1	51,850	19.0
9 公園等	43,501	37,676	46,133	5,825	15.5	-2,632	-5.7
10 水道部	67,858	67,750	74,939	108	0.2	-7,081	-9.4
11 消防施設	782,044	713,315	664,241	68,728	9.6	117,802	17.7
12 事務組合	567,460	566,345	77,359	1,115	0.2	490,101	633.5
13 事務所等	25,766	70,314	531,402	-44,548	-63.4	-505,636	-95.2
14 沼南庁舎	75,033	97,319	123,844	-22,286	-22.9	-48,811	-39.4
15 体育施設	109,889	96,499	86,889	13,389	13.9	23,000	26.5
計	7,277,393	7,161,346	8,985,742	116,047	1.6	-1,708,349	-19.0

(コ) 温室効果ガス総量

(単位:kg-CO2, %)

区分	28年度	27年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年削減比
1 本庁・分室(ISO部署)	1,199,911	1,400,434	1,430,080	-200,523	-14.3	-230,169	-16.1
2 近隣センター	1,037,827	892,005	856,892	145,822	16.3	180,935	21.1
3 保育園	857,694	878,694	847,758	-21,000	-2.4	9,936	1.2
4 学校	7,591,886	7,312,541	7,348,979	279,345	3.8	242,908	3.3
5 医療施設	2,589,031	2,154,328	2,121,206	434,703	20.2	467,824	22.1
6 福祉・教育施設	821,939	833,343	761,401	-11,404	-1.4	60,537	8.0
7 清掃施設	2,724,695	3,817,099	7,682,531	-1,092,404	-28.6	-4,957,835	-64.5
8 市民利用施設	1,284,483	1,667,848	1,198,236	-383,365	-23.0	86,247	7.2
9 公園等	1,108,757	1,434,977	1,671,525	-326,220	-22.7	-562,768	-33.7
10 水道部	4,986,059	5,186,954	5,583,278	-200,895	-3.9	-597,219	-10.7
11 消防施設	1,549,366	1,500,456	1,368,304	48,910	3.3	181,062	13.2
12 事務組合	1,420,031	1,432,217	874,217	-12,186	-0.9	545,814	62.4
13 事務所等	174,858	196,071	665,227	-21,213	-10.8	-490,369	-73.7
14 沼南庁舎	233,409	252,413	330,547	-19,003	-7.5	-97,138	-29.4
15 体育施設	727,706	828,436	723,997	-100,730	-12.2	3,709	0.5
計	28,307,653	29,787,818	33,464,178	-1,480,164	-5.0	-5,156,525	-15.4

- (注) 1. 福祉・教育施設は老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設など
 2. 清掃施設は清掃工場、清掃収集事務所など
 3. 市民利用施設は市民文化会館、中央公民館、図書館など
 4. 公園等は公園、駐車場、駐輪場など
 5. 事務所等は大気測定局、土地区画整理事務所など
 6. 体育施設は体育館、運動場、庭球場、プールなど

(8) 計画の推進と点検

ア 計画の推進

本庁・出先機関及び教育機関等の各所属長を環境管理推進リーダーとし、所属部署における取組の推進を図ります。

イ 計画の点検と管理

- (ア) 年に2回、エコアクションプラン実態調査票により、電気・燃料等の使用量、自動車走行距離などの把握をします。
- (イ) 点検結果は環境政策課でとりまとめ、前回点検時より計画が推進されていない部署は、その理由と推進策を検討します。
- (ウ) 計画の目標は、環境マネジメントシステムにより進捗管理します。
- (エ) 環境白書やホームページ等で公表します。

4 省エネ法及び温対法改正に伴う定期報告書等作成

省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）及び温対法（地球温暖化対策に関する法律）の改正により義務付けられている市の庁舎等のエネルギー使用量とそれに起因する温室効果ガス排出量に関する定期報告書、省エネルギーに関する中長期計画書の作成を行いました。

5 グリーン購入（柏市グリーン購入調達方針）

(1) 概要

市では、「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境配慮製品の購入を積極的に進めています。平成14年度からは、「柏市グリーン購入調達方針」を策定し、調達目標を定めています。平成28年度においては以下の取り組みを行いました。

(2) 調達目標

購入する製品全体に占める環境配慮製品の割合を次のように目標設定しました。

ア 消耗品

品目	調達目標
コピー用紙（カラーを除く）	100%
制服・作業服等	90%以上
文具類	90%以上

イ 印刷物

品目	調達目標
報告書類	85%以上
帳票類	80%以上
チラシ・パンフレット類	95%以上

広報紙類	100%
ポスター類	100%
封筒	85%以上

ウ 特定品目（以下に掲げる品目について）

品目	調達目標
コピー機等・電子計算機(パソコン)・電子式卓上計算機・プリント・ファクシミリ・スキャナ・ディスプレイ・磁気ディスク装置・シュレッダー・デジタル印刷機・記録用メディア・一次電池又は小形充電式電池・カートリッジ等・インクカートリッジ・掛時計・携帯電話・P H S・スマートフォン・冷蔵庫（冷凍庫・冷凍冷蔵庫含む）・電気便座・電子レンジ・エアコン・消火器・ガスヒートポンプ式冷暖房機・ストーブ・温水器(電気式, ガス式, 石油式)・ガス調理機器・カーテン・布製ブラインド・金属製ブラインド・カーペット(織じゅうたん・ニードルカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット)・毛布・ふとん(ふとん側地又は中わた)・ベッドフレーム・マットレス・蛍光灯照明器具・L E D 照明器具・蛍光ランプ・電球形状のランプ・乗用車用タイヤ・2サイクルエンジン油・ペットボトル飲料水・アルファ化米・乾パン・缶詰・レトルト食品・非常用携帯燃料・保存パン・栄養調整食品・フリーズドライ食品・携帯発電機・旗・のぼり・幕・モップ・プロジェクタ・テレビジョン受信機・飲料用自動販売機設置・引越輸送・会議運営	100%

6 事業者への啓発活動

(1) 環境保全協定の締結

環境保全協定は、柏市環境基本条例の趣旨にのっとり、これまでの規制の概念ではなく、市と事業者が連携して環境にやさしいまちづくりを推進していくため、地球環境に配慮した取り組みを実践することを目的として事業者と柏市が締結するものです。

協定の締結

協定名	公害防止協定	環境保全協定
開始年度	昭和48年	平成9年
対象	工場・製造業	全ての事業所
締結数	3	110
目的	公害の防止	公害の防止と環境の保全
取組内容	公害防止対策	公害防止対策 地球温暖化防止対策 省資源の推進 有害物質の適正管理 緑化の推進等

(2) 環境保全活動概要

ア 環境保全活動取組状況（平成28年度）

No.	取組項目	取り組み数 ※
1	地球温暖化防止対策	43
2	低公害車の導入	7
3	アイドリング・ストップ	20
4	省資源対策の推進	91
5	地下水の保全と雨水の利用	0
6	紙等の使用の減量化と再資源化	43
7	リサイクル品の利用	24
8	有害物質の適正管理	15
9	環境の緑化	9
10	I S O	5
11	その他（廃棄物処理・啓発活動等）	62

※ 1事業所について1項目内での複数取り組みがある場合、全て積算した

イ 項目別の主な取組内容（カッコ内は報告のあった実施事業所数）

(ア) 地球温暖化防止対策

・燃料

燃料の使用削減（特A重油など） (20事業所)

- ・通勤方法
 - マイカー通勤の抑制 (2 事業所)
- ・車の使用
 - エコドライブの実施 (7 事業所)

(イ) 低公害車の導入

- 天然ガス自動車の導入 (3 事業所)

(ウ) アイドリング・ストップ

- ・内部に対しての取組
 - 研修・会議等で従業員への啓発 (3 事業所)
 - 停車時のアイドリングストップ (4 事業所)
- ・外部に対しての取組
 - 納入業者等へ文書での協力依頼 (3 事業所)

(エ) 省資源対策の推進

- ・省エネ活動
 - 電気、水等の使用量削減 (3 8 事業所)
 - エアコンの適切な温度設定 (1 1 事業所)
 - スイッチの適正管理 (7 事業所)
 - 冷暖房の適正管理 (3 事業所)
 - 工場・事業所内の明るい場所の消灯 (5 事業所)
- ・設備投資
 - 省エネ型器具の設置 (1 5 事業所)

(オ) 紙等の使用の減量化と再資源化

- ・有効利用
 - 両面印刷・両面コピーの徹底 (6 事業所)
 - 使用済用紙の再資源化 (5 事業所)
 - 使用量の削減 (1 1 事業所)
 - 裏面利用の推進 (8 事業所)
- ・システム等の改善
 - メールシステムの活用 (4 事業所)

(カ) リサイクル品の利用

- 環境ラベリング製品の利用 (9 事業所)

再生紙（コピー用紙）の使用

（ 8 事業所）

(キ) 有害物質等の適正管理

・監視測定

P R T R 法対象物質の削減

（ 4 事業所）

P R T R 法の報告実施

（ 3 事業所）

・教育訓練

有資格者の配置

（ 3 事業所）

(ク) 環境の緑化

緑化の推進

（ 5 事業所）

(ケ) I S O

I S O 取得（更新）

（ 4 事業所）

(コ) その他（廃棄物処理・啓発活動等）

・廃棄物の減量・再資源化・再利用

廃棄物の削減

（ 1 3 事業所）

廃棄物のリサイクル

（ 1 1 事業所）

金属類を有価物として売却

（ 6 事業所）

・環境配慮

社内環境教育の実施

（ 3 事業所）

環境関連法の遵守

（ 3 事業所）

周辺地域の清掃活動

（ 8 事業所）

(3) 温室効果ガス排出量

業種	平成27年度	平成26年度	増減値	増減率
工場・製造業	196,415	200,201	-3,786	-1.9
商店・事務所	496,805	431,533	65,272	15.1
合計	693,220	631,734	61,186	9.7

※ 各年度における単位はトン（t），増減率における単位はパーセント（%）

※ 51事業所による集計

7 市民・事業者への啓発事業

(1) 環境の月事業「農と自然と歴史のまち 沼南の魅力」パネル展示会の実施

環境の月の啓発事業として、農風景、自然景観、神社仏閣等が残る沼南地域の多様な魅力をパネル展示により紹介しました。

ア 日時

平成28年6月11日（土）～6月20日（月）

イ 場所

そごう柏店5階連絡通路

(2) 出前講座の実施

柏市ストップ温暖化サポーター*による地球温暖化に関する出前講座等を行いました。

*平成21年度より市の公募に応じて集まった市民を主体として、市域から温暖化対策に取り組むために結成されたボランティア団体

- ・楽しくストップ温暖化！自分で作ろうマイバック

ア 日時

平成28年8月21日（月）

イ 場所

中央公民館 5階和室

ウ 内容

オリジナル風呂敷を作成し、結びを覚える

(3) エコカ一体験&展示会

水素・電気自動車等をはじめとするエコカーの試乗・展示を行いました。

ア 日時

平成28年10月29日（土），30日（日）午前10時～午後3時30分

イ 場所

千葉県立柏の葉公園

(4) エコドライブの啓発

12月の地球温暖化防止月間に合わせて、エコドライブに関する横断幕を設置しました。

ア 日時

平成28年12月1日（木）～平成28年12月28日（水）

イ 場所

柏駅西口デッキ，南柏駅東口

(5) かしわ環境フェスタ2016の開催

柏市ストップ温暖化サポーターとの協働により、「かしわ環境フェスタ2016」を開催しました。「遊んで学ぼう！「エコ」のこと」をテーマに、ステージイベント、体験ブース、エコスタンプラリー等を行い、市内外から多くの来場者を迎えました。

ア 日時

平成28年12月3日（土）午前11時～午後4時

イ 場所

セブンパークアリオ柏 1階イーストコート

(6) 緑のカーテン育て方講習会

緑のカーテンの普及促進のため、柏市ストップ温暖化サポーター事業として、開催しました。

ア 日時

平成28年5月12日（木）、13日（金）

イ 場所

沼南庁舎、中央公民館

(7) 仲良し親子でエコロジ一体験「夏休み！エコ・クッキング教室」

エコ・クッキングとは、環境のことを考えて買い物・料理・片づけをすることをいい、地産地消及び省エネ啓発を目的としたエコ・クッキング料理講座を開催しました。

ア 日時

平成28年8月18日（水）

イ 場所

京葉ガス料理教室 My Leaves 柏の葉（ららぽーと北館：3階）

(8) かしわ環境ステーション

柏市内の環境保全活動の拠点施設として、南部クリーンセンター内に「環境学習研究施設（かしわ環境ステーション）」を平成17年10月に開設しました。

平成28年度は、市民向けの各種環境講座（柏の自然と生きもの講座、バードカービング教室、柏の自然と生きものフェスタなど）や子ども環境フェスタなど、多くのイベントを開催しました。

第2章 大気汚染

第1節 概況

私たちをとりまく大気中にはさまざまな汚染物質があり、そのままでは、人の健康や動植物を含めた生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態を大気汚染とよんでいます。

大気汚染の原因には、自然現象によるものもありますが、今日ではそのほとんどが工場、事業場及び自動車の排出ガスなど人為的に発生したものです。

大気汚染物質には硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などのほか、人の健康に重大な影響を及ぼすとされているベンゼン、トリクロロエチレン、ダイオキシン類等があります。更に、平成21年度には、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定され、その監視体制にも取り組んでいます。

本市では、大気汚染の発生源となる大規模な工場等は少ないものの、市の中央部で交差する国道6号及び国道16号、市北部を通過する常磐自動車道等の主要幹線が市内を通過しているため自動車交通量が多く、自動車の排出ガスの影響が懸念されています。

本市における大気汚染の監視体制は、一般大気環境測定局3局、自動車排出ガス測定局4局を設置して、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するとともに、降下ばいじんや有害大気汚染物質等の測定も併せて実施し、平成11年度からはダイオキシン類の測定も行っています。

また、常時監視はテレメータシステムを導入して、千葉県へデータ転送を行い、測定値は千葉県のホームページで常時更新しております。

さらに、平成20年度から本市が中核市になったことから大気汚染防止法に基づき、工場のばい煙発生施設の規制等を実施しています。

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素について定められていましたが、平成9年2月4日にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、さらに平成13年4月20日には、ジクロロメタンが追加されました。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (S O ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 p p m以下であり、かつ、1時間値が0.1 p p m以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質 (S P M)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (N O ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 p p mから0.06 p p mまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O x)	1時間値が0.06 p p m以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (C O)	1時間値の1日平均値が10 p p m以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 p p m以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは、捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	

光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が昭和51年の中央公害対策審議会答申において示されています。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対する午前6時から9時までの3時間平均値は、水素炎イオン化検出器を用いた直接法によること。	0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にあること。
----------	---	-------------------------------

なお、環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

(1) 短期的評価

測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価します。

(2) 長期的評価

年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、それぞれの物質については次のとおりです。なお、年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することが出来ません。

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準値と比較して評価します。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わず評価します。

イ 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち測定値の低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価します。

ウ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン 年間平均値で評価します。

平成21年度に追加された微小粒子状物質の環境基準値

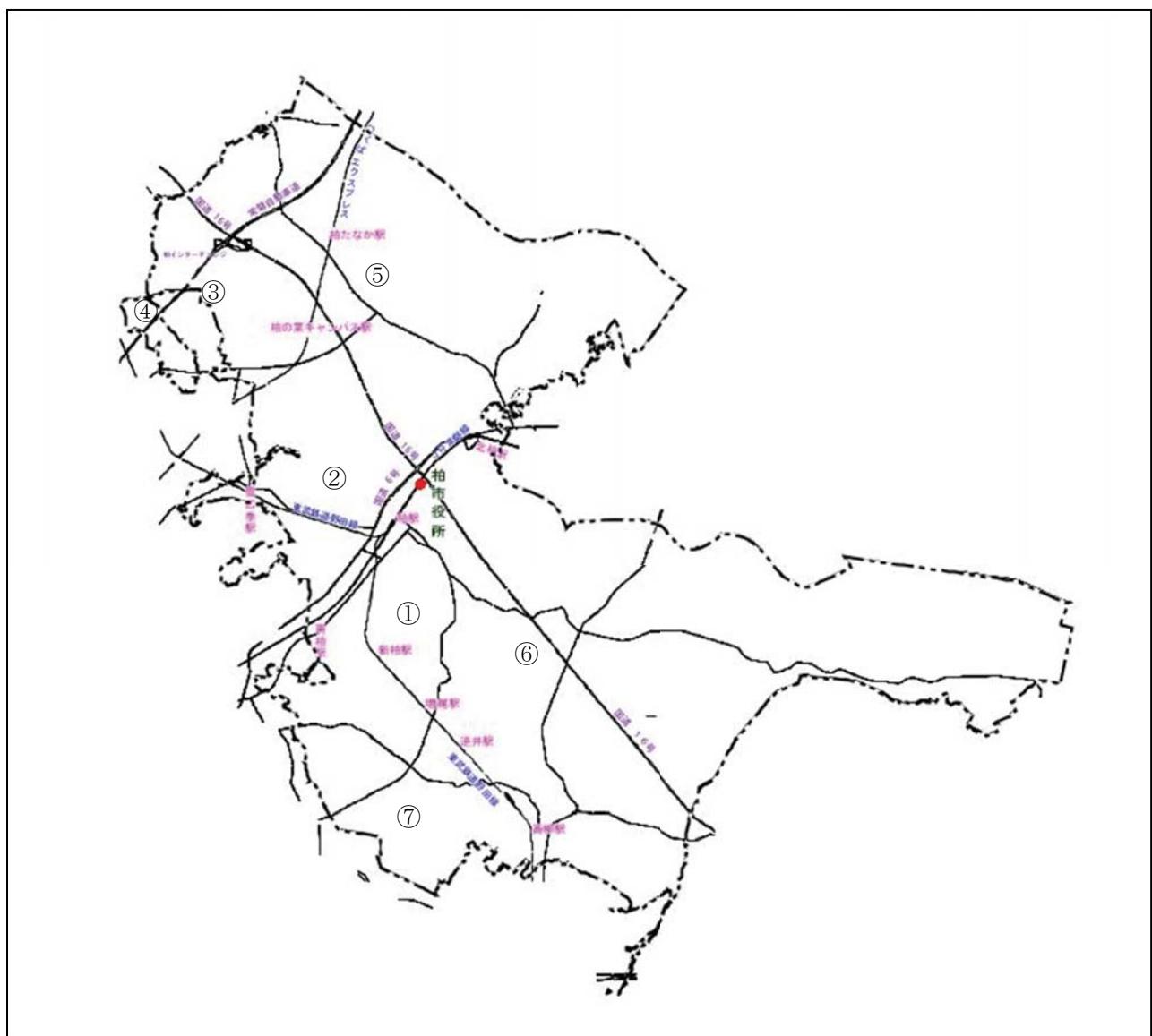
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu g/m^3$ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
--------------------	---	---

第2節 大気汚染の現況

1 大気環境の監視

本市は、昭和59年4月、大気汚染防止法の政令市に指定され、同法第22条に基づき大気の常時監視を下図に示す地点において実施しています。

また、No.①～No.⑦の測定局ではテレメータシステムの運用により常時監視を行うとともに、No.③、No.⑦を除く5局のデータを千葉県へ転送しています。



各測定局等の位置

測定局名および測定項目

測定局名		所在地	属性 (注)	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	窒素化物	一酸化炭素	炭化水素	気温・湿度	風向・風速	降水量	騒音	降下ばいじん	浮遊粉じん
①	永楽台(柏第八小)	柏市永楽台二丁目8-1	一般	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
②	旭	柏市旭町三丁目831-35	自排	第一種住居地域					○	○	○						
③	伊勢原	柏市伊勢原一丁目10-8	自排	第一種住居地域		○			○			○	○		○		
④	西原	柏市西原二丁目11-25	自排	第一種住居地域		○			○						○		
⑤	大室(田中小)	柏市大室1256	一般	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○			○	○			○	○
⑥	大津ヶ丘	柏市大津ヶ丘2丁目1	自排	第一種中高層住居専用地域		○	○		○	○			○				
⑦	南増尾	柏市南増尾四丁目9-1	一般	第一種低層住居専用地域		○		○	○			○	○				

(注) 1. 一般 : 一般環境大気測定局

2. 自排 : 自動車排出ガス測定局

2 環境基準の達成状況

二酸化硫黄 (S O₂) の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の 2 % 除外値 (ppm)	日平均値が 0. 0 4 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0. 0 0 5	無	○
大室	0. 0 0 7	無	○

浮遊粒子状物質 (S P M) の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の 2 % 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0. 1 0 mg/m ³ を超えた 日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0. 0 3 8	無	○
伊勢原	0. 0 4 3	無	○
西原	0. 0 4 4	無	○
大室	0. 0 4 1	無	○
大津ヶ丘	0. 0 3 9	無	○
南増尾	0. 0 4 3	無	○

二酸化窒素 (N O₂) の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の年間 9 8 % 値 (ppm)	長期的評価による環境基準との比較
永楽台	0. 0 3 1	○
旭	0. 0 4 0	○
伊勢原	0. 0 3 4	○
西原	0. 0 3 4	○
大室	0. 0 3 4	○
大津ヶ丘	0. 0 4 0	○
南増尾	0. 0 3 0	○

光化学オキシダント (O_x) の環境基準達成状況

項目 局名	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較	達成率(%) [*]
	(日数)	(時間数)		
永楽台	78	372	×	93.2
大室	75	334	×	93.9
南増尾	60	282	×	94.7

(注) ^{*}達成率 = (昼間の環境基準達成時間 ÷ 昼間の測定時間) × 100

一酸化炭素 (CO) の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		長期的評価による環境基準との比較
		無	○	
旭	0.5	無	○	
大津ヶ丘	0.4	無	○	

非メタン炭化水素 (NMHC) の濃度指針対比状況

項目 局名	6～9時の3時間の年平均値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20 ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31 ppmCを超えた日数とその割合	
		日	%	日	%
永楽台	0.12	41	11.3	12	3.3
旭	0.13	46	12.7	10	2.8

微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準達成状況

項目 局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数		環境基準との比較
			日	%	
永楽台	11.1	25.8	0	0	○
大室	12.7	32.6	2	0.6	○
大津ヶ丘	11.9	29.0	0	0	○

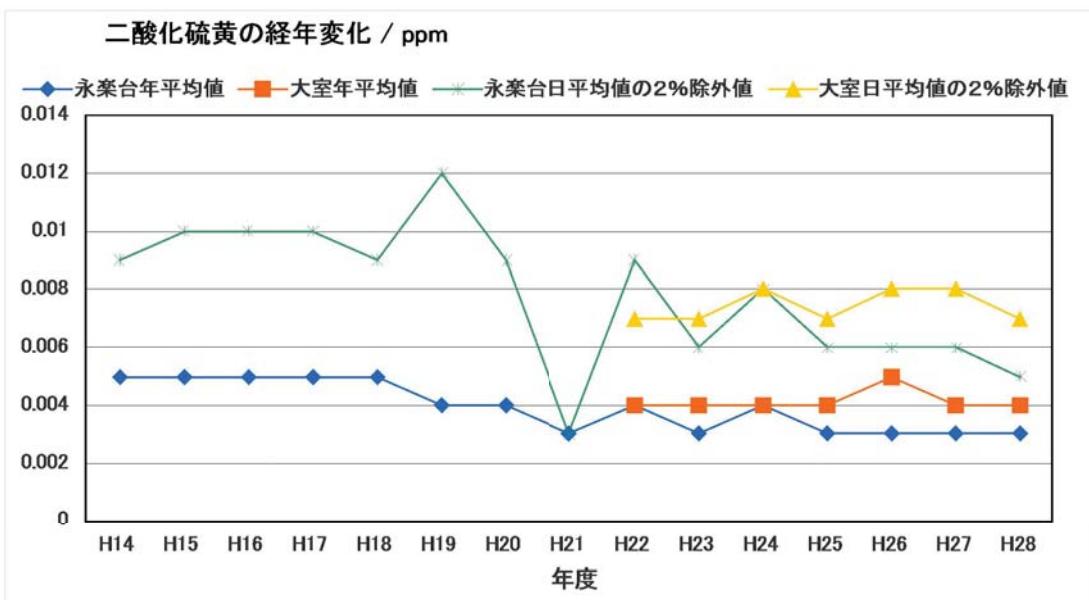
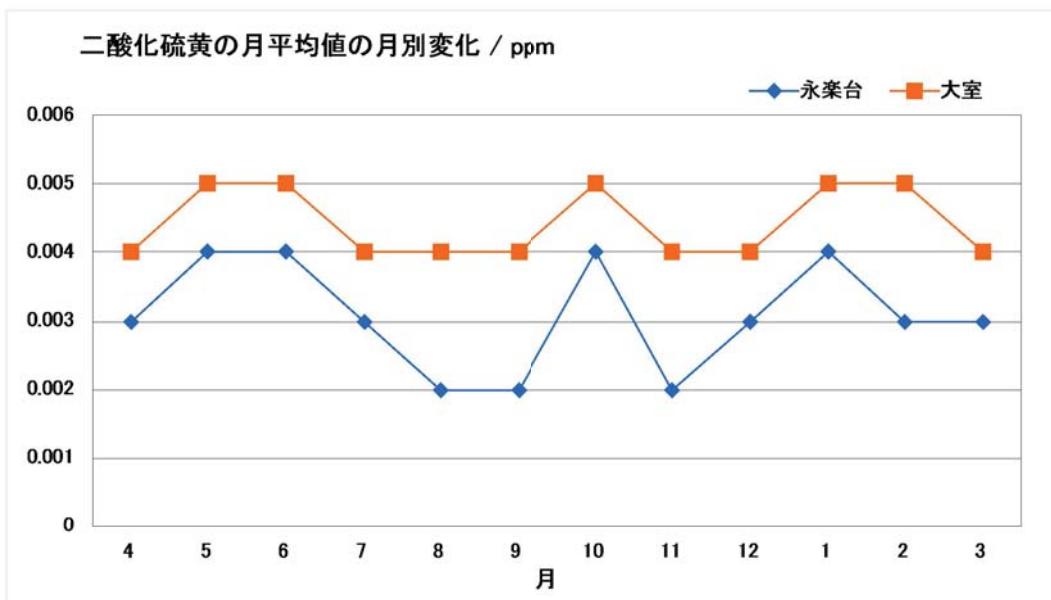
3 大気環境の状況（常時監視結果）

(1) 一般環境大気測定局

ア 二酸化硫黄 (S O₂)

二酸化硫黄は、主として工場等で燃料として使用される石炭、石油に含まれる硫黄の燃焼により排出され、また火山活動によっても発生するもので、大気中の濃度が高くなると気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされています。

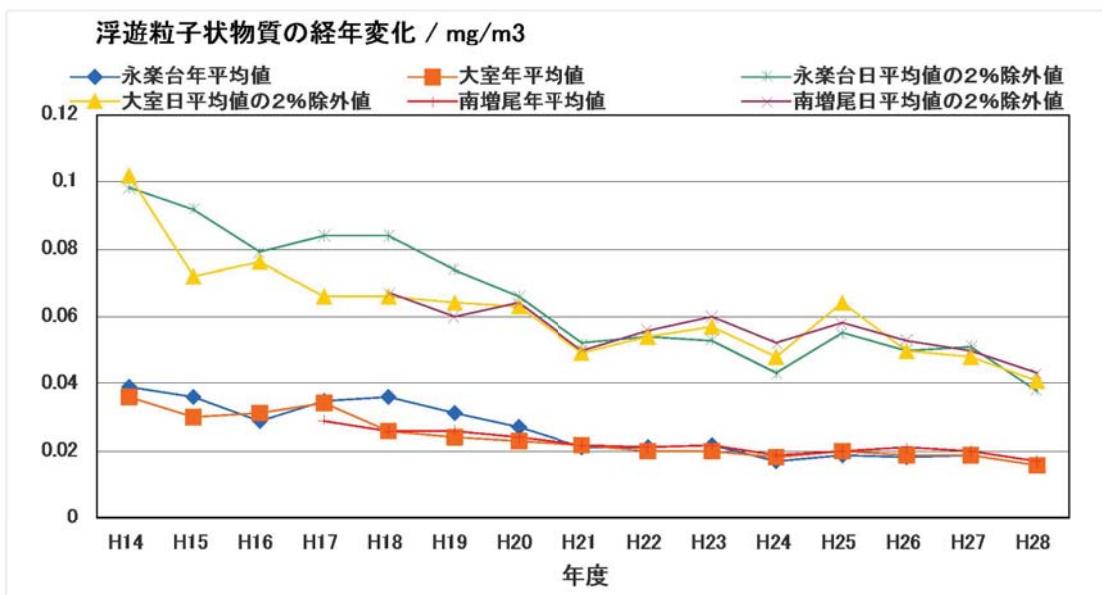
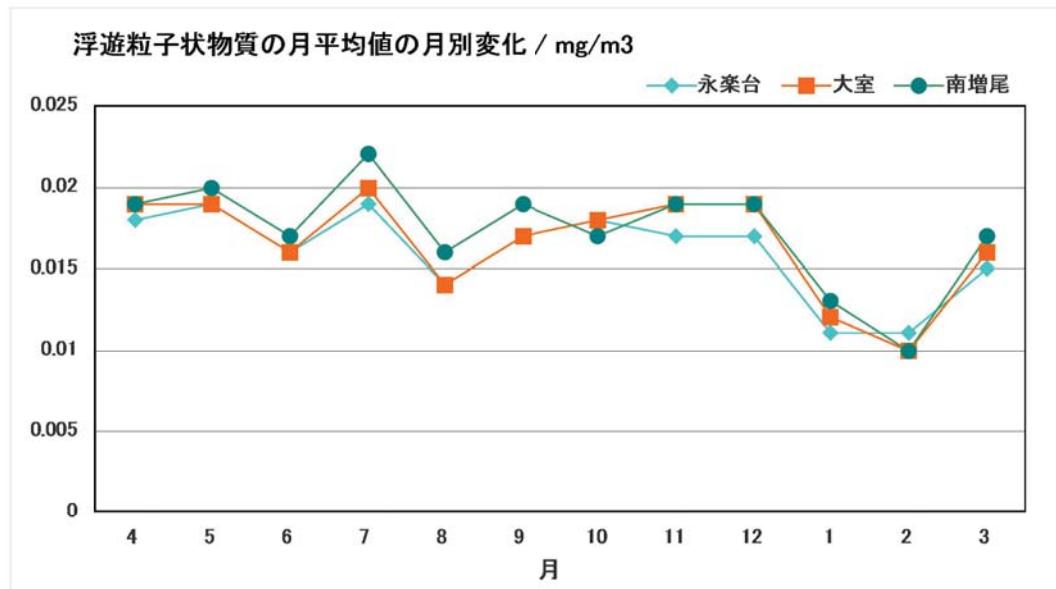
平成28年度の永楽台測定局における年平均値は0.003 ppmでここ数年ほぼ横ばい状態で推移しています。大室測定局は平成22年度から測定を開始しました。大室測定局での年平均値は0.004 ppmでした。



イ 浮遊粒子状物質（S P M）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状の物質で粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをいい、その発生源は工場、自動車など人為的な原因によるものと、火山活動や土壤の舞い上がりなど、自然的な原因によるものとがあります。

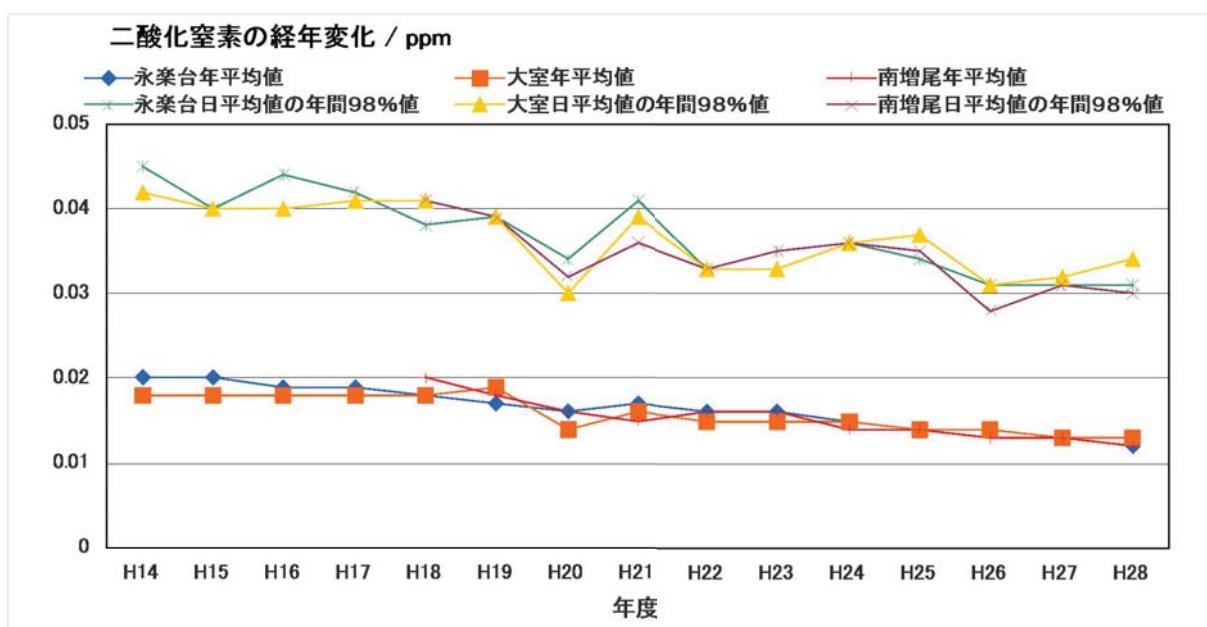
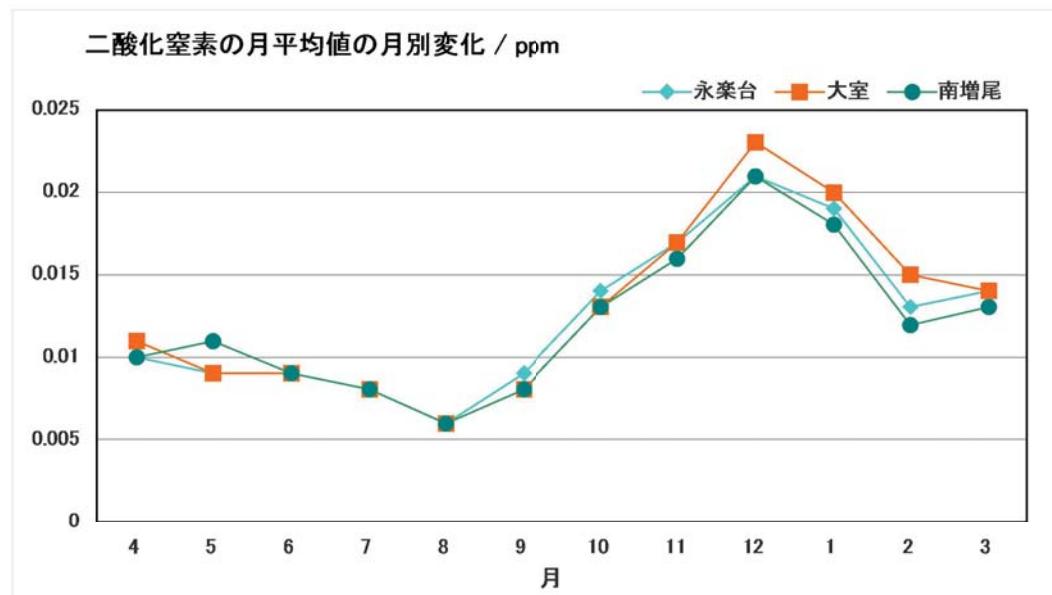
平成28年度の永楽台測定局の年平均値は 0.016 mg/m^3 、大室測定局の年平均値は 0.016 mg/m^3 、南増尾測定局の年平均値は 0.017 mg/m^3 であり、ほぼ横ばい状態で推移しています。



ウ 二酸化窒素 (NO_2)

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生しますが、その発生源は工場、自動車、家庭等さまざまです。平成28年度の年平均値は大室測定局で0.013 ppm、永楽台測定局、南増尾測定局で0.012 ppmであり、ほぼ横ばいで推移しています。

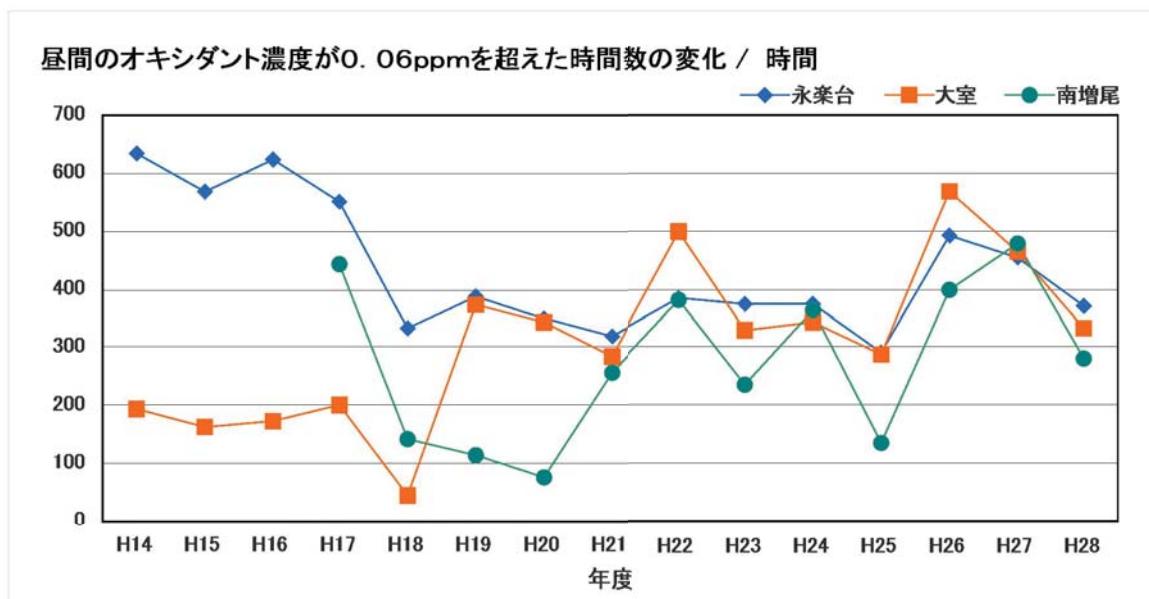
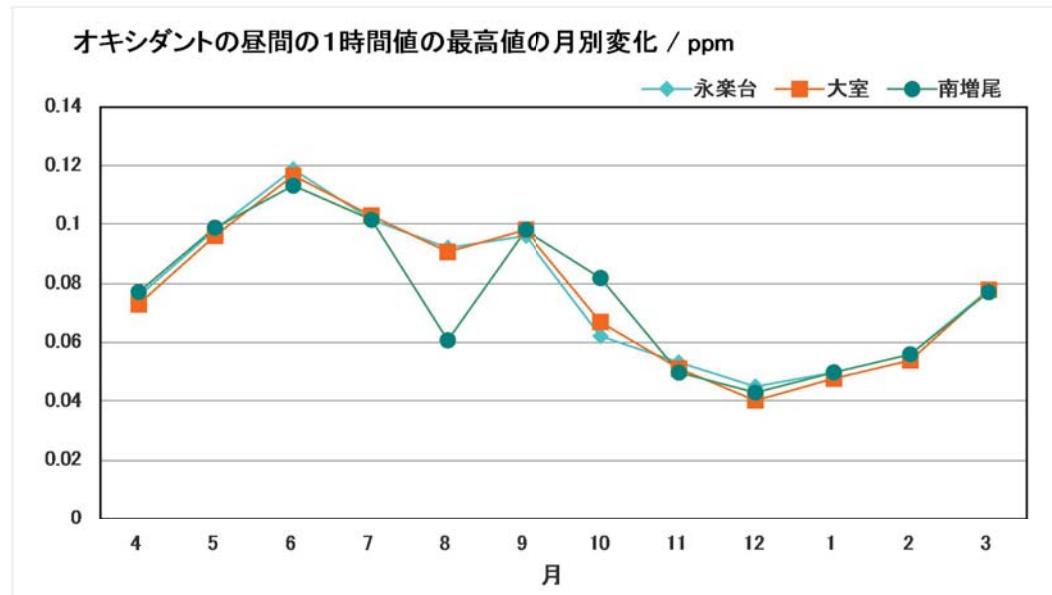
毎年冬季には、大気がよどみやすい気象条件が多くなるため、一年のうちでも高濃度になる傾向がみられます。



エ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や光化学反応性の高い炭化水素が、太陽の強い紫外線の作用を受け反応し、生成される二次汚染物質であり、光化学スモッグの原因物質とされています。

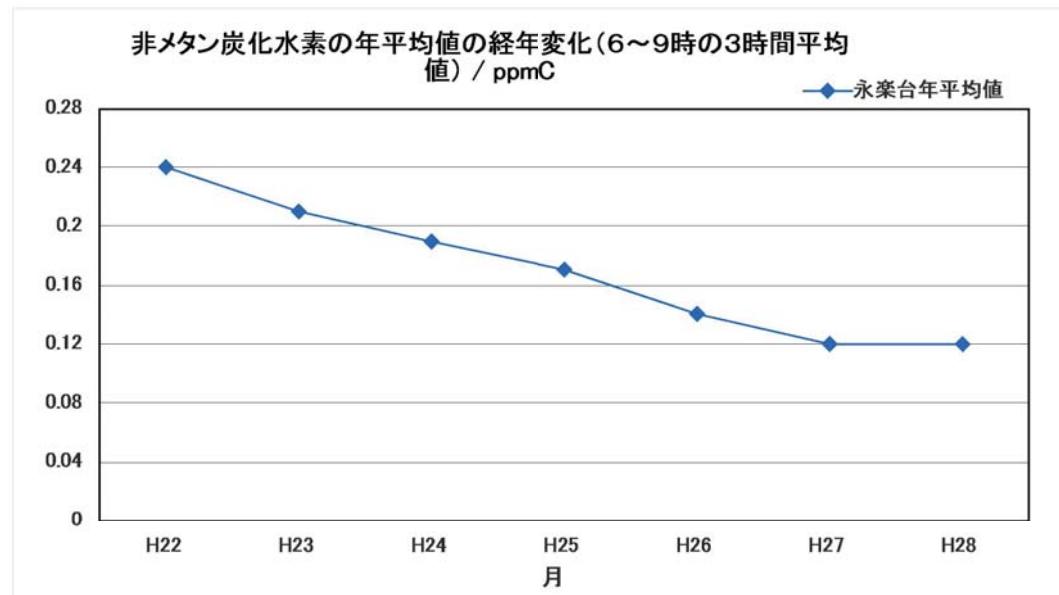
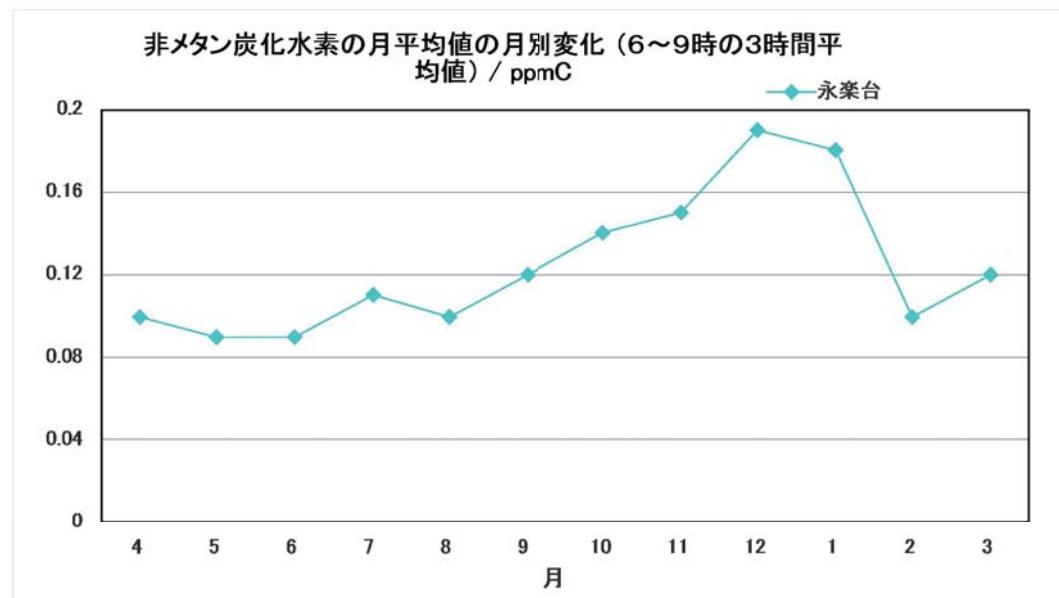
平成28年度の昼間の日最高1時間値の年平均値は永楽台測定局で0.049 ppm、大室測定局で0.047 ppm、南増尾測定局で0.046 ppmであり、経年的には横ばいで推移しています。



才 非メタン炭化水素 (NMHC)

炭化水素のうちメタンを除いたものを非メタン炭化水素といいます。主な発生源は、塗装施設、ガソリンスタンド及び自動車等です。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

永楽台測定局は平成22年度から測定を開始しました。平成28年度の年平均は0.12 ppmC (6~9時の3時間平均) でした。



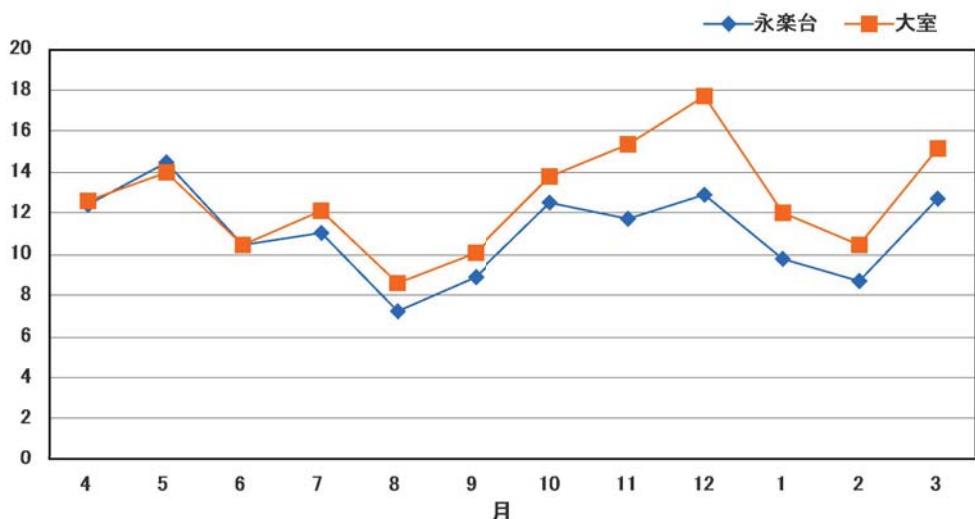
力 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm (0.0025mm) 以下の微細な粒子で、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

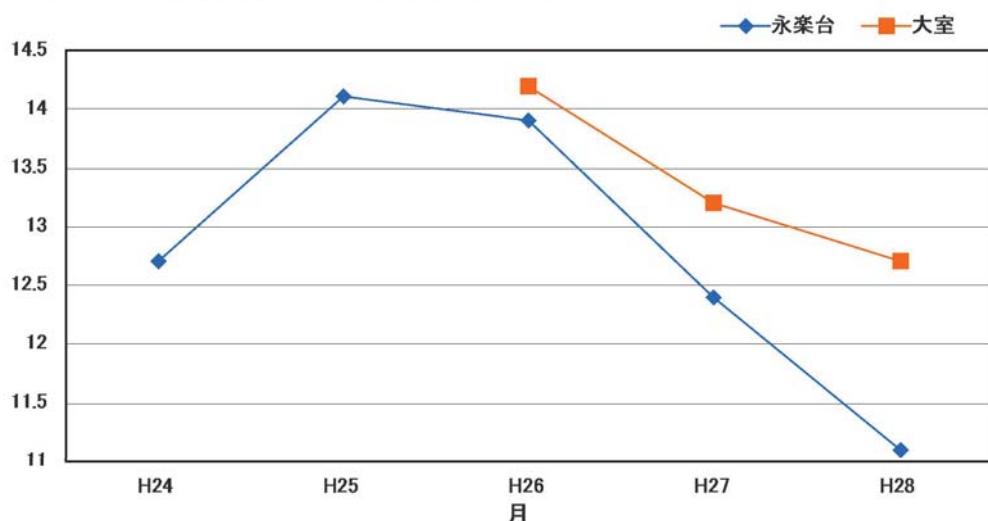
柏市では平成24年度から永楽台測定局、平成26年度から大室測定局において常時監視を開始しました。

平成28年度の1年平均値は永楽台測定局が11.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、大室測定局が12.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

微小粒子状物質の月平均値の月別変化 / $\mu\text{g}/\text{m}^3$



微小粒子状物質の月平均値の月別変化 / $\mu\text{g}/\text{m}^3$

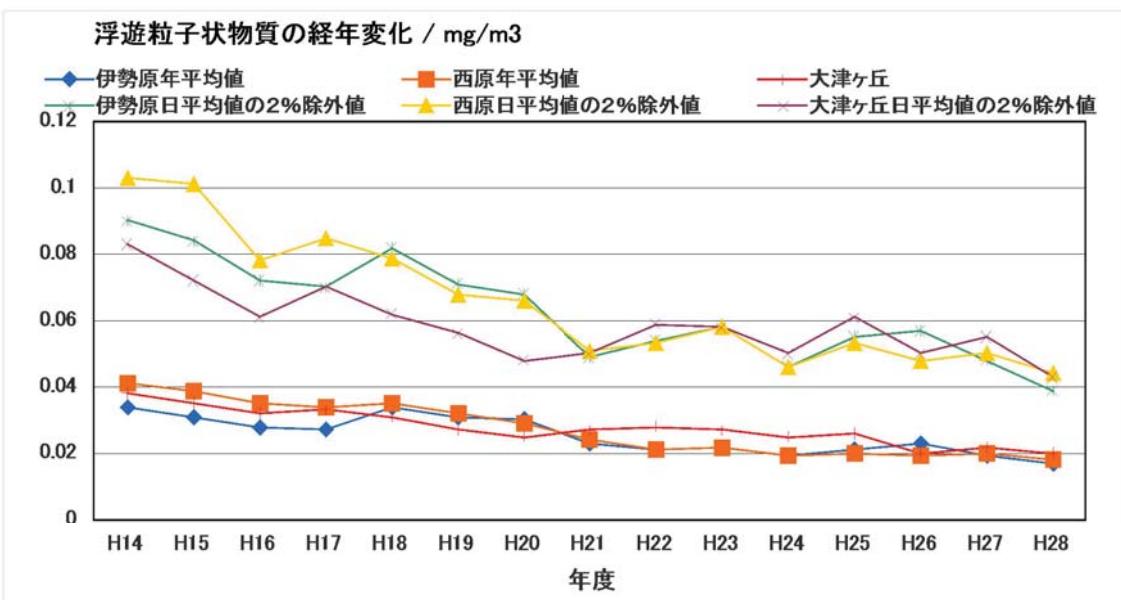
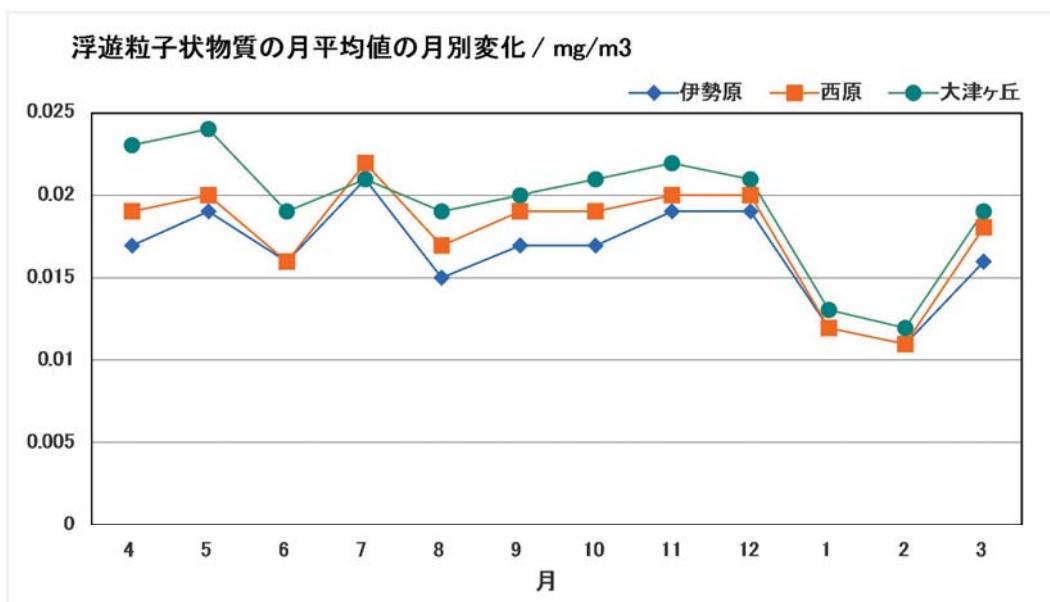


(2) 自動車排出ガス測定局

ア 浮遊粒子状物質 (S P M)

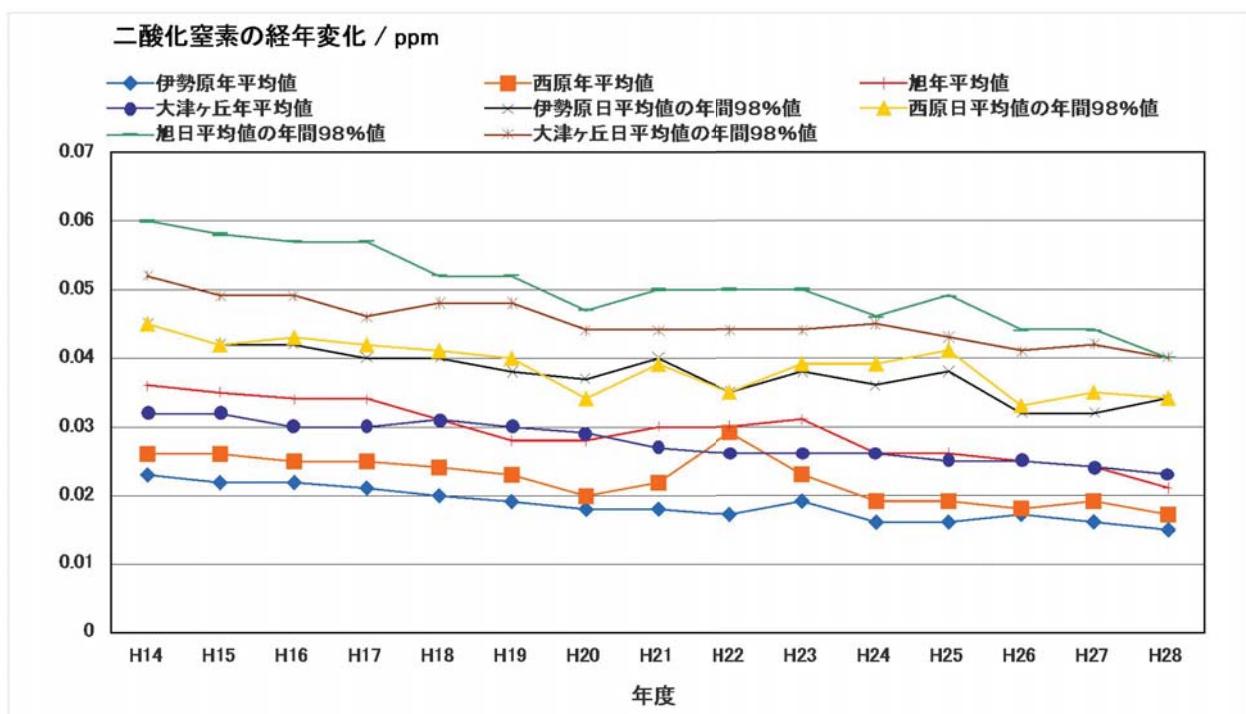
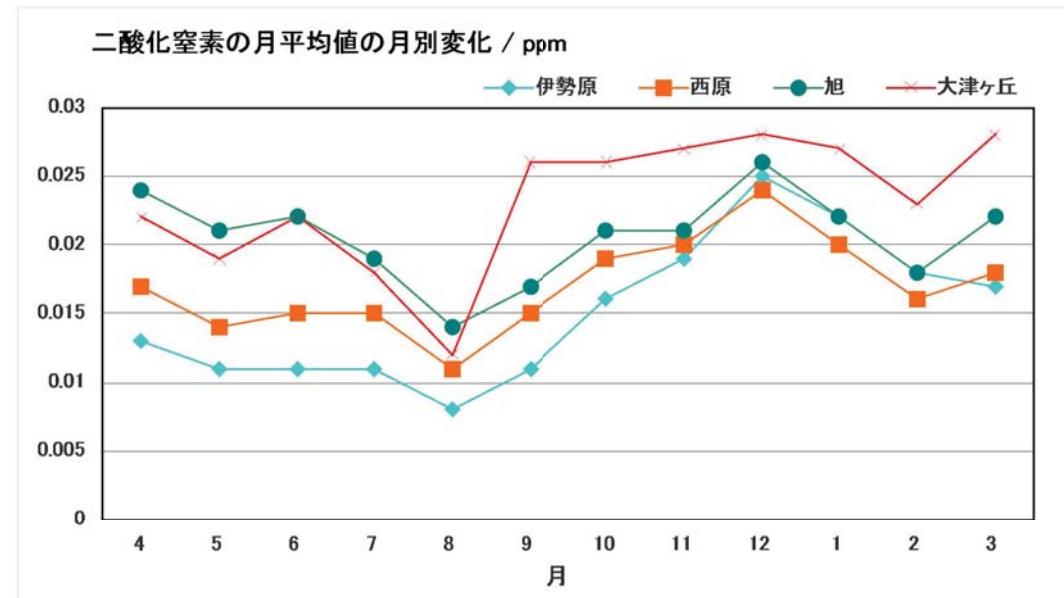
平成28年度の伊勢原測定局における年平均値は 0.017 mg/m^3 、西原測定局における年平均値は 0.018 mg/m^3 、大津ヶ丘測定局における年平均値は 0.02 mg/m^3 であり、ここ数年横ばいで推移しています。

国や千葉県などが粒子状物質を削減するために平成14年度から法律（NO_x・PM法）や条例（千葉県ディーゼル自動車条例）を定めてディーゼル自動車等の規制を実施しています。



イ 二酸化窒素 (NO_2)

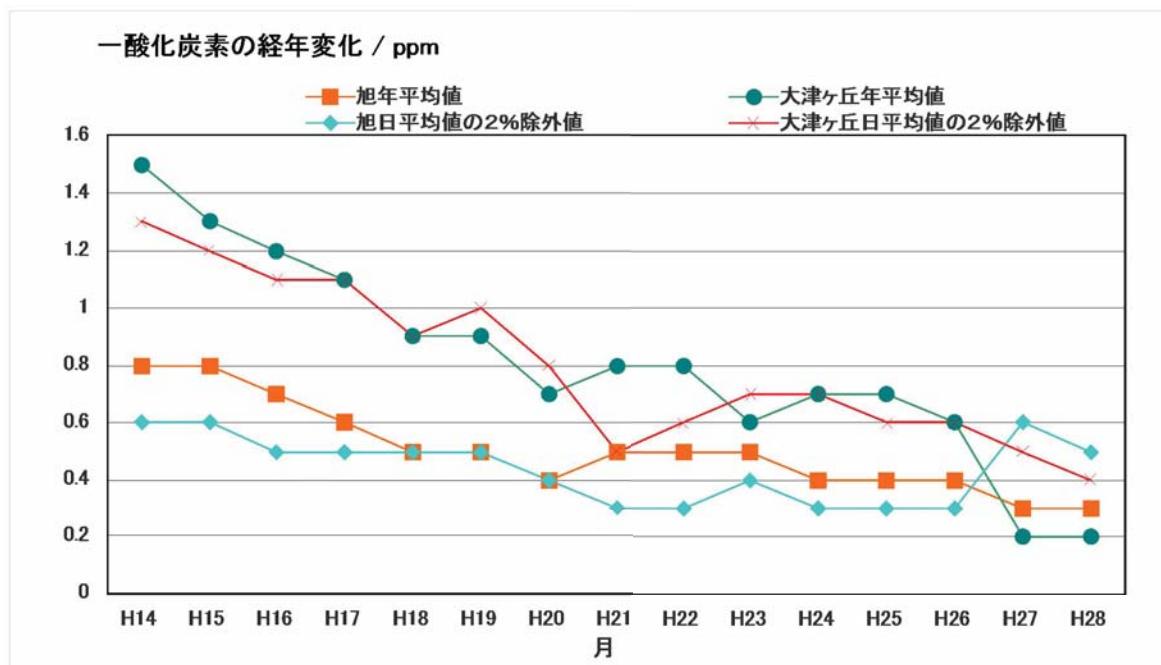
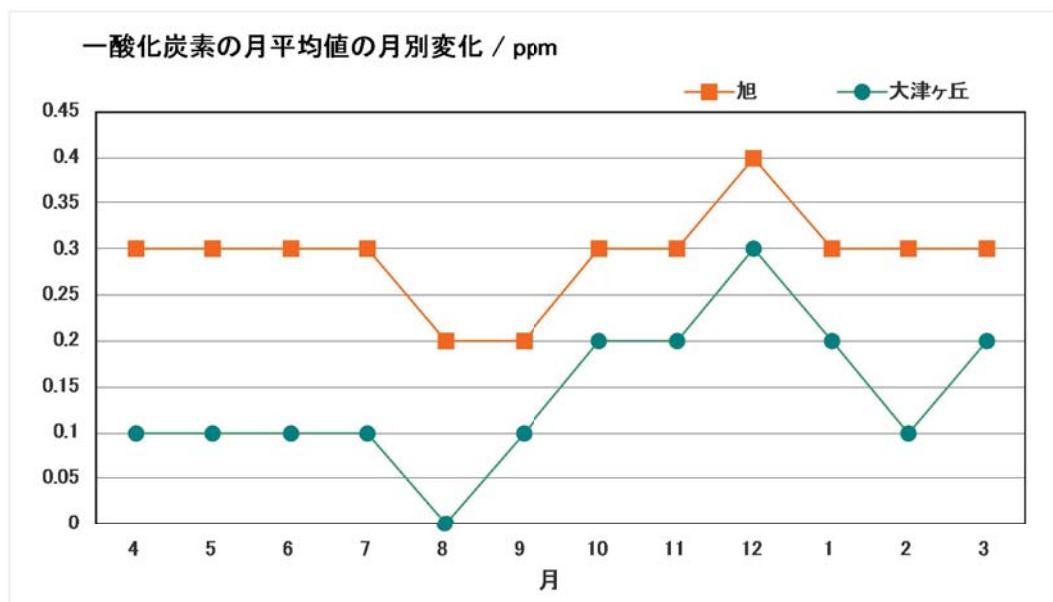
平成28年度の旭測定局における年平均値は0.021 ppm, 伊勢原測定局における年平均値は0.015 ppm, 西原測定局における年平均値は0.017 ppm, 大津ヶ丘測定局における年平均値は0.023 ppmであり, ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。



ウ 一酸化炭素 (C O)

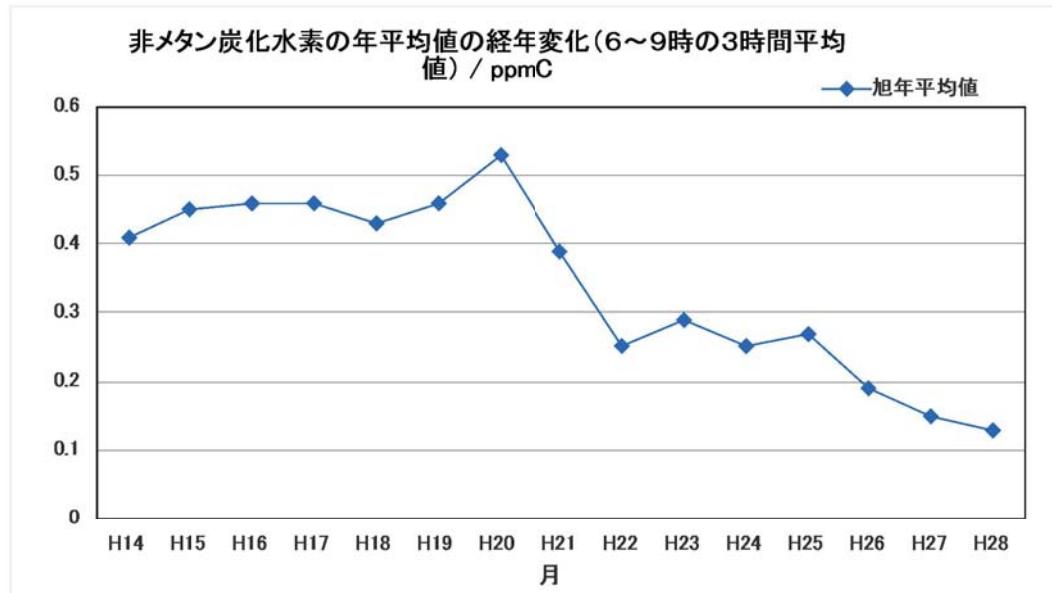
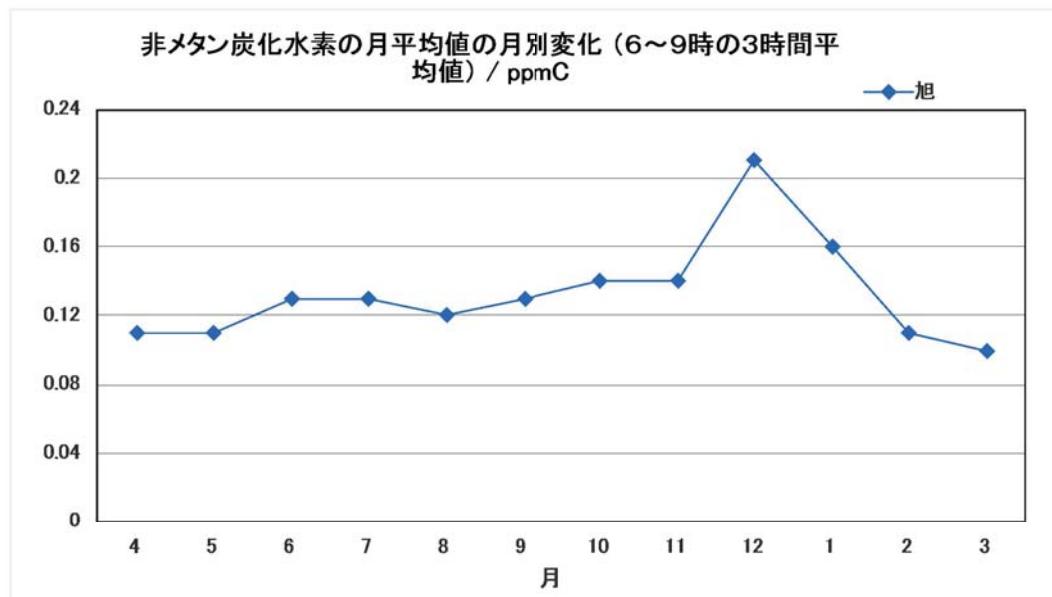
一酸化炭素は物の不完全燃焼に伴って発生し、その主な発生源は自動車等です。

平成28年度の旭測定局における年平均値は0.3 ppm、大津ヶ丘測定局における年平均値は0.2 ppmで、一時はやや良化の傾向がみられましたが、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。



エ 非メタン炭化水素 (NMHC)

平成28年度の旭測定局における年平均値は0.13 ppm (6~9時の3時間平均値) であり、減少傾向にあります。

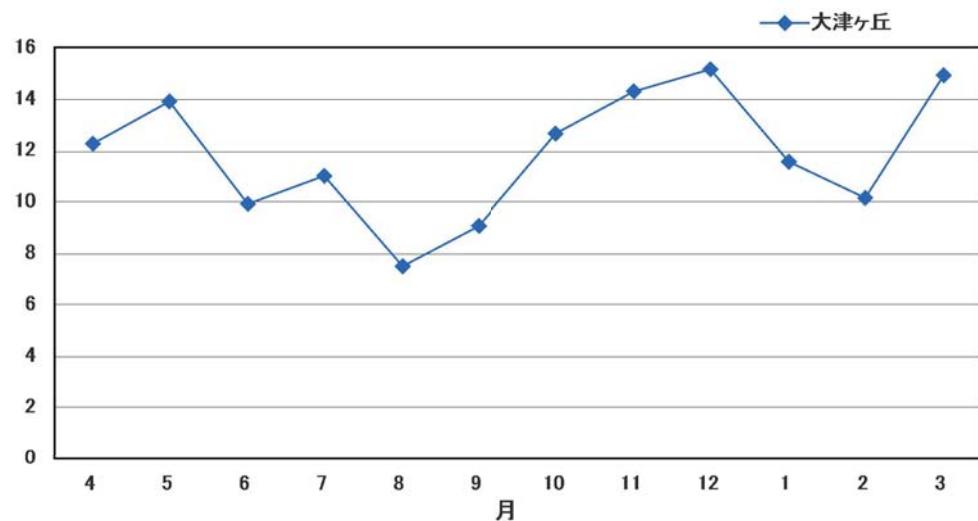


才 微小粒子状物質（PM2.5）

平成26年度12月から大津ヶ丘測定局においてPM2.5の常時監視を開始しました。

平成28年度の年平均値は11.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

微小粒子状物質の月平均値の月別変化 / $\mu\text{g}/\text{m}^3$



4 大気環境の状況（その他の監視結果）

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」であり、平成28年度は環境基準が設定されている4物質と環境基準の定められていないベンゾ[a]ピレン等の物質について、一般環境で2地点（大室測定局、永楽台測定局）、道路沿道で2地点（旭測定局、大津ヶ丘測定局）、発生源周辺で1地点（柏市第二最終処分場）で年12回調査を実施しました。

地点別調査項目

番号	物質名	大室 測定局	永楽台 測定局	旭 測定局	大津ヶ丘 測定局	柏市第二 最終処分場
1	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
2	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
3	ベンゼン	○	○	○	○	○
4	ジクロロメタン	○	○	○	○	○
5	1, 3-ブタジエン	—	—	○	○	—
6	アセトアルデヒド	—	—	○	○	—
7	ホルムアルデヒド	—	—	○	○	○
8	ベンゾ[a]ピレン	—	—	○	○	—
9	ヒ素及びその化合物	—	—	○	○	—
10	アクリロニトリル	—	—	○	—	—
11	塩化ビニルモノマー	—	—	○	—	—
12	塩化メチル	—	—	○	—	—
13	クロム及びその化合物	—	—	○	—	—
14	クロロホルム	—	—	○	—	—
15	酸化エチレン	—	—	○	—	—
16	1, 2-ジクロロエタン	—	—	○	—	—
17	水銀及びその化合物	—	—	○	—	—
18	トルエン	○	—	○	—	○
19	ニッケル化合物	—	—	○	—	—
20	ベリリウム及びその化合物	—	—	○	—	—
21	マンガン及びその化合物	—	—	○	—	—
22	エチルベンゼン	○	—	—	—	○
23	キシレン	○	—	—	—	○
合 計		7	4	21	9	8

試料採取方法・分析方法及び目標定量下限値 単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレンと重金属はng/m³)

番号	物質名	試料採取方法・分析方法*	目標定量下限値
1	テトラクロロエチレン	容器採取－ガスクロマトグラフ質量分析法	20
2	トリクロロエチレン		20
3	ベンゼン		0.3
4	ジクロロメタン		15
5	1, 3-ブタジエン		0.25
6	アクリロニトリル		0.2
7	塩化ビニルモノマー		1
8	塩化メチル		0.1
9	クロロホルム		1.8
10	1, 2-ジクロロエタン		0.16
11	トルエン		0.1
12	アセトアルデヒド	固相捕集－高速液体クロマトグラフ法	0.5
13	ホルムアルデヒド		0.08
14	ベンゾ[a]ピレン	フィルタ捕集－高速液体クロマトグラフ法	0.011
15	ひ素及びその化合物*	フィルタ捕集－誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS)	0.6
16	クロム及びその化合物*		0.025
17	ニッケル化合物*		2.5
18	ベリリウム及びその化合物*		0.4
19	マンガン及びその化合物*		15
20	水銀及びその化合物*	金アマルガム捕集－加熱気化冷原子吸光法	4
21	酸化エチレン	固相捕集－溶媒抽出－ガスクロマトグラフ質量分析法	0.01
22	エチルベンゼン	容器採取－ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1
23	キシレン		0.1

*重金属

※試料採取方法・分析方法は環境省水・大気環境局大気環境課「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による。

有害大気汚染物質調査結果

ア 大室測定局※ (所在地 : 柏市大室 1256番地)

地域分類 : 地域特設[一般環境] 単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属[はng/m³])

年月日	物質名	ジクロロメタ	テトラエチレン	トリクロエチレン	ベニソン	アセトアルデヒド	アクリル酸	塩ビ	クロム	1,2-エチロエチル	水銀	ニッケル	マanganese	エチル	キレーン	
	ジクロロメタ	テトラエチレン	トリクロエチレン	ベニソン	アセトアルデヒド	アクリル酸	塩ビ	塩ビ	クロム	1,2-エチロエチル	水銀	ニッケル	マanganese	エチル	キレーン	
H28.4	0.89	0.14	0.15	0.69	-	-	-	-	-	-	-	3.0	-	-	0.64	0.70
H28.5	1.7	0.11	0.22	1.2	-	-	-	-	-	-	-	9.0	-	-	2.1	1.9
H28.6	1.1	0.077	0.082	0.73	-	-	-	-	-	-	-	3.4	-	-	0.97	1.2
H28.7	0.56	0.054	0.049	0.22	-	-	-	-	-	-	-	1.6	-	-	0.55	0.63
H28.8	6.9	0.12	0.37	0.52	-	-	-	-	-	-	-	6.0	-	-	1.4	1.3
H28.9	5.2	0.19	0.41	0.72	-	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-	2.0	1.8
H28.10	4.6	0.27	1.6	2.1	-	-	-	-	-	-	-	1.2	-	-	2.3	2.4
H28.11	0.82	0.044	0.18	0.47	-	-	-	-	-	-	-	2.3	-	-	0.47	0.60
H28.12	0.78	0.13	0.28	0.92	-	-	-	-	-	-	-	5.3	-	-	1.3	1.2
H29.1	3.0	0.051	0.60	1.0	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	-	2.6	4.1
H29.2	1.1	0.035	0.22	0.66	-	-	-	-	-	-	-	6.2	-	-	1.0	1.0
H29.3	2.8	0.12	1.1	1.1	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	4.5	4.1
平均値	2.5	0.11	0.44	0.86	-	-	-	-	-	-	-	8.2	-	-	1.7	1.7
最大値	6.9	0.27	1.6	2.1	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	4.5	4.1
最小値	0.56	0.035	0.049	0.22	-	-	-	-	-	-	-	1.6	-	-	0.47	0.60

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

イ 永楽台測定局※ (所在地：柏市永楽台2丁目8番1号)

地域分類：地域特設[一般環境])

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³)

年月日	物質名	ジクロロメタジケン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベゼン	1,3-ブタジエン	ベンゾ[a]ピレン	アセトアルデヒド	アクリル酸	クロム及ぼす効果	クロロホルム	1,2-オキジロロエチレン	ニッケル化合物	ペリウム及びその化合物	マンガニツ	エチルバナジン	キシリソ
H28. 4	0.94	0.10	0.17	0.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 5	4.7	0.17	0.44	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 6	2.8	0.094	0.11	0.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 7	0.96	0.024	0.050	0.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 8	1.1	0.052	0.22	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 9	1.5	0.16	0.31	0.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 10	2.5	0.030	1.8	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 11	0.65	0.056	0.19	0.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28. 12	0.80	0.13	0.35	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29. 1	1.6	0.065	0.50	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29. 2	0.81	0.035	0.32	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29. 3	3.1	0.13	1.0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均値	1.8	0.11	0.46	0.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最大値	4.7	0.30	1.8	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最小値	0.65	0.024	0.050	0.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

ウ 旭測定局※ (所在地: 柏市旭町3丁目831-35

地域分類: 全国標準[道路沿道])

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属は ng/m^3)

年月日	物質名	ジクロロメタシン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,3-ブジン	[a]ベンゼン	アセトアルデヒド	アクリル酸	塩化ビニルモノマー	クロロヒルム	クロロヒルム	1,2-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ベリウム及びその化合物	マンガニン及びその化合物	エチルバナジン	キレーナン				
H28.4	0.92	0.11	0.16	0.82	0.090	0.074	2.3	2.1	1.1	0.036	0.020	1.7	2.9	0.21	0.054	0.15	2.2	3.5	6.9	0.019	12	-
H28.5	3.6	0.19	0.49	2.4	0.13	1.1	7.0	9.5	1.0	0.089	<0.015	2.0	5.5	0.28	0.15	0.21	2.5	9.7	7.8	0.018	33	-
H28.6	4.1	0.091	0.12	1.3	0.23	0.71	4.1	4.4	0.70	1.0	0.035	1.9	4.0	0.22	0.076	0.27	2.0	5.8	5.5	0.013	17	-
H28.7	0.66	0.034	0.046	0.37	0.092	0.19	2.6	2.8	0.36	<0.025	<0.015	1.3	1.5	0.15	0.10	0.080	1.6	2.9	5.3	0.016	11	-
H28.8	1.1	0.044	0.023	0.49	0.040	0.021	15	4.1	2.7	<0.028	<0.015	1.5	3.8	0.21	0.092	0.099	2.1	4.9	7.6	0.029	32	-
H28.9	1.5	0.14	0.34	0.86	0.074	0.042	7.4	9.7	2.3	0.034	<0.017	1.5	6.0	0.25	0.083	0.071	2.1	7.7	8.7	0.014	28	-
H28.10	2.4	0.030	2.0	2.3	0.52	0.92	4.9	6.7	1.3	0.21	0.077	1.6	5.4	0.25	0.089	0.13	2.1	13	8.3	0.012	30	-
H28.11	0.51	0.044	0.13	0.46	0.040	0.035	1.3	1.4	0.45	<0.027	<0.021	1.2	1.2	0.14	0.045	0.058	1.5	3.2	4.2	0.013	11	-
H28.12	0.87	0.12	0.32	0.98	0.069	0.044	1.5	1.7	1.1	0.029	<0.023	1.1	2.2	0.20	0.075	0.11	1.7	6.3	4.3	0.014	10	-
H29.1	1.5	0.049	0.68	1.0	0.17	0.097	2.1	2.5	0.59	<0.023	<0.024	1.5	3.6	0.19	0.072	0.080	1.7	17	5.7	0.016	22	-
H29.2	0.79	0.033	0.21	0.99	0.026	0.053	0.95	1.0	0.85	<0.027	<0.028	1.4	3.5	0.16	0.033	0.054	1.7	4.3	5.5	0.036	48	-
H29.3	2.8	0.13	0.98	1.2	0.14	0.14	2.6	3.6	2.0	0.049	<0.021	1.6	3.4	0.20	0.13	0.11	2.8	20	7.6	0.015	17	-
平均値	1.7	0.11	0.48	1.1	0.14	0.29	4.3	4.1	1.2	0.13	0.018	1.5	3.6	0.20	0.083	0.12	2.0	8.2	6.4	0.018	23	-
最大値	4.1	0.30	2.0	2.4	0.52	1.1	15	9.7	2.7	1.0	0.077	2.0	6.0	0.28	0.15	0.27	2.8	20	8.7	0.036	48	-
最小値	0.51	0.033	0.046	0.37	0.026	0.021	0.95	1.0	0.36	0.012	0.0075	1.1	1.2	0.14	0.033	0.054	1.5	2.9	4.2	0.012	10	-

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限以下のは、検出下限値の1/2として算出している。

所在地：柏市大津ヶ丘2丁目1
単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³)

地域分類：地域特設「道路沿道」

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンツ[a]ピレン, 重金属はng/m³)

測定結果に“<”が付いている値は検出下限値以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

才 柏市第二最終処分場※ (所在地 : 柏市若白毛757番地)

地域分類 : 地域特設[発生源周辺])

単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³)

年月日	物質名	ジクロロメタ	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベゼン	1,3-ブタジエン	ベンゾ[a]ピレン	アセトアルデヒド	ヒ素及び他の化合物	アクリル酸	クロム及の化合物	1,2-ジクロロエタン	水銀及びその化合物	マングニシ及びその化合物	ヘリウム及びその化合物	エチルベンゼン	キシリソ	
H28. 4	1.0	0.061	0.12	0.69	-	2.1	-	-	-	-	-	-	3.2	-	-	-	15	11
H28. 5	2.5	0.089	0.22	1.4	-	6.6	-	-	-	-	-	-	5.7	-	-	-	27	21
H28. 6	3.8	0.087	0.14	2.8	-	2.6	-	-	-	-	-	-	5.6	-	-	-	5.5	5.4
H28. 7	0.66	0.030	0.036	0.36	-	2.7	-	-	-	-	-	-	5.3	-	-	-	7.8	6.5
H28. 8	1.0	0.076	0.26	0.56	-	5.6	-	-	-	-	-	-	3.3	-	-	-	0.99	0.91
H28. 9	1.9	0.14	0.34	0.81	-	7.0	-	-	-	-	-	-	6.0	-	-	-	2.1	2.0
H28. 10	2.9	0.23	1.1	1.4	-	3.7	-	-	-	-	-	-	6.6	-	-	-	10	9.2
H28. 11	0.48	0.046	0.13	0.47	-	1.4	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	-	1.8	1.2
H28. 12	0.86	0.11	0.34	1.0	-	1.6	-	-	-	-	-	-	7.0	-	-	-	5.9	4.7
H29. 1	1.9	0.10	0.50	1.2	-	1.8	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	5.4	7.7
H29. 2	0.70	0.032	0.25	0.91	-	1.3	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	1.8	1.3
H29. 3	2.7	0.15	0.97	1.1	-	2.2	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	4.5	3.9
平均値	1.7	0.096	0.37	1.1	-	3.2	-	-	-	-	-	-	6.6	-	-	-	7.3	6.2
最大値	3.8	0.23	1.1	2.8	-	7.0	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	27	21
最小値	0.48	0.030	0.036	0.36	-	1.3	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	-	0.99	0.91

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

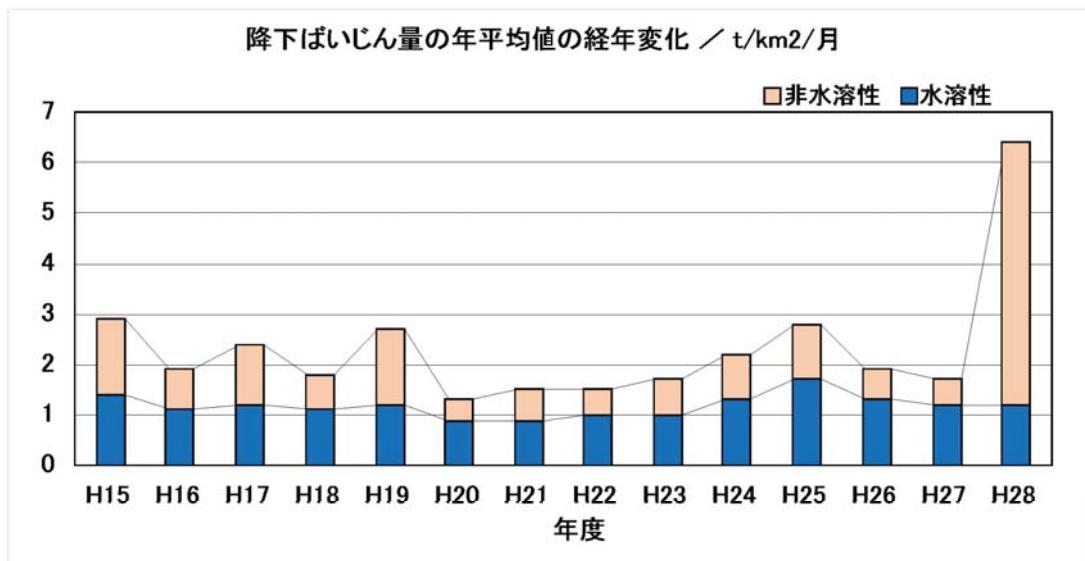
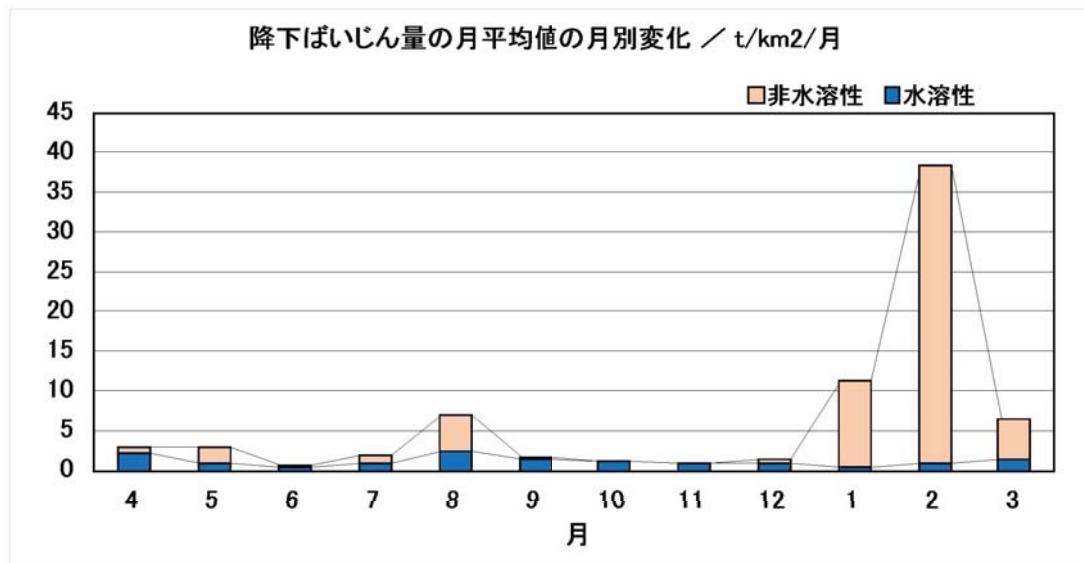
(2) 粒子状物質等

大気中の粒子状物質は、降下ばいじんと浮遊粉じんに大別され、さらに浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質とそれ以外に区別されます。

また、降下ばいじん及び浮遊粉じんの測定局を柏（まちづくり公社）から大室（田中小）へ、平成28年度に移設しました。

ア 降下ばいじん

降下ばいじんは、粒子状物質のうち比較的粒径が大きく沈降しやすい物質であり、本市では、これらの物質をダストジャー法を用いて測定しています。



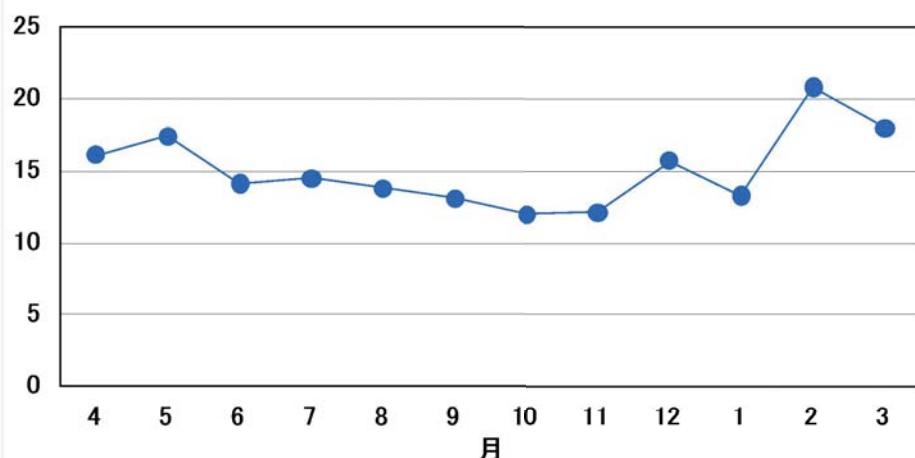
イ 浮遊粉じん

浮遊粉じんのうち粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質は、大気中における沈降速度が小さく滞留時間が長いため、人体の呼吸器系に影響を及ぼすとされています。

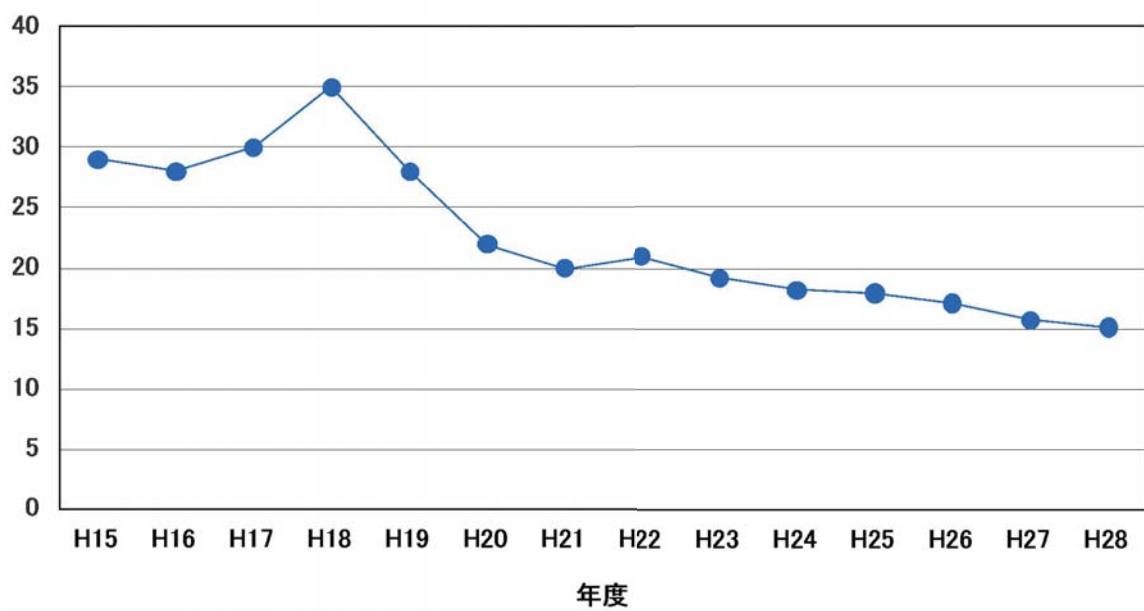
本市では、ローポリウムエーサンプラー法を用いて測定しており、測定結果の経年変化はほぼ横ばいで推移しています。

また、浮遊粒子状物質中の金属成分も併せて測定しました。測定結果は鉄、アルミニウムは毎年の変動が大きいですが、他の成分はほぼ横ばいで推移しています。

浮遊粉じんの月平均値の月別変化／ $\mu\text{g}/\text{m}^3$



浮遊粉じん量の経年変化／ $\mu\text{g}/\text{m}^3$



降下ばいじん量測定結果*

(注) 降下ばいじん検出下限値 : 0.1t/km²/月

項目 月	ばいじん総量 (t/km ² /月)	非水溶性ばいじん (t/km ² /月)	水溶性ばいじん (t/km ² /月)	留水量(ml)	pH
H28.4	2.9	0.8	2.1	650	6.6
H28.5	2.8	1.8	1.0	440	5.8
H28.6	0.6	0.2	0.4	900	5.9
H28.7	1.9	0.9	1.0	1080	5.5
H28.8	7.0	4.6	2.4	2250	6.3
H28.9	1.5	<0.1	1.5	2200	5.7
H28.10	1.1	<0.1	1.1	810	6.1
H28.11	0.9	0.1	0.8	1500	5.8
H28.12	1.5	0.7	0.8	560	6.2
H29.1	11.2	10.7	0.5	80	7.4
H29.2	38.2	37.3	0.9	170	7.8
H29.3	6.4	5.0	1.4	260	6.4
平均 値	6.3	5.2	1.2	910	6.3
最大 値	38.2	37.3	2.4	2250	7.8
最小 値	0.6	<0.1	0.4	80	5.5

*測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

浮遊粉じん量測定結果

(注) 浮遊粉じん検出下限値 : 0.5 μg/m³

項目 月	10 μm以下 (μ g / m ³)
H28.4	16.1
H28.5	17.4
H28.6	14.1
H28.7	14.5
H28.8	13.8
H28.9	13.1
H28.10	12.0
H28.11	12.1
H28.12	15.7
H29.1	13.3
H29.2	20.8
H29.3	18.0
平均 値	15.1
最大 値	20.8
最小 値	12.0

浮遊粉じん中の金属類測定結果*

単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$

項目 月	鉄 (Fe)	マンガン (Mn)	亜鉛 (Zn)	ニッケル (Ni)	鉛 (Pb)	バナジウム (V)	銅 (Cu)	全クロム (Cr)	カドミウム (Cd)	アルミニウム (Al)
H28. 4	0.26	0.008	0.025	<0.003	<0.005	<0.003	0.006	<0.001	<0.001	0.17
H28. 5	0.36	0.012	0.032	<0.003	0.009	0.004	0.006	0.002	<0.001	0.23
H28. 6	0.27	0.010	0.034	0.004	<0.005	0.004	0.007	0.001	<0.001	0.14
H28. 7	0.19	0.025	0.026	<0.003	0.006	0.006	0.004	0.001	<0.001	0.05
H28. 8	0.41	0.012	0.028	<0.003	<0.005	0.004	0.007	<0.001	<0.001	0.34
H28. 9	0.12	0.006	0.029	<0.003	0.005	0.003	0.005	<0.001	<0.001	0.04
H28. 10	0.17	0.009	0.044	<0.003	0.007	<0.003	0.007	<0.001	<0.001	0.06
H28. 11	0.22	0.008	0.053	<0.003	0.008	<0.003	0.007	0.002	<0.001	0.11
H28. 12	0.24	0.014	0.062	<0.003	0.009	<0.003	0.006	0.001	<0.001	0.10
H29. 1	0.30	0.016	0.051	<0.003	0.007	<0.003	0.011	0.001	<0.001	0.21
H29. 2	0.43	0.013	0.043	<0.003	0.006	<0.003	0.009	0.001	<0.001	0.42
H29. 3	0.44	0.011	0.037	<0.003	0.007	<0.003	0.007	0.001	<0.001	0.26
平均値	0.28	0.012	0.039	<0.003	0.005	<0.003	0.007	<0.001	<0.001	0.18
最大値	0.44	0.025	0.062	0.004	0.009	0.006	0.011	0.002	<0.001	0.42
最小値	0.12	0.006	0.025	<0.003	<0.005	<0.003	0.004	<0.001	<0.001	0.04
定量下限値	0.01	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.001	0.001	0.01

※測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

(3) アスベスト

アスベストは、石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐熱性、耐薬品性等があり、建築物の屋根材や耐火材、配管などの建築資材などに多く用いられております。アスベストは、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散し、それを吸い込む事が大きな問題となっています。

本市では、市内において定期的に大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しております。

ア 平成28年度大気中アスベスト濃度モニタリング調査結果 単位：本/L^{*1}

No.	調査地点	区分	調査結果			平均値
			H28.12.19	H28.12.20	H28.12.21	
1	大室地区	一般環境	0.11	0.28	<0.056	0.11
2	高田地区	一般環境	0.056	0.17	0.11	0.10
3	旭町地区	道路沿道	0.056	0.11	0.11	0.087
4	永楽台地区	一般環境	<0.056	0.056	0.056	0.056
5	増尾地区	発生源周辺	0.22	<0.056	0.11	0.11
6	塚崎地区	一般環境	0.11	0.17	<0.056	0.10
7	藤ヶ谷地区	一般環境	<0.056	0.11	0.11	0.087
8	柏地区	一般環境	0.11	0.17	<0.056	0.10

*1：定量下限値 0.056(本/L)

イ 経年変化（平成24年度～平成28年度）

No.	調査地点 ^{*2}	調査結果					平均値
		平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度	平成27年 度	平成28年 度	
1	大室地区	0.096	0.070	0.081	0.11	0.11	0.093
2	高田地区	0.088	0.13	<0.056	0.081	0.10	0.085
3	旭町地区	0.070	0.056	<0.056	0.081	0.087	0.064
4	永楽台地区	0.070	0.088	0.056	0.10	0.056	0.074
5	増尾地区	0.43	0.30	0.056	0.12	0.11	0.20
6	塚崎地区	0.070	0.070	0.056	0.056	0.10	0.070
7	藤ヶ谷地区	0.056	0.16	0.096	0.056	0.087	0.091
8	柏地区	-	-	<0.056	0.056	0.10	0.061

*2：旭地区、塚崎地区は平成24年から、柏地区は平成26年度から調査を実施。

*3：平均値については、<0.056=0.028として算出。

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことをいいます。PM2.5は粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されていることから、平成21年9月9日に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」を設定されました。

本市においては、平成24年度から大気測定局で常時監視を行なっておりますが、微小粒子状物質中のイオン成分、炭素成分及び無機元素成分の確認のため、永楽台測定局において調査を実施しました。

ア 調査地点

柏市永楽台2丁目8番1号 永楽台測定局（地域分類：一般環境）

イ 調査期間

平成29年2月5日から平成29年2月19日まで

ウ 調査方法

試料採取方法・分析方法は「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン」（環境省 水・大気環境局）による

エ 分析項目・分析方法

分析項目		分析方法
無機イオン成分 (8種類)	塩化物イオン(Cl ⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、ナトリウムイオン(Na ⁺)、アンモニアイオン(NH ₄ ⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)	イオンクロマトグラフ法
炭素成分 (3種類)	有機炭素(OC)、元素炭素(EC) 炭素補正值(0cpyro)	サーマルオプティカル・リフレクタス法 (IMPROVE [®] プロトコル)
無機元素成分 (30種類)	ナトリウム(Na)、アルミニウム(Al)、カリウム(K)、カルシウム(Ca)、スカジウム(Sc)、チタン(Ti)、バナジウム(V)、クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、コバルト(Co)、ニッケル(Ni)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、ヒ素(As)、セレン(Se)、ルビージュウム(Rb)、モリブデン(Mo)、アンチモン(Sb)、セシウム(Cs)、バリウム(Ba)、ランタン(La)、セリウム(Ce)、サマリウム(Sm)、ハフニウム(Hf)、タンタル(Ta)、タンクステン(W)、鉛(Pb)、トリウム(Th)、ケイ素(Si)	誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS) 蛍光X線法(ケイ素のみ)

才 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析調査結果※
 (ア) 無機イオン成分・炭素成分

調査日	質量濃度 (μ/m^3)	無機イオン成分						炭素成分				
		塩(物)化 (Cl) (μ/m^3)	硝酸(物) (NO ₃) (μ/m^3)	硫酸(物) (SO ₄) (μ/m^3)	ナトリウム (Na) (μ/m^3)	アモニア(物) (NH ₄) (μ/m^3)	カリウム(物) (K) (μ/m^3)	マグネシウム(物) (Mg) (μ/m^3)	カルシウム(物) (Ca) (μ/m^3)	有機炭素 (OC) (μ/m^3)	元素炭素 (EC) (μ/m^3)	炭素総貯蓄 (O _C pyro) (μ/m^3)
H29.2.5～H29.2.6	28.8	1.8	8.4	1.9	0.056	4.1	0.28	<0.0099	<0.077	4.8	2.6	2.1
H29.2.6～H29.2.7	6.1	<0.068	0.21	2.3	0.041	0.93	0.042	<0.0099	0.081	1.5	0.40	0.45
H29.2.7～H29.2.8	3.0	0.12	0.16	0.83	0.083	0.29	0.011	0.013	0.15	0.97	0.25	0.31
H29.2.8～H29.2.9	9.8	1.1	1.7	0.88	0.055	1.4	0.044	0.011	0.18	1.9	1.1	0.60
H29.2.9～H29.2.10	20.7	1.4	6.9	2.4	0.025	3.5	0.073	0.044	<0.063	2.2	1.4	0.94
H29.2.10～H29.2.11	4.8	0.19	0.40	1.4	0.092	0.64	0.022	<0.0099	<0.063	1.3	0.36	0.52
H29.2.11～H29.2.12	2.6	<0.068	0.42	0.70	0.035	0.35	0.011	<0.0099	<0.063	1.1	0.22	0.37
H29.2.12～H29.2.13	4.1	0.18	0.26	1.1	0.059	0.50	0.015	<0.0099	0.068	1.2	0.37	0.40
H29.2.13～H29.2.14	6.4	1.1	0.67	0.97	0.032	1.1	0.032	<0.0099	<0.063	1.4	0.51	0.47
H29.2.14～H29.2.15	6.9	0.77	1.1	1.3	0.026	1.2	0.037	<0.0099	<0.063	1.8	0.54	0.61
H29.2.15～H29.2.16	10.7	0.70	1.4	2.3	0.052	1.5	0.082	0.011	<0.063	2.1	0.84	0.82
H29.2.16～H29.2.17	23.9	0.79	6.9	3.6	0.088	3.4	0.14	0.018	0.22	3.7	2.2	1.4
H29.2.17～H29.2.18	6.1	<0.068	0.31	2.1	0.013	0.75	0.033	0.019	0.12	1.7	0.40	0.57
H29.2.18～H29.2.19	5.8	0.12	0.67	1.1	0.072	0.56	0.039	<0.0099	0.063	1.7	0.62	0.68
検出下限値	0.33	0.068	0.022	0.052	0.0055	0.15	0.0095	0.0099	0.063	0.26	0.0068	0.13
定量下限値	1.1	0.23	0.074	0.17	0.018	0.51	0.032	0.033	0.21	0.88	0.023	0.42

※測定結果に“<”が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

(1) 無機元素成分 (その1)

調査日	無機元素成分											
	ナトリウム(Na) (μ/m³)	アルミニウム(AI) (μ/m³)	カリウム(K) (μ/m³)	カルシウム(Ca) (μ/m³)	ストロンチウム(Sc) (μ/m³)	チタニウム(Ti) (μ/m³)	バナジウム(V) (μ/m³)	クロム(Cr) (μ/m³)	マンガニン(Mn) (μ/m³)	鉄(Fe) (μ/m³)	コバルト(Co) (μ/m³)	ニッケル(Ni) (μ/m³)
H29. 2. 5～H29. 2. 6	57	27	260	56	<0.21	<6.2	1.4	2.5	5.0	65	<0.14	1.2
H29. 2. 6～H29. 2. 7	44	28	58	54	<0.21	<6.2	<0.18	0.84	1.7	32	<0.14	<0.28
H29. 2. 7～H29. 2. 8	67	47	21	100	0.22	8.6	<0.18	<0.54	1.4	33	<0.14	<0.28
H29. 2. 8～H29. 2. 9	52	21	62	60	<0.21	<6.2	<0.18	0.65	6.2	60	<0.14	0.66
H29. 2. 9～H29. 2. 10	37	11	86	16	<0.21	<6.2	0.33	1.0	11	81	<0.14	1.4
H29. 2. 10～H29. 2. 11	78	11	33	13	<0.21	<6.2	<0.18	<0.54	1.7	16	<0.14	0.35
H29. 2. 11～H29. 2. 12	37	3.7	17	5.5	<0.21	<6.2	<0.18	<0.54	0.66	7.9	<0.14	0.30
H29. 2. 12～H29. 2. 13	58	12	27	22	<0.21	<6.2	<0.18	<0.54	0.68	18	<0.14	1.1
H29. 2. 13～H29. 2. 14	41	7.1	46	16	<0.21	<6.2	<0.18	<0.54	3.2	25	<0.14	<0.28
H29. 2. 14～H29. 2. 15	40	15	54	22	<0.21	<6.2	<0.18	0.71	4.8	41	<0.14	0.35
H29. 2. 15～H29. 2. 16	53	28	99	53	<0.21	<6.2	0.54	0.75	7.2	61	<0.14	1.4
H29. 2. 16～H29. 2. 17	70	36	130	120	<0.21	11	4.6	2.3	14	130	<0.14	3.1
H29. 2. 17～H29. 2. 18	110	51	48	80	<0.21	8.0	0.82	<0.54	2.8	45	<0.14	0.41
H29. 2. 18～H29. 2. 19	62	13	52	36	<0.21	<6.2	0.29	<0.54	2.1	22	<0.14	<0.28
検出下限値	1.6	1.2	1.2	5.2	0.21	6.2	0.18	0.54	0.072	4.1	0.14	0.28
定量下限値	5.3	3.8	4.1	17	0.69	21	0.61	1.8	0.24	14	0.46	0.93

※測定結果に“<”が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

(+) 無機元素成分 (その2)

調査日	無機元素成分											
	銅(Cu) (μ/m^3)	亜鉛(Zn) (μ/m^3)	ヒ素(As) (μ/m^3)	セレン(Se) (μ/m^3)	リビドウム(Rb) (μ/m^3)	モリブデン(Mo) (μ/m^3)	アフテナイト(Sb) (μ/m^3)	セシウム(Cs) (μ/m^3)	バリウム(Ba) (μ/m^3)	チタニウム(La) (μ/m^3)	セリウム(Ce) (μ/m^3)	チタニウム(Sm) (μ/m^3)
H29. 2. 5～H29. 2. 6	3. 5	34	0. 68	0. 81	0. 32	1. 5	4. 1	<0. 058	2. 7	0. 28	0. 48	<0. 070
H29. 2. 6～H29. 2. 7	<1. 5	5. 8	0. 37	<0. 78	<0. 065	0. 26	0. 19	<0. 058	1. 7	<0. 055	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 7～H29. 2. 8	<1. 5	3. 1	0. 20	<0. 78	<0. 065	0. 21	0. 13	<0. 058	0. 64	<0. 055	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 8～H29. 2. 9	3. 8	23	0. 41	<0. 78	<0. 065	0. 59	1. 7	<0. 058	1. 7	0. 14	0. 26	<0. 070
H29. 2. 9～H29. 2. 10	3. 0	26	0. 50	<0. 78	0. 084	0. 83	1. 7	<0. 058	1. 2	0. 20	0. 35	<0. 070
H29. 2. 10～H29. 2. 11	<1. 5	5. 3	0. 41	<0. 78	<0. 065	0. 24	0. 44	<0. 058	0. 67	0. 17	0. 32	<0. 070
H29. 2. 11～H29. 2. 12	<1. 5	3. 0	0. 18	<0. 78	<0. 065	0. 11	0. 32	<0. 058	0. 52	0. 085	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 12～H29. 2. 13	<1. 5	5. 3	0. 30	<0. 78	<0. 065	0. 15	0. 22	<0. 058	0. 77	0. 11	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 13～H29. 2. 14	<1. 5	9. 3	0. 58	<0. 78	<0. 065	0. 64	2. 1	<0. 058	1. 6	<0. 055	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 14～H29. 2. 15	2. 3	8. 6	0. 85	<0. 78	<0. 065	0. 70	0. 95	<0. 058	2. 7	0. 29	0. 56	<0. 070
H29. 2. 15～H29. 2. 16	4. 5	17	0. 63	<0. 78	<0. 065	0. 96	0. 95	<0. 058	5. 7	0. 16	0. 31	<0. 070
H29. 2. 16～H29. 2. 17	6. 0	40	1. 1	1. 5	0. 27	1. 7	1. 9	<0. 058	6. 0	0. 25	0. 46	<0. 070
H29. 2. 17～H29. 2. 18	<1. 5	8. 5	0. 36	<0. 78	<0. 065	0. 29	0. 28	<0. 058	1. 5	0. 083	<0. 23	<0. 070
H29. 2. 18～H29. 2. 19	<1. 5	13	0. 40	<0. 78	<0. 065	0. 20	0. 56	<0. 058	0. 53	<0. 055	<0. 23	<0. 070
検出下限値	1. 5	0. 54	0. 12	0. 78	0. 065	0. 10	0. 071	0. 058	0. 11	0. 055	0. 23	0. 070
定量下限値	5. 1	1. 8	0. 41	2. 6	0. 22	0. 33	0. 19	0. 24	0. 38	0. 18	0. 77	0. 23

※測定結果に“<”が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

(五) 無機元素成分 (その3)

調査日	無機元素成分					
	ハフニウム (Hf) (μ/m^3)	タンタル (Ta) (μ/m^3)	タングステン (W) (μ/m^3)	鉛 (Pb) (μ/m^3)	トリウム (Th) (μ/m^3)	ケイ素 (Si) (μ/m^3)
H29. 2. 5～H29. 2. 6	0.15	<0.063	0.13	7.8	<0.056	78
H29. 2. 6～H29. 2. 7	<0.088	<0.063	0.18	2.7	<0.056	78
H29. 2. 7～H29. 2. 8	<0.088	<0.063	<0.043	0.77	<0.056	93
H29. 2. 8～H29. 2. 9	0.10	<0.063	0.043	4.5	<0.056	89
H29. 2. 9～H29. 2. 10	<0.088	<0.063	0.063	4.5	<0.056	45
H29. 2. 10～H29. 2. 11	<0.088	<0.063	0.052	1.7	<0.056	38
H29. 2. 11～H29. 2. 12	<0.088	<0.063	0.12	0.95	<0.056	20
H29. 2. 12～H29. 2. 13	<0.088	<0.063	0.092	0.91	<0.056	40
H29. 2. 13～H29. 2. 14	<0.088	<0.063	<0.043	1.5	<0.056	56
H29. 2. 14～H29. 2. 15	<0.088	<0.063	<0.043	2.7	<0.056	60
H29. 2. 15～H29. 2. 16	<0.088	<0.063	0.064	2.8	<0.056	85
H29. 2. 16～H29. 2. 17	<0.088	<0.063	0.23	8.2	<0.056	130
H29. 2. 17～H29. 2. 18	<0.088	<0.063	0.093	2.6	<0.056	110
H29. 2. 18～H29. 2. 19	<0.088	<0.063	0.23	3.0	<0.056	61
検出下限値	0.088	0.063	0.043	0.078	0.056	4.5
定量下限値	0.29	0.21	0.14	0.26	0.19	15

※測定結果に “<” が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

第3節 大気汚染の対策

1 発生源の状況

市内の大气汚染防止法による届出事業所は153事業所です。そのうち124事業所(81%)が事業場(ビル、事務所)であり、残りの29事業所(19%)が工場です。施設数は、事業場が239基で64%，工場が135基で36%を占めています。

施設の種類では、熱源としてのボイラーの設置基数が最も多く、全体の約50%以上を占めています。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の届出状況

区分	施設の番号・種類	工場	事業場	総数
ばい煙 発生施設	1・ボイラー	74(75)	125(127)	199(202)
	6・加熱炉	2(2)	0(0)	2(2)
	9・溶融炉	7(7)	0(0)	7(7)
	11・乾燥炉	7(7)	0(0)	7(7)
	13・廃棄物焼却炉	1(1)	9(9)	10(10)
	24・溶解炉	9(9)	0(0)	9(9)
	29・ガスタービン	1(1)	14(14)	15(15)
	30・ディーゼル機関	4(4)	80(74)	84(78)
	31・ガス機関	5(5)	5(5)	10(10)
一般粉じん発生施設	2・堆積場	2(2)	3(3)	5(5)
	3・ベルトコンベア	15(15)	3(3)	18(18)
VOC 排出施設	2・塗装施設	5(5)	0(0)	5(5)
	4・乾燥施設	3(3)	0(0)	3(3)
計		135(136)	239(235)	374(371)

(注) 平成29年3月31日現在、()内は平成28年3月31日現在

2 発生源の規制

(1) 大気汚染防止法に基づく立入検査

ア ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設について平成28年度は、15事業場及び22工場、計37事業所について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、その内7事業所のばい煙等の測定を実施しました。その結果、1事業所2施設が排出基準に不適合でした。

年度別立入検査結果

年度	ばい煙等発生事業所（施設）		立入検査事業所数		
	事業所	施設	ばい煙等測定	違反	
平成24年	137 (27)	344 (125)	32 (23)	7 (5)	0 (0)
平成25年	151 (30)	358 (138)	42 (26)	8 (5)	0 (0)
平成26年	150 (29)	361 (133)	49 (25)	8 (6)	0 (0)
平成27年	140 (23)	340 (111)	41 (25)	7 (3)	0 (0)
平成28年	153 (29)	379 (142)	37 (22)	7 (3)	1 (1)

注) () 内は工場数及びその施設数（内数）

イ 特定粉じん排出等作業について

平成28年度は9件の特定粉じん(アスベスト)排出等作業の実施の届出があり、大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、作業基準の遵守状況を確認しました。また、大気汚染防止法の規制対象外の特定粉じんの除去等の作業48件についても、現地確認等を実施しました。

年度	特定粉じん排出等作業		規制対象外の作業等の現地確認・指導等の件数
	届出	立入検査	
平成24年	8	8	20
平成25年	11	11	31
平成26年	13	13	34
平成27年	20	20	61
平成28年	9	9	48

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査

平成28年度は、10事業所（すべて廃棄物焼却施設）についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査を実施し、その内2事業所でダイオキシンの排出測定を実施しました。その結果、すべての施設が排出基準に適合していました。

3 緊急時の対策

大気汚染の状況が急激に悪化し、人の健康や生活環境に被害が生ずる恐れのある場合の対策として、大気汚染防止法第23条に基づき「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」硫黄酸化物の部（昭和41年5月1日）及びオキシダントの部（昭和46年6月1日）がそれぞれ定められています。なお、緊急時には注意報等を発令して一般市民に周知するとともに、協力工場等にばい煙排出量の削減措置の要請をするなどの措置を講じています。

(1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物に係る緊急時対策は、要綱が定められてから、東葛地域では一度も注意報等が発令されていません。

(2) 光化学オキシダント（光化学スモッグ）

千葉県では、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱により、県内対象地域を12地域に区分して、下表の基準をもとに、千葉県が光化学スモッグの注意報等を発令します。

光化学スモッグ発令基準

種類	発令基準
予報	気象条件並びに各種汚染濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、当日の11時までに発令する。
注意報	測定局におけるオキシダント濃度が0.12 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警報	測定局におけるオキシダント濃度が0.24 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	測定局におけるオキシダント濃度が0.40 ppm以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。

本市は、松戸市、流山市とともに、東葛地域に区分されています。

なお、光化学スモッグが発令されやすい気象条件として

- ア 気温が高い（20°C以上）
- イ 風が弱い（3m／秒以下）
- ウ 視程（視界）が悪い（4km以下）
- エ 日差しが強いなどが挙げられます。

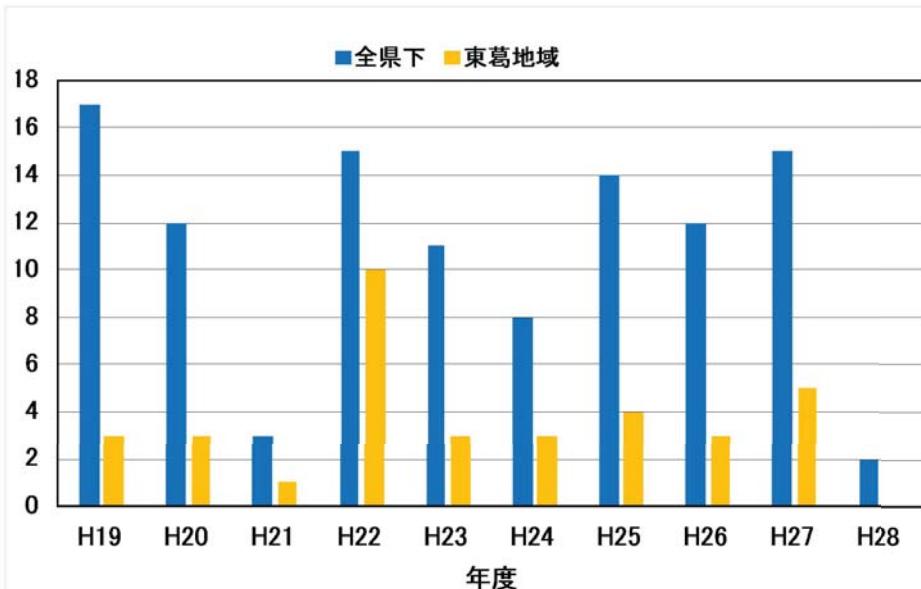
市民への周知は、千葉県から注意報等の発令を受け、防災行政無線、市ホームページ及びメール配信を利用して広報するとともに、電話連絡網による教育機関等への連絡及び公共施設等での発令表示板の掲示を行い、被害の未然防止に努めています。

本市を含む東葛地域における、平成28年度の注意報等の発令はありませんでした。

光化学スモッグ注意報等の年度別発令状況

単位：日

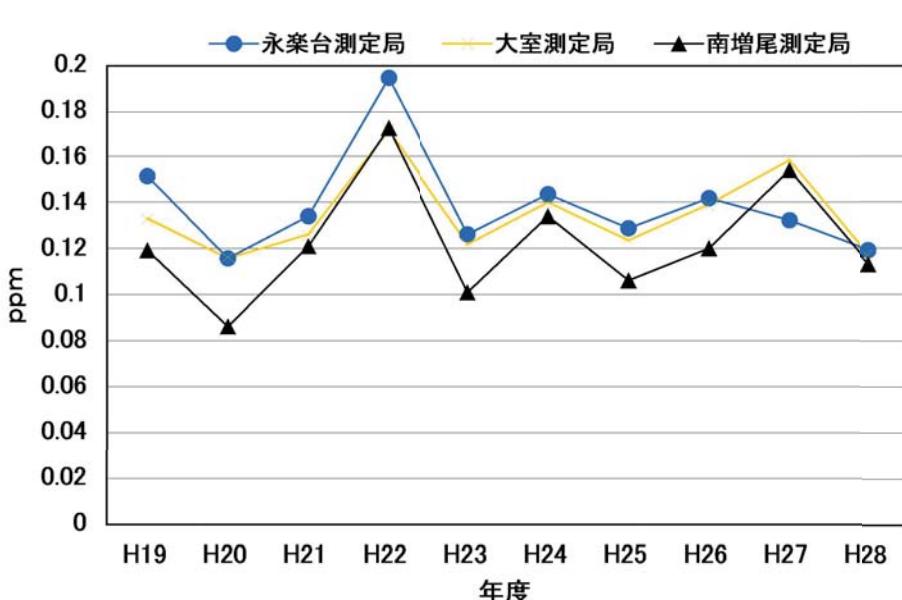
年度 地域 \	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
東葛地域	3	3	1	10	3	3	4	3	5	0
全県下	17	12	3	15	11	8	14	12	15	2



年度別時間最高濃度（4月～10月）

単位：ppm

年度 地域 \	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
永楽台測定期局	0.152	0.116	0.134	0.194	0.126	0.144	0.129	0.142	0.132	0.119
大室測定期局	0.133	0.116	0.126	0.172	0.122	0.140	0.124	0.139	0.159	0.117
南増尾測定期局	0.119	0.086	0.121	0.173	0.101	0.134	0.106	0.120	0.154	0.113



4 健康被害対策

光化学スモッグによる健康被害の症状として

- ア 目のチカチカ
- イ 息苦しさ
- ウ のどの痛み
- エ 頭痛等があります。

平成28年度、本市では健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグによる健康被害届出者数の推移

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
東葛地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全県下	1	3	0	14	0	61	0	0	2	0

5 窒素酸化物対策

光化学スモッグや酸性雨等の発生原因物質である窒素酸化物の主な発生源は、工場や自動車等が挙げられますが、大都市地域における窒素酸化物汚染は、自動車交通量の著しい増加により道路沿道を中心に厳しい状況にあります。

自動車排出ガスの規制は、昭和48年から始まり、逐次規制が強化されましたが、車の増加が著しいため、窒素酸化物汚染は大きな改善が図られませんでした。

このため平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）が公布されました。

本市は、同法に基づく特定地域となっており、平成5年12月から、本市を含む特定地域内においては、トラック・バス等の車種規制が開始され、基準を満たさない車両は、車種ごとに定められた猶予期間後に使用できなくなりました。

さらに、平成13年6月には、自動車NOx法を改正して新たな車種規制等を規定した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）が公布されました。

主な改正点は、①粒子状物質の対象物質への追加、②対象地域の拡大、③車種規制の強化、④事業場に対する措置の強化等であり、平成14年5月から施行されています。

また、千葉県では、昭和63年より二酸化窒素濃度が高くなる冬期に、対象地域内市町と共同で、工場等に対し窒素酸化物の排出量抑制を図る等「大気汚染防止のための冬期対策」を実施しており、平成28年度も平成28年11月から平成29年1月にかけて自動車の使用抑制対策等を実施しました。

これらの対策の結果、各測定局における窒素酸化物濃度の年平均値は、毎年少しずつですが低下しています。

6 粒子状物質対策

粒子状物質の削減対策については、自動車NO_x・PM法の他、平成14年3月に公布された「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」（千葉県ディーゼル自動車規制条例）があります。

主な規制内容は、条例で定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車の県内の運行禁止や粒子状物質を増大させるような不適正な燃料の規制等です。さらに千葉県では、千葉県環境保全条例を改正し、千葉県内で自動車を30台以上使用している事業者に自動車環境管理計画書等の提出を義務付け、自動車の適正管理と低公害車導入を推進しています。

第3章 水質汚濁

第1節 概況

水質汚濁とは、私たちの身の回りにある川・湖沼・海などの公共用水域が、工場、事業場及び家庭などから排出された水に含まれる汚濁物質によって汚れることをいいます。本市を流域に含む公共用水域は利根川、利根運河、手賀沼及び手賀沼に注ぎ込む大堀川、大津川、染井入落、金山落、さらに江戸川の支流である坂川の7河川及び1湖沼があります。

大堀川、大津川は都市内の中小河川であり、水質は環境基準を満足しております。

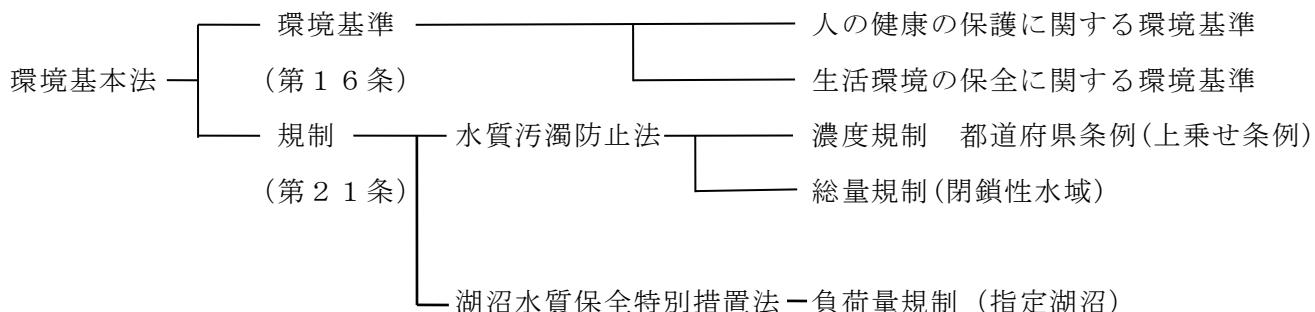
手賀沼は全国で最も水質汚濁の進んだ湖沼でしたが、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法に基づく事業場への立入検査等による指導はもとより、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の3割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成13年には27年間つづけた全国ワーストワンの汚名を返上しましたが、環境基準の達成までには至っておりません。

また、トリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物や六価クロムなどの重金属類などによる土壤汚染及び地下水汚染が全国的に確認され、大きな社会問題となっています。

これらによる地質汚染を防止するため、千葉県では「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を平成20年7月から施行し、事業者が自主的に実施すべき有害物質に係る地質汚染防止対策・汚染確認時の対応等具体的に示し、地質汚染を未然に防止し、生活環境の保全に努めています。さらに、地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設を目的として、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準等を規定するための水質汚濁防止法の一部が改正され、平成24年6月から施行されています。

1 水質汚濁防止関係法令

水質汚濁防止のための法令は、環境基本法（平成5年11月19日制定）が源となっています。この環境基本法に基づく水質汚濁防止の法体系は次のとおりです。



(1) 環境基準

環境基本法に基づく各種の環境基準は次のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0. 003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01 mg / L 以下
六価クロム	0. 05 mg / L 以下
砒素	0. 01 mg / L 以下
総水銀	0. 0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0. 02 mg / L 以下
四塩化炭素	0. 002 mg / L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg / L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg / L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg / L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0. 01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01 mg / L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg / L 以下
チウラム	0. 006 mg / L 以下
シマジン	0. 003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0. 02 mg / L 以下
ベンゼン	0. 01 mg / L 以下
セレン	0. 01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふつ素	0. 8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05 mg / L 以下

(注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格12.1 に掲げる方法等	規格21に 掲げる方法	付表9に 掲げる方法	規格32に掲げ る方法等	最確数に よる定量法

(注) 1. 基準値は日間平均値(湖沼もこれに準じる)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上(湖沼もこれに準じる)。

河川の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
測 定 方 法		規格53に 掲げる方法等	付表11に 掲げる方法	付表12に 掲げる方法

(注) 1. 基準値は年間平均値

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2,3級水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水産3級工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に 定める方法等	規格17に 定める方法	付表9に 掲げる方法	規格32に定め る方法等	最確数に よる定量法

(注) 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

湖沼の全窒素・全燐に係る環境基準

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0. 1 m g / L 以下	0. 0 0 5 m g / L 以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。), 水産1種, 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0. 2 m g / L 以下	0. 0 1 m g / L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0. 4 m g / L 以下	0. 0 3 m g / L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0. 6 m g / L 以下	0. 0 5 m g / L 以下
V	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1 m g / L 以下	0. 1 m g / L 以下
測 定 方 法		規格45.2, 45.3, 45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

(注) 1. 基準値は年間平均値。

2. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

湖沼の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0. 0 3 m g / L 以下	0. 0 0 1 m g / L 以下	0. 0 3 m g / L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 0 3 m g / L 以下	0. 0 0 0 6 m g / L 以下	0. 0 2 m g / L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0. 0 3 m g / L 以下	0. 0 0 2 m g / L 以下	0. 0 5 m g / L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 0 3 m g / L 以下	0. 0 0 2 m g / L 以下	0. 0 4 m g / L 以下
測 定 方 法		規格53に掲げる方法等	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 1. 基準値は年間平均値。

柏市内の公共用水域別環境基準指定類型

河川名	環境基準類型	達成期間	指定年月日	指定法令
利根川	河川A	イ	平成21年3月31日	環境庁告示第 14号
利根運河	河川B	ロ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
大津川	河川C	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
大堀川	河川D	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
染井入落	—	—	—	—
金山落	河川B	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
坂川	河川E	ハ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
手賀沼	湖沼B	ハ	昭和45年9月 1日	閣議決定
	湖沼V	10年以内	昭和59年3月27日	千葉県告示第305号
	湖沼生物B	イ	平成23年12月9日	千葉県告示第798号

(注) 1. 達成期間

- (1) 「イ」は直ちに達成。
- (2) 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。
- (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

(2) 水質汚濁防止法

ア 濃度規制

水質汚濁防止法により、特定事業場に対し、排水中の物質毎の許容限度が定められています。生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境項目は15項目について、カドミウム等の有害物質は28項目について排水基準が定められています。

また、千葉県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乗せ条例）を定めており、この条例に基づく排水基準が、水質汚濁防止法の一法律基準より優先されます。

イ 総量規制

東京湾、伊勢湾等多数の汚濁発生源が集中する広域的な閉鎖性水域の水質保全を図ることを目的として、濃度規制に加えて化学的酸素要求量に係る水質総量規制制度が、昭和53年に水質汚濁防止法に新たに導入され、現在は窒素含有量、りん含有量についても適用されています。これまでにも7次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできています。

本市では、松戸市及び流山市に接する坂川に流入する地域、野田市に接する利根運河に流入する地域等においてこの制度の適用を受けています。

(3) 湖沼水質保全特別措置法

汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るため、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法が公布されました。手賀沼は、昭和60年12月に同法による指定湖沼に指定され、昭和61年度以降6期30年にわたり手賀沼に係る湖沼水質保全計画を策定し、水質保全のための規制等を実施してきました。

これまでの各種施策の実施により手賀沼の水質も改善され、CODの環境基準5mg/Lを達成するまでにはいきませんが、10mg/L前後で推移しており、更なる水質改善が求められていることから、千葉県では第7期「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」を平成29年3月に策定しました。

(4) 柏市環境保全条例等

千葉県では印旛沼、手賀沼の汚濁が依然として改善されないため、これらの流域について平成10年10月「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部を改正し、規制対象事業場を、日平均排水量10m³/日以上に引き下げるとともに、千葉県環境保全条例施行規則を一部改正し、水質汚濁防止法に定める規模条件以下の「飲食店等に設置されるちゅう房施設」を条例の特定施設に追加し、併せて排水基準を新たに設定しました。

柏市では、これまで千葉県環境保全条例を基に特定事業場を対象とした届出及び排水規制を行っていましたが、平成20年4月中核市移行に伴い柏市環境保全条例で水質の保全に関する規制等を実施しています。

(5) 地下水に係る規制

ア 環境基準

地下水については有害物質28項目について環境基準が定められており、基準値は次のとおりです。

地下水環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、別に定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、指定された測定方法により測定したシス体の濃度と、指定された方法により測定したトランス体の濃度の和とする。

2 公共用水域

平成28年度の水質監視において、本市を流域に含む公共用水域の健康項目は、全ての項目で環境基準に適合しています。また、生活環境項目の代表的な汚染の指標であるBOD及びCOD値はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していない水域があります。

同じく、手賀沼についても、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していません。

柏市を流域に含む公共用水域のBOD・COD値

(単位: mg/L)

河川名等	測定地点	測定項目	環境基準	75%値				
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利根川	栄橋	BOD	2	1.9	2.4	1.7	1.7	1.9
利根運河	運河橋	BOD	3	7.1	7.6	5.9	4.2	4.7
坂川	弁天橋	BOD	10	6.4	3.5	2.0	3.0	2.4
大堀川	北柏橋	BOD	8	3.8	2.8	2.9	2.1	3.2
大津川	上沼橋	BOD	5	3.3	3.4	3.2	2.8	4.5
染井入落	染井新橋	BOD	—	5.7	4.2	3.0	4.6	3.7
金山落	名内橋	BOD	3	2.3	2.1	2.2	2.0	2.4
手賀沼	手賀沼中央	COD	5	11	10	8.4	9.3	10
手賀沼	下手賀沼中央	COD	5	12	12	10	10	13

※ 数値のアンダーラインは環境基準値を超過したもの。

※ 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合の判断は、年間を通した日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3 地下水汚染

本市では、昭和63年度からトリクロロエチレン等有機塩素系化合物等の地下水汚染調査を実施しており、平成28年度末までに市内90地区で地下水汚染が確認されています。

なお、地下水汚染については、汚染除去対策のほか、汚染井戸の継続的な水質調査等を実施し地下水汚染状況の把握に努めるなど、地下水の浄化及び監視を行っています。

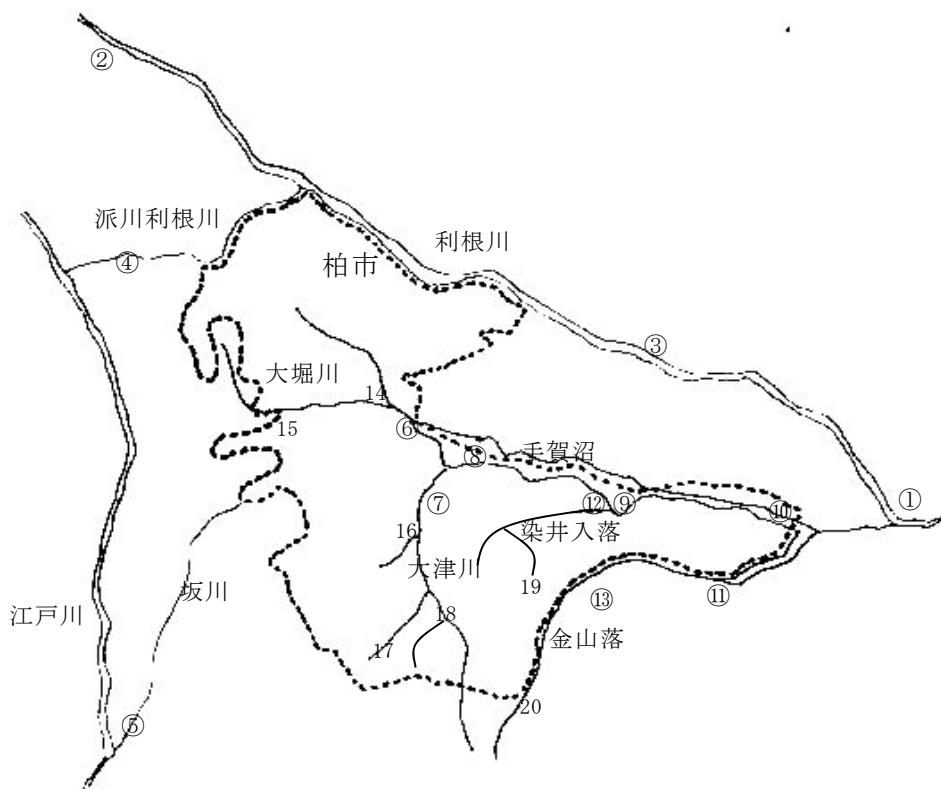
4 事業場の規制

本市では、従前より柏市公害防止条例に基づく事業場への立入検査等を実施していましたが、昭和61年4月に水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例の事務委任を受け、また、平成20年4月に中核市移行に伴う委譲事務により柏市環境保全条例の一部を改正し、これら法令に基づき事業場の規制、指導等を行っています。

第2節 水質汚濁の現況

1 公共用水域

本市を流域に含む公共用水域の水質調査地点を次に示します。



河川名									
利根川		利根運河		坂川		大堀川		大津川	
記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名
①	栄橋	④	運河橋	⑤	弁天橋	⑥	北柏橋	⑦	上沼橋
②	芽吹橋					14	根戸新田	16	増尾橋
③	大利根橋					15	青葉橋	17	大宮橋
								18	芦川橋
								⑪	下手賀沼中央

河川名			
染井入落		金山落	
記号	地点名	記号	地点名
⑫	染井新橋	⑬	名内橋
19	工業団地下	20	組合下

○ 千葉県水質測定計画調査地点

(1) 利根川

利根川は、群馬県丹後山系に源を発し、関東平野を流下し野田市で分岐し、一方は、江戸川と名前を変え東京湾に注ぎこんでいます。他方は、茨城県から千葉県北部へ続く常総台地を流れ、銚子で太平洋へ注ぐ日本有数の大河であり、河川A類型に指定されています。

本市に近接する測定点における平成28年度の水質測定結果は次のとおりであり、環境基準点(栄橋)のBOD75%値は1.9mg/Lであり、環境基準を満足しています。

利根川 年平均値の経年変化（千葉県公共用水域水質測定結果より）

項目	年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準	
	pH		最小値	7.3	7.5	7.4	7.4	7.5	6.5以上
No.1 栄橋			最大値	8.3	8.3	8.9	8.2	7.8	8.5以下
	BOD (mg/L)		1.5(1.9)	1.8(2.4)	1.7(1.7)	1.4(1.7)	1.6(1.9)	2以下	
	SS (mg/L)		11	15	12	11	17	25以下	
	DO (mg/L)		9.8	9.3	9.6	9.3	9.1	7.5以上	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		1.1×10^3	1.7×10^4	2.2×10^4	3.3×10^3	2.6×10^3	1×10^3 以下	
No.2 芽吹橋	pH	最小値	7.2	7.4	7.4	7.3	7.5	6.5以上	
		最大値	7.9	7.7	8.0	7.7	9.2	8.5以下	
	BOD (mg/L)		1.4(1.6)	1.4(1.7)	1.2(1.3)	1.1(1.0)	1.6(1.4)	2以下	
	SS (mg/L)		12	15	14	17	15	25以下	
	DO (mg/L)		9.5	9.6	9.7	9.4	10	7.5以上	
No.3 大利根橋	大腸菌群数 (MPN/100mL)		9.7×10^3	7.1×10^3	1.0×10^3	4.1×10^3	1.0×10^3	1×10^3 以下	
	pH	最小値	7.2	7.5	7.5	7.5	7.5	6.5以上	
		最大値	7.9	7.9	8.5	8.0	7.7	8.5以下	
	BOD (mg/L)		1.4(1.7)	1.6(1.9)	1.6(1.7)	1.2(1.5)	1.3(1.6)	2以下	
	SS (mg/L)		15	19	17	16	24	25以下	
	DO (mg/L)		9.6	9.3	9.6	9.5	9.3	7.5以上	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		2.9×10^3	7.7×10^3	9.6×10^3	4.3×10^3	3.7×10^3	1×10^3 以下	

(注) () 内は75%値を示す。

(2) 利根運河

利根運河は、明治時代中期に利根川と江戸川を結ぶ水運交通路として掘削された運河です。

水は利根川から江戸川へ流れ、現在は、主に治水のためや農業用水等の取水路として利用され、河川B類型に指定されています。平成28年度の環境基準点(運河橋)のBOD75%値は4.7mg/Lであり環境基準を超過しています。

No.4 運河橋(利根運河) 年平均値の経年変化(千葉県公共用水域水質測定結果より)

項目	年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
	pH		最小値	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
BOD (mg/L)		最大値	8.4	9.1	9.1	8.0	7.7	8.5以下
SS (mg/L)		5.5(7.1)	6.3(7.6)	4.7(5.9)	3.5(4.2)	4.1(4.7)	3以下	
DO (mg/L)		17	21	20	14	15	25以下	
大腸菌群数 (MPN/100mL)		6.6	8.0	7.7	7.4	6.7	5以上	
		9.9×10^4	9.7×10^4	1.1×10^5	1.1×10^5	1.6×10^5	5×10^3 以下	

(注) () 内は75%値を示す。

(3) 坂川

坂川は本市の南西部台地に源を発し、流山市、松戸市の都市部の水を集め江戸川に流入する都市内の中河川であり、河川E類型に指定されています。

平成12年度から北千葉導水事業の稼動等により浄化されています。平成28年度の環境基準点(弁天橋)のBOD75%値は2.4mg/Lであり環境基準を満足しています。

NO.5 弁天橋(坂川) 年平均値の経年変化 (千葉県公共用海域水質測定結果より)

年度 項目		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
pH	最小値	7.2	7.3	7.2	7.4	7.3	6.5以上
	最大値	7.8	8.3	7.7	8.6	8.4	8.5以下
BOD (mg/L)		4.6(6.4)	3.2(3.5)	1.7(2.0)	2.7(3.0)	2.1(2.4)	10以下
SS (mg/L)		8	8	6	5	5	ゴミ等の浮遊が認められないこと
DO (mg/L)		7.4	8.5	7.8	8.5	7.3	2以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)		1.2×10^6	7.3×10^5	8.7×10^3	7.6×10^4	2.7×10^4	—

(注) () 内は75%値を示す。

(4) 大堀川

大堀川は、流山市東部に源を発し、旧柏市を南北に二分するように西から東に流れ、手賀沼に流入する都市内の中河川であり、河川D類型に指定されています。

この流域には、三つの工業団地があり、また多くの住宅団地があります。

本市で実施している各測定地点の平成28年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(北柏橋)のBOD75%値は3.2mg/Lで、平成12年から北千葉導水事業の稼動により、北柏橋では平成15年度より環境基準を満足しています。

大堀川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準	
No.6 北 柏 橋	pH	最小	7.3	7.3	7.4	7.2	7.6	6.0以上
	pH	最大	7.8	8.0	8.0	7.9	8.0	8.5以下
	BOD (mg/L)	3.0(3.8)	2.5(2.8)	2.5(2.9)	1.7(2.1)	2.4(3.2)	8以下	
	SS (mg/L)	6.5	5	4	4	4	100以下	
	DO (mg/L)	8.4	8.8	8.9	8.5	8.5	2以上	
No.14 根 戸 新 田	pH	最小	7.7	7.8	7.5	7.9	8.2	—
	pH	最大	8.6	9.5	8.8	9.0	8.9	—
	BOD (mg/L)	3.6	2.9	2.8	3.7	8.5	—	
	SS (mg/L)	6.3	6.0	4.5	4.3	15	—	
	DO (mg/L)	10.6	16	15	12	13	—	
No.15 青 葉 橋	pH	最小	7.7	7.5	7.5	7.6	7.8	6.0以上
	pH	最大	7.9	8.0	7.8	7.9	8.0	8.5以下
	BOD (mg/L)	2.4	2.0	2.0	2.0	2.0	8以下	
	SS (mg/L)	6.5	7.3	5.3	7.3	13	100以下	
	DO (mg/L)	9.3	9.9	9.7	8.6	8.5	2以上	

(注) () 内は75%値を示す。

(5) 大津川

大津川は鎌ヶ谷市に源を発し、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川C類型に指定されています。

本市における大津川流域には工業団地の立地はみられませんが、住宅の増加と共に流域の人口が増加してきた地域です。

大津川の各測定点における平成28年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(上沼橋)のBOD75%値は4.5mg/Lで、環境基準を満足しています。

大津川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
No. 7 上沼橋	pH	最小	7.4	7.5	7.5	7.7	6.5以上
		最大	8.0	8.1	8.5	8.2	8.5以下
	BOD (mg/L)	3.2(3.3)	3.1(3.4)	2.6(3.2)	2.2(2.8)	3.5(4.5)	5以下
	SS (mg/L)	4.8	7	5	6	5	50以下
	DO (mg/L)	8.2	8.7	9.2	8.1	8.4	5以上
No. 16 増尾橋	pH	最小	8.2	8.2	8.0	8.5	—
		最大	9.6	9.5	9.2	9.4	—
	BOD (mg/L)	3.1	3.6	2.2	2.0	4.5	—
	SS (mg/L)	3.3	14	5.3	11	7	—
	DO (mg/L)	16.1	17	16	14	16	—
No. 17 大宮橋	pH	最小	7.7	7.7	7.7	7.6	7.8
		最大	7.9	8.0	7.9	7.9	8.4
	BOD (mg/L)	4.5	4.2	3.2	4.3	6.6	—
	SS (mg/L)	3.3	4.0	6.0	4.0	4	—
	DO (mg/L)	8.4	9.1	8.9	7.6	7.2	—
No. 18 芦川橋	pH	最小	7.3	7.7	7.3	7.6	8.1
		最大	8.0	8.3	7.8	7.9	8.3
	BOD (mg/L)	5.1	4.6	2.8	4.4	7.5	5以下
	SS (mg/L)	6.3	5.5	3.0	7.3	5	50以下
	DO (mg/L)	9.2	9.1	9.6	9.1	9.0	5以上

(注) () 内は75%値を示す。

(6) 染井入落

染井入落は大島田付近に源を発し、手賀沼に流入しています。

染井入落の各測定点における平成28年度の水質測定結果を見ると、染井新橋ではBOD75%値は3.7mg/Lを示しました。

染井入落 年平均値の経年変化

地点・項目		年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
No. 12 染井新橋	pH	最小	7.5	8.0	7.8	7.8	7.9	—
		最大	8.4	8.4	8.0	8.3	8.3	—
	BOD (mg/L)	5.3(5.7)	3.3(4.2)	2.1(3.0)	3.5(4.6)	4.2(3.7)	—	
	SS (mg/L)	9.5	16	10	9.0	7	—	
	DO (mg/L)	10.4	13	12	10.5	12	—	
No. 19 工業団地下	pH	最小	7.5	7.8	7.7	7.5	7.8	—
		最大	7.9	8.3	7.9	7.7	8.2	—
	BOD (mg/L)	3.7	2.4	3.1	3.5	3.7	—	
	SS (mg/L)	4.3	2.7	6.8	17	6	—	
	DO (mg/L)	7.0	9.8	8.3	8.7	7.1	—	

(注) () 内は75%値を示す。

(7) 金山落

金山落は鎌ヶ谷市に源を発し、下手賀沼に流入しており、河川B類型に指定されています。

金山落の各測定点における平成28年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(名内橋)のBOD75%値は2.4mg/Lで、環境基準を満足しています。

金山落 年平均値の経年変化 (名内橋は千葉県公共用水域水質測定結果より)

地点・項目		年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
No. 13 名内橋	pH	最小	7.7	7.6	7.6	7.7	7.8	6.5以上
		最大	8.1	8.1	8.1	8.0	8.2	8.5以下
	BOD (mg/L)	1.9(2.3)	1.8(2.1)	1.8(2.2)	1.7(2.0)	2.0(2.4)	3以下	
	SS (mg/L)	10	10	11	11	12	25以下	
	DO (mg/L)	10	9.7	9.8	9.5	9.9	5以上	
No. 20 組合下	pH	最小	7.6	7.8	7.7	7.6	7.9	6.5以上
		最大	7.9	8.2	7.8	7.8	8.3	8.5以下
	BOD (mg/L)	1.8	2.0	1.7	2.3	2.0	3以下	
	SS (mg/L)	2.8	2.8	3.0	3.8	6	25以下	
	DO (mg/L)	8.3	9.4	9.1	9.7	8.1	5以上	

(注) () 内は75%値を示す。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名	大堀川 北柏橋 28						環境基準
採水月日	4月18日	5月16日	6月6日	7月4日	8月1日	9月1日	
採水時刻	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	
色相	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	
臭氣	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	°C	20.2	20.2	19.8	25.6	27.5	24
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上
流量	m³/sec	0.82	0.95	0.84	0.81	0.68	1.15
pH		7.7	7.8	7.7	7.9	8.0	7.8
DO	mg/L	8.6	8.0	6.9	6.8	7.9	7.3
BOD	mg/L	1.3	1.9	1.2	1.8	1.9	3.3
COD	mg/L	3.8	4.2	4.7	4.6	4.4	4.4
SS	mg/L	4	3	9	3	5	2
大腸菌群数	MPN/100mL				33000		
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L		<0.5			<0.5	
全窒素	mg/L	2.2	2.9	2.2	2.8	2.4	2.1
全りん	mg/L	0.13	0.15	0.17	0.14	0.15	0.12
亜鉛	mg/L		0.008			0.014	
ノニルフェノール	mg/L		<0.00006			<0.00006	
LAS	mg/L		0.0011			<0.0006	
カドミウム	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	
全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	
鉛	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	
砒素	mg/L	<0.001		0.001		0.001	
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L				<0.0005		
ジクロロメタン	mg/L		<0.002			<0.002	
四塩化炭素	mg/L		<0.0002			<0.0002	
1,2ジクロロエタン	mg/L		<0.0004			<0.0004	
1,1ジクロロエチレン	mg/L		<0.01			<0.01	
シス1,2ジクロロエチレン	mg/L		<0.004			<0.004	
1,1,1トリクロロエタン	mg/L		<0.1			<0.1	
1,1,2トリクロロエタン	mg/L		<0.0006			<0.0006	
トリクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001	
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001	
1,3ジクロロプロパン	mg/L				<0.0002		
チウラム	mg/L				<0.0006		
シマジン	mg/L				<0.0003		
チオベンカルブ	mg/L				<0.002		
ベンゼン	mg/L		<0.001			<0.001	
セレン	mg/L					<0.001	
硝酸性窒素	mg/L	1.48		1.36		1.46	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.08		0.07		0.07	
ふつ素	mg/L	0.08		0.09		<0.08	
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	
1,4ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005	
フェノール類	mg/L		<0.005			<0.005	
銅	mg/L		<0.01			<0.01	
溶解性鉄	mg/L		<0.1			<0.1	
溶解性マンガン	mg/L		<0.1			<0.1	
全クロム	mg/L		<0.02			<0.02	
アンモニア性窒素	mg/L	0.05		<0.03		0.04	
りん酸性りん	mg/L	0.085		0.086		0.085	
塩化物イオン	mg/L	29		31		29	
電気伝導率	mS/m	29		30		31	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05	
溶解性COD	mg/L	3.4		3.6		3.6	
EPN	mg/L				<0.0006		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L				<0.006		
ニッケル	mg/L				<0.001		
モリブデン	mg/L				<0.007		
アンチモン	mg/L				<0.002		
大腸菌数	個/100mL				350		

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名	大堀川						環境基準
	北柏橋						
採水年	28			29			
	10月3日	11月7日	12月5日	1月10日	2月1日	3月1日	
採水月日	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	
採水時刻							
色相	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	
臭気	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	°C	21.8	14.0	14.0	8.0	8.5	9.9
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上
流量	m³/sec	1.36	0.81	1.05	0.96	0.71	0.68
pH		7.6	7.9	7.6	7.8	8.0	7.7
DO	mg/L	7.9	9.1	9.1	10.5	10.8	10.3
BOD	mg/L	2.5	1.4	3.0	4.1	3.5	3.2
COD	mg/L	3.7	4.4	4.6	4.2	4.7	4.9
SS	mg/L	5	3	3	3	5	5
大腸菌群数	MPN/100mL			3300			
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L			<0.5		<0.5	
全窒素	mg/L	3.6	3.6	3.2	3.1	3.5	3.3
全りん	mg/L	0.11	0.14	0.14	0.17	0.23	0.21
亜鉛	mg/L		0.032			0.022	
ノニルフェノール	mg/L		<0.00006			<0.00006	
LAS	mg/L		0.005			0.0023	
カドミウム	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	
全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	
鉛	mg/L	0.001		0.003		<0.001	
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	
砒素	mg/L	<0.001		<0.001		0.001	
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L						不検出
ジクロロメタン	mg/L			<0.002		<0.002	
四塩化炭素	mg/L			<0.0002		<0.0002	
1,2ジクロロエタン	mg/L			<0.0004		<0.0004	
1,1ジクロロエチレン	mg/L			<0.01		<0.01	
シス1,2ジクロロエチレン	mg/L			<0.004		<0.004	
1,1,1トリクロロエタン	mg/L			<0.1		<0.1	
1,1,2トリクロロエタン	mg/L			<0.0006		<0.0006	
トリクロロエチレン	mg/L			<0.001		<0.001	
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001		<0.001	
1,3ジクロロプロパン	mg/L						
チウラム	mg/L						
シマジン	mg/L						
チオベンカルブ	mg/L						
ベンゼン	mg/L			<0.001		<0.001	
セレン	mg/L			<0.001			
硝酸性窒素	mg/L	2.47		2.24		2.48	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.07		0.08		0.08	
ふつ素	mg/L	<0.08		0.14		<0.08	
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	
1,4ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005	
フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
銅	mg/L			0.01		<0.01	
溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1	
溶解性マンガン	mg/L			<0.1		<0.1	
全クロム	mg/L			<0.02		<0.02	
アンモニア性窒素	mg/L	0.03		0.06		0.29	
りん酸性りん	mg/L	0.063		0.065		0.12	
塩化物イオン	mg/L	29		25		35	
電気伝導率	mS/m	30		36		32	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05	
溶解性COD	mg/L	3.4		4.4		4.2	
EPN	mg/L						
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L						
ニッケル	mg/L						
モリブデン	mg/L						
アンチモン	mg/L						
大腸菌数	個/100mL			490			

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（青葉橋、根戸新田）

水域名		大堀川								環境基準 (※は 青葉橋のみ 適用)	
採水地点		青葉橋				根戸新田					
採水年		28		29		28		29			
採水月日		5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日		
採水時刻		8:40	8:40	8:40	8:40	9:20	9:20	9:15	9:00		
色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
臭気		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭		
水温	°C	21.2	28.1	13.2	8.0	20.0	27.2	12.0	6.0		
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	15.0		
流量	m³/sec	0.84	0.78	0.66	0.68	0.03	0.11	0.08	0.06		
pH		7.8	8.0	7.9	7.8	8.7	8.9	8.8	8.2	*6.0～8.5	
DO	mg/L	8.0	6.9	9.0	10.5	11.4	12.6	18.3	11.8	*2以上	
BOD	mg/L	1.9	2.8	0.6	2.8	3.5	14.7	1.3	15	*8以下	
COD	mg/L	4.5	4.6	2.5	3.2	6.2	8.4	4.7	10		
SS	mg/L	13	27	4	6	1	19	6	33	*100以下	
大腸菌群数	MPN/100mL										
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L										
全窒素	mg/L	3.6	2.6	3.2	3.4	3.9	4.0	3.6	5.2		
全りん	mg/L	0.17	0.23	0.12	0.17	0.35	0.50	0.21	0.58		
亜鉛	mg/L		0.017				0.018			0.03以下	
カドミウム	mg/L		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.003以下	
全シアン	mg/L		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	不検出	
鉛	mg/L		0.001		<0.001		<0.001		0.002	0.01以下	
六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	0.05以下	
砒素	mg/L		0.002		0.001		0.001		<0.001	0.01以下	
総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L									不検出	
ジクロロメタン	mg/L						<0.002		<0.002	0.02以下	
四塩化炭素	mg/L									0.002以下	
1,2ジクロロエタン	mg/L									0.004以下	
1,1ジクロロエチレン	mg/L									0.1以下	
シス1,2ジクロロエチレン	mg/L									0.04以下	
1,1,1トリクロロエタン	mg/L						<0.1		<0.1	1以下	
1,1,2トリクロロエタン	mg/L									0.006以下	
トリクロロエチレン	mg/L						<0.001		<0.001	0.01以下	
テトラクロロエチレン	mg/L						<0.001		<0.001	0.01以下	
1,3ジクロロプロペン	mg/L									0.002以下	
チウラム	mg/L									0.006以下	
シマジン	mg/L									0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L									0.02以下	
ベンゼン	mg/L									0.01以下	
セレン	mg/L									0.01以下	
硝酸性窒素	mg/L	1.52	1.39	2.32	2.35	1.86	2.14	2.36	3.28	合計で	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.08	0.06	0.05	0.06	0.19	0.44	0.10	0.10	10以下	
ふつ素	mg/L									0.8以下	
ほう素	mg/L									1以下	
フェノール類	mg/L									0.05以下	
銅	mg/L		<0.01				<0.01				
溶解性鉄	mg/L		<0.1				<0.1				
溶解性マンガン	mg/L		<0.1				<0.1				
全クロム	mg/L		<0.02				<0.02				
アンモニア性窒素	mg/L	0.31	0.04	<0.03	0.36	0.36	<0.03	<0.03	0.38		
りん酸性りん	mg/L	0.113	0.085	0.073	0.072	0.316	0.418	0.148	0.210		
塩化物イオン	mg/L	18	17	19	22	68	71	40	58		
電気伝導率	mS/m	24	27	28	27	48	52	38	46		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
溶解性COD	mg/L										

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名		大津川						環境基準	
採水地点		上沼橋							
採水年		28							
採水月日		4月18日	5月16日	6月6日	7月4日	8月1日	9月1日		
採水時刻		11:00	11:15	11:05	11:15	11:00	10:40		
色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
臭氣		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭		
水温	°C	21.9	19.5	19.2	29.0	26.7	26.2		
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		
流量	m³/sec	1.06	1.01	0.46	1.11	0.93	0.62		
pH		7.8	7.9	7.8	7.9	7.9	8.0	6.5~8.5	
DO	mg/L	8.1	7.4	7.2	6.2	6.8	8.9	5 以上	
BOD	mg/L	4.8	3.4	2.3	2.4	4.6	2.9	5 以下	
COD	mg/L	6.4	5.7	5.8	5.9	5.3	4.9		
SS	mg/L	9	8	7	7	6	4	50 以下	
大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	-	-	33000	-		
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-		
全窒素	mg/L	5.0	5.1	3.8	4.3	4.0	4.0		
全りん	mg/L	0.20	0.23	0.20	0.18	0.22	0.14		
亜鉛	mg/L	-	0.009	-	-	0.017	-	0.03 以下	
ノニルフェノール	mg/L	-	<0.00006	-	-	<0.00006	-	0.002 以下	
LAS	mg/L	-	0.0022	-	-	<0.0006	-	0.05 以下	
カドミウム	mg/L	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	0.003 以下	
シン	mg/L	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	不検出	
鉛	mg/L	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
六価クロム	mg/L	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	0.05 以下	
砒素	mg/L	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
総水銀	mg/L	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	0.0005 以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	<0.0005	-	不検出	
ジクロロメタン	mg/L	-	<0.002	-	-	<0.002	-	0.02 以下	
四塩化炭素	mg/L	-	<0.0002	-	-	<0.0002	-	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	<0.0004	-	-	<0.0004	-	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.004	-	-	<0.004	-	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	0.006 以下	
トリクロロエチレン	mg/L	-	<0.001	-	-	<0.001	-	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	-	<0.001	-	-	<0.001	-	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	<0.0002	-	0.002 以下	
チラム	mg/L	-	-	-	-	<0.0006	-	0.006 以下	
シマジン	mg/L	-	-	-	-	<0.0003	-	0.003 以下	
チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	<0.002	-	0.02 以下	
ベンゼン	mg/L	-	<0.001	-	-	<0.001	-	0.01 以下	
セレン	mg/L	-	-	-	-	<0.001	-	0.01 以下	
硝酸性窒素	mg/L	3.85	-	2.41	-	2.27	-	合計で 10 以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.18	-	0.17	-	0.20	-		
ふつ素	mg/L	<0.08	-	0.10	-	<0.08	-	0.8 以下	
ほう素	mg/L	0.2	-	0.4	-	0.4	-	1 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	0.05 以下	
フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-		
銅	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-		
溶解性鉄	mg/L	-	<0.1	-	-	0.1	-		
溶解性マンガン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-		
全クロム	mg/L	-	<0.02	-	-	<0.02	-		
アンモニア性窒素	mg/L	<0.03	-	<0.03	-	<0.03	-		
りん酸性りん	mg/L	0.128	-	0.136	-	0.160	-		
塩化物イオン	mg/L	50	-	100	-	167	-		
電気伝導率	mS/m	47	-	54	-	55	-		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-		
溶解性COD	mg/L	5.4	-	5.1	-	4.8	-		
クロロホルム	mg/L	-	-	-	-	<0.0006	-		
フェノール	mg/L	-	-	-	-	<0.001	-		
ホルムアルデヒド	mg/L	-	-	-	-	<0.1	-		
4-t-オクチルフェノール	mg/L	-	-	-	-	<0.00007	-		
アニリン	mg/L	-	-	-	-	<0.002	-		
2, 4-ジクロロフェノール	mg/L	-	-	-	-	<0.0003	-		
大腸菌数	個/100mL	-	-	-	-	120	-		

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名		大津川						環境基準	
採水地点		上沼橋							
採水年		28			29				
採水月日		10月3日	11月7日	12月5日	1月10日	2月1日	3月1日		
採水時刻		11:10	10:50	10:35	10:25	10:55	10:25		
色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
臭氣		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭		
水温	°C	21.8	14.2	14.5	9.8	9.0	8.9		
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上		
流量	m³/sec	0.91	0.52	0.71	0.51	0.41	0.29		
pH		7.9	8.1	7.7	7.9	8.2	7.7	6.5~8.5	
DO	mg/L	8.7	9.2	9.3	10.7	9.5	9.1	5 以上	
BOD	mg/L	1.6	1.0	4.5	5.5	4.5	4.1	5 以下	
COD	mg/L	4.5	4.2	4.6	3.9	4.9	6.0		
SS	mg/L	4	4	2	2	3	2	50 以下	
大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	17000	-	-	-		
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	<0.5	-	<0.5	-		
全窒素	mg/L	6.7	7.2	5.9	5.7	6.9	6.7		
全りん	mg/L	0.19	0.21	0.20	0.15	0.34	0.36		
亜鉛	mg/L	-	0.009	-	-	0.027	-	0.03 以下	
ノニルフェノール	mg/L	-	<0.00006	-	-	<0.00006	-	0.002 以下	
LAS	mg/L	-	0.021	-	-	0.0012	-	0.05 以下	
カドミウム	mg/L	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	0.003 以下	
シン	mg/L	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	不検出	
鉛	mg/L	0.001	-	0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
六価クロム	mg/L	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	0.05 以下	
砒素	mg/L	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
総水銀	mg/L	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	0.0005 以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	不検出	
ジクロロメタン	mg/L	-	-	<0.002	-	<0.002	-	0.02 以下	
四塩化炭素	mg/L	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	<0.0004	-	<0.0004	-	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.01	-	<0.01	-	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.004	-	<0.004	-	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	<0.1	-	<0.1	-	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-	0.006 以下	
トリクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.002 以下	
チラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.006 以下	
シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.003 以下	
チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.02 以下	
ベンゼン	mg/L	-	-	<0.001	-	<0.001	-	0.01 以下	
セレン	mg/L	-	-	<0.001	-	-	-	0.01 以下	
硝酸性窒素	mg/L	5.07	-	4.04	-	5.18	-	合計で	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.21	-	0.26	-	0.24	-	10 以下	
ふつ素	mg/L	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	0.8 以下	
ほう素	mg/L	0.4	-	0.1	-	0.4	-	1 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	0.05 以下	
フェノール類	mg/L	-	-	<0.005	-	<0.005	-		
銅	mg/L	-	-	<0.01	-	0.01	-		
溶解性鉄	mg/L	-	-	0.1	-	<0.1	-		
溶解性マンガン	mg/L	-	-	<0.1	-	<0.1	-		
全クロム	mg/L	-	-	<0.02	-	<0.02	-		
アンモニア性窒素	mg/L	<0.03	-	<0.03	-	0.63	-		
りん酸性りん	mg/L	0.152	-	0.167	-	0.308	-		
塩化物イオン	mg/L	93	-	50	-	90	-		
電気伝導率	mS/m	52	-	45	-	61	-		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-		
溶解性COD	mg/L	3.8	-	4.2	-	4.6	-		
EPN	mg/L	-	-	-	-	-	-		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	-	-	-	-	-	-		
ニッケル	mg/L	-	-	-	-	-	-		
モリブデン	mg/L	-	-	-	-	-	-		
アンチモン	mg/L	-	-	-	-	-	-		
アンチモン	mg/L	-	-	-	-	-	-		
大腸菌数	個/100mL	-	-	3100	-	-	-		

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（芦川橋、増尾橋）

水域名		大津川								環境基準 (※は 芦川橋のみ 適用)	
採水地点		芦川橋				増尾橋					
採水年		28		29		28		29			
採水月日		5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日		
採水時刻		9:25	10:00	10:20	9:25	12:20	12:10	11:35	11:55		
色相		灰黄色									
臭気		川藻臭									
水温	°C	18.5	25.5	13.2	7.8	24.4	28.1	14.2	11.0		
透視度	度	30.0以上									
流量	m³/sec	0.29	0.19	0.25	0.23	0.02	0.02	0.04	0.02		
pH		8.1	8.1	8.2	8.3	9.1	9.1	8.6	9.0	*6.5~8.5	
DO	mg/L	8.4	8.2	9.9	9.6	17.0	11.2	13.8	21.6	*5 以上	
BOD	mg/L	5.5	15.2	2.2	7.4	4.0	7.4	1.0	5.5	*5 以下	
COD	mg/L	5.1	4.8	4.2	4.6	7.4	5.3	5.3	9.2		
SS	mg/L	3	7	5	3	4	12	2	11	*50 以下	
大腸菌群数	MPN/100mL										
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L										
全窒素	mg/L	10.0	5.1	7.3	8.3	7.1	5.7	6.4	8.3		
全りん	mg/L	0.40	0.34	0.36	0.50	0.25	0.22	0.17	0.35		
亜鉛	mg/L	-	0.017	-	-	-	0.016	-	-	0.03 以下	
カドミウム	mg/L									0.003 以下	
全シアン	mg/L									不検出	
鉛	mg/L	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01 以下	
六価クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05 以下	
砒素	mg/L	-	0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01 以下	
総水銀	mg/L									0.0005 以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L									不検出	
ジクロロメタン	mg/L									0.02 以下	
四塩化炭素	mg/L									0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L									0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L									1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									0.006 以下	
トリクロロエチレン	mg/L									0.01 以下	
テトラクロロエチレン	mg/L									0.01 以下	
1,3-ジクロロプロパン	mg/L									0.002 以下	
チウラム	mg/L									0.006 以下	
シマジン	mg/L									0.003 以下	
チオベンカルブ	mg/L									0.02 以下	
ベンゼン	mg/L									0.01 以下	
セレン	mg/L									0.01 以下	
硝酸性窒素	mg/L	3.27	2.96	5.64	6.28	4.29	3.23	5.76	4.97	合計で 10 以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.24	0.31	0.32	0.22	0.39	0.21	0.31	1		
ふつ素	mg/L									0.8 以下	
ほう素	mg/L									1 以下	
フェノール類	mg/L									0.05 以下	
銅	mg/L	-	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-		
溶解性鉄	mg/L	-	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-		
溶解性マンガン	mg/L	-	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-		
全クロム	mg/L	-	<0.02	-	-	-	<0.02	-	-		
アンモニア性窒素	mg/L	0.92	0.06	0.08	1.39	0.11	<0.03	<0.03	0.26		
りん酸性りん	mg/L	0.381	0.274	0.307	0.438	0.196	0.157	0.135	0.21		
塩化物イオン	mg/L	21	18	21	24	970	940	1020	1230		
電気伝導率	mS/m	38	37	39	39	313	284	338	364		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05		
溶解性COD	mg/L										

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（大宮橋、組合下）

水域名	大津川				金山落				環境基準 (※は 組合下のみ 適用)	
	大宮橋				組合下					
採水年	28		29		28		29			
	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日		
採水月日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日		
採水時刻	8:45	9:00	9:10	8:45	10:15	10:45	11:20	10:15		
色相	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
臭気	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭		
水温	°C	17.5	23.6	13.0	7.8	17.6	21.8	15.0	10.8	
透視度	度	30.0以上								
流量	m³/sec	0.08	0.09	0.04	0.13	0.01	0.01	0.01		
水素イオン濃度		7.8	7.8	7.9	8.4	7.9	8.0	8.1	8.3	
溶存酸素量	mg/L	7.0	5.6	9.0	7.1	8.5	7.6	7.8	8.6	
生物化学的酸素要求量	mg/L	5.1	14.4	2.1	5.1	1.5	3.8	0.6	2.1	
化学的酸素要求量	mg/L	4.9	5.4	4.6	3.9	3.3	3.7	2.4	2.6	
浮遊物質量	mg/L	2	7	2	3	5	16	1	2	
大腸菌群数	MPN/100mL								*5,000以下	
nヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L									
全窒素	mg/L	8.5	5.2	5.7	6.1	2.4	2.5	1.5	2.2	
全燐	mg/L	0.38	0.45	0.33	0.35	0.08	0.10	0.068	0.08	
全亜鉛	mg/L	0.034				0.021			0.03以下	
カドミウム	mg/L								0.003以下	
全シアン	mg/L								不検出	
鉛	mg/L	0.003		<0.001		0.004		0.001	0.01以下	
六価クロム	mg/L								0.05以下	
砒素	mg/L	0.001		<0.001		<0.001		<0.001	0.01以下	
総水銀	mg/L								0.0005以下	
ボリ塩化ビフェニル	mg/L								不検出	
ジクロロメタン	mg/L								0.02以下	
四塩化炭素	mg/L								0.002以下	
1,2ジクロロエタン	mg/L								0.004以下	
1,1ジクロロエチレン	mg/L								0.1以下	
シス1,2ジクロロエチレン	mg/L								0.04以下	
1,1,1トリクロロエタン	mg/L								1以下	
1,1,2トリクロロエタン	mg/L								0.006以下	
トリクロロエチレン	mg/L								0.01以下	
テトラクロロエチレン	mg/L								0.01以下	
1,3ジクロロプロベン	mg/L								0.002以下	
チウラム	mg/L								0.006以下	
シマジン	mg/L								0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L								0.02以下	
ベンゼン	mg/L								0.01以下	
セレン	mg/L								0.01以下	
硝酸性窒素	mg/L	3.33	2.94	4.21	4.23	1.38	1.17	0.86	1.67	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.30	0.52	0.28	0.17	0.02	0.03	<0.03	0.03	
ふつ素	mg/L								0.8以下	
ほう素	mg/L								1以下	
1,4ジオキサン	mg/L								0.05以下	
フェノール類	mg/L					<0.01				
銅	mg/L		<0.01			<0.1				
鉄(溶解性)	mg/L		<0.1			<0.1				
マンガン(溶解性)	mg/L		<0.1			<0.02				
クロム	mg/L		<0.02			0.09	0.04	<0.03	0.06	
アンモニア性窒素	mg/L	0.93	0.07	0.06	0.65	0.061	0.058	0.040	0.053	
りん酸性りん	mg/L	0.345	0.382	0.294	0.311	<5	12	47	11	
塩化物イオン	mg/L	22	24	21	25	28	29	55	31	
電気伝導率	mS/m	40	41	62	41	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05					
溶解性COD	mg/L									
EPN	mg/L									
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L									
ニッケル	mg/L									
モリブデン	mg/L									
アンチモン	mg/L									
トランスクロロエチレン	mg/L									
1,2ジクロロブロバン	mg/L									
Pジクロロベンゼン	mg/L									
イソキサチオノン	mg/L									
ダイアジノン	mg/L									
フェニトロチオノン	mg/L									
イソプロチオラン	mg/L									
オキシン銅	mg/L									
クロロタロニル	mg/L									
プロピサミド	mg/L									
ジクロルボス	mg/L									
フェノブカルブ	mg/L									
イブロベンホス	mg/L									
クロルニトロフェン	mg/L									
トルエン	mg/L									
キシリ	mg/L									
大腸菌数	個/100mL									

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果（染井新橋、工業団地下）

水域名		染井入落							環境基準	
採水地点		染井新橋			工業団地下					
採水年		28		29		28		29		
採水月日		5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	5月16日	8月1日	11月7日	2月1日	
採水時刻		11:35	12:50	12:40	12:00	10:50	11:45	12:00	11:15	
色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	
臭気		川藻臭	青草臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	℃	21.0	28.8	15.0	10.2	22.1	26.5	17.0	11.2	
透視度	度	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	30.0以上	
流量	m³/sec	0.23	0.20	0.07	0.10	0.01	0.01	0.01	0.02	
pH		7.9	8.3	8.3	8.3	7.9	7.8	7.8	8.2 <th data-kind="ghost"></th>	
DO	mg/L	7.9	12.1	13.5	14.8	7.8	6.6	6.8	7.0 <th data-kind="ghost"></th>	
BOD	mg/L	3.7	10.3	1.1	2.0	2.1	4.5	2.3	5.9 <th data-kind="ghost"></th>	
COD	mg/L	6.2	6.1	3.5	3.7	4.5	5.8	5.9	7.8 <th data-kind="ghost"></th>	
SS	mg/L	12	10	3	2	3	4	15	3	
大腸菌群数	MPN/100mL	-	4.9×10^4	-	-	49000	79000			
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	<0.5			
全窒素	mg/L	5.3	3.0	5.2	6.8	6.6	6.0	6.5	10	
全りん	mg/L	0.091	0.11	0.084	0.120	0.49	0.69	0.67	0.58	
亜鉛	mg/L	-	0.022	-	-	0.029	0.040			
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
全シンアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
鉛	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.007	0.001	
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		<0.0005				<0.0005	<0.0005		
ジクロロメタン	mg/L		<0.002				<0.002	<0.002		
四塩化炭素	mg/L		<0.0002				<0.0002	<0.0002		
1,2-ジクロロエタン	mg/L		<0.0004				<0.0004	<0.0004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01				<0.01	<0.01		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004				<0.004	<0.004		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1	<0.1			<0.1	<0.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		<0.0006				<0.0006	<0.0006		
トリクロロエチレン	mg/L		<0.001	<0.001			0.001	0.002		
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001	<0.001			<0.001	<0.001		
1,3-ジクロロプロパン	mg/L		<0.0002				<0.0002	<0.0002		
チウラム	mg/L		<0.0006				<0.0006	<0.0006		
シマジン	mg/L		<0.0003				<0.0003	<0.0003		
チオベンカルブ	mg/L		<0.002				<0.002	<0.002		
ベンゼン	mg/L		<0.001				<0.001	<0.001		
セレン	mg/L		<0.001				<0.001	<0.001		
硝酸性窒素	mg/L	2.09	1.91	4.38	5.84	2.09	3.04	3.77	4.15	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.09	0.06	0.07	0.09	0.18	0.14	0.24	0.70 <th data-kind="ghost"></th>	
ふつ素	mg/L	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005							0.05 以下
フェノール類	mg/L		<0.005				<0.005	<0.005	<th data-kind="ghost"></th>	
銅	mg/L		<0.01				<0.01	<0.01	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
溶解性鉄	mg/L		<0.1				<0.1	0.2		
溶解性マンガン	mg/L		<0.1				<0.1	<0.1		
全クロム	mg/L		<0.02				<0.02	<0.02		
アンモニア性窒素	mg/L	0.22	0.03	<0.03	0.09	0.98	0.03	0.25	0.89	
りん酸性りん	mg/L	0.043	0.016	0.040	0.043	0.462	0.729	0.434	0.457 <th data-kind="ghost"></th>	
塩化物イオン	mg/L	24	22	16	20	17	115	20	64	
電気伝導率	mS/m	35	33	38	43	34	90	42	80 <th data-kind="ghost"></th>	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	
溶解性COD	mg/L	4.7	4.9	3.2	3.0	3.7	4.6	4.8	6.6 <th data-kind="ghost"></th>	
EPN	mg/L						<0.0006			
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L						<0.006		<th data-kind="ghost"></th>	
ニッケル	mg/L						0.005		<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
モリブデン	mg/L						<0.007		<th data-kind="ghost"></th>	
アンチモン	mg/L						<0.002		<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
トランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L		<0.004				<0.004	<0.004	<th data-kind="ghost"></th>	
1,2ジクロロプロパン	mg/L		<0.006				<0.006	<0.006	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
Pジクロロベンゼン	mg/L		<0.02				<0.02	<0.02	<th data-kind="ghost"></th>	
イソキサチオノン	mg/L		<0.0008				<0.0008	<0.0008	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
ダイアゾノン	mg/L		<0.0005				<0.0005	<0.0005	<th data-kind="ghost"></th>	
フェニロチオノン	mg/L		<0.0003				<0.0003	<0.0003	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
イソプロチオノン	mg/L		<0.004				<0.004	<0.004	<th data-kind="ghost"></th>	
オキシン鋼	mg/L		<0.004				<0.004	<0.004	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
クロロタロニル	mg/L		<0.005				<0.005	<0.005	<th data-kind="ghost"></th>	
プロピサミド	mg/L		<0.0008				<0.0008	<0.0008	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
ジクロルボス	mg/L		<0.0008				<0.0008	<0.0008	<th data-kind="ghost"></th>	
フェノブカルブ	mg/L		<0.003				<0.003	<0.003	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
イブロベンホス	mg/L		<0.0008				<0.0008	<0.0008	<th data-kind="ghost"></th>	
クロルニトロフェン	mg/L		<0.0001				<0.0001	<0.0001	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
トルエン	mg/L		<0.06				<0.06	<0.06	<th data-kind="ghost"></th>	
キシリ	mg/L		<0.04				<0.04	<0.04	<th data-kind="parent" data-rs="2"></th>	
クロロホルム	mg/L		<0.0006							
フェノール	mg/L		<0.001							
ホルムアルデヒド	mg/L		<0.1							
4-t-オクチルフェノール	mg/L		<0.00007							
アニリン	mg/L		<0.002							
2,4-ジクロロフェノール	mg/L		<0.0003							
大腸菌数	個/100mL		110				180	180	<th data-kind="ghost"></th>	

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(8) 手賀沼

ア 概要

手賀沼は、印旛沼とともに千葉県を代表する湖沼であり、千葉県北西部に位置する細長い沼です。また、手賀沼の周辺は風光明媚なことから、昭和27年10月には自然公園法に基づき、手賀沼、印旛沼及びその周辺を含めた66.06km²が県立印旛手賀自然公園として指定されています。

手賀沼の概況

面 積	約 6.5 km ²
周 囲	約 38.0 km
標 高	2.5 m (沼面)
水 深	平均 0.86 m, 最深3.8 m
湛 水 量	約560万m ³
流 域 面 積	約144 km ²
流 域 人 口	約51.9万人
流 域 市 町 村	柏市、我孫子市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市
流 入 河 川	大津川、大堀川、金山落、亀成川、染井入落

イ 現況

手賀沼の水質調査は、千葉県が3地点（根戸下、沼中央、布佐下）及び本市が1地点（下手賀沼中央）で実施しています（環境基準点は沼中央）。

手賀沼は、環境省（旧環境庁）が全国の水質汚濁状況の調査結果を公表し始めた昭和49年度から平成12年度まで、27年連続で全国湖沼の水質のワーストとなっていましたが、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の5割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成28年度の沼中央のCOD75%値は10mg/Lでした。

しかし、依然として環境基準5mg/Lを超える値を示しているため、今後も水質の改善に向けて対策を推進していきます。

ウ 手賀沼水質浄化対策

(ア) 千葉県及び流域市村の共同事業

手賀沼の水質を浄化するため、千葉県及び流域市により手賀沼水環境保全協議会を組織し、経費を分担しながら次の浄化事業を実施しています。

- a 水環境創造事業
- b 水生植物再生活用事業
- c 河川浄化施設（りん除去施設）による排水路浄化事業
- d 都市排水路浄化施設
- e その他

(イ) 国(国土交通省)の事業

国で実施している北千葉導水事業の目的は次に示すとおりです。

- a 手賀沼流域などの水害防止の内水排除
- b 東京都、埼玉県及び千葉県民約670万人分の都市用水の確保
- c 手賀沼等の水質浄化(浄化用水、最大毎秒8トンの注水)

この事業は、昭和49年に建設に着手して、26年間を要し平成11年度に完成しました。

平成12年度から本格稼動になり手賀沼の浄化に大きな効果を上げています。

手賀沼水質 年平均値の経年変化

(単位: mg/L)

年 度	地 点	環境基準	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
C O D	根戸下	5以下	5.5	5.4	5.5	5.7	6.3	6.4	6.1	5.3	5.5	5.8
	手賀沼中央		8.4	8.2	8.6	8.9	9.3	9.6	9.5	7.6	8.1	8.6
	布佐下		(9.7)	(9.1)	(10)	(9.6)	(10)	(11)	(10)	(8.4)	(9.3)	(10)
	下手賀沼中央		8.6	8.7	8.1	9.0	9.0	10	8.2	6.8	7.1	7.5
全窒素	根戸下	1以下	9.0	10	9.3	9.7	11	11	11	9.7	9.5	11
	手賀沼中央		3.0	3.1	2.7	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
	布佐下		2.5	2.6	2.4	2.5	2.3	2.3	2.4	2.2	2.1	2.2
	下手賀沼中央		2.4	2.4	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	2.1	2.0	2.1
全リン	根戸下	0.1以下	2.8	3.7	3.9	3.5	3.2	3.2	3.3	3.0	2.2	3.0
	手賀沼中央		0.16	0.13	0.13	0.14	0.14	0.15	0.14	0.13	0.12	0.15
	布佐下		0.16	0.15	0.14	0.16	0.16	0.18	0.16	0.13	0.13	0.15
	下手賀沼中央		0.16	0.15	0.14	0.16	0.14	0.18	0.15	0.13	0.13	0.13

注：手賀沼中央の()は75パーセント値

注：根戸下、手賀沼中央及び布佐下は千葉県公共用水域水質測定結果より

公共用水域水質測定結果(下手賀沼中央)

水域名 採水地点 採水年	手賀沼						環境基準	
	下手賀沼中央							
	28							
採水月日	4月20日	5月16日	6月6日	7月4日	8月1日	9月1日		
採水時刻	11:00	15:10	13:00	13:09	15:30	12:00		
色相	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色		
臭気	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭		
水温	°C	18.8	23.2	22.6	31.0	30.0	30.2	
透視度	度	14.2	11.5	12.5	11.5	12.5	14.5	
流量	m³/sec							
pH		8.6	8.8	8.6	9.2	9.0	9.3	
DO	mg/L	13.8	10.7	9.7	11.4	9.2	14.4	
BOD	mg/L	11	12	4.2	6.8	7.4	12	
COD	mg/L	10	13	12	14	13	12	
SS	mg/L	26	40	44	39	43	30	
大腸菌群数	MPN/100ml				33000			
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L				<0.5			
全窒素	mg/L	3.2	2.0	1.5	1.6	1.8	1.5	
全りん	mg/L	0.14	0.19	0.18	0.19	0.23	0.18	
全亜鉛	mg/L		0.023			0.009		
ノニルフェノール	mg/L		<0.00006			<0.00006		
LAS	mg/L		<0.0006			<0.0006		
カドミウム	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		
全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		
鉛	mg/L	<0.001		0.001		0.002		
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005		
砒素	mg/L	<0.001		0.001		0.001		
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L				<0.0005		不検出	
ジクロロメタン	mg/L		<0.002			<0.002		
四塩化炭素	mg/L		<0.0002			<0.0002		
1,2ジクロロエタン	mg/L		<0.0004			<0.0004		
1,1ジクロロエチレン	mg/L		<0.01			<0.01		
シス,1,2ジクロロエチレン	mg/L		<0.004			<0.004		
1,1,1トリクロロエタン	mg/L		<0.1			<0.1		
1,1,2トリクロロエタン	mg/L		<0.0006			<0.0006		
トリクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001		
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001		
1,3ジクロロプロペン	mg/L				<0.0002			
チウラム	mg/L				<0.0006			
シマジン	mg/L				<0.0003			
チオベンカルブ	mg/L				<0.002			
ベンゼン	mg/L		<0.001			<0.001		
セレン	mg/L				<0.001			
硝酸性窒素	mg/L	1.13		<0.03		<0.03		
亜硝酸性窒素	mg/L	0.04		<0.03		<0.03		
ふつ素	mg/L	0.08		0.14		0.12		
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		
1,4ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005		
フェノール類	mg/L		<0.005			<0.005		
銅	mg/L		<0.01			<0.01		
溶解性鉄	mg/L		<0.1			<0.1		
溶解性マンガン	mg/L		<0.1			<0.1		
全クロム	mg/L		<0.02			<0.02		
アンモニア性窒素	mg/L	0.03		<0.03		0.03		
りん酸性りん	mg/L	0.057		0.005		0.025		
塩化物イオン	mg/L	17		22		13		
電気伝導率	mS/m	30		30		28		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
溶解性COD	mg/L	5.5		7.5		10		
EPN	mg/L					<0.0006		
フタル酸ジエチルヘキシリ	mg/L					<0.006		
ニッケル	mg/L					<0.001		
モリブデン	mg/L					<0.007		
アンチモン	mg/L					<0.002		
クロロフィルa	mg/L	94	78	94	90	100	140	
プランクトン	個/mL	15527	17110	20626	27824	32760	32119	
下層DO	mg/L	12.3	10.2	9.4	8.4	8.5	9.9	
大腸菌数	個/100ml					11		

注:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

公共用水域水質測定結果(下手賀沼中央)

水域名		手賀沼						環境基準
		下手賀沼中央						
採水地点								
採水年			28		29			
採水月日		10月3日	11月7日	12月5日	1月10日	2月1日	3月1日	
採水時刻		12:40	14:10	12:20	11:35	13:45	12:00	
色相		灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	灰黄綠色	
臭気		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	°C	24.2	15.5	13.0	7.0	8.6	9.6	
透視度	度	10.5	13.5	27.4	16.0	14.5	10.5	
流量	m³/sec							
pH		8.6	8.9	8.2	8.4	8.6	9.6	6.5~8.5
DO	mg/L	10.4	13.4	12.7	12.5	14.6	17.5	5 以上
BOD	mg/L	9.9	4.6	4.2	5.9	4.4	10	
COD	mg/L	13	7.7	5.6	6.9	7.6	15	5 以下
SS	mg/L	50	29	7	23	24	55	15 以下
大腸菌群数	MPN/100ml			490				
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L				<0.5			
全窒素	mg/L	4.6	3.8	3.4	4.3	4.7	5.2	1 以下
全りん	mg/L	0.27	0.13	0.076	0.11	0.11	0.16	0.1 以下
全亜鉛	mg/L		0.011			0.014		0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L		<0.00006			<0.00006		0.002 以下
LAS	mg/L		0.0007			<0.0006		0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		不検出
鉛	mg/L	0.002		0.001		<0.001		0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005		0.05 以下
砒素	mg/L	0.001		<0.001		<0.001		0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L							不検出
ジクロロメタン	mg/L			<0.002		<0.002		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L			<0.0002		<0.0002		0.002 以下
1,2ジクロロエタン	mg/L			<0.0004		<0.0004		0.004 以下
1,1ジクロロエチレン	mg/L			<0.01		<0.01		0.1 以下
シス,1,2ジクロロエチレン	mg/L			<0.004		<0.004		0.04 以下
1,1,1トリクロロエタン	mg/L			<0.1		<0.1		1 以下
1,1,2トリクロロエタン	mg/L			<0.0006		<0.0006		0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L			<0.001		<0.001		0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001		<0.001		0.01 以下
1,3ジクロロプロペン	mg/L							0.002 以下
チウラム	mg/L							0.006 以下
シマジン	mg/L							0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L							0.02 以下
ベンゼン	mg/L			<0.001		<0.001		0.01 以下
セレン	mg/L			<0.001				0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.48		2.23		3.49		合計で
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05		0.03		0.05		10 以下
ふつ素	mg/L	<0.08		<0.08		<0.08		0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1		1 以下
1,4ジオキサン	mg/L		<0.005			<0.005		0.05 以下
フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005		
銅	mg/L			<0.01		0.01		
溶解性鉄	mg/L			<0.1		<0.1		
溶解性マンガン	mg/L			<0.1		<0.1		
全クロム	mg/L			<0.02		<0.02		
アンモニア性窒素	mg/L	<0.03		0.03		0.05		
りん酸性りん	mg/L	0.016		0.003		0.022		
塩化物イオン	mg/L	13		12		19		
電気伝導率	mS/m	32		33		36		
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05		<0.05		<0.05		
溶解性COD	mg/L	8.6		4.8		6.6		
EPN	mg/L							
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L							
ニッケル	mg/L							
モリブデン	mg/L							
アンチモン	mg/L							
クロロフィルa	mg/L	152	74	32	46	49	260	
プランクトン	個/mL	30003	19333	18506	22260	24506	20170	
下層DO	mg/L	9.8	13.6	12.7	13.2	13.8	15.6	
大腸菌数	個/100ml			<1				

注:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

2 地下水汚染

(1) 地下水汚染調査の経緯

昭和63年10月と平成元年3月にトリクロロエチレン等使用事業場内及び周辺井戸の地下水を調査した結果、6地区10本の井戸から「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の地下水の水質に係る基準値を超過するトリクロロエチレン等が検出されました。

平成元年10月、水質汚濁防止法の改正（平成元年10月1日施行）により、水質測定計画に基づく地下水の水質測定が義務づけられたため、同計画に基づく概況調査として当初は市内を2kmメッシュに区分し調査を実施していましたが、平成4年度以降は1kmメッシュに区分し調査を実施しています。

以降、概況調査や公募による簡易測定等の調査で、次のとおり汚染が確認されています。

平成28年度までに確認された地下水汚染（地区別）

汚染地区名		汚染判明年月・順位		主な汚染物質	井戸数	備 考
1	明原三丁目	平成16年11月	58	硝酸性窒素	1本	概況調査
2	あけぼの三丁目	平成3年8月	8	PCE	1本	周辺再調査
3	旭町	平成13年8月	26	硝酸性窒素	1本	概況調査
4	旭町五丁目	平成18年11月	69	硝酸性窒素	1本	概況調査
5	東1丁目	平成18年2月	65		1本	概況調査
6	泉	平成13年11月	32	硝酸性窒素	1本	概況調査
7	泉	平成20年11月	73	硝酸性窒素	1本	概況調査
8	岩井	平成15年11月	47	硝酸性窒素	1本	概況調査
9	大青田	平成12年7・12月	23	TCE, PCE, DCE, TCM	11本	自主検査、周辺調査
10	大青田	平成15年11月	41	硝酸性窒素	1本	概況調査
11	大青田	平成23年11月	78	硝酸性窒素	1本	概況調査
12	大青田	平成24年11月	80	硝酸性窒素	1本	概況調査
13	大井	平成14年11月	35	硝酸性窒素	1本	概況調査
14	大島田	平成15年11月	49	硝酸性窒素	1本	概況調査
15	大島田	平成17年3月	62	TCE, PCE, c-1, 2-DCE	12本	沼南町より引継ぎ
16	大室	平成13年11月	25	硝酸性窒素	1本	概況調査
17	五條谷	平成13年11月	29	硝酸性窒素	1本	概況調査
18	五條谷	平成14年11月	36	硝酸性窒素	1本	概況調査
19	五條谷	平成19年11月	72	硝酸性窒素	1本	概況調査
20	五條谷	平成15年11月	48	硝酸性窒素	1本	概況調査
21	逆井字鴻ノ巣	平成元年3月	6	TCE	5本	周辺調査
22	逆井字宮田島	平成4年11月	13	TCE, PCE	2本	公募による調査
23	逆井字小新山	平成4年11月	14	PCE	3本	公募による調査
24	逆井	平成15年11月	43	硝酸性窒素	1本	概況調査

25	逆井	平成 22 年 11 月	75	硝酸性窒素	1 本	概況調査
26	逆井五丁目	平成 18 年 11 月	66	T C E	1 本	概況調査
27	篠籠田	平成 15 年 11 月	42	硝酸性窒素	1 本	概況調査
28	宿連寺	平成 3 年 8 月	9	P C E	3 本	周辺再調査, 汚染機構解明調査
29	高田字中ノ台	平成 元年 3 月	5	TCE, PCE, MC	3 本	周辺調査
30	高田字中ノ台	平成 27 年 8 月	88	塩化ビニルモノマー	2 本	周辺再調査
31	高田字上野台子	平成 3 年 8 月	10	TCE, PCE, MC	1 本	周辺再調査
32	高田字上野台子	平成 26 年 8 月	86	塩化ビニルモノマー	1 本	周辺再調査
33	高田	平成 16 年 5 月	55	1, 4-ジオキサン	7 本	周辺調査
34	高田	平成 26 年 3 月	85	1, 4-ジオキサン	3 本	周辺再調査
35	高柳	平成 13 年 11 月	30	硝酸性窒素	2 本	概況調査
36	高柳	平成 15 年 11 月	50	硝酸性窒素	1 本	概況調査
37	中央一丁目	平成 7 年 3 月	20	T C E	1 本	継続監視
38	中央二丁目	平成 元年 3 月	2	P C E	1 本	周辺調査
39	塚崎	平成 17 年 11 月	61	TCE, PCE, c-1, 2-DCE	1 1 本	沼南町より引継ぎ
40	手賀	平成 13 年 11 月	33	硝酸性窒素	2 本	概況調査
41	手賀	平成 14 年 11 月	39	硝酸性窒素	1 本	概況調査
42	手賀	平成 16 年 11 月	60	硝酸性窒素	1 本	概況調査
43	常盤台	平成 3 年 8 月	11	P C E	1 本	周辺再調査
44	戸張	平成 13 年 11 月	27	硝酸性窒素	1 本	概況調査
45	十余二・若柴	平成 2 年 11 月	7	P C E	9 本	概況調査
46	西原四丁目	平成 元年 3 月	3	P C E	2 本	周辺調査
47	花野井	平成 4 年 11 月	12	P C E	1 本	公募による調査
48	花野井	平成 16 年 3 月	54	T C E	1 本	土壤汚染対策法関係 調査
49	花野井	平成 16 年 11 月	57	硝酸性窒素	1 本	概況調査
50	光ヶ丘二丁目	平成 5 年 3 月	17	P C E	1 本	公募による調査
51	光ヶ丘四丁目	平成 11 年 11 月	22	硝酸性窒素	1 本	概況調査
52	藤ヶ谷	平成 13 年 11 月	31	硝酸性窒素	1 本	概況調査
53	藤ヶ谷	平成 14 年 11 月	37	硝酸性窒素	2 本	概況調査
54	藤ヶ谷	平成 15 年 11 月	51	硝酸性窒素	1 本	概況調査
55	藤ヶ谷	平成 24 年 11 月	81	硝酸性窒素	1 本	概況調査
56	藤ヶ谷	平成 26 年 9 月	84	砒素	1 本	自主調査, 周辺調査
57	藤ヶ谷新田	平成 14 年 11 月	38	硝酸性窒素	1 本	概況調査
58	藤ヶ谷新田	平成 15 年 11 月	52	硝酸性窒素	1 本	概況調査
59	藤ヶ谷新田	平成 25 年 11 月	82	硝酸性窒素	1 本	概況調査
60	藤心字鰐口山	平成 元年 3 月	4	P C E	1 本	周辺調査

61	藤心字天神前	平成 5 年 12 月	18	T C E, 鉛, D C E	1 本	概況調査
62	布施	平成 6 年 3 月	19	T C E	1 本	継続監視
63	布施	平成 13 年 1 月	24	硝酸性窒素	1 本	概況調査
64	布施	平成 18 年 2 月	64	硝酸性窒素	2 本	概況調査
65	布施	平成 22 年 11 月	76	硝酸性窒素	1 本	概況調査
66	布施	平成 25 年 11 月	83	硝酸性窒素	1 本	概況調査
67	布施下	平成 9 年 11 月	21	砒素	2 本	概況調査
68	布瀬	平成 14 年 11 月	40	硝酸性窒素	1 本	概況調査
69	布瀬	平成 16 年 11 月	59	硝酸性窒素	1 本	概況調査
70	布瀬	平成 28 年 11 月	90	硝酸性窒素	1 本	概況調査
71	布瀬	平成 28 年 11 月	89	鉛, 硝酸性窒素	1 本	概況調査
72	船戸	平成 14 年 11 月	34	硝酸性窒素	2 本	概況調査
73	船戸	平成 16 年 11 月	56	硝酸性窒素	1 本	概況調査
74	船戸	平成 18 年 2 月	63	硝酸性窒素	1 本	概況調査
75	船戸	平成 19 年 11 月	70	硝酸性窒素	1 本	概況調査
76	船戸	平成 22 年 11 月	77	硝酸性窒素	1 本	概況調査
77	船戸山高野	平成 20 年 11 月	74	硝酸性窒素	1 本	概況調査
78	増尾二丁目	平成 19 年 11 月	71	硝酸性窒素	1 本	概況調査
79	松葉町六丁目	平成 16 年 1 月	53	c -1, 2-DCE	1 本	土壤汚染対策法関係調査
80	南柏一丁目	平成 元 年 3 月	1	P C E	2 本	汚染物質使用事業場及び周辺調査
81	南逆井二丁目	平成 26 年 11 月	87	硝酸性窒素	1 本	概況調査
82	南逆井六丁目	平成 4 年 11 月	15	T C E	2 本	公募による調査
83	南逆井七丁目	平成 23 年 11 月	79	硝酸性窒素	1 本	概況調査
84	南増尾	平成 4 年 11 月	16	T C E, P C E	4 本	公募による調査
85	南増尾七丁目	平成 13 年 11 月	28	硝酸性窒素	1 本	概況調査
86	南増尾四丁目	平成 18 年 11 月	67	硝酸性窒素	1 本	概況調査
87	柳戸	平成 15 年 11 月	44	硝酸性窒素	1 本	概況調査
88	若白毛	平成 15 年 11 月	45	硝酸性窒素	1 本	概況調査
89	若柴	平成 18 年 11 月	68	硝酸性窒素	1 本	概況調査
90	鷺野谷	平成 15 年 11 月	46	硝酸性窒素	1 本	概況調査
					161 本	

- (注) 1. T C E : トリクロロエチレン, P C E : テトラクロロエチレン, MC : 1, 1, 1-トリクロロエタン, D C E : 1, 1-ジクロロエチレン, T C M : 四塩化炭素, C - 1, 2 - D C E : シス - 1, 2 - デジクロロエチレン
2. 汚染井戸数は、平成 29 年 3 月 31 日までに地下水の環境基準を超過したことのある井戸本数
3. 汚染判明順位は、地下水汚染が確認された順番

(2) 平成28年度の地下水汚染調査

水質汚濁防止法第16条の規定により、千葉県が水質測定計画を作成し本市の区域について地下水の水質を常時監視するために行う水質の測定です。

ア 調査区分

(ア) 概況調査

柏市全域の地下水質の状況を把握するために実施する調査。この調査は、定点観測、移動観測に分けて実施します。

区 分	測 定 項 目
概況調査 (環境基準項目の28項目)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

(イ) 要監視項目調査

要監視項目を対象として、地下水の概況を把握するために実施する調査。

区 分	測 定 項 目
要監視項目調査 (要監視項目の24項目)	クロロホルム, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシン銅, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロルボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロルニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準値を超過した地下水を、継続的に監視する調査。

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

これまでに、トリクロロエチレン等の地下水汚染が確認された地区の汚染状態を継続的に監視するための調査。

イ 調査結果

(ア) 概況調査

平成28年11月に、定点観測1地点、移動観測9地点を対象として、カドミウム等環境基準健康項目28項目を調査しました。

その結果、鉛がNo.8の井戸で、硝酸性窒素がNo.8とNo.9の井戸で環境基準を上回る値で検出されました。

概況調査地点

定点観測及び移動観測					
地点名	所在地	備考	地点名	所在地	備考
No. 1	十余二	移動観測	No. 6	酒井根	移動観測
No. 2	若柴	移動観測	No. 7	高柳	移動観測
No. 3	松ヶ崎	移動観測	No. 8	布瀬	移動観測
No. 4	旭町	移動観測	No. 9	布瀬	移動観測
No. 5	増尾	移動観測	No. 10	船戸	定点観測

(イ) 要監視項目調査

平成5年3月に地下水に係る「要監視項目」が規定されました。この項目は人の健康の保護に関連する物質ですが、地下水における検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、今後とも継続して地下水の水質測定を行い、知見の集積に努めるべきと判断され、地下水の水質測定計画に盛り込まれたものです。要監視項目の中のE P N, ニッケル, アンチモンについて、概況調査時に併せて実施しました。

結果は、ニッケルがNo.9の井戸で、アンチモンが No. 1, No. 6, No. 9 の井戸で定量下限値を上回る値で検出されました。

地下水に係る要監視項目調査結果

(単位 : mg/L)

調査地区	調査項目		
	E P N (有機りん)	ニッケル	アンチモン
No. 1 (十余二)	0. 0 0 0 6 未満	0. 0 0 1 未満	0. 0 0 0 2
No. 6 (酒井根)	0. 0 0 0 6 未満	0. 0 0 1 未満	0. 0 0 0 2
No. 9 (布瀬)	0. 0 0 0 6 未満	0. 0 0 1	0. 0 0 0 4
指針値	0. 0 0 6 mg/L 以下	—	0. 0 2 mg/L 以下

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水汚染が確認されている地区的地下水質の継続監視を目的として、高田字中ノ台地区では平成2年度から、大青田地区では平成13年度から、沼南町との合併で平成17年度からは塙崎地区、大島田地区を加え各地区で1本、合計4本の井戸の水質調査を実施していましたが、大島田地区で平成20年度以降に採水不可となつたため調査を中止しました。大青田地区につきましても同様に平成22年度以降に採水不可となつたため調査対象井戸を変更し、当該地区的調査を平成25年度に再開しました。

平成19年度までは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の対象物質の9項目について、地下水の指導基準と対比していましたが、平成20年7月に同要綱が廃止されたため、平成21年度からは地下水の水質汚濁に係る環境基準と対比しています。

年間2回実施した年平均値は、高田字中ノ台地区では汚染対象項目の環境基準を満足していますが大青田地区ではテトラクロロエチレン濃度が環境基準を超過しています。

定期モニタリング調査の年間平均値

高田字中ノ台

(単位 : mg/L)

項目	環境基準	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
トリクロロエチレン	0.01	—	—	0.002未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01	—	—	0.0037	0.0025	0.0023
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
四塩化炭素	0.002	—	—	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.0004未満	0.0005	0.0003	0.0004未満	0.0004未満
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	—	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
塩化ビニルモノマー	0.002	—	—	—	0.0002未満	0.0002

塚崎

(単位 : mg/L)

項目	環境基準	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
トリクロロエチレン	0.01	0.004	0.002	0.002	0.003	0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<u>0.018</u>	<u>0.011</u>	<u>0.013</u>	<u>0.012</u>	0.010
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.025	0.020	0.025	0.034	0.028

※平成21年度にシス-1, 2-ジクロロエチレンにかわり、1, 2-ジクロロエチレン（シス体及びトランヌ体の和）が新たに地下水環境基準項目として追加されました。

大青田

(単位 : mg/L)

項目	環境基準	25年度	26年度	27年度	28年度
トリクロロエチレン	0.01	0.009	0.010	0.008	0.0055
テトラクロロエチレン	0.01	<u>0.066</u>	<u>0.066</u>	<u>0.060</u>	<u>0.045</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0.003	0.003	0.002	0.002未満
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

① 地下水の概況調査において、地下水汚染が確認された地区のうち、トリクロロエチレン等がこれまでに一度でも「千葉県地下水汚染防止対策要綱」(平成21年度からは「地下水の環境基準」)の地下水の水質に係る基準を超過したり、基準以下であっても比較的高濃度で検出されたことのある井戸、およびその周辺の井戸、合計14本を抽出して平成29年2月に地下水等の継続監視調査を実施しました。

その結果、高田、高田上野台子、東一丁目、塚崎、大島田地区でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が、合計11本の井戸で環境基準値を超過して検出されています。

(注) 既存汚染地区の基準超過検出井戸のうち、埋め戻し等により廃止又は5年連続で汚染物質不検出の井戸については調査を実施していません。

② 平成16年に、高田地区に設置されている井戸から水道水質基準を超過する1、4-ジオキサンが検出されました。(当時、1、4-ジオキサンは環境基準項目ではありませんでしたが、平成21年から環境基準項目になっています。)

市では当時、汚染が確認された井戸の周辺に設置されている井戸の水質調査を行い、その後も飲用に供している井戸を中心に継続的な水質調査を実施しています。

なお、水質調査の対象となった井戸のうち、5年連続で測定値が環境基準値以下であったものについては調査対象から外しています。

また、平成25年度には、当初の汚染確認から約10年経過したことにより、改めて高田地区における汚染状況を把握するため、井戸の使用用途に係らず合計38本の井戸についての水質調査を実施したところ、6本の井戸で基準を超過していました。

ゆえに、平成27年度からはこの6本の基準超過井戸の内、ポンプの故障で採水が不可能となった井戸を除いた合計5本の井戸について水質調査を実施していますが、平成29年2月に実施した調査においても全ての井戸で基準の超過が続いています。

③ 平成15年に、花野井地区で確認された土壤汚染に伴い、周辺井戸19本の水質調査を実施したところ、地下水環境基準を超過するトリクロロエチレン、シスー1、2-ジクロロエチレンがそれぞれ1本の井戸から検出されました。(平成21年度の環境基準項目変更により、シスー1、2-ジクロロエチレンは1、2-ジクロロエチレンに変更されています。)

その後、複数年連続で測定値が環境基準値以下であった井戸については対象から外しながら水質調査を継続しております。

28年度は2本の井戸について水質調査を実施し、2本の井戸でトリクロロエチレン1本の井戸で1、2-ジクロロエチレンが基準値を超過して検出されました。

概況調査結果

単位:mg/L

種類	移動観測										定点観測	環境基準
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10		
地点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10		
地点大字	十余二	若柴	松ヶ崎	旭町	増尾	酒井根	高柳	布瀬	布瀬	船戸		
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下	
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.019	不検出	0.001	0.01mg/L以下	
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下	
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002	0.001	0.002	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
P C B	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下	
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下	
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	
1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロパン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下	
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下	
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下	
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
ふつ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8mg/L以下	
亜硝酸性窒素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	10mg/L以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	
硝酸性窒素	9.64	不検出	4.92	8.95	不検出	9.20	8.53	15.5	12.1	不検出		
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下	

(注1) アルキル水銀は、総水銀が検出されたときに分析を行う。

(注2) カドミウムが平成23年10月27日に基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

(注3) トリクロロエチレンが平成26年11月17日に基準値改正(0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正)

地下水汚染地区調査結果(旧柏地区)

単位:mg/L

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度(年度)	平成28年度の検出濃度	地下水環境基準
中央一丁目	K-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.053(H20)	0.0085	0.01mg/L以下
東1丁目	Z-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.011(H20)	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.092(H19)	0.025	0.01mg/L以下
		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	不検出	不検出	1mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	不検出	0.0004	0.04mg/L以下
東1丁目	Z-2	トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.079(H22)	0.022	0.01mg/L以下
		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	不検出	不検出	1mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	不検出	不検出	0.04mg/L以下
高田字上野台子	F-2	トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン(MC)	不検出	不検出	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	0.003(H26)	不検出	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.032(H27)	0.02	0.04mg/L以下
		塩化ビニルモノマー	0.0098(H26)	0.0026	0.002mg/L以下
高田	E-3	トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	不検出	0.0008	0.01mg/L以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン(MC)	不検出	不検出	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
		1, 2-ジクロロエタン	0.0026(H27)	0.0014	0.004mg/L以下
		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	0.003(H26)	不検出	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.032(H27)	0.012	0.04mg/L以下
	E-4	塩化ビニルモノマー	0.0098(H26)	0.030	0.002mg/L以下
		トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
花野井	H-1	1, 1, 1-トリクロロエタン(MC)	不検出	不検出	1mg/L以下
		四塩化炭素(TCM)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
		1, 2-ジクロロエタン	0.005(H27)	不検出	0.004mg/L以下
	H-14	1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	0.003(H26)	不検出	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.032(H27)	0.012	0.04mg/L以下
		塩化ビニルモノマー	0.0098(H26)	0.0015	0.002mg/L以下
		1, 4-ジオキサン	9.0(H25)	6.0	0.05mg/L以下
花野井	H-14	1, 4-ジオキサン	18(H27)	12	0.05mg/L以下
		1, 4-ジオキサン	1.6(H27)	1.7	0.05mg/L以下
		1, 4-ジオキサン	0.19(H25)	0.17	0.05mg/L以下
		トリクロロエチレン(TCE)	3.6(H23)	0.29	0.01mg/L以下
花野井	H-14	1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	0.042(H23)	0.014	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.21(H23)	0.16	0.04mg/L以下
		トリクロロエチレン(TCE)	0.69(H22)	0.024	0.01mg/L以下
花野井	H-14	1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	0.015(H22)	不検出	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.029(H22)	0.0051	0.04mg/L以下

注1：不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2：トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

地下水汚染地区調査結果(旧沼南地区)

単位: mg/L

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度(年度)	平成28年度の検出濃度	地下水環境基準
塚崎	S T - 9	トリクロロエチレン(TCE)	0.012 (H8)	0.001	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	1.4 (H8)	0.27	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.016 (H14)	0.029	0.04mg/L以下
塚崎	S T - 11	トリクロロエチレン(TCE)	0.060 (H7)	0.002	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	16 (H6)	0.94	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.017 (H6)	0.0044	0.04mg/L以下
塚崎	S T - 30	トリクロロエチレン(TCE)	0.008 (H8)	不検出	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.16 (H7)	0.034	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	-	0.0004	0.04mg/L以下
大島田	S O - 40	トリクロロエチレン(TCE)	0.10 (H10)	0.013	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.018 (H14)	0.0025	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.025 (H20)	0.015	0.04mg/L以下
大島田	S O - 67	1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.35 (H26)	0.17	0.04mg/L以下
大島田	S O - 73	トリクロロエチレン(TCE)	0.075 (H2)	0.002	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.18 (H2)	0.0033	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.76 (H18)	0.020	0.04mg/L以下
大島田	S O - 85	トリクロロエチレン(TCE)	0.10 (H11)	0.013	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.029 (H18)	0.0071	0.04mg/L以下
大島田	S O - 98	トリクロロエチレン(TCE)	0.13 (H15)	0.006	0.01mg/L以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	0.097 (H15)	0.0072	0.01mg/L以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	7.8 (H15)	0.52	0.04mg/L以下

注1：不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2：トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年1月17日0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

第3節 水質汚濁の対策

1 事業場の規制

(1) 特定事業場及び届出状況

本市における、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく特定事業場数は、292事業場（平成29年3月31日現在）です。

本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例に基づく特定事業場とされていた事業場は、そのまま柏市環境保全条例に基づく特定事業場として移行されました。

また、東京湾の水質保全のために、平成3年4月に指定地域内（東京湾流域）の201人から500人槽のし尿浄化槽が特定施設に追加指定され、東京湾に排水を排出している事業場のうち、現在6事業場が総量規制の適用を受けています。

平成元年1月からは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱が施行され、トリクロロエチレン等を使用する事業場に対しても規制を行ってきましたが、本要綱制定後に環境基本法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法及び千葉県環境保全条例等の法令が整備され、本要綱の内容が関係法令に取り込まれ、地下水汚染対策及び土壤汚染対策を推進する制度が整ってきたため、平成19年度末をもって本要綱は廃止され、平成20年7月からは事業者の自主対策等を示した千葉県地質汚染防止対策ガイドラインが施行されています。

水質汚濁防止法・柏市環境保全条例に基づく届出状況、及び特定事業場の河川別・業種別特定事業場一覧表をP142、P143に示します。

平成28年度水質汚濁防止法等に基づく届出状況

届出種別	件数	届出種別	件数
設置届出	13	氏名等変更届出	19
使用届出	0	廃止届出	12
構造等変更届出	5	承継届出	1
合計	50		

(2) 立入検査

立入検査は、排水規制が適用される事業場を対象に、法及び条例に基づく排水基準の遵守状況の把握、有害物質の使用状況の確認、排水処理施設等の維持管理の徹底等の指導及び公害防止に係る啓発を目的として実施しています。

千葉県における排水規制は、BOD、SS等の生活環境項目は、日平均排水量30m³以上の事業場に適用され、有害物質は排水量に関係なくすべての事業場に適用されています。有害物質については、従来からのカドミウム等8項目に加え、PCBやトリクロロエチレン等が随時追加され、現在28項目が規制対象となっており、有害物質を使用等する施設の構造や使用方法についても基準が設けられています。

また、手賀沼の富栄養化防止対策の一環として、手賀沼に排水が流入する事業場に対し、昭和60年7月に窒素及び燐の濃度規制が適用され、平成5年12月からは上乗せ基準が適用されています。平成11年4月からは日平均排水量10m³以上の事業場にもBOD、

S S 等の生活環境項目が上乗せされ、同時に総床面積 100m²以上 420m²未満の飲食店等も千葉県環境保全条例の特定施設となり排水基準が設けられました。そして、本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例の特定施設とされていた施設は、そのまま柏市環境保全条例の特定施設として移行され、千葉県環境保全条例と同様の排水基準が設けられました。

水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の立入検査の実施状況及び結果は次のとおりです。

特定事業場の立入検査結果（年度別）

区分	年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
立入事業場（採水）延数		47	69	63	63	63	40
違反事業場延数		16	8	15	16	16	12
違反率（%）		34	12	24	25	25	30

特定事業場の立入検査結果（平成28年度）

項目	区分	合計	生活環境項目を含む排水基準適用						有害物質のみ排水基準適用								
			小計	使用事業場	有害物質	事業場	みなし	事業場	市条例	事業場	左記以外の	小計	事業場	みなし	事業場	市条例	事業場
(A) 特定事業場		292	97	5	36	9	47	195	4	4	187						
(B) 立入検査実施事業場		53	39	3	10	5	21	14	0	0	14						
立入検査実施(%) (B) / (A)		18	40	60	28	56	45	7	0	0	7						
(C) 採水検査実施事業場																	
延べ数		40	39	3	10	5	21	1	0	0	1						
(D) 違反事業場延べ数		12	12	0	4	2	6	0	0	0	0						
違反率(%) (D) / (C)		30	31	0	40	40	29	0	0	0	0						
行政措置	一時停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	改善命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	行政指導	勧告	10	10	0	3	1	6	0	0	0						
		注意	2	2	0	1	1	0	0	0	0						
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

※(B)の立入検査実施事業場については、書類検査のみ実施（採水検査不実施）の事業場を含む。

「みなし事業場」とは、みなし指定地域特定施設〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域（手賀沼流域）内に設置される、みなし浄化槽及びみなし病院施設。〕を設置する事業場を表す。

「市条例事業場」は、柏市環境保全条例の特定施設を設置する事業場を表す。

河川別、業種別特定事業場一覧（平成28年度）

特定施設番号	特定施設の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設								8	1.4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設		2	1505						
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設									
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		1	4.5						
10	飲料製造業の用に供する施設				1	1701				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		3	33	5	32				
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設		1	170						
30	発酵工業の用に供する施設									
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設		1	3						
38	石けん製造業の用に供する施設		1	1						
51の2	自動車用タイヤ、チューブ、工業用ゴム等製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設		1	700						
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設		1	80						
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント		2	0			1	2		
62	非鉄金属製造業の用に供する施設		1	340						
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設		2	7.24						
64の2	水道施設のうち、浄水施設		1	0	2	0				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		10	27.598	1	3	1	245		
66	電気めっき施設		3	19.5						
66の3	旅館業の用に供する施設		14	335.32	1	1.5	2	17		
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設		1	0						
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		23	98.732	15	22.4	1	0	1	0
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		2	0.5						
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設		2	282						
69の3	地方卸売市場に設置される施設		1	560						
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設		1	0						
71	自動式車両洗浄施設		27	100.4	13	55.7	9	26.7	4	16.3
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設		23	462.3					1	0
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設				1	0				
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設				1	0.6				
72	し尿処理施設		2	380			2	180.83	1	20.1
73	下水道終末処理施設									
指定地域特定施設	201～500人槽のし尿浄化槽(指定地域内)									
合計			126	5110.09	40	1816.2	16	471.53	15	37.8

<湖沼水質保全特別措置法>

特定施設番号	特定施設の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
みなし	病院で病床数が120～299床であるものに設置される施設				1	0				
	201～500人槽のし尿浄化槽		11	638.296	15	973.9	8	363.25	2	24
合計			11	638.296	16	973.9	8	363.25	2	24

<柏市環境保全条例>

特定施設番号	特定施設の種類	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	油かんその他のあきかん再生業の洗浄施設									
2	まい煙または粉じんの湿式処理施設									
3	畜産農業またはサービス業の用に供する施設									
4	飲食店及び集団給食施設に設置されるちゅう房施設		7	99.6					2	56
合計			7	99.6	0	0	0	0	2	56

<全事業場合計>

事業場	合計	河川名 事業場数及び排水量	大堀川		大津川		染井入落		金山落	
			事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
			144	5847.986	56	2790.1	24	834.78	19	117.8

※複数の特定施設を有する特定事業場は、代表となる特定施設の種類で計上している。

排水量 [m³/日]

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	69.9									9	71.3
										2	1505
1	8									1	8
				1	97					2	101.5
										1	1701
2	13.5			2	6.5	1	10			13	95
										1	170
						1	0			1	0
										1	3
										1	1
										1	700
										1	80
										3	2
										1	340
										2	7.24
										3	0
						2	0	2	0	16	275.598
						1	0			4	19.5
5	35.28			1	45	2	201.1			25	635.2
								1	100	2	100
				2	0.78			3	20.5	45	142.412
										2	0.5
										2	282
										1	560
										1	0
1	3.3	1	0.5	2	7					57	209.9
										24	462.3
				1	50					2	50
2	420			1	600					8	1600.93
										0	0
						1	86	5	189.64	6	275.64
12	549.98	1	0.5	10	806.28	8	297.1	11	310.14	239	9399.62

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
										1	0
3	244									39	2243.446
3	244	0	0							40	2243.446

↑ ↓ は対象外である。

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
										1	0
										12	449.52
3	293.92			1	0					3	293.92
3	293.92	1	0	0	0	0	0	0	0	13	449.52

手賀沼(水路経由)		地下浸透		利根川		利根運河		坂川		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
18	1087.9	2	0.5	10	806.28	8	297.1	11	310.14	292	12092.586

2 生活排水対策

(1) 家庭排水浄化対策 P R 活動

ア 手賀沼浄化月間

千葉県及び手賀沼流域市町村が協力し、平成10年度から毎年10月を「手賀沼浄化月間」と定め、浄化月間に中心に様々な家庭排水浄化のP R活動を実施しています。

本市における「家庭でできる浄化対策」の内容は、

(ア) 流し台に三角コーナー、ろ紙袋などをセットし、調理くずや食べ残しあは、流さないで回収する。

(イ) 食用油は使い切るようにし、食器についた油などの汚れは紙などで拭き取る。

(ウ) 洗濯は、石けんを適量を計って使用し、洗濯機にはくず取りネットを付けて、糸くずなどを回収する。

(エ) し尿浄化槽は正しく使用し、定期的に専門業者に点検してもらう。

(オ) 町会など地域ぐるみで定期的に側溝を清掃し、汚泥などを回収して河川へのヘドロの流出を未然に防止する。

の5項目であり、「家庭雑排水の浄化対策」に、し尿浄化槽の適正管理と地域ぐるみの側溝清掃を含めているのが特徴です。

イ 柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）

手賀沼の水質を実態を通して知り、家庭排水の浄化を促すため実施しています。

平成28年度の柏の水辺めぐりの実施状況は次のとおりです。

柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）実施状況

小・中学校	その他	合 計
66回 2, 189人	1回 20人	67回 2, 209人

ウ 手賀沼流域フォーラム

手賀沼流域フォーラムは手賀沼の浄化や流域のまちづくりを目的に県、流域市、団体で構成され、それぞれ活動をしています。毎年開催されるフォーラムでは地域活動の発表や手賀沼浄化のためのシンポジウムなどを行っています。

(2) 浄化槽対策

ア 合併浄化槽の普及

家庭雑排水を合併浄化槽で処理し、湖沼などへの水質負荷を軽減するため、一定の地域において単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

補助基数 4基 補助金額 1, 706千円

イ 浄化槽に係る指導・届出

平成20年4月1日から中核市への移行に伴い、浄化槽法事務が千葉県から委譲された

ことにより、浄化槽の設置や維持管理の指導及び浄化槽保守点検業者の登録に係る条例等を整備し、指導・届出を独自に行うことができるようになりました。

(ア) 浄化槽管理者の指導

浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査で不適正と判定された浄化槽について、その管理者に対して検査結果の指摘事項に基づく改善を実施するよう指導を行いました。

(イ) 保守点検業者の届出

平成28年度は新規登録が4件、更新登録が63件の届出がありました。

3 地下水汚染対策

(1) 逆井地区

ア 逆井地区地下水汚染物質除去装置（逆井字鴻ノ巣地区）

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認された逆井字鴻ノ巣地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成3年に地下水汚染物質除去装置を設置しました。

その後、原水のトリクロロエチレン濃度が平成14年10月を最後に地下水水質基準を満足するなど、平成18年度末に汚染物質の除去を完了したため、平成19年度において装置を撤去しました。

(2) 高田字中ノ台地区

ア 高田字中ノ台地区観測井水質調査

高田字中ノ台地区では、平成2年度に汚染機構解明調査を実施し、その後汚染原因者が、汚染土壤の撤去並びに汚染物質除去装置の設置による対策を講じています。

このため、当地区の対策を講じた周辺のトリクロロエチレン等の濃度変化を把握するために、汚染機構解明調査の際に設置した観測井の水質調査を平成22年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：8本（7本撤去）

高田字中ノ台地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
B-1	18. 51	18. 37	30. 0	25. 05~30. 00	第3帶水層

(イ) 調査内容

高田字中ノ台地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成22年度までに終了しました。

(3) 十余二・若柴地区

ア 十余二・若柴地区観測井水質調査

平成3年度から平成4年度にかけて十余二・若柴地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成3年度から毎年実施しています。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：18本（16本撤去）

十余二・若柴地区観測井の諸元

観測井番号	標高 T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
No. 1	18.751	18.872	8.00	5.90～8.00	第1帶水層
No. 8	19.154	19.363	28.00	16.05～28.00	第3帶水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン

b 分析回数：1回／年（平成28年7月に実施）

十余二・若柴地区観測井における帶水層別水質分析結果

単位：mg/L

帶水層	観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質に係る基準
			平成28年7月12日	
第1帶水層	No. 1	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	1.7	0.01以下
第2帶水層	No. 7-1	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0017	0.01以下
第3帶水層	No. 7-2	トリクロロエチレン	0.001	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.11	0.01以下

(注) 1. 地下水の水質に係る基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記以外の観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成22年度または平成24年度までに終了しました。

イ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認された十余二・若柴地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成3～4年度の汚染機構解明調査の際に汚染源周辺に設置した観測井3本（観測井番号：No. 1, No. 2-2, No. 4-1）を利用した地下水汚染物質除去装置を平成5年度に設置しましたが、現在はNo. 1のみで稼動しています。

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成6年3月31日
設置場所	若柴字入谷津地先
工事費用	13,287千円(千葉県補助20%)
処理水量	約2m ³ /h(井戸3本の合計水量)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が5.0mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型充填塔方式
装置規模	3.0m×1.5m×高さ7.0m

(ア) 平成28年度の実績

- a 処理水量: 988m³/年(累計: 106,524.88m³)
- b テトラクロロエチレン処理量: 1.58kg/年(累計: 239.806kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度は、設置当初の5.57mg/Lからピーク時には平成6年6月に21.0mg/Lとなり、平成28年度は1.6mg/L～1.8mg/Lの範囲で推移し、依然高濃度であることが確認されています。

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

単位: mg/L

測定年月日	テトラクロロエチレン濃度	
	流入水	処理水
平成28年 7月 7日	1.8	0.0048
10月 6日	1.6	—

ウ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成5年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成12年度に観測用井戸を利用した除去装置を若柴字入谷津地先に設置しましたが、土地所有者の意向により平成15年度に撤去しました。

エ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(3)

平成5年度及び平成12年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成13年度にモニタリング井戸を利用した除去装置を十余二字北庚塚地先に設置しましたが、土地所有者の意向により平成19年度に撤去しました。

(4) 高田字上野台子地区

ア 高田字上野台子地区観測井水質調査

平成5年度に高田字上野台子地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成5年から毎年実施しています。

同地区は、解明調査により汚染原因者が判明し、平成6年度に汚染原因者が汚染土壤を撤去し、新しい土壤により埋め戻し作業を行った地区です。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：13本（10本撤去）

高田字上野台子地区観測井の諸元

観測井番号	標高T P		観測井深度 (GL-m)	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
C4-1	13.145	13.309	9.00	7.50～9.00	第1帶水層
C4-2	13.141	13.316	17.00	11.00～17.00	第2帶水層
C4-3	13.115	13.303	30.00	18.00～28.50	第4帶水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン
- b 分析回数：1回／年（平成28年7月に実施）

高田字上野台子地区観測井における帶水層別水質分析結果

単位：mg/L

帶水層	観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質に係る基準
			平成28年7月13日	
第1帶水層	C4-1	トリクロロエチレン	0.001	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
		四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.009	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.21	0.04以下
		塩化ビニルモノマー	0.034	0.002以下
		1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1以下
第2帶水層	C4-2	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
		四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.059	0.04以下
		塩化ビニルモノマー	0.025	0.002以下
		1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1以下

第4帶 水層	C 4 - 3	トリクロロエチレン	0. 001未満	0. 01以下
		テトラクロロエチレン	0. 0005未満	0. 01以下
		四塩化炭素	0. 0002未満	0. 002以下
		1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
		1, 2-ジクロロエチレン	0. 025	0. 04以下
		塩化ビニルモノマー	0. 0027	0. 002以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	0. 0005未満	1以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

(5) 宿連寺地区

ア 宿連寺地区観測井水質調査

平成7年度に宿連寺地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成8年度から毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：8本（8本撤去）

(イ) 調査内容

宿連寺地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成24年度までに終了しました。

イ 宿連寺地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成7年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、観測井2本を利用した地下水汚染物質除去装置を平成8年度末に設置。平成14年度末に汚染物質の除去を完了し装置を大青田地区へ移設しました。

(6) 南増尾地区

ア 南増尾地区観測井水質調査

平成10年度に南増尾地区で実施した汚染機構解明調査の際に、設置した観測井において、トリクロロエチレン等の濃度変化把握を目的とした水質調査を平成16年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井の設置数：3本（3本撤去）

(イ) 調査内容

南増尾地区観測井の調査については、調査年度として5年連続不検出であったことにより、調査を平成16年度で終了しています。

イ 南増尾地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成10年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、地下水汚染物質除去装置を平成11年度に設置しましたが、平成17年8月に土地所有者の意向により撤去しました。

(7) 大青田地区

ア 大青田地区周辺地下水汚染調査

平成12年4月に大青田地区で操業している事業者より、自社使用の井戸から、テトラクロロエチレン等による地下水汚染の報告があったことから、事業所周辺の井戸28本について地下水汚染調査を実施しました。

その結果、新たに10本の井戸から地下水の水質に係る基準値を超える物質が検出されました。

イ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されたことにより、汚染の除去を目的として地下水汚染物質除去装置を平成12年度に設置しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成13年3月26日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約9,400千円
処理水量	3.0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が1.5mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型トレイ方式
装置規模	幅1.6m×奥行0.9m×高さ1.8m

(ア) 平成28年度の実績

a 処理水量：11,843m³/年（累計：208,896m³）

b テトラクロロエチレン処理量：0.132kg/年（累計：12.144kg）

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初（平成13年3月）は0.25mg/Lでしたが、平成28年度は比較的安定した値で0.0085～0.015mg/Lと環境基準値前後の値を示しています。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

単位 : mg/L

測定年月日	濃度		テトラクロロエチレン濃度
	流入水	処理水	
平成28年 7月 7日	0. 015	0. 0005未満	
10月 6日	0. 010	0. 0005未満	
平成29年 1月 12日	0. 0085	0. 0005未満	

ウ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成12年度に設置した大青田地区汚染物質除去装置(1)と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成14年度に汚染物質の除去を完了した宿連寺地区から移設しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)の概要

設置年月日	平成15年3月12日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約5, 985千円
処理水量	3. 0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度 : 0. 01mg/L 以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が0. 7mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型曝気方式 (トレイ式曝気)
装置規模	幅3. 0m×奥行1. 5m×高さ2. 2m

(ア) 平成28年度の実績

- a 処理水量 : 1, 058 m³/年 (累計 : 29, 254 m³)
- b テトラクロロエチレン処理量 : 0. 049kg/年 (累計 : 3, 812. 049 kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初（平成14年12月）は0. 38 mg/Lでしたが、平成28年度は0. 040～0. 054mg/Lと環境基準値を超える値を示しています。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)水質測定結果

単位 : mg/L

測定年月日	濃度		テトラクロロエチレン濃度
	流入水	処理水	
平成28年 4月 25日	0. 040	0. 0005未満	
7月 7日	0. 054	0. 0005未満	
10月 6日	0. 043	0. 0005未満	
平成29年 1月 12日	0. 046	0. 0005未満	

(8) 塚崎地区

ア 塚崎地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数：23本（11本撤去）

塚崎地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)		
No. 2-1	24. 498	16. 00～25. 30	第1帶水層
No. 2-2	24. 462	27. 50～36. 95	第2帶水層
No. 2-3	24. 626	38. 80～50. 90	第3帶水層
No. 2-4	24. 819	54. 00～56. 00	第4帶水層
No. 2-5	24. 832	57. 30～74. 50	第5帶水層
No. 2-6	24. 768	76. 40～82. 00	第6帶水層
No. 4-1	20. 599	9. 62～22. 30	第1帶水層
No. 4-2	20. 539	27. 57～32. 84	第2帶水層
No. 4-3	20. 613	33. 60～47. 00	第3帶水層
No. 4-4	20. 544	49. 93～52. 75	第4帶水層
No. 4-5	20. 584	53. 73～69. 48	第5帶水層
No. 4-6	20. 647	71. 20～78. 00	第6帶水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，四塩化炭素，1, 1-ジクロロエチレン，1, 2-ジクロロエチレン，塩化ビニルモノマー，1, 1, 1-トリクロロエタン

b 分析回数：1回／年（平成28年7月に実施）

塚崎地区観測井における帶水層別水質分析結果

単位：mg/L

観測井番号	分析項目	分析年度及び結果	地下水の水質 に係る基準
		平成28年7月12日	
No. 2-1	トリクロロエチレン	0. 004	0. 01以下
	テトラクロロエチレン	2. 0	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0061	0. 04以下
No. 2-2	トリクロロエチレン	0. 017	0. 01以下
	テトラクロロエチレン	0. 22	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 013	0. 04以下
No. 2-3	トリクロロエチレン	0. 001	0. 01以下
	テトラクロロエチレン	0. 27	0. 01以下

	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0010	0. 04 以下
No. 2-4	トリクロロエチレン	0. 001未満	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン	0. 023	0. 01 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0004未満	0. 04 以下
No. 2-5	トリクロロエチレン	0. 001未満	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン	0. 029	0. 01 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0004未満	0. 04 以下
No. 2-6	トリクロロエチレン	0. 001未満	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン	0. 0060	0. 01 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 0005	0. 04 以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査(分析項目のみの場合を含みます。)を平成22年度までに終了しました。

イ 塚崎地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認された塚崎地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、地下水汚染物質除去装置を設置しました。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年月日	平成8年
設置場所	塚崎地区
処理水量	120L/分(No.2-1), 45L/分(No.2-2)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0. 01mg/L 以下
処理方式	気液接触型充填方式

(ア) 平成28年度の実績

a 処理水量: 21, 462m³/年 (累計: 523, 416. 6m³)

b テトラクロロエチレン処理量: 20. 44kg/年 (累計: 344. 051kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、ピーク時には1. 5mg/Lでしたが、平成28年度は0. 067~1. 2mg/Lと依然高濃度を示しています。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

単位 : mg/L

測定年月日	濃度	テトラクロロエチレン濃度	
		流入水	処理水
平成28年 4月25日	1.2	0.0096	
7月 7日	1.1	0.0053	
10月 6日	0.84	0.0061	
平成29年 1月12日	0.67	0.0071	

(9) 大島田地区

ア 大島田地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数：37本（15本撤去）

大島田地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帶水層
	管頭高(m)		
No. 3-1	25.418	10.00～28.30	第1帶水層
No. 3-2	25.419	33.63～37.30	第2帶水層
No. 3-3	25.441	38.90～53.40	第3帶水層
No. 3-4	25.393	54.80～56.80	第4帶水層
No. 3-5	25.347	57.80～74.00	第5帶水層
No. 5-1	17.206	3.00～21.34	第1帶水層
No. 5-2	17.261	25.72～26.90	第2帶水層
No. 5-3	17.244	31.32～44.16	第3帶水層
No. 5-4	17.372	45.58～48.65	第4帶水層
No. 5-5	17.321	49.52～67.50	第5帶水層
No. 5-6	17.231	68.23～75.00	第6帶水層
No. 8-1	18.410	3.00～18.95	第1帶水層
No. 8-3	18.306	31.53～44.78	第3帶水層
No. 8-4	18.312	47.80～49.03	第4帶水層
No. 8-5	18.138	51.00～68.00	第5帶水層
No. 8-6	18.070	70.50～76.10	第6帶水層
No. 9-1	22.826	9.00～21.13	第1帶水層
No. 9-2	22.691	31.00～34.12	第2帶水層
No. 9-3	22.441	36.36～50.03	第3帶水層
No. 9-4	22.706	52.00～54.32	第4帶水層
No. 9-5	22.555	57.00～73.00	第5帶水層
No. 9-6	22.768	74.50～80.40	第6帶水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1，2-ジクロロエチレン
- b 分析回数：1回／年（平成28年7月に実施）

大島田地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位：mg/L

観測井番号	分析項目	分析年度及び結果	地下水の水質に係る基準
		平成28年7月12日	
No. 3-1	トリクロロエチレン	0. 007	0. 01以下
	テトラクロロエチレン	0. 0048	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 056	0. 04以下
No. 3-2	トリクロロエチレン	0. 002	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 43	0. 04以下
No. 3-3	トリクロロエチレン	0. 001未満	0. 01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 057	0. 04以下
No. 3-4	1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0. 066	0. 04以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

イ 大島田地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレン等による地下水汚染が確認された大島田地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、地下水汚染物質除去装置を設置しました。

大島田地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年月日	平成8年
設置場所	大島田地区
処理水量	120L/分(No.3-1), 40L/分(No.3-3)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (塚崎地区と同じ装置)
処理方式	気液接触型充填方式

(ア) 平成28年度の実績

a 処理水量：37, 651m³/年)

b 1, 2-ジクロロエチレン処理量：2. 27kg/年

※当該除去装置の量水器は過去に度々故障し計測ができなかったため、当該年度の実績のみを記載しております。

また、当該地では1, 2-ジクロロエチレンのみが環境基準を超えて検出されていますので、1, 2-ジクロロエチレンで実績を算出しています。

(イ) 評価

装置流入水の1, 2-ジクロロエチレン濃度が、ピーク時には0. 19mg/Lでしたが、平成28年度は0. 049～0. 067mg/Lと依然高濃度を示しています。

大島田地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

単位：mg/L

測定年月日	濃度	
	流入水	処理水
平成28年 4月25日	0. 060	0. 0020
7月 7日	0. 067	0. 0015
10月 6日	0. 060	0. 0021
平成29年 1月12日	0. 049	0. 0021

第4章 土壤汚染

第1節 概況

近年、工場・事業所におけるISO14001認証取得などのための自主的な汚染調査、工場跡地等の再開発や売却時の汚染調査の実施、また、水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで揮発性有機化合物・重金属類の不適切な取扱いによる漏れ出しや、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられる土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

土壤は、いったん汚染されると有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壤汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物等の生育阻害、生態系への影響などが考えられ、特に人の健康への影響については、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するケースや、汚染された土壤に直接触れたり口にしたりするケースなどのリスクが考えられます。

このように、顕在化する土壤汚染の増加などを背景に土壤汚染対策の法制化が求められるようになり、土壤汚染の状況を把握し、土壤汚染による人の健康被害防止することを目的とした「土壤汚染対策法」が平成14年5月に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の掘削除去の偏重、不適正処理による汚染の拡散等の問題点が明らかになり、土壤汚染対策法の一部を改正し、平成22年4月1日から施行されました。

この改正により、新たに汚染土壤処理業を許可制としました。また、土地を形質変更する際は、その土地の形質変更面積が一定規模以上（3,000m²）である場合は市への届出等が必要となりました。

また、平成28年3月29日に土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令が公布され、クロロエチレンが特定有害物質として指定されたことに伴い、土壤汚染対策法施行規則等も改正、平成28年3月29日公布され、平成29年4月1日から施行されています。

1 土壤汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準

法の対象となる特定有害物質は、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものであり、汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクと汚染土壤を直接摂取することによるリスクから選定されています。これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準は地下水等の摂取によるリスクに係る基準が「土壤溶出量基準」、直接摂取によるリスクに係る基準が「土壤含有量基準」として定められています。

土壤汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

特定有害物質	指定基準	
	溶出量基準	含有量基準
クロロエチレン	(揮発第一種有機特定化合物物質)	検液 1L につき 0.002 mg 以下
四塩化炭素		検液 1L につき 0.002 mg 以下
1, 2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.02 mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.04 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン		検液 1L につき 0.002 mg 以下
ジクロロメタン		検液 1L につき 0.02 mg 以下
テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.01 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.03 mg 以下
ベンゼン		検液 1L につき 0.01 mg 以下
カドミウム及びその化合物	(重金属等特定有害物質)	検液 1L につき 0.01 mg 以下
六価クロム化合物		検液 1L につき 0.05 mg 以下
シアノ化合物		検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		検液 1L につき 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下
鉛及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下
砒素及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下
ふつ素及びその化合物		検液 1L につき 0.8 mg 以下
ほう素及びその化合物		検液 1L につき 1 mg 以下
シマジン		検液 1L につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	(農薬等第三種特定有害物質)	検液 1L につき 0.02 mg 以下
チウラム		検液 1L につき 0.006 mg 以下
P C B		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

第2節 土壌汚染の現況

1 指定区域の指定状況等

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定状況等（平成28年度）

項目	件数
有害物質使用特定施設に係る調査（法第3条）	1
特定有害物質により汚染されているおそれがある場合の調査（法第4条）	0
土地の形質の変更の届出（法第4条）	42
健康被害の生じるおそれのある場合の調査（法第5条）	0
要措置区域への指定（法第6条）	0
要措置区域の指定解除（法第6条）	0
形質変更時要届出区域への指定（法第11条）	0
形質変更時要届出区域の指定解除（法第11条）	1
指定の申請（法第14条）	0

(2) 指定区域の概況（平成28年度末現在）

平成29年3月31日現在、指定されている区域は以下のとおりです。

ア 金属製品製造工場跡地

当該土地では、自主的な土壌汚染状況調査において、法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから、平成27年7月27日、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定しました。

その後は汚染の除去等の措置として原位置封じ込め工事を施工し、現在はこの工事が適正に行なわれたかを確認するための2年間モニタリングを実施しているところです。

(ア) 要措置区域

a 所在地

柏市新十余二7番1, 7番5, 7番6の各一部

b 面積

51, 877m²

c 指定物質

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、六価クロム化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(イ) 形質変更時要届出区域

a 所在地

柏市新十余二7番1, 7番5, 7番6の各一部

b 面積

41, 356m²

c 指定物質

シアノ化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

第5章 騒音

第1節 概況

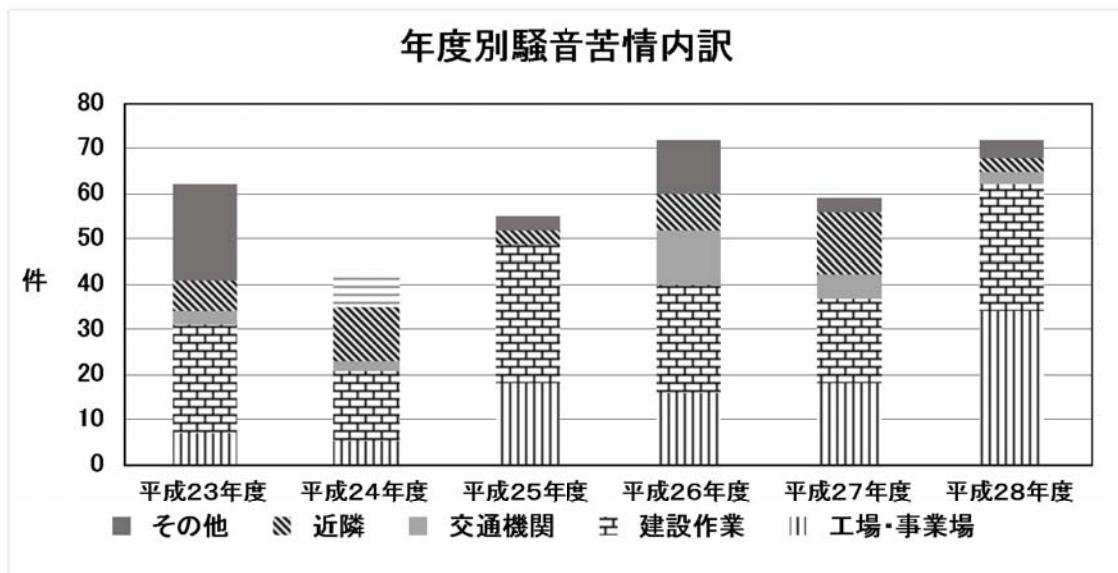
騒音とは会話や睡眠が妨げられたりするなど日常生活に及ぼす影響が大きく、不快な音として捉えられています。

発生の形態としては、建設作業等のある一定の期間内で消える一過性のものと、工場・事業場等の機械類などの固定発生源から発生する経常的なものに大別されます。

騒音はその音に対する慣れや心身の状態などに大きく左右されるなど、心理的な要因が大きいとされています。

市に申し立てられる騒音の苦情については、工場・事業場、建設作業、交通機関等からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、拡声機による騒音、クーラーの運転に伴う騒音、家庭用機器による生活騒音など、発生源が多岐にわたっています。

平成28年度の騒音に係る苦情は、公害苦情件数の中で2番目に多く72件(40.2%)となっています。



年度 発生源等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
工場・事業場	7	5	18	16	18	34
建設作業	24	16	31	24	19	28
交通機関	3	2	0	12	5	3
近隣	7	12	3	8	14	3
その他	21	7	3	12	3	4
合計	62	42	55	72	59	72

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

療養施設が集合して設置されている地域など、特に静穏を要する地域を対象とするAA類型は、本市には該当地ではなく、A・B・C類型が設定されています。

なお、平成10年9月に騒音に係る環境基準の評価方法が改正され、それまでの騒音レベルの中央値（ L_{50} ）から、等価騒音レベル（ L_{eq} ）に変更されました。

騒音に係る環境基準

類型	地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 翌日 6:00
A	第一種低層住居専用地域	5 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
B	第一種住居地域	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
	第二種住居地域		
	準住居地域		
C	近隣商業地域	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

備考 「道路に面する地域」については、この環境基準表によらず道路に面する地域の環境基準とします。

(注) 等価騒音レベル（ L_{eq} ）：一定時間内に測定された騒音の大きさをエネルギー量に換算し、平均値を求める評価方法で、中央値方式に比べて人が感じる騒音に近い値を示すとされています。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 翌日 6:00
A類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC類型地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間※	70デシベル 以下	65デシベル 以下

備考（※）個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

（注）車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

海上自衛隊下総航空基地周辺地域の生活環境を保全するため、下記のとおり航空機騒音についての環境基準が定められています。

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）1. 各類型については以下のとおりです。

I ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居及び準居地域

② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く）

II ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地

（注）2. L_{den} とは、航空機騒音の環境基準に用いられ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものです。

2 要請限度

(1) 自動車騒音に係る要請限度

道路沿道で環境基準を満足せず、人の生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準のことです。

該当区域	時間の区分	
	昼間 6:00~ 22:00	夜間 22:00~ 翌日 6:00
1 第一種区域及び第二種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル 以下	55デシベル 以下
2 第一種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下
3 第二種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び第三種区域及び第四種区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル 以下	70デシベル 以下

(注) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

2. 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び、第一種・第二種中高層住居専用地域をいいます。

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいいます。

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいいます。

第四種区域：工業地域、工業専用地域をいいます。

3 規制基準

(1) 騒音に係る規制基準（騒音規制法及び柏市環境保全条例）

区域	該 当 地 域	時 間 の 区 分		
		昼 間 8:00～ 19:00	朝 夕 6:00～ 8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～ 翌日 6:00
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下
第二種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域の一部 第一特別地域	55デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第三種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下
第四種	工業地域 工業専用地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下	60デシベル 以下
その他	市街化調整区域 (ただし、第二種区域として 指定する区域を除く)	60デシベル 以下	55デシベル 以下	50デシベル 以下

- (注) 1. 第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
2. 第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
3. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 騒音の現況

1 工場騒音

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、著しく騒音を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

対象法令等 施設の種類	騒 音 規 制 法		柏 市 環 境 保 全 条 例	
	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数	施 設 数
金属加工機械	7 6	6 9 4	1 5 7	1 0 2 0
空気圧縮機・送風機	2 7 8 (1 0)	2, 1 6 6 (6 9)	4 0 1 (6)	2, 1 9 6 (1 4)
粉碎機	2 (1)	5 7 (1)	1 1 (1)	4 6 3 (1)
織機	2	1 8 0	1 0	2 6
建設用資材製造機械	5	7	1	2
穀物用製粉機	1	2	0	0
木材加工機械	1 7	4 3	3 0	9 2
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	1 5 (1)	1 9 6 (1)	4	1 2
合成樹脂用射出成型機	1 8	1 8 7	1 0	5 2
鋳型造形機	1 (1)	2 (1)	1	1
その他	0	0	5 4 5 (2 1)	2, 8 5 3 (1 2 4)
合 計	4 1 5 (1 3)	3, 5 3 4 (7 2)	1, 1 7 0 (2 8)	6, 7 1 7 (1 3 9)

(注) 1. 事業所数及び施設数は、平成29年3月31日現在。

2. () 内は、騒音規制法及び柏市環境保全条例とともに平成28年4月1日から平成29年3月31日までの届出(延べ)数。

2 特定建設作業

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく騒音を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
騒音規制法	くい打作業	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	4
	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	削岩機	6	1	7	13	6	5	7	6	7	5	3	9	75
	空気圧縮機	2	1	1	1	0	2	2	1	2	0	1	0	13
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バックホウ	10	3	8	16	9	12	12	10	10	11	5	12	118
	トラクターショベル	3	0	0	3	0	2	3	3	2	0	2	4	22
	ブルドーザー	2	0	0	1	0	3	3	2	1	1	1	4	18
	小計	23	5	16	35	15	24	27	23	23	17	12	30	250
柏市環境保全条例	くい打作業	1	1	0	1	1	1	2	0	2	3	1	0	13
	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	削岩機	6	1	8	10	8	6	4	8	8	1	4	5	69
	空気圧縮機	3	0	6	0	3	0	0	4	2	1	4	1	24
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鋼球による破碎作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機	0	0	1	0	1	0	0	2	1	1	4	1	11
	ブルドーザー・トラクターショベル等	52	26	64	51	54	52	48	63	60	48	36	49	603
	小計	62	28	79	62	67	59	54	77	73	54	49	56	720
合計		85	33	95	97	82	83	81	100	96	71	61	86	970

平成28年度は、建築工事や土木工事に伴う騒音苦情が29件寄せられています。

苦情の内容は、作業に伴う建設機械から発生する音が原因となっており、住宅密集地で工事を行う場合は、近隣への配慮が強く求められます。

3 交通騒音

交通騒音測定は本市を東西に横断している国道6号、南北に縦断している国道16号については年1回、また、北部を東西に横断する常磐自動車道で常時測定を実施しています。

交通騒音測定地点

- ①国道6号
- ②国道16号
- ③常磐自動車道伊勢原測定局
- ④常磐自動車道西原測定局



(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

(ア) 日時

平成28年11月12日（土）
～11月20日（日）

(イ) 測定場所

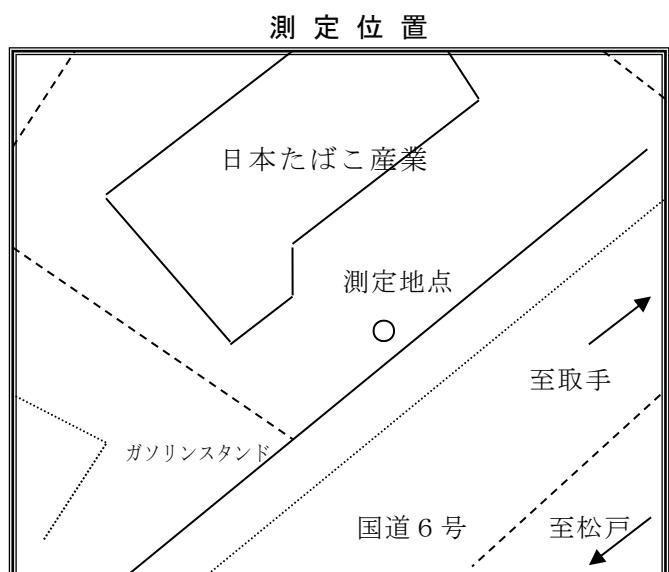
日本たばこ産業（株）柏営業所
柏市柏344-1

(ウ) 道路構造

平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域



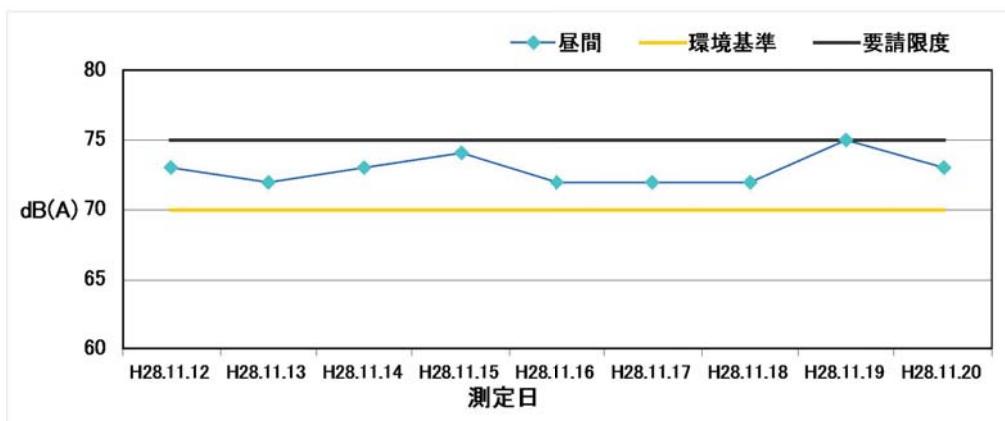
(才) 測定結果

単位：デシベル（A）

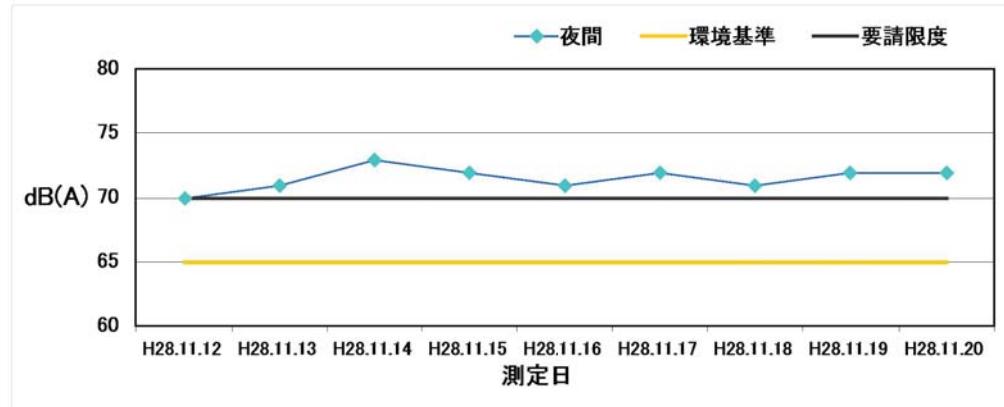
項目	区分	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日6:00）
測定値		73	72
環境基準		70	65
要請限度		75	70

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

昼間（6:00～22:00）



夜間（22:00～翌日6:00）



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、要請限度値については、夜間の大部分で超過しています。

交通量

項目	測定結果
交通量合計（台／日）	47,466
大型車混入率（%）	27.5

(注) 交通量合計は毎正時10分間値を基に算出したものです。

イ 国道 16 号

(ア) 日時

平成 28 年 11 月 12 日 (土)

～ 11 月 20 日 (日)

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所

柏市柏 1367-5

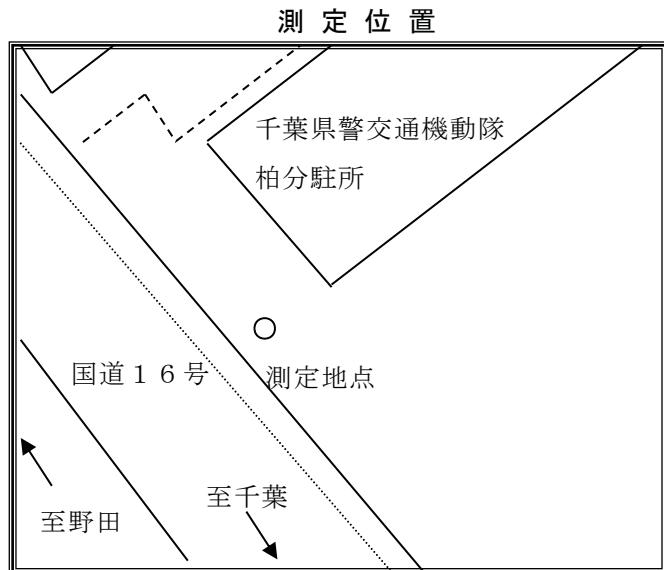
(ウ) 道路構造

平面 4 車線

(エ) 用途地域

準住居地域

(オ) 測定結果

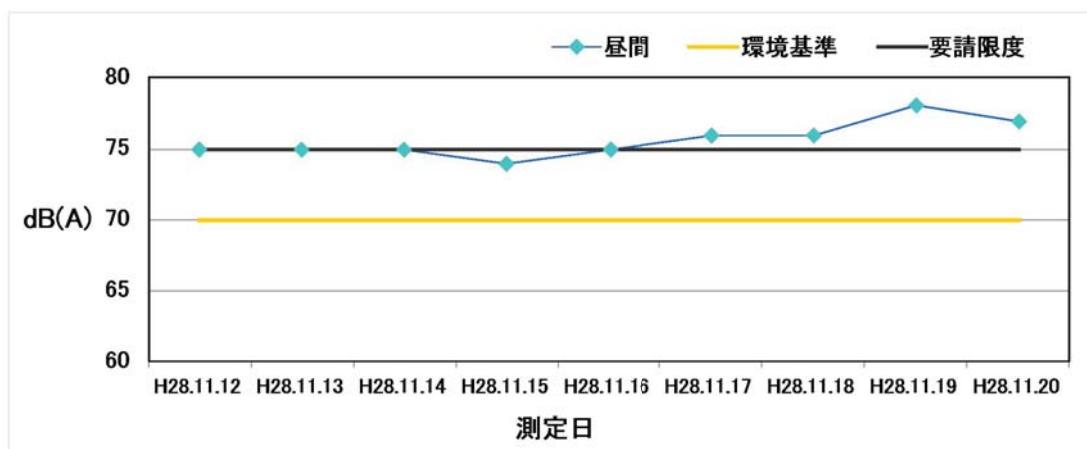


単位 : デシベル (A)

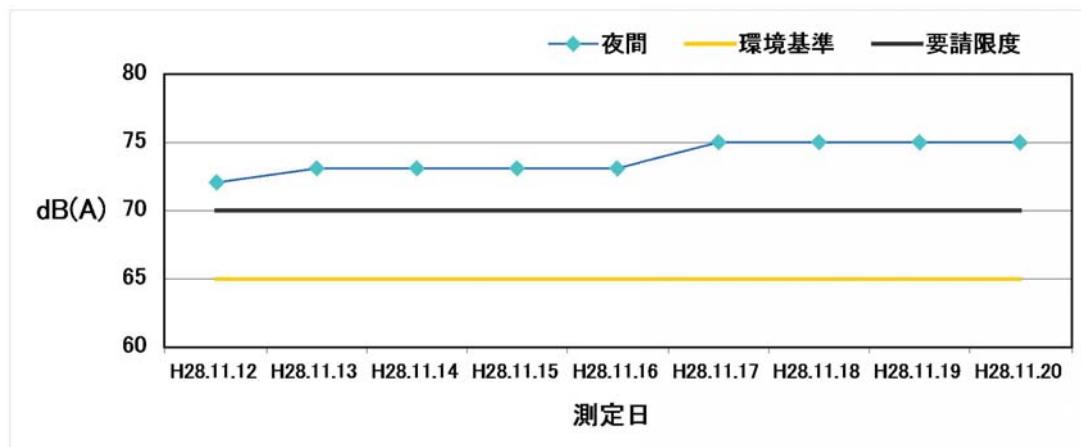
項目 \ 区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日 6:00)
測定値	76	74
環境基準	70	65
要請限度	75	70

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

昼間 (6:00～22:00)



夜間(22:00～翌日 6:00)



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、要請限度値については、昼間の一部及び夜間の全時間帯で超過しています。

交通量

項目	測定結果
交通量合計 (台／日)	45,420
大型車混入率 (%)	33.1

(注) 交通量合計は毎正時10分間値を基に算出したものです。

(2) 常磐自動車道

常磐自動車道沿いに常設の環境監視施設において連続測定しています。

ア 騒音

平成28年度の騒音は、伊勢原測定局、西原測定局ともに環境基準値を満足しています。

騒音年平均値経年変化

単位：デシベル (A)

測定場所	区分	年度	測定結果						
			平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基準
伊勢原測定局	昼間 (6:00～22:00)	平成23年	53	53	53	53	52	52	65
	夜間 (22:00～翌日 6:00)	平成24年	58	58	57	58	57	57	60
西原測定局	昼間 (6:00～22:00)	平成25年	51	52	53	53	54	53	65
	夜間 (22:00～翌日 6:00)	平成26年	57	57	59	58	58	58	60

イ 交通量

項目	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
平均通過台 (台／日)	平成24年	92,255	92,256	91,668	92,080	89,499
大型車混入率 (%)	平成25年	22.7	23.7	23.7	23.4	23.3

4 自動車騒音面的評価

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の状況の常時監視により、主要路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の道路環境の各種政策への反映を図る資料とします。

5 近隣騒音

住宅の密集により、ピアノの練習等やエアコン室外機等の音が耳障りとなっており、その他家庭用機器等による生活音等も騒音となっています。

6 航空機騒音

千葉県では海上自衛隊下総航空基地周辺について、類型指定地域内における飛行場南側6箇所、飛行場北側5箇所、指定地域外における飛行場南側1箇所、飛行場北側1箇所の計13箇所の調査地点を選定し、海上自衛隊下総航空基地に離着陸する航空機の騒音を測定しました。

全測定地点のうち5箇所（全て飛行場北側）は柏市内で測定が行われ、すべて環境基準を満足していました。

単位： L_{den}

調査地点名	L_{den} (速報値)	環境基準値	環境基準との比較
沼南近隣センター（旧沼南公民館）	4 7	5 7	○
沼南老人福祉センター	5 0		○
塙崎総合運動公園	4 3		○
藤ヶ谷新田区民館	4 5		○
高柳局（旧風早南部小学校跡地）	5 7		○

(注) 調査期間 平成28年9月28日～10月11日

第3節 騒音の対策

1 工場騒音

(1) 発生源対策

低騒音型機械の選定又は消音器等の取り付けにより、騒音の発生をできるだけ小さくする方法があります。

(2) 伝播防止対策

騒音は距離により減衰することから、発生源と住宅との距離を離すために機械の配置の変更や音の伝播経路上に壁や屏などの遮音物を設置し、伝播防止をする方法があります。

(3) 受音側対策

幹線道路周辺では窓を二重にするなどの方法があります。

(4) 土地利用による対策

住宅地域内に混在している工場などで、上記の対策では騒音防止が困難な場合には、規制基準の緩やかな工業地域等に移転するなどのことが考えられます。

2 特定建設作業

低騒音型建設作業機械の選定、また工事現場に適した工法により、工事現場での騒音の発生をできるだけ小さくすることはもとより近隣住民への配慮が求められます。

3 交通騒音

自動車自身の音をできるだけ小さくすることや、騒音の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させること、また総合交通信号システムによりスピードを制限させることやスピード取り締まり機の設置のほか防音壁の設置、低騒音舗装の変更などの対策が講じられています。

4 近隣騒音

ピアノやエアコンの室外機など一般家庭から生じる騒音は、低騒音型機器の選定、機器の取り付け位置や向きなどに配慮する必要があります。

また、音を出すときは使用時間帯（深夜、早朝）を考え、音量調整や窓を閉めるなど近隣への気配りで快適な生活を送れるよう工夫することが大切です。

5 航空機騒音

飛行場周辺では、窓を二重にするなどの方法があります。

第6章 振動

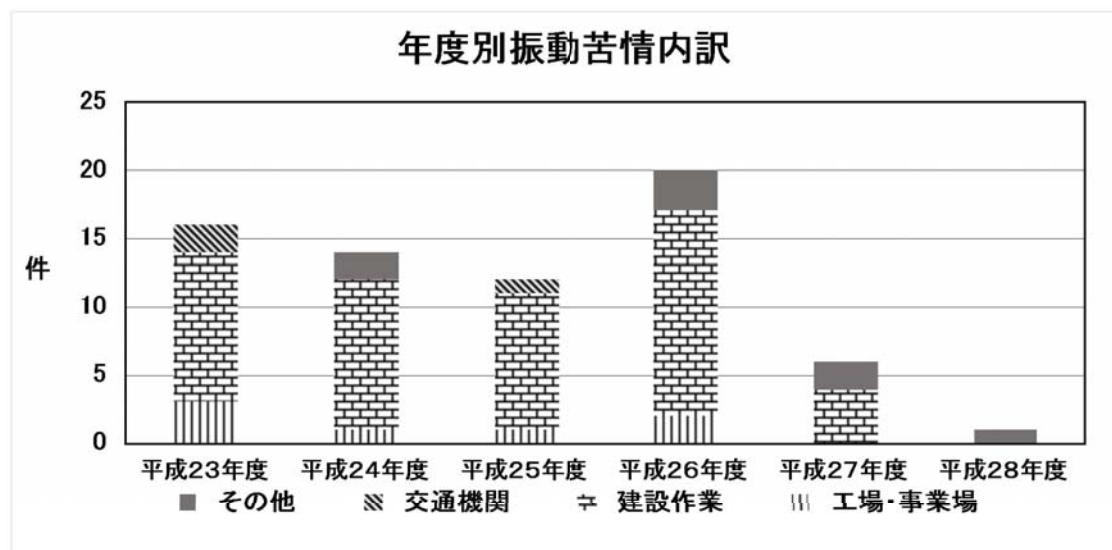
第1節 概況

振動公害とは、地震など自然現象によって発生する地盤振動以外のもので、工場及び事業場、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生しているものをいいます。

振動は、建物を振動させ、障子やガラス戸がたつたり壁に亀裂が入るなど、物等に被害を与えたりするもので、騒音と並んで日常生活に關係の深い問題です。

振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと発生源から100m以内、多くの場合10～20m程度でその大きさは、地震でいうと地表においておおよそ震度I（微震）から震度III（弱震）の範囲内にあります。

平成28年度の振動に係る苦情は、公害苦情件数のうち1件（0.6%）となっています。内容は道路工事に伴う段差から道路上に車が通行する時に発生した振動に対するものです。



年度 発生源等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
工場・事業場	1	1	2	0	0	0
建設作業	11	10	15	4	9	0
交通機関	0	1	0	0	0	0
その他	2	0	3	2	0	1
合計	14	12	20	6	9	1

1 規制基準

振動に係る規制基準

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
市街化調整区域の一部			
第二種	近隣商業地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

2 要請限度

道路交通振動に係る要請限度

自動車が軟弱地盤、未舗装道路及び未補修道路等を通過するときに大きな振動が発生します。

要請限度は、道路沿道で振動により生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準のことです。

道路交通振動の要請限度

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
第二種	近隣商業地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 振動の現況

1 工場振動

振動規制法及び柏市環境保全条例では、著しく振動を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

対象法令等 施設の種類	振 動 規 制 法		柏 市 環 境 保 全 条 例	
	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数	施 設 数
金属加工機械	4 4	4 8 7	1 0 5	9 0 4
圧縮機	1 3 7 (5)	8 5 6 (1 5)	1 3 5 (2)	5 1 9 (5)
粉碎機	1	1	4 4 (2)	2 2 0 (2)
織機	1	8 0	1	1
コンクリートブロックマシーン	0	0	2	7
コンクリートプラント	0	0	0	0
木材加工機械	2	3	1 0	1 7
印刷機械	3	3 6	1 (1)	2 (1)
合成樹脂射出成型機	1 1 (1)	7 6 (1)	6	7 2
ゴム練樹脂用ロール機	1	1	1 1	8 8
鋳型造形機	0	0	3	2 5
冷凍機	0	0	1 6 9 (1 7)	1, 4 6 4 (1 1 5)
原動機	0	0	7 9	1 2 9
合 計	2 0 0 (6)	1, 5 4 0 (1 6)	5 6 6 (2 2)	3, 4 4 8 (1 2 3)

(注) 1. 事業所数及び施設数は、平成29年3月31日現在。

2. () 内は、振動規制法及び柏市環境保全条例とともに平成28年4月1日から平成29年3月31日までの届出（延べ）数。

2 特定建設作業

振動規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
振動規制法	くい打作業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	
	鋼球による破碎作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	舗装版破碎機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブレーカー	5	1	7	10	6	4	5	5	6	5	4	9	67	
	小計	5	1	7	10	6	4	5	6	7	5	4	10	70	
柏市環境保全条例	くい打作業	1	1	0	1	1	1	2	0	2	3	1	0	13	
	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	削岩機	6	1	8	10	8	6	4	8	8	1	4	5	69	
	空気圧縮機	3	0	6	0	3	0	0	4	2	1	4	1	24	
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鋼球による破碎作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	舗装版破碎機	0	0	1	0	1	0	0	2	1	1	4	1	11	
	ブルドーザー・トラクターショベル等	52	26	64	51	54	52	48	63	60	48	36	49	603	
	小計	62	28	79	62	67	59	54	77	73	54	49	56	720	
合計		67	29	86	72	73	63	59	83	80	59	53	66	790	

(注) 市条例の届出は、騒音の特定建設作業で届出された数値と同数。

3 交通振動

交通振動測定は、市内主要幹線道路沿いで交通騒音測定場所と同一の地点で実施しました。

(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

(ア) 日時

平成28年11月15日(火)～11月16日(水) 24時間実施

(イ) 測定場所

日本たばこ産業(株) 柏営業所

柏市柏344-1

(ウ) 道路構造

平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域

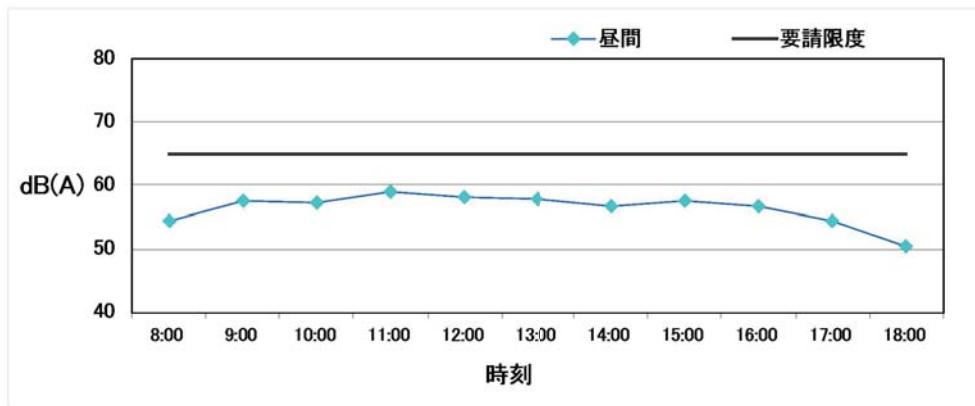
(オ) 測定結果

(単位: デシベル)

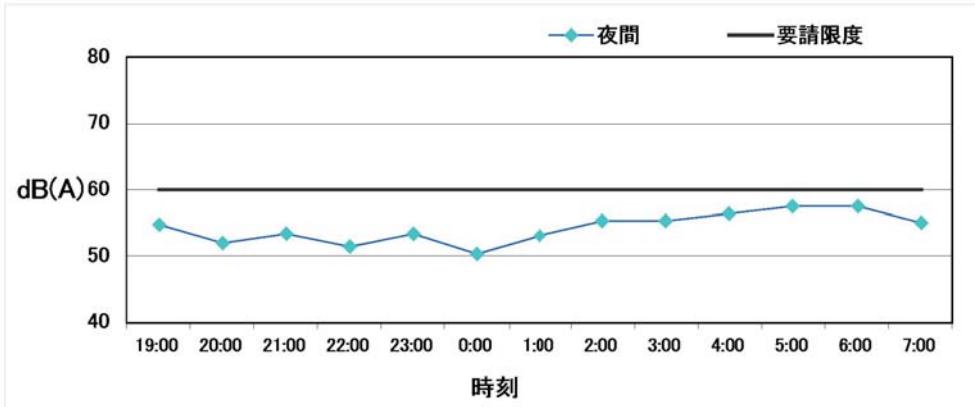
区分 項目	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌日 8:00)
測定値	5 6	5 4
要請限度	6 5	6 0

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間(8:00~19:00)



夜間(19:00~翌 8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種であり、交通振動測定結果は、昼・夜の時間区分とも要請限度値内となっています。

イ 国道16号

(ア) 日時

平成28年11月15日(火)～11月16日(水) 24時間実施

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所

柏市柏1367-5

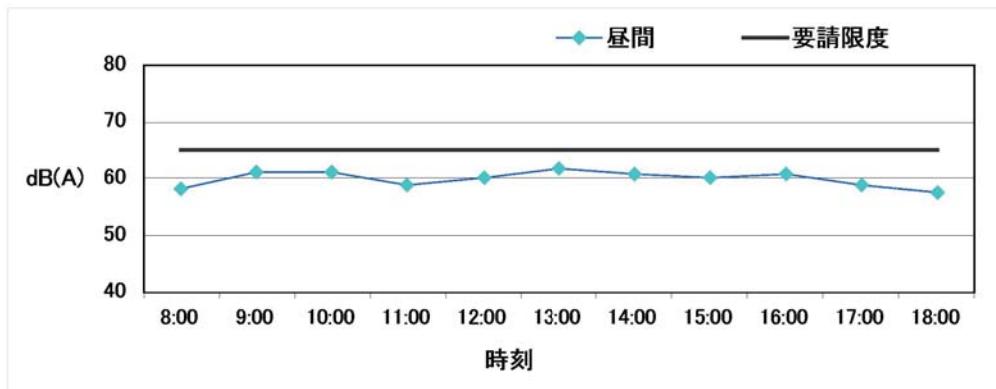
- (ウ) 道路構造
平面4車線
(エ) 用途地域
準住居地域
(オ) 測定結果

(単位: デシベル)

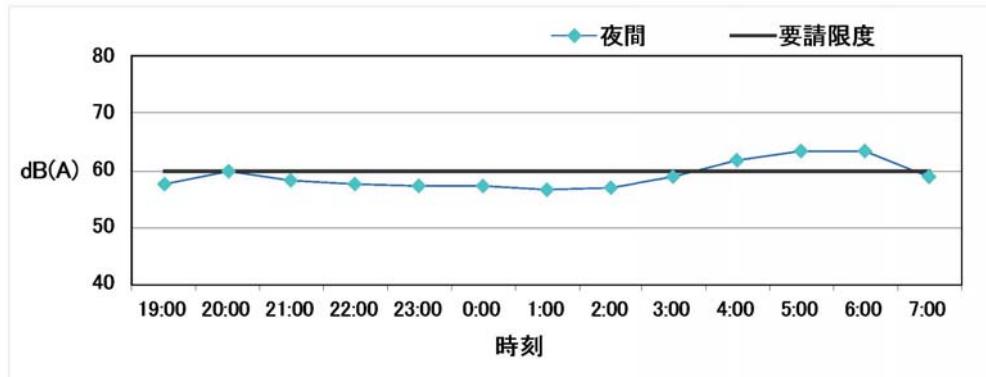
区分 項目	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌日 8:00)
測定値	60	59
要請限度	65	60

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間(8:00~19:00)



夜間(19:00~翌8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種です。調査結果と要請限度値との比較では、昼間は全時間帯で満足していますが、夜間の一部で超過しています。

第3節 振動の対策

1 工場振動

低振動型機械の採用、吊基礎、浮き基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）などの防振装置の設置、機械基礎の改善により、防振対策が行なわれています。

2 特定建設作業

現在は技術開発が進んでいる無振動工法の採用、また低振動型建設機械を選定することで、振動の発生をできるだけ小さくすることができます。

3 交通振動

振動の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させるなど車両交通規制、貨物自動車の積載重量制限厳守及び地盤改良や凸凹路面の補修等による道路維持管理面で振動を小さくする等の対策があります。

第7章 地盤沈下

第1節 概況

地盤沈下とは、地殻変動や軟弱な地盤などの自然的要因によるものと、地下水などのくみ上げにより地下水位が下がり、地層の収縮をもたらして起こる人為的要因によるものにより、地表面が沈下していく現象のことです。

地盤沈下は、進行が緩慢であり、一度発生するとほとんど回復が不可能であることなど、他の公害とは異なる側面を有しています。

公害として取り上げる地盤沈下は、事業活動などに伴う人為的要因によって生ずる現象であり、本市においては、千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例によって一定規模の揚水施設を持つものに対し、地下水採取の規制を行っています。

最近5年間の本市の地盤沈下状況については、大きな沈下（5年間の沈下量が5cmを超える沈下）は起こっていません（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響を含む平成23年の沈下量を除く）。

また、大きな沈下が起こっていない要因としては、地下水位の低下・市内全体の地下水揚水量の増加が見られないことが考えられます。

第2節 地盤沈下の現況

1 地盤沈下状況

本市には18か所の水準点があり、千葉県が昭和48年から市内の水準測量を行っています。平成29年1月1日を基準日として実施したから水準測量の結果、全水準点の1年間の変動量において大きな沈下（1年間の沈下量が1cmを超える沈下）は確認されませんでした。

2 地下水位状況

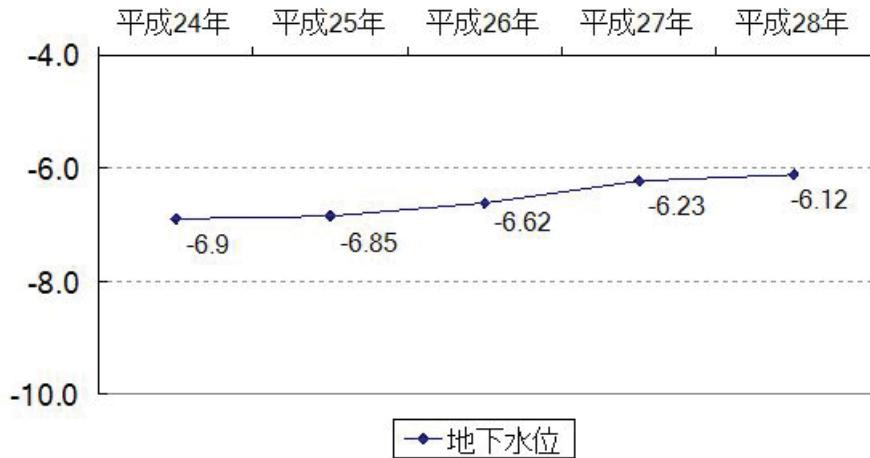
地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この浸透は極めて緩慢なため、補給量以上に地下水をくみ上げると地下水位が低下し、これに伴い地層が収縮し地盤沈下が生じます。

このため、現在県観測井1か所において地下水位を観測することで、水準測量と併せて地盤沈下の監視を行っています。

県観測井（柏第一）の地下水位の年次変化

単位：TP m

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
-6.90	-6.85	-6.62	-6.23	-6.12



3 地下水揚水量の状況

本市内の揚水施設を設置している工場や事業所等から報告のあった平成24年から平成28年までの地下水揚水量は次のとおりです。

年次別地下水揚水量

単位 : m³

年次 用途	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
工業用	2,434,192	2,601,899	2,290,206	2,453,522	2,492,843
建築物用	1,241,016	1,156,898	1,132,166	1,152,739	1,131,986
水道用	9,437,591	9,178,408	8,180,420	7,792,190	7,778,253
農業用	3,097,804	3,567,419	3,138,490	2,549,927	2,612,025
その他	305,836	336,465	310,788	603,964	381,453
合計	16,516,439	16,841,089	15,052,070	14,552,342	14,396,560
1日当たり	45,251	46,140	41,239	39,869	39,335

本市内の揚水施設（井戸）の設置状況

		工業用	建築物用	水道用	農業用	その他	合計
平成 24年	事業所数	82	35	27	23	22	189
	井戸本数	127	54	92	44	39	356
平成 25年	事業所数	81	35	28	23	21	188
	井戸本数	126	54	94	44	38	356
平成 26年	事業所数	81	34	28	23	21	187
	井戸本数	119	53	89	43	36	341
平成 27年	事業所数	78	32	27	21	22	180
	井戸本数	115	51	88	41	37	332
平成 28年	事業所数	76	34	25	22	21	178
	井戸本数	105	61	76	43	24	309

水準測量結果

水準点番号	所在 地			標 高 (T.P.)m		年間変動量 (mm)	水準基設置年度
	町名 (大字)	番 地	目 標	平成28年1月	平成29年1月		
10869	花野井	746-10	花野井第一公園	18. 4123	18. 4108	-1. 5	平成13年再設
10870	布施	145地先	袴田牧場	19. 7360	19. 7336	-2. 4	平成13年移設
10895	富里二丁目	4	神明神社	20. 3577	20. 3590	+1. 3	昭和50年
10896	柏六丁目	9	柏公園前 道路脇	21. 6184	21. 6186	+0. 2	昭和52年
KS-1	新十余二	11-4	新十余二第二公園	16. 6555	16. 6532	-2. 3	平成26年再設
KS-3	若柴	69-1	公設総合卸売市場	11. 7539	11. 7522	-1. 7	昭和48年
KS-4	布施	1945	あけばの公園	18. 6518	18. 6511	-0. 7	昭和48年
KS-7	若葉町	4-54	市立第三小学校	21. 5504	21. 5513	+0. 9	昭和48年
KS-9	増尾一丁目	23-1	市立土中学校	25. 0174	25. 0193	+1. 9	平成11年移設
KS-10	南増尾	2256-3	柏市水道部第4水源池	26. 5320	26. 5302	-1. 8	昭和48年
KS-11	十余二	1	皇太神社	17. 6853	17. 6817	-3. 6	昭和49年
KS-18	藤心	880	市立藤心小学校	12. 8938	12. 8937	-0. 1	昭和52年
SH-1	大島田	48-1	柏市沼南庁舎脇	24. 1105	24. 1106	+0. 1	平成13年移設
SH-2	箕輪	378	第12分団器具置場	21. 9439	21. 9431	-0. 8	昭和58年
SH-4	若白毛	61	若白毛青年館	13. 3809	13. 3804	-0. 5	平成7年
SH-5	柳戸	690	市立手賀中学校	22. 3717	22. 3711	-0. 6	昭和58年
SH-6	金山	492	第15分団器具置場	17. 3719	17. 3715	-0. 4	昭和58年
SH-9	高柳	1413	高柳区民会館	18. 4585	18. 4579	-0. 6	平成11年

※累積変動量とは、水準基設置時からの変動量を示します。

第3節 地盤沈下の対策

千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づき、地下水採取は次のとおり規制されています。

1 千葉県環境保全条例による規制

本市は、市内全域が千葉県環境保全条例の地下水採取規制地域になっており、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）で地下水をくみ上げ、規制の対象となる用途に使用する場合は、知事の許可を受けなければなりません。

このうち規制の対象となる用途とは次の7つであり、これらを特定用途といいます。

- (1) 工業の用途
- (2) 鉱業の用途
- (3) 建築物用水の用途
- (4) 水道事業、簡易水道事業、専用水道又は小規模水道の用途
- (5) 工業用水道事業の用途
- (6) 農業の用途
- (7) 10ha以上のゴルフ場における散水の用途

なお、千葉県環境保全条例による揚水施設の許可申請の窓口は、本市環境政策課となっています。

2 柏市環境保全条例による規制

本市では、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）を設置しようとする場合は、市長に届出なければなりません。ただし、次に掲げる揚水施設は除かれます。

- (1) 温泉法の規定により許可を受けた動力装置をもつ揚水施設
- (2) 工業用水法第3条第1項に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域内に設置された揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例の規制対象の揚水施設
- (5) 消火の用のみに供する揚水施設
- (6) 建設作業その他臨時の用に供する揚水施設であって、市長が認めるもの

第8章 悪臭

第1節 概況

悪臭は、騒音、振動と同様に感覚的な公害のひとつであり、不快感、嫌悪感などの心理的影響を及ぼすほか、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。市内には、住工混在の地域があることや、住宅地域が郊外に拡がりをみせている状況で、悪臭の発生源は、工場、事業場、農地、野焼きなど多岐にわたっています。

このような状況の中、悪臭に係る規制及び指導を「悪臭防止法」及び「柏市環境保全条例」に基づき行っています。

第2節 悪臭の現状

1 悪臭苦情の現状

平成28年度の悪臭に係る苦情は、公害苦情件数のうち19件（10.6%）となっています。飲食店からの臭いや浄化槽の管理不備あるいは事業場等からの溶剤臭等が多くを占めています。浄化槽の悪臭については、平成20年度から中核市に移行し、浄化槽法の事務移管に伴い、指導の迅速化が図られました。

第3節 悪臭の対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22種類を指定し、排出基準を定めています。

本市では、都市化進行等の社会情勢変化に対応するため規制地域の指定を受け、これらの物質を都市計画法に定める用途地域内で規制することとし、平成4年1月1日から施行されています。

(1) 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)	特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

（注）規制基準は臭気強度2.5に相当。

(2) 煙突等気体排出口に係る基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドについては、流量の許容限度が定められています。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 悪臭物質流量 (0°C, 1気圧) ($m^3/\text{時}$)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 最大着地濃度 (事業場敷地境界線における規制基準) (ppm)

(3) 排出水に係る基準（法第4条第1項第3号）

特定悪臭物質のうちメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルについて、排出水中濃度の許容限度が定められています。

$$C_L m = k \times C_m$$

$C_L m$: 排出水中の悪臭物質濃度 (mg/L)

k : 定数

C_m : 敷地外における規制基準値 (ppm)

排出水における規制基準

単位 : mg/L

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1
硫化水素	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

定数 k の値

区分 排出水の量	$Q \leq 0.01$	$0.01 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	1.6	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	3.2	6.9	1.4
二硫化メチル	6.3	1.4	2.9

(注) Q : 事業場の敷地外に排出される排出水の量 ($m^3/\text{秒}$)

(4) 悪臭物質のにおい・主な発生源

悪臭物質のにおい・主な発生源(1)

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、セロファン製造業、でん粉製造業、パルプ製造業、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、水産缶詰製造業者等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業者等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場等

悪臭物質のにおい・主な発生源(2)

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 油脂系食料品製造工場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場, ポリスチレン製造工場, 化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工場, 繊維工場, 鑄物工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場, 染色工場, 畜産事業場, 化製場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, 畜産食料品製造業, でん粉製造業, し尿処理場等

2 柏市環境保全条例による規制

特定施設を設置する工場又は特定作業を実施する作業場において発生し、及び排出され又は飛散する悪臭の許容限度を「周囲の環境に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という文章表現で明記しており、これに基づき指導を行っています。

第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度

1 6段階臭気強度表示法

0 : 無臭

1 : やっと感知できる臭い (検知閾値)

2 : 何の臭いであるかがわかる弱い臭い (認知閾値)

3 : らくに感知できる臭い

4：強い臭い

5：強烈な臭い

2 臭気濃度

無臭の清浄な空気で希釈したとき、無臭になるまでに要した希釈倍数をいいます。

3 臭気指数

$$N = 10 \log S \quad (N : \text{臭気指数}, S : \text{臭気濃度})$$

ウェーバー・フェヒナーの法則により、感覚量はその刺激量の対数に対応します。

4 臭気強度と臭気濃度との関係

臭気強度 2.5 に対応する臭気濃度は 10 程度

臭気強度 3.0 に対応する臭気濃度は 30 程度

臭気強度 3.5 に対応する臭気濃度は 60 程度

ただし、臭いの質により違ってきます。特に、揮発性の高い溶剤の臭いについては、薄めてしまうと臭わなくなってしまいます。

第9章 自然環境

第1節 概況

本市は、昭和40年代からの人口急増とともに、山林や農地の宅地化が進み、手賀沼に代表される生活排水による河川等の汚濁や緑地の減少等、大都市圏特有の環境問題が生じてきています。

市民が生活にゆとりを取り戻し、やすらぎを求めるようになった現在、残された自然を市民の憩いの場として保全、活用して行くことが強く求められています。

本市では、昭和63年度から湧水と周辺の自然環境資源の保全に取り組み、また生きものの資源の基礎調査として、平成2年、平成9年に引き続き、平成18年度から3年間で市民団体による自然環境調査を実施し、貴重な植物などが確認されました。

第2節 湧水保全事業

1 事業概要

市民からの湧水情報や実態調査の結果を基に、湧水量、立地条件等を検討し、土地所有者の協力を得て、市民が身近に触れて親しむことのできる場として、また、憩いの場として自然の状態を活かした湧水地整備を行い、保全を図っています。

柏市内の主な湧水リスト

	名称	所在地等	形態
1	名戸ヶ谷湧水	柏市名戸ヶ谷ビオトープ内	A
2	寺谷ツ湧水	柏市柏	A
3	戸張湧水	柏市戸張	A
4	宿連寺湧水	柏市宿連寺	A
5	中の橋湧水	柏市大井	A
6	小山台湧水	柏市大井	B
7	増尾湧水	増尾城址公園内	A
8	高田野鳥公園湧水	高田野鳥公園内	B
9	小袋池・弁天池湧水	小袋公園内	C
10	イボ弁天湧水	柏市東山	A

形態 A:斜面ふもとから湧出 B:斜面中腹から湧出 C:地表面の水脈から湧出

第3節 自然環境保全

1 手賀沼船上探鳥会の実施

(1) 目的

手賀沼に生息、飛来する野鳥（カモ類等）の観察をとおして、水質浄化、自然環境の保全への意識高揚を図る。

(2) 日時及び場所

平成29年2月4日（土） 手賀沼周辺及び手賀沼船上

2 自然環境調査

(1) 目的

市内に生育・生息する生き物の現状を把握し、自然環境保全の基礎資料とする。

(2) 経緯

第1回の調査は、平成2年度に、専門家や学校の教諭を中心に実施し、第2回は、平成9～11年度に、専門家及び市民により実施しました。

更に、平成17年度に旧沼南町と合併したことから、当区域を含めた調査を学識者や市民などから構成するかしわ環境ステーション運営協議会に委託して実施しました。

また、平成28年度には、NPO法人かしわ環境ステーションに委託して第4回調査を開始しました。

(3) 自然環境調査結果

平成18年度から平成20年度にかけて実施した自然環境調査の結果、千葉県内でも数が少なくなってきたマイヅルテンナンショウやメダカなど、環境省や千葉県のレッドデータブックに記載されている動植物の生息・生育が確認され、様々な種類の生物が生きる貴重な自然が残されていることが分かりました。

3 柏市生きもの多様性プラン

柏市生きもの多様性プランは、生物多様性基本法に基づき、環境審議会及び部会で検討し、策定されました。その特徴としては、

(1) 旧沼南町との合併を機に、平成18年度から3年間にわたり、市民や大学教員などから構成する「かしわ環境ステーション運営協議会」に調査を委託し、広く市民参加を得て市内全域を調査した結果に基づく、具体的なプランとなっています。

(2) 調査結果から、柏市内で、自然環境が良い状態で残されている36地域を多様性の保全重要地区として定め、生きもの多様性の観点から重要地区内の、生息地の保全を図っています。

(3) 柏市自然環境調査で「要保全生きものリスト」として挙げられた種と千葉県レッドリストを合せて「人里の生きもの」リストとします。「人里の生きもの」とは、「柏市において、以前はよく見かけた生きもので最近見ることが少なくなった生きもの」を位置づけます。

(4) プランの構成として、目標の2050年に向けて、生きもの多様性を現状より豊かにするため、生きもの多様性空間の整備と再生、多様性重点地区や貴重種の保全、外来種対策などを重点施策として位置付けています。

■表一「人里の生きもの（動物編）」リスト案（153種） H22.8月現在

類	科名	種名	県RL	備考
哺乳類	ネズミ科	カヤネズミ	D	
	イタチ科	ホンドイタチ		
	イヌ科	キツネ	C	
鳥類	サギ科	アオサギ	D	
		アマサギ		
		コサギ	C	
		ダイサギ	C	
		チュウサギ	B	
		ヨシゴイ	A	
	キツツキ科	アカゲラ	C	
		イソシギ	B	
		キョウジョシギ	C	
		タカブシギ	B	
ツグミ科	シギ科	タシギ		
		チュウシャクシギ	D	
		ハマシギ	B	
		イソヒヨドリ	C	
		ノビタキ		
	ウグイス科	ウグイス	D	
		エゾムシケイ		
		オオヨシキリ	D	
		セッカ	D	
タカ科	アトリ科	ウソ		
		ベニマシコ		
	エナガ科	エナガ	C	
		オオジュリン	D	
	ホオジロ科	クロジ	D	
		ホオジロ	C	
		オオタカ	B	
	ハヤブサ科	サシバ	A	
		ツミ	B	
		トビ	C	
		ノスリ	C	
		ハイタカ	B	
		ミサゴ	B	
クイナ科	ハヤブサ科	ハヤブサ	B	
		チョウウゲンボウ	C	
	バン	オオバン	C	
		バン	B	
カモ科	カモ科	オカヨシガモ	C	
		スズガモ	D	
		マガン	X	

	ヨシガモ	B	
	ミコアイサ		
カイツブリ科	カイツブリ	C	
	ハジロカイツブリ		
	カンムリカイツブリ	D	
カラス科	カケス	C	
ウ科	カワウ	C	
カワセミ科	カワセミ	C	
キクイタダキ科	キクイタダキ		
セキレイ科	キセキレイ	B	
	セグロセキレイ	D	
ヒタキ科	キビタキ	B	
レンジャク科	キレンジャク		
カモメ科	コアジサシ	A	
チドリ科	コチドリ	B	
	タゲリ	C	
	ムナグロ	D	
カササギヒタキ科	サンコウチョウ	A	
ツバメ科	イワツバメ	D	
	ツバメ	D	
シジュウカラ科	ヒガラ		
	ヤマガラ	C	
ヒバリ科	ヒバリ	D	
フクロウ科	フクロウ	B	
カツコウ科	ホトトギス	C	
メジロ科	メジロ	C	
爬虫類	イシガメ科	クサガメ	C
	トカゲ科	ニホントカゲ	B
	ヘビ科	アオダイショウ	D
		シマヘビ	C
		ジムグリ	B
		ヤマカガシ	D
両生類	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	D
	ヤモリ科	ニホンヤモリ	D
	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	C
	アカガエル科	トウキョウダルマガエル	B
		ニホンアカガエル	A
魚類	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	D
	イモリ科	アカハライモリ	A
	コイ科	オイカワ	
	ドジョウ科	ドジョウ	
	ハゼ科	ヌマチチブ	D
昆虫類	メダカ科	メダカ	B
	コイ科	モツゴ	D
	トンボ目	アオイトトンボ科	A
		イトトンボ科	B
		セスジイトトンボ	D
		サナエトンボ科	C
		ヤンマ科	D
		クロスジギンヤンマ	D
		サラサヤンマ	D

	オニヤンマ科	オニヤンマ		
	トンボ科	コノシメトンボ	D	
		チョウトンボ	D	
	カワトンボ科	ハグロトンボ		
バッタ目	キリギリス科	クツワムシ		
		ヒメギス		
	バッタ科	クルマバッタ		
		クルマバッタモドキ		
		ショウリョウバッタモドキ	C	
		ナキイナゴ		
		ヒナバッタ		
ナナフシ目	ナナフシ科	ニホントビナナフシ		
カメムシ目	タイコウチ科	タイコウチ		
		ミズカマキリ		
	コオイムシ科	コオイムシ		
コウチュウ目	ミズスマシ科	ミズスマシ	C	
	センチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	D	
		オオセンチコガネ	D	
	コガネムシ科	コカブトムシ	D	
		シロテンハナムグリ		
	タマムシ科	サシゲチビタマムシ		
		ヤマトタマムシ	D	
		マスダクロホシタマムシ		
	ホタル科	ヘイケボタル	C	
		クロマドボタル	C	
	カミキリムシ科	センノカミキリ		
	テントウムシ科	フタモンクロテントウ		
アミメカゲロウ目	ゾウムシ科	チビヒヨウタンゾウムシ		
	ツノトンボ科	ツノトンボ	C	
ハチ目	スズメバチ科	ホソアシナガバチ		
	セイボウ科	オオセイボウ		
	ドロバチ科	キボシトクリバチ	C	
シリアゲムシ目	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	D	
チョウ目チョウ類	シロチョウ科	ツマキチョウ		
	タテハチョウ科	コムラサキ	C	
		ヒオドシチョウ	B	
		ミドリヒヨウモン	C	
	セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	B	
	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	C	
		ウラキンシジミ	A	
		ウラゴマダラシジミ	C	
		ミドリシジミ	C	
	ジャノメチョウ科	ジャノメチョウ	C	
チョウ目ガ類	ヤガ科	ハグルマトモエ		
	ヤママユガ科	ウスタビガ		
		オオミズアオ		
		ヤママユ		
クモ類	コガネグモ科		オニグモ	D
			コガネグモ	C

		ナカムラオニグモ	D
		ビジョオニグモ	
		ヤマシロオニグモ	
甲殻類	サワガニ科	サワガニ	C
	テナガエビ科	スジエビ テナガエビ	D D
多足類	ゲジ科	ゲジ	B
貝類	タニシ科	マルタニシ	D
	モノアラガイ科	モノアラガイ	D
	カワニナ科	カワニナ	
	イシガイ科	イシガイ ヌマガイ	D

※本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成されたものです。

※「県RL」の欄にA～Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト」に記載されている種であり、各A～Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、X:消息不明・絶滅生物

■表一 「人里の生きもの（植物編）」リスト案（196種） H22.8月現在

科名	種名	県RL	備考
マツ科	モミ		
クルミ科	オニグルミ	D	
ヤナギ科	カワヤナギ		
	ヤマナラシ		
カバノキ科	アカシデ	D	
	クマシデ	D	
	ハシバミ	D	
	ハンノキ		※
	ヤマハンノキ	D	
タデ科	サクラタデ		
	サデクサ		
	シロバナサクラタデ		
	ネバリタデ		
モクレン科	コブシ		
キンポウゲ科	アキカラマツ		※
	イヌショウマ		
	キンポウゲ	D	
	センニンソウ		※
	ツクバトリカブト		
	ニリンソウ	D	
	ヒメウズ		
メギ科	イカリソウ	D	
	メギ		
ドクダミ科	ハンゲショウ		
センリョウ科	ヒトリシズカ		
	フタリシズカ		
ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ		
オトギリソウ科	オトギリソウ		

	トモエソウ	C	
ケシ科	ジロボウエンゴサク		
ユキノシタ科	タコノアシ チダケサシ ヤマネコノメソウ		
バラ科	イヌザクラ ウワミズザクラ キンミズヒキ クサボケ ズミ ダイコンソウ ナガボノアカワレモコウ ナガボノシロワレモコウ ヒメヘビイチゴ ヤマザクラ ワレモコウ		※ ※ B
マメ科	クサフジ クララ コマツナギ ツルフジバカマ トキリマメ ノアズキ フジカンゾウ レンリソウ		※ ※ C
フウロソウ科	タチフウロ	D	
トウダイグサ科	タカトウダイ ナツトウダイ ノウルシ ヒトツバハギ		
ヒメハギ科	ヒメハギ		
ツリフネソウ科	キツリフネ ワタラセツリフネ	C	
モチノキ科	アオハダ ウメモドキ	D C	
ニシキギ科	ツリバナ		
クロウメモドキ科	クロウメモドキ クロツバラ	B B	
スミレ科	アカネスマレ アリアケスマレ コスマレ スミレ ニオイタチツボスマレ ノジスマレ マルバスミレ		※
ウリ科	ゴキヅル		
ミソハギ科	ミソハギ		
ヒシ科	ヒシ		
アカバナ科	ミズタマソウ		※
セリ科	カノツメソウ ノダケ ハナウド		

イチヤクソウ科	イチヤクソウ		
	シャクジョウソウ	D	
ヤブコウジ科	カラタチバナ		
サクラソウ科	イヌヌマトラノオ		
	ヌマノトラノオ		
	ノジトラノオ	C	
マチン科	アイナエ	B	
リンドウ科	コケリンドウ	D	
	センブリ	D	
	フデリンドウ		
ガガイモ科	コバノカモメヅル		
	スズサイコ	C	
アカネ科	オオバノヤエムグラ		
	キヌタソウ	B	
	ハナムグラ	C	
ムラサキ科	ホタルカズラ		
クマツヅラ科	クマツヅラ		※
	コムラサキ	B	
シソ科	イヌゴマ		
	ウツボグサ		
	キバナアキギリ		
	キランソウ		※
	ジュウニヒトエ	D	
	シロネ		
	タツナミソウ		
	ツルニガクサ		
	ナギナタコウジュ		※
	ヒメシロネ		
	ミゾコウジュ	D	
	メハジキ		
ナス科	オオマルバノホロシ	C	
ゴマノハグサ科	カワヂシャ		※
	コシオガマ		
	シソクサ	D	
	ヒキヨモギ	D	
ハマウツボ科	ナンバンギセル		
スイカズラ科	ゴマギ		
オミナエシ科	オトコエシ		
	オミナエシ	C	
キキョウ科	タニギキョウ	D	
	ツリガネニンジン		
	ツルニンジン		
	バアソブ	B	
	ホタルブクロ		
	ミゾカクシ		※
キク科	アキノキリンソウ		
	オグルマ	C	
	オケラ		
	カシワバハグマ		
	カントウタンポポ		
	カントウヨメナ		※

	キッコウハグマ	※
	コウヤボウキ	※
	コオニタビラコ	※
	サワシロギク	B
	シロヨメナ	
	センボンヤリ	
	タカアザミ	D
	トネアザミ	
	ノアザミ	※
	ノコンギク	
	ノニガナ	D
	ノハラアザミ	※
	ノブキ	
	ホソバオグルマ	C
	ムラサキニガナ	
	メナモミ	
	ヤクシソウ	
	ヤブレガサ	
	ヤマニガナ	
ユリ科	アマドコロ	※
	アマナ	C
	カタクリ	B
	コバギボウシ	
	シオデ	
	チゴユリ	
	ナルコユリ	※
	ノカンゾウ	
	ホトトギス	
	ミヤマナルコユリ	
	ヤブラン	
	ヤマジノホトトギス	B
	ヤマユリ	
	ワニグチソウ	B
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ	※
ツユクサ科	ヤブミョウガ	※
ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ	※
	ホシクサ	C
イネ科	アブラススキ	※
	イヌアワ	D
	オガルカヤ	
	ヌマガヤ	B
	ハネガヤ	D
	ヒメコヌカグサ	C
	メガルカヤ	※
サトイモ科	ウラシマソウ	
	マイヅルテンナンショウ	A
	マムシグサ	
ミクリ科	ミクリ	C
カヤツリグサ科	オニスゲ	D
	サンカクイ	※

	ジョウロウスゲ	D	
	ヌマガヤツリ		※
	ヒメゴウソ	D	
	フトイ		
	ミズガヤツリ		※
ラン科	エビネ	C	
	オオバノトンボソウ		
	キンラン	D	
	ギンラン	C	
	クモキリソウ	C	
	コクラン	D	
	サイハイラン	C	
	ササバギンラン	C	
	シュンラン		
	タシロラン	C	
	マヤラン	C	

※本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成されたものです。

※「県RL」の欄にA～Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト」に記載されている種であり、各A～Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、

※備考欄の「※」は貴重性はやや低いが今後検討が必要と考えられるもの

4 自然観察ガイドブック「柏の自然ウォッキング」の発行

(1) 第2回の調査結果を元に、市民向けのガイドブック「柏の自然を歩こう」を作成（平成11年度）・頒布しており、継続的に環境保全への意識高揚を図っています。さらに、第3回の調査結果を基に、身近な自然に親しめるよう「柏の自然ウォッキング」（平成21年度）を発行しました。

(2) 内容（A5版カラー写真入り42ページ）

ア 自然観察エリアの紹介

（市内を利根運河、利根川、こんぶくろ池・正連寺、大堀川流域、増尾城址・広幡八幡、柏市南部、大津川河口、若白毛谷津、手賀の丘公園周辺、手賀・布瀬の10エリアに分けて紹介）

イ 本市に生息・生育している動植物や鳥情報を写真で紹介

(3) 価格

300円（税込み）

(4) 販売場所

環境政策課、行政資料室、行政資料コーナー及び出張所（田中、増尾、富勢、光ヶ丘、豊四季台、南部、西原、松葉、藤心、高柳、柏駅前行政サービスセンター）

5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備

(1) 経緯

ア 名戸ヶ谷湧水周辺の地権者が、湧水を利用し無農薬による水田耕作を行なって

きたことにより、ホタルやトンボ等が多く生息し、自然に満ちた自然環境となっていました。

イ 昭和63年度には地権者の協力のもと、木道等を設置し市民が身近に湧水に触れて親しむ場として整備しました。

ウ 平成11年度には地権者が水田耕作をすることができなくなったため、一部用地を市で買収したほか、周辺地権者のご理解とご協力により用地を借用して、平成14年3月に名戸ヶ谷湧水を利用し、多様な生き物の生息する場として名戸ヶ谷湧水ビオトープを整備しました。

(2) 目的

名戸ヶ谷湧水と周辺の水田を利用し、多様な生きものが生息する水田生態系のビオトープとして復元し、市民の環境学習や環境活動の場として利用することを目的としています。

(3) 整備内容

柏の昔からの農村文化を継承し、ホタル等が生息できる環境を復元する水田生態系の復元ゾーンと、本来この地域に生育・生息する多種多様な生きものを誘導する水辺の生きものゾーンに区分し整備しました。

また、多くの市民が身近な自然に触れられるように、木道等を設置しました。

(4) 市民参加による活用

水田生態の復元ゾーンにおける水田耕作や水辺の生きものゾーンの植生管理を市民参加による実施方法や、市民が環境学習や環境活動の場として利用する活用方針を定めるため、学識経験者、地元町会、周辺の学校及び公募市民12名により名戸ヶ谷湧水ビオトープ活用運営委員会を設置し協議を進め、「名戸ヶ谷湧水ビオトープの活用方針」を定めました。

この方針に基づき、平成15年2月に公募した市民で構成する「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設しました。

この「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」は、稲作、ホタル・生きもの、植物の3部会から構成され、湿地の自然として多様な動植物が生息する場と、生きものをおして自然を学ぶ場となるように、さまざまな活動を行っています。

また近隣小学校の児童による農業体験や生き物観察など、自然を教材として生きた教育の場として着目されています。

また、経年劣化した木道は市により一定の改修工事を行っていますが、同会において簡易な補修等も行われており、市民参加による良好な管理が行われています。

同会は平成24年に発足10周年を迎え記念誌を発行しました。

<名戸ヶ谷ビオトープ>



6 外来種対策

近年、本市においても、特定外来生物の生息が確認されています。

(1) 動物

確認されている主な外来種は、手賀沼のオオクチバスや周辺河川のカミツキガメ、一部地区ではアライグマの生息痕跡も発見されています。

なお、アライグマについては、千葉県が策定したアライグマ防除計画に基づき、環境生活部局とともに、その対策を実施しています。

駆除件数

種類\年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
カミツキガメ	0匹	2匹	4匹	2匹	3匹
アライグマ	3頭	0頭	5頭	4頭	4頭

<カミツキガメ>



<アライグマ>



(2) 植物

市民や市民団体からアレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来植物の分布情報を受けたときは千葉県と情報を共有し、駆除を実施しました。

7 柏市谷津保全指針

市内には、豊かな自然環境を有する谷津が点在し、そこには多くの動物や植物などの生きものが生息する貴重な自然環境が残っています。

本市では、この谷津を将来にわたって保全していく重要な環境資源と位置づけ、平成28年5月に「柏市谷津保全指針」を策定し、平成37年度までの10年間の取組として、土地所有者や市民の皆さまのご協力を得ながら、保全を推進していきます。

(1) 谷津田の保全に関する協定（保全協定）

「柏市谷津田保全要領」に基づき、谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全にご協力いただける土地所有者の方と柏市で保全協定を締結しています。

(2) 保全区域

「柏市谷津保全指針」で定めた保全対象地において、土地所有者の方と谷津田の保全に関する協定を締結した面積（保全区域）は次のとおりです。

保全協定締結状況

(平成29年3月31日現在)

対象区域	保全区域面積 (ha)	保全協定締結面積 (ha)
大青田湿地	約6.5	約3.6
大根切・原ノ下	約6.4	-
柳戸・中台山	約4.5	-
布瀬	約8.9	-
手賀・狸穴	約13.6	-
金山北谷津	約3.0	-

第10章 放射線対策

第1節 概況

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は、一部が気流に乗って千葉県北西部に到達し、その際の降雨により放射性物質が降下したことで放射線量が上昇しました。

このため、平成23年12月に国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成24年3月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市では、この計画に基づいて平成25年度末までに予定した約800施設の除染を実施しました。

除染実施施設の放射線量は大きく低減するとともに、市内全域の放射線量についても放射性物質の半減期や風雨により低減し、現在では事故以前に測定されていた放射線量（毎時0.05～0.1マイクロシーベルト）に近づいています。

第2節 放射線対策事業

1 柏市除染実施計画

平成23年8月に成立した「放射性物質汚染対処特別措置法」による汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成24年3月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市ではこの計画に基づき、子どもが多く利用する施設から優先して除染を行い、平成26年3月末までに予定していた約800施設の除染が完了しました。

(1) 策定日

平成24年3月15日

(2) 計画期間

平成26年3月31日まで

(3) 対象区域

市内全域

(4) 除染の目標

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト未満となることをを目指し、保育園・幼稚園・小学校は地上5cm、中学校・公園・スポーツ施設等は地上50cm、その他施設は地上1mで毎時0.23マイクロシーベルト以上となる場所ができるだけ少なくなるように除染を行いました。

(5) 除染作業の内容

放射性物質の多くは地表面の土に含まれるため、保育園や小・中学校、公園等除染では、表土を重機で削り取りました。重機の入れない植え込み等は手作業で表土を除去し、全面的な除染を行いました。

また、必要に応じて舗装面の清掃や洗浄、汚泥や落ち葉等の除去も行いました。

なお、作業で発生した除去土壌については敷地内に埋設し、十分な厚さの土をかぶせることで放射線を遮へいしています。

2 市内全域の放射線量測定

平成24年10月から、市内主要道路及び駅周辺について、携帯型環境放射線測定器を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に行い、市ホームページ等で結果を公表しています。

回数 測定時期	測定値（単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）			ポイント数
	平均値	最大値	最小値	
第1回 平成24年10月	0.141	0.276	0.072	6,532
第2回 平成25年2月	0.117	0.260	0.058	10,646
第3回 平成25年5月	0.104	0.227	0.052	10,586
第4回 平成25年8月	0.102	0.213	0.061	10,656
第5回 平成25年11月	0.100	0.203	0.055	10,882
第6回 平成26年2月	0.094	0.205	0.055	11,139
第7回 平成26年5月	0.091	0.198	0.049	11,050
第8回 平成26年12月	0.082	0.163	0.042	11,531
第9回 平成27年4月	0.074	0.143	0.040	11,751
第10回 平成27年11月	0.068	0.159	0.036	11,667
第11回 平成28年5月	0.073	0.133	0.040	12,044
第12回 平成28年11月	0.067	0.147	0.033	12,414

3 私有地の放射線量測定

平成23年11月から私有地の放射線量測定を開始しました。市民からの依頼を受け、市職員が直接ご自宅を訪問し敷地内の測定を行っています。雨どい下など局所的な高線量箇所が発見された場合には、除染等の助言を行いました。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
2,763件	526件	128件	54件	22件	13件

4 放射線測定器の貸し出し

平成23年11月から市内20箇所において市民への放射線測定器の貸し出しを行っています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
8,692件	4,183件	1,212件	673件	441件	260件

5 町会・自治会等による測定や除染作業等の支援

平成24年2月から町会等が放射線量や除染作業等を実施する場合に、除染支援相談員及び除染アドバイザーを派遣し、事前の相談、作業計画の策定、事前測定、除染作業等を支援するとともに、必要な消耗品類等の提供を行いました。

また、平成28年度においても、除染実施後の放射線量の推移を把握するための測定を行う場合などに支援を継続しています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
36回	314回	49回	24回	9回	2回

6 放射線対策に係る市の取組

- 平成23年 3月 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故が発生
- 6月 東葛地区放射線量対策協議会が発足、測定を開始
- 8月 環境部内に放射線対策室を設置
放射線物質汚染対処特別措置法成立
- 9月 学校・保育園・幼稚園等における積算線量の測定を開始（1年間）
- 10月 田中北小学校において除染の実証作業を開始
- 11月 訪問測定、測定器の貸し出しを開始
除染実施計画策定に係る市民との意見交換会を開催
- 12月 汚染状況重点調査地域に指定

- 平成24年 2月 町会等の測定・除染作業等の支援制度を開始
- 3月 柏市除染実施計画を策定
大室測定局（田中小）にモニタリングポストを設置
- 8月 小学校（新設校を除く41校）で除染作業が終了
- 9月 保育園・幼稚園（私立含む71園）の除染作業が終了
- 10月 携帯型環境放射線測定器による市内全域測定を開始
- 平成25年 1月 市立中学校（20校）の除染作業が終了
- 2月 市立柏高等学校の除染作業が終了
- 3月 小・中学校から半径200m以内の通学路、保育園・幼稚園に隣接している市道の除染作業が終了
- 11月 公園（587公園）の除染作業が終了
- 平成26年 3月 スポーツ施設等（29施設）、小・中学校の通学路の除染作業が終了

平成 28 年度版

柏市環境白書

発行年月 平成 30 年 2 月

編集発行 柏市環境部環境政策課

〒277-8505

柏市柏 5 丁目 10 番 1 号

電 話 04-7167-1695